

すみだ健康づくり総合計画

ひと・まちつながり いきるを支える
墨田区自殺対策計画（第2次）

THE SUMIDA CITY COMPREHENSIVE HEALTH PROMOTION PLAN



ひと、つながる。
墨田区

ごあいさつ

本区では、1983（昭和58）年に「区民の健康づくり総合計画」（第1次）を策定し、40年以上にわたって、区民の皆様とともに健康づくりに取り組んできました。この間には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や様々な自然災害の発生などもあり、健康を取りまく環境や課題は著しい変化を続けています。

そこで、この度、これまでの取組や時代の変化を取り入れるとともに、「人・物・情報」など、健康づくりや自殺対策に関わる資源を活用しながら総合的な施策を推進するため、「ひと・まちつながり いきるを支える墨田区自殺対策計画」（第2次）と一体的に取りまとめた「すみだ健康づくり総合計画」（第5次）を策定いたしました。

本計画では、区がめざす健康づくりの姿を「人生100年時代、誰もが健やかで心豊かに生活できる健康長寿日本一のまち」としています。WHO（世界保健機関）は、健康とは、「病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」としています。区がめざす姿には、誰一人取り残さず、どのライフステージにおいても、住み慣れた地域で、人と人とが「つながり」を大切にしながら暮らしているうちに自然に「健康」になれるようなまちをつくっていく、という決意が込められています。

一方、生きることの包括的な支援として2019（平成31）年に策定した、自殺対策計画（第1次）を踏まえ、本計画の基本理念には「みんなで支えあい その人らしく生きられるまちの実現」を掲げました。多様な背景をかかえる一人ひとりが尊重され、誰もが生きることに希望を持ち、生きづらさをかかえることなく生きていける社会をめざします。

さらに、本計画の策定を節目として、1984（昭和59）年に行った「すみだ健康区宣言」について、時代に即した見直しを行いました。新たな「すみだ健康区宣言」のもと、区民や関係機関の皆様と手を携え、本計画を着実に推進し、区民の皆様の健康保持・増進に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たって、墨田区保健衛生協議会、すみだ健康づくり総合計画策定部会及び作業部会、墨田区自殺対策ネットワーク会議及び庁内ネットワーク会議、区民ワークショップ等、御協力いただきました皆様にごことより御礼申し上げます。

2026（令和8）年 3月

墨田区長

山本 亨



〈 目 次 〉

第1章 計画の考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 計画策定に当たって	1
(2) これからの暮らしや社会の変化を見据えた計画策定の視点	3
2 計画の位置付け	4
3 計画期間と計画の見直し	8
4 計画の特色	9
(1) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	9
(2) 自然に健康になれるまちづくり	9
(3) すみだ保健子育て総合センターを活かした子育て支援の推進	9
5 計画策定の方法	11
(1) 計画策定の体制	11
(2) 『『健康』に関する区民アンケート調査』の実施	13
(3) 第4次計画の最終評価	14
(4) 区民参加・協創の場	14
6 計画の推進	16
(1) 計画の推進体制	16
(2) 継続的なデータの蓄積と年度毎の見直し	16
第2章 第4次計画の最終評価	17
1 第4次計画の最終評価の概要	17
(1) 第4次計画の最終評価の目的	17
(2) 評価区分と判断基準	18
2 評価結果	19
(1) 基本目標別指標数と評価結果	19
(2) 基本目標別指標の詳細評価結果	20
第3章 区の健康づくりを取り巻く現状	37
区の概況データ	37
基本目標Ⅰの関連データ	41
基本目標Ⅱの関連データ	49
基本目標Ⅲの関連データ	53

基本目標Ⅳの関連データ	59
自殺対策の関連データ	61
第4章 区がめざす健康づくりの姿と計画の体系	67
1 区がめざす健康づくりの全体像	67
(1) 区がめざす健康づくり	67
2 計画の全体像	68
(1) 計画の体系	68
(2) 基本理念	69
(3) 基本方針	70
(4) 基本目標	71
(5) 健康格差の解消に向けて	72
(6) すみだ健康づくり総合計画の体系	74
(7) ロジックモデルの設定	77
第5章 基本目標別の施策と取組の推進	80
基本目標Ⅰ 個人の特性を踏まえた健康づくり	83
基本目標Ⅰの推進に向けた各施策の取組	84
基本目標Ⅰ-①：生活習慣病の発症と重症化予防	84
基本目標Ⅰ-②：がん対策の推進	86
基本目標Ⅰ-③：健康的な食環境づくり	88
基本目標Ⅰ-④：身体活動・運動の推進	90
基本目標Ⅰ-⑤：歯・口腔の健康づくり	92
基本目標Ⅰ-⑥：健康づくりのための休養・睡眠	94
基本目標Ⅰ-⑦：たばこ・アルコール対策の推進	96
基本目標Ⅱ ライフコースに応じた健康づくり	99
基本目標Ⅱの推進に向けた各施策の取組	100
基本目標Ⅱ-①-1：切れ目のない妊娠・出産・育児支援	100
基本目標Ⅱ-①-2：こどもの健やかな発育・発達支援	102
基本目標Ⅱ-①-3：学童期・思春期からの健康づくり支援	104
基本目標Ⅱ-①-4：安心して子育てできる保健・医療体制の整備	106
基本目標Ⅱ-②：女性の健康づくり	108
基本目標Ⅱ-③：高齢者の健康づくり	110

基本目標Ⅲ 地域共生・多様な主体による健康づくり	113
基本目標Ⅲの推進に向けた各施策の取組	114
基本目標Ⅲ-①：誰もが安心して暮らせる地域づくり	114
基本目標Ⅲ-②：最期まで自分らしく暮らせる地域づくり	116
基本目標Ⅲ-③：こころの健康を支える地域づくり	118
基本目標Ⅲ-④：自殺対策の推進	120
基本目標Ⅲ-⑤：地域・職域連携の推進	122
基本目標Ⅲ-⑥：特殊疾病（難病）対策の推進	124
基本目標Ⅲ-⑦：すみだらしい食育の推進	126
基本目標Ⅲ-⑧：健康を支援するソーシャルキャピタルの醸成	128
基本目標Ⅲ-⑨：健康なまちづくりに向けた環境整備	130

基本目標Ⅳ 安全・安心な保健・医療体制	133
基本目標Ⅳの推進に向けた各施策の取組	134
基本目標Ⅳ-①：感染症対策の推進	134
基本目標Ⅳ-②：食品衛生の推進	136
基本目標Ⅳ-③：衛生的な生活環境の確保／公害対策	138
基本目標Ⅳ-④：動物の適正管理の推進	140
基本目標Ⅳ-⑤：健康危機管理体制の充実	142
基本目標Ⅳ-⑥：地域の保健・医療体制の整備	144

第6章 ひと・まちつながり いきるを支える 墨田区自殺対策計画（第2次）	147
1 計画の基本的な考え方	147
(1) 基本理念	147
(2) 自殺対策の基本方針	148
2 評価指標	150
3 ロジックモデルの設定	152
4 基本施策	154
5 重点施策	154
(1) こども・若者への生きる力を培う支援	154
(2) ライフコースに対応した自殺対策の推進	155
(3) 経済・生活への不安に対する支援	157
6 生きる支援の関連施策	157

第7章 施策の詳細	159
基本目標Ⅰ 個人の特性を踏まえた健康づくり	159
基本目標Ⅰ-①：生活習慣病の発症と重症化予防	159
基本目標Ⅰ-②：がん対策の推進	160
基本目標Ⅰ-③：健康的な食環境づくり	161
基本目標Ⅰ-④：身体活動・運動の推進	162
基本目標Ⅰ-⑤：歯・口腔の健康づくり	163
基本目標Ⅰ-⑥：健康づくりのための休養・睡眠	163
基本目標Ⅰ-⑦：たばこ・アルコール対策の推進	164
基本目標Ⅱ ライフコースに応じた健康づくり	165
基本目標Ⅱ-①-1：切れ目のない妊娠・出産・育児支援	165
基本目標Ⅱ-①-2：こどもの健やかな発育・発達支援	166
基本目標Ⅱ-①-3：学童期・思春期からの健康づくり支援	167
基本目標Ⅱ-①-4：安心して子育てできる保健・医療体制の整備	168
基本目標Ⅱ-②：女性の健康づくり	169
基本目標Ⅱ-③：高齢者の健康づくり	170
基本目標Ⅲ 地域共生・多様な主体による健康づくり	171
基本目標Ⅲ-①：誰もが安心して暮らせる地域づくり	171
基本目標Ⅲ-②：最期まで自分らしく暮らせる地域づくり	172
基本目標Ⅲ-③：こころの健康を支える地域づくり	173
基本目標Ⅲ-④：自殺対策の推進	174
基本目標Ⅲ-⑤：地域・職域連携の推進	174
基本目標Ⅲ-⑥：特殊疾病（難病）対策の推進	175
基本目標Ⅲ-⑦：すみだらしい食育の推進	175
基本目標Ⅲ-⑧：健康を支援するソーシャルキャピタルの醸成	176
基本目標Ⅲ-⑨：健康なまちづくりに向けた環境整備	177
基本目標Ⅳ 安全・安心な保健・医療体制	178
基本目標Ⅳ-①：感染症対策の推進	178
基本目標Ⅳ-②：食品衛生の推進	179
基本目標Ⅳ-③：衛生的な生活環境の確保／公害対策	180
基本目標Ⅳ-④：動物の適正管理の推進	180
基本目標Ⅳ-⑤：健康危機管理体制の充実	181
基本目標Ⅳ-⑥：地域の保健・医療体制の整備	181

ひと・まちつながり いきるを支える墨田区自殺対策計画（第2次）	183
基本施策：自殺対策の推進	183
重点施策1：こども・若者への生きる力を培う支援	186
重点施策2：ライフコースに対応した自殺対策の推進	187
重点施策3：経済・生活への不安に対する支援	190
生きる支援の関連施策	191
資料編	193
1 計画策定に係る体制及び検討過程	193
(1) すみだ健康づくり総合計画基礎調査策定部会	193
(2) すみだ健康づくり総合計画策定部会	194
(3) すみだ健康づくり総合計画策定作業部会	195
(4) 墨田区自殺対策ネットワーク会議	197
(5) 墨田区自殺対策庁内ネットワーク会議	198
(6) 健康づくり推進本部・幹事会	199
(7) 墨田区保健衛生協議会	201
2 墨田区健康づくり推進本部設置要綱	202
3 墨田区保健衛生協議会条例	205
4 出典一覧	208
すみだ健康区宣言	209

第1章 計画の考え方

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定に当たって

区では、区民の健康で生きがいのある生活の実現を目的に、1983（昭和58）年度に「区民の健康づくり総合計画」を策定し、翌年に「すみだ健康区宣言」を発出することで、区民と区が一体となって健康づくりを推進してきました。さらに、2016（平成28）年3月には、第4次すみだ健康づくり総合計画を策定し、後期計画では「健康寿命¹をのぼし、誰ひとり取り残さない『健康長寿日本一のまち』の実現」をめざし、取り組んできました。

自殺対策においては、2010（平成22）年度に「墨田区保健衛生協議会『こころの健康・自殺予防対策分科会』」を設置し、「自殺予防対策に関する提言～気づきと見守りでやさしいまちに～」を作成しました。2019（平成31）年3月には「墨田区自殺対策計画～未来へつなぐ～こころといのちのサポートプラン～」を策定し、生きることの包括的な支援として関連施策及び関係者による連携・協働の推進などを図りつつ総合的に自殺対策を推進してきました。

社会の動向に着目すると、少子高齢化がますます進み、生産年齢人口の減少した社会を迎えています。国は、全ての世代が安心して暮らせる持続可能な社会保障制度を検討する「全世代型社会保障構築会議」において、「地域を支えるのは若い世代であり、高齢者は支えられる世代である」という固定観念を払しょくし、「全世代で地域社会を支え、また、地域社会は全世代を支える」とし、これからの社会を支える全世代型社会保障への転換をめざしています。

また、近年社会とのつながりが希薄化し、孤独・孤立や生きづらさをかかえる区民が増加しており、こころの健康への対策が一層必要とされています。WHO（世界保健機関）は、健康とは、「病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」としています。病気がないことだけでなく、人と人、人と社会のつながりの中で、喜びや悲しみを分かち合い、助け合いながら自分らしく生きがいを持って健康に暮らしていけるような社会環境をつくることが重要な課題となっています。

区は、2020（令和2）年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や様々な自然災害を踏まえ、区民、地域関係者、企業・団体、区のリスクコミュニケーション²を重視しながら、新し

¹ 健康寿命：健康上の理由で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

² リスクコミュニケーション：リスクに関係する人々（住民、事業者、行政担当者などの関係者）の間で情報や意見をお互いに交換しようというもの。

い試みにも躊躇ちゆうちよせず取り組んできました。「すみだの行動力・地域力」は、全国的にも評価されています。区力を存分に発揮し、誰もが自分らしく活躍できる、健康な人づくり・まちづくりをさらに進めるため、今後10年間の計画となる「すみだ健康づくり総合計画・自殺対策計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

なお、健康づくりと自殺対策は、どちらも個人の生活習慣や社会環境、精神状態など、様々な要因が絡み合っているため、個別に対策を講じるだけでは十分ではありません。自殺対策は、生きることを多面的に支える健康づくりの実践です。より包括的な対策を講じ、「人・物・情報」など健康づくりや自殺対策に関わるあらゆる資源を効果的に活かすことを目的に、今回これまで個別に策定していた健康づくりと自殺対策それぞれの計画を一体的に策定し、統合的に推進していきます。



(2) これからの暮らしや社会の変化を見据えた計画策定の視点

本計画は今後10年の区民の健康づくりの根幹となるため、区民の健康を取り巻く環境の変化を的確にとらえる必要があります。本計画の策定においては、健康格差の縮小や社会的孤立・孤独の解消、生きることの包括的な支援を通して、区民が健康寿命を延ばし誰一人取り残さない取組が多様な主体によって広がっていくことをめざしています。

① 健康づくりにおける国や都の動向

国は、2024（令和6）年度に、「すべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンとして掲げる、「21世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」を開始しました。第三次における新たな視点として、女性の健康や暮らしているだけで健康になれるまちづくり（ゼロ次予防）の実施、個人の健康情報の見える化・PHR（パーソナル・ヘルス・レコード）³をはじめとしたICTの利活用が挙げられています。

都は、2024（令和6）年3月に「東京都健康推進プラン21（第3次）」を策定しました。このプランでは、主に生活習慣の改善を促す「個人の行動と健康状態の改善」、自然に健康になれる環境づくりをめざす「社会環境の質の向上」、「ライフコースアプローチ⁴を踏まえた健康づくり」の3つの領域にわたって施策が展開されました。

② 自殺対策における国や都の動向

国は、2006（平成18）年に「自殺対策基本法」を制定し、これを契機に、自殺は「社会の問題」として認識されるようになりました。自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として、「自殺総合対策大綱」が策定されています。現行の自殺総合対策大綱は第4次に当たり、2022（令和4年）10月に閣議決定されました。

また、社会情勢や自殺をめぐる諸情勢の変化、自殺総合対策大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、こどもに係る自殺対策を推進することを目的に2025（令和7）年に、自殺対策基本法が改正されました。

都は、行政・民間等が幅広く連携して自殺対策に取り組むため、2009（平成21）年に「東京における自殺総合対策の基本的な取組方針」を策定しました。2023（令和5）年には「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～（第2次）」を策定しました。都の計画では、福祉、医療、経済、教育等との連携の下、「生きることの包括的な支援」として自殺対策をより一層推進していくことが示されています。

³ PHR（パーソナル・ヘルス・レコード）：個人の健康・医療・介護に関する情報のこと。マイナポータルを活用した個人管理が可能になる。

⁴ ライフコースアプローチ：胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的にとらえた健康づくり。

2 計画の位置付け

本計画は、「すみだ健康づくり総合計画」と「ひと・まちつながり いきるを支える墨田区自殺対策計画（第2次）」をあわせて策定したものであり、区民の健康を支え、より生きやすい社会とするための総合計画として位置付けています。本計画では、区健康づくりや自殺対策の現状や課題を分析し、今後の取組の方針を明らかにし、めざす姿を実現するための具体的な方策を示します。

また、区の上位計画に当たる「墨田区基本構想」、「墨田区基本計画」の方針を踏まえており、国、東京都及び区の方針や関連計画との調和を図っています。さらに、SDGs（持続可能な開発目標）の達成も視点として組み入れた計画となっています。

図表1 計画の位置付け



「すみだ健康づくり総合計画（第5次）」は、健康増進法に基づく市町村健康増進計画です。また、成育基本法による成育医療等基本方針を踏まえた計画でもあります。国の「健康日本21（第三次）」、都の「東京都健康推進プラン21（第三次）」「東京都保健医療計画」を踏まえた計画です。それぞれの計画や方針の趣旨を踏まえた基本目標及び評価の指標を設定し、取組の方向性を明らかにするとともに、具体的な事業を掲載しています。

「ひと・まちつながり いきるを支える墨田区自殺対策計画（第2次）」は、自殺対策基本法に基づく市町村自殺対策計画であり、自殺総合対策大綱（第4次）、東京都自殺総合対策計画を踏まえた計画です。基本施策、重点施策、生きることの関連施策として、具体的な事業を整理し、評価の指標を設定することで、今後の区の自殺対策の道筋を示しています。

図表 2 国や都の主な関連計画・方針等

関連計画		内容
国	健康日本21（第三次）	2024（令和6）年度から2035（令和17）年度までの「21世紀における第三次国民健康づくり運動」のことです。ビジョンとして「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を掲げ、その実現のための基本的な方向として、①健康寿命の延伸・健康格差の縮小、②個人の行動と健康状態の改善、③社会環境の質の向上、④ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの4つを挙げています。
	成育医療等基本方針	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づいて定められた、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針です。
	自殺対策基本法	自殺対策に社会的に取り組むことを示し、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して様々な分野で連携して自殺対策を行うことを定めた法律です。2006（平成18）年に制定され、2016（平成28）年及び2025（令和7）年に改正されました。
	自殺総合対策大綱（第4次）	自殺対策基本法に基づき、政府の推進すべき自殺対策の指針を定めた大綱です。第4次の大綱は2022（令和4）年に閣議決定されました。子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化、女性に対する支援の強化などが新たに位置付けられました。
都	東京都健康推進プラン21（第三次）	健康増進法に基づく、2024（令和6）年度から2035（令和17）年度までの「都道府県健康増進計画」として策定されました。誰もが生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせる社会をめざし、都民一人ひとりの主体的な取組とともに、社会全体で支援し、誰一人取り残さない健康づくりを目的としています。
	東京都保健医療計画	医療法に基づく「医療計画」を含むもので、東京都の保健医療に関し、施策の方向を明らかにする「基本的かつ総合的な計画」として定めています。
	東京都自殺総合対策計画（第2次）	自殺対策基本法に基づく「都道府県自殺対策計画」として策定されました。計画期間は2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までとし、「生きることの包括的な支援」として自殺対策に取り組むことを示しています。

コラム

1

区におけるSDGsとは

SDGsとは、「持続可能な開発目標」のことで、誰一人取り残されることなく、人類が安定してこの地球で暮らし続けることができるように、世界の様々な問題を整理し、解決に向けて具体的な目標を示したものです。2015年に国連で採択され、国際社会は2030年をめざしてこの目標を達成しようと合意しました。



区でも、「墨田区第2期SDGs未来都市計画」で、区におけるSDGsとは何かを考え、達成をめざして取り組んでいます。健康づくりの分野では、健康寿命も指標のひとつであり、本計画も足並みを揃えて進めています。

図表3 区の主な関連計画

区の関連計画 [所管課]	内容
	<p>区の関連計画の詳細は、こちらの二次元コードから確認できます→ [区ホームページ→区政→構想・計画→区の各種計画]</p> 
がん対策推進計画 [健康推進課]	<p>がん対策基本法等を踏まえ、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての区民とがんの克服をめざす」ことを基本理念として掲げ、「がん予防」「がんとの共生」及び「基盤の整備」の3つの基本方針に沿った総合的ながん対策について定めています。</p>
食育推進計画 [健康推進課]	<p>食育基本法に基づき、区の食育推進の方向性等を定め、国や都と連携しながら、総合的、横断的に食育を推進するために策定しました。「夢をカタチに！手間かけて みんなでつくる すみだの食育 ～食を通じて育む区民一人ひとりの豊かな人生～」をスローガンに、区民、地域団体、NPO、事業者、企業、大学等とともに創造的な食育を進めています。</p>
地域福祉計画 [地域福祉課]	<p>地域住民等の参加を得て、地域の様々な課題を明らかにし、その解決に向けた仕組みをつくる計画です。地域共生社会の実現をめざし、区民、地域の関係団体・機関、区の役割や取組の方向性について示しています。</p>
こども計画 [子育て支援課・地域教育支援課]	<p>笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちをめざし、こどもまんなかすみだの実現をすべく、こども・若者・子育て支援に関する基本的な考え方や取組を示しています。</p>
高齢者福祉総合計画・介護保険事業計画 [高齢者福祉課・介護保険課]	<p>高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる社会を実現するため、区がめざす基本的な目標を定め、取り組むべき施策を明らかにしています。</p>
障害福祉総合計画 [障害者福祉課]	<p>障害の有無に関わらず誰もが社会の一員として、住み慣れた地域とともに尊重しあいながら暮らし続けられるよう、人と人とがつながる輝くまちの実現に向けて、推進すべき施策を示しています。</p>
国民健康保険データヘルス計画 [国保年金課]	<p>墨田区国民健康保険被保険者の健康・医療情報を活用し、効率的・効果的な保健事業を実施するための計画であり、特定健康診査等実施計画を含むものです。</p>
感染症予防計画 [保健予防課]	<p>区民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生に備えるための計画です。</p>
その他関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 第二次すみだ環境の共創プラン（中間改定）（すみだ環境基本計画）[環境保全課] ● 地域力育成・支援計画 中間改定[地域活動推進課] ● 地域防災計画[防災課] <p style="text-align: right;">ほか</p>

図表 4 すみだ健康づくり総合計画の沿革

策定期期	計画年次	名称
1984（昭和59）年1月	第1次	区民の健康づくり総合計画
1989（平成元）年3月		区民の健康づくり総合計画（改訂版）
1994（平成6）年3月		区民の健康づくり総合計画（平成5年度改訂版）
2001（平成13）年3月	第2次	区民の健康づくり総合計画
2006（平成18）年3月	第3次	区民の健康づくり総合計画（前期計画）
2011（平成23）年3月		区民の健康づくり総合計画（後期計画）
2016（平成28）年3月	第4次	すみだ健康づくり総合計画（前期計画）
2022（令和4）年3月		すみだ健康づくり総合計画（後期計画）
2026（令和8）年3月	第5次	すみだ健康づくり総合計画 ※本計画

図表 5 墨田区自殺対策計画の沿革

策定期期	計画年次	名称
2019（平成31）年3月	第1次	墨田区自殺対策計画～未来へつなぐーこころといのちのサポートプラン～
2026（令和8）年3月	第2次	ひと・まちつながり いきるを支える墨田区自殺対策計画 ※本計画

3 計画期間と計画の見直し

本計画の期間は、2026（令和8）年度を初年度とし、2035（令和17）年度までの10年間とします。また、2030（令和12）年度を目途に中間見直しを行い、社会情勢の変化等も考慮しながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

図表 6 計画期間と計画の見直しの目安

年度	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	
計画期間	健康づくり総合計画（第5次）・自殺対策計画（第2次） [計画期間：2026（令和8）年度から2035（令和17）年度]										
	前期計画 [計画期間：2026（令和8）年度から2030（令和12）年度]										
				調査	中間評価 計画見直し						
						後期計画 [計画期間：2031（令和13）年度から2035（令和17）年度]					
										調査	最終評価



4 計画の特色

本計画はヘルスプロモーションの考え方を重視し、国の健康日本21(第三次)や都の健康増進プラン21(第三次)を踏まえて検討し、次の3つの特色を持たせています。

(1) DX(デジタルトランスフォーメーション)⁵の推進

健診結果など健康情報のデータ化とデータ分析の利活用を推進し、個人の健康増進の支援、疾病予防を促進する取組を進めます。区の保有する健康に関するデータを分析し、エビデンスに基づいた保健活動を促進し、墨田区全体の健康づくりに貢献します。

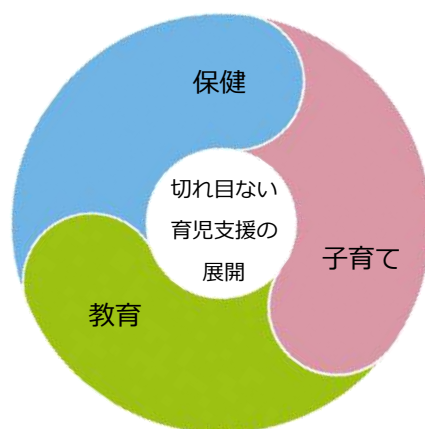
(2) 自然に健康になれるまちづくり

自然に健康になれるまちづくりとは、個人の努力に頼らずとも、日常生活の中で自然と健康的な行動を促進する環境やまちづくりのことです。健康寿命の延伸には、自ら健康づくりに積極的に取り組む人だけでなく、健康に関心の薄い層も含めた幅広い区民に対してアプローチを行うことが重要です。性別・年齢・加入保険や障害・病気の有無などに関わらず、誰もが自然に健康になれるまちづくりを推進します。

(3) すみだ保健子育て総合センターを活かした子育て支援の推進

すみだ保健子育て総合センターの機能を活かし、保健・子育て・教育の3つの機能を「つなぐ」こと、それぞれの部門の職員が「つながる」ことで、多様化・複雑化する様々な相談に応じ、保健・子育て・教育の3部門が一体となって個々の状況に応じた適切な支援を行います。

図表7 保健・子育て・教育の3つの機能と育児支援

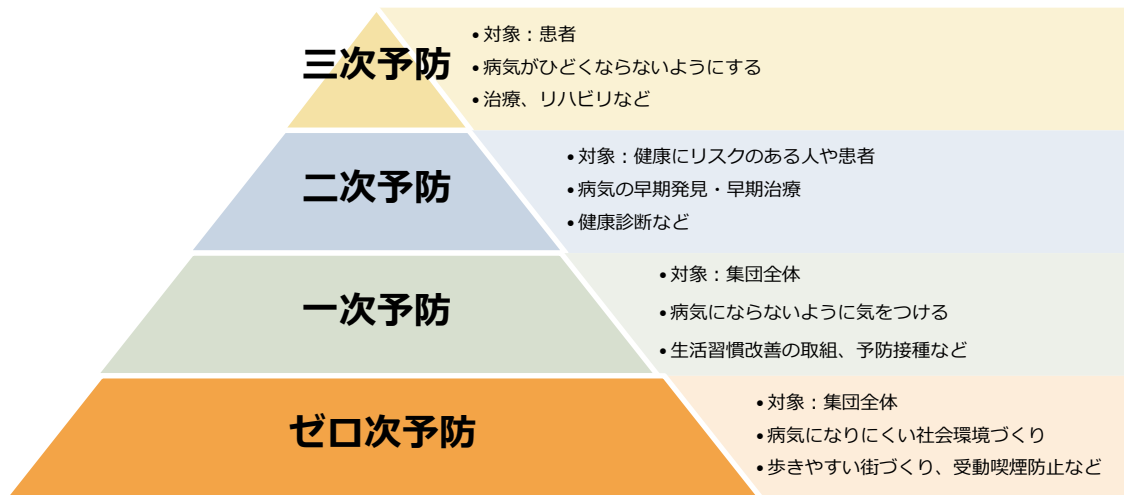


⁵ DX(デジタルトランスフォーメーション):企業が外部エコシステム(顧客、市場)の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム(組織、文化、従業員)の変革を牽引しながら、第3のプラットフォーム(クラウド、モビリティ、ビッグデータ/アナリティクス、ソーシャル技術)を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること。

ゼロ次予防

予防には、一次予防（健康増進と病気の予防）、二次予防（病気の早期発見と早期治療）、三次予防（病気や障害の悪化防止と社会復帰支援）があります。そのさらに前の段階で予防するのがゼロ次予防です。ゼロ次予防は、健康を妨げる要因となる社会的、経済的、文化的な環境に着目し、地域や集団全体に働きかけて病気の発生を防ぐ取り組みです。

例えば、栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙などの分野で「自然に健康になれる環境づくり」の取組が進められています。このような環境を整えることで、健康に関心がある人もそうでない人も、誰もが健康に暮らせる社会をめざしています。



5 計画策定の方法

(1) 計画策定の体制

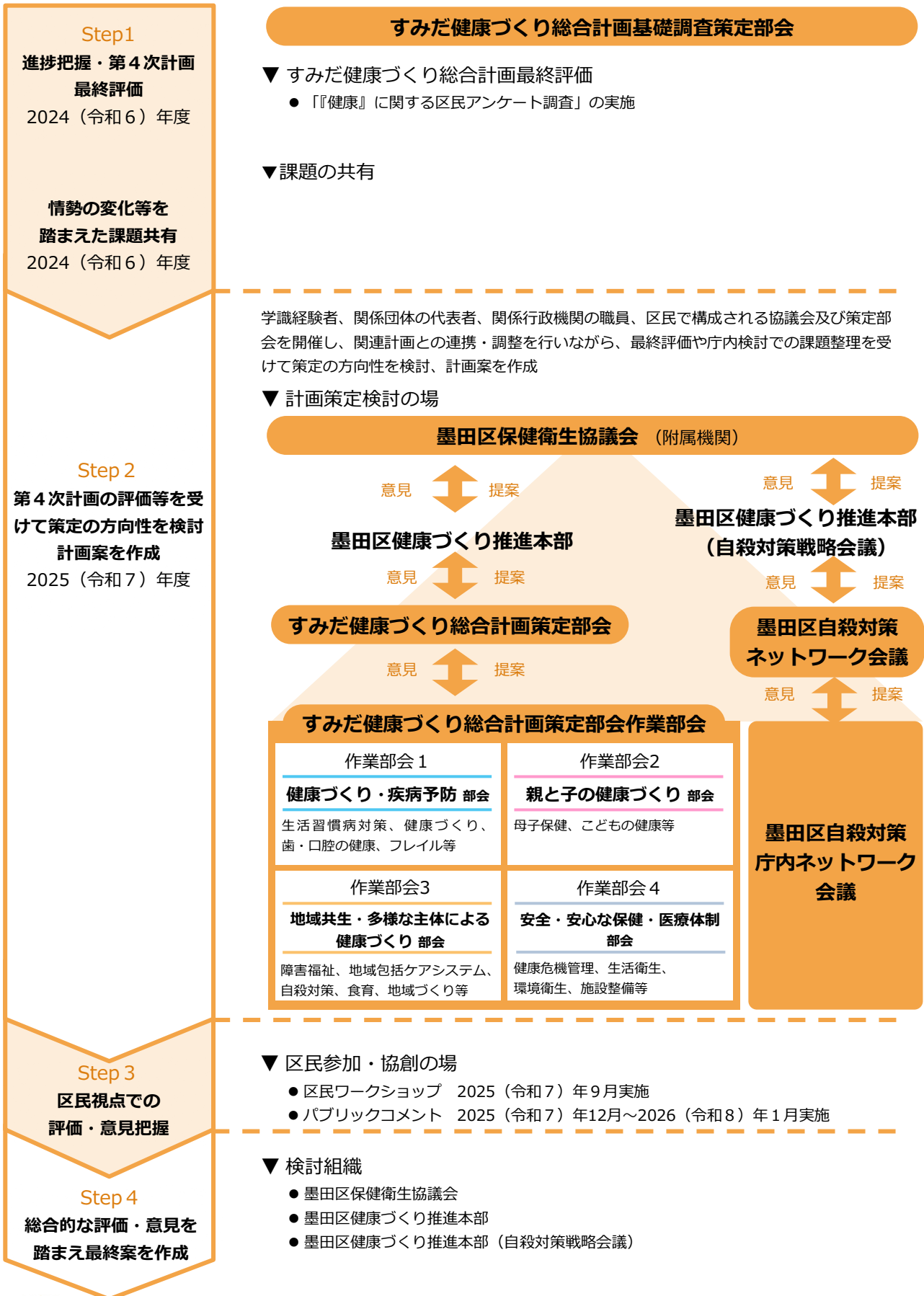
2024（令和6）年度に「すみだ健康づくり総合計画基礎調査策定部会」を設置し、国や都の動きを踏まえ調査項目の検討と、社会情勢の変化及び新しい時代に対応するための課題の共有を行いました。

計画策定に当たっては、2025（令和7）年度に、地域保健対策や区民の健康増進を検討する「墨田区保健衛生協議会」をトップに据え、庁内の関連部課の代表で構成される「墨田区健康づくり推進本部」、「墨田区健康づくり推進本部（自殺対策戦略会議）」、「墨田区健康づくり推進本部幹事会」で検討を行いました。また、学識者と庁内の関係者による「すみだ健康づくり総合計画策定部会」を設置するとともに、「墨田区自殺対策ネットワーク会議」で検討を行いました。さらに、国や都の計画を踏まえ行政の考え方をまとめるため、区による「すみだ健康づくり総合計画策定部会作業部会」（4分野）及び、「墨田区自殺対策庁内ネットワーク会議」を設置し、検討を行いました。加えて、区民の声を本計画に反映するために区民ワークショップを開催しました。



すみだ健康づくり総合計画策定部会の様子

図表 8 計画策定のプロセス



すみだ健康づくり総合計画・自殺対策計画 2026（令和8）年3月

(2) 『健康』に関する区民アンケート調査の実施

区民の健康に関する意識や習慣などを把握し、平成28年3月に策定した「区民の健康づくり総合計画（前期計画）」（以下「前期計画」という。）からの10年間の評価と令和4年3月に策定した後期計画の評価及び計画策定のための基礎資料とするため、令和6年8月～11月に『健康』に関する区民アンケート調査を実施しました。この調査の結果は、最終評価の実施や施策の方向性などを検討するために活用しました。

『健康』に関する区民アンケート調査の実施概要は次のとおりです。

図表9 基礎調査の概要

一般区民調査

対象者	墨田区在住の20歳以上の男女	有効回答数/標本数	784件/2,000人
調査期間	2024（令和6）年8月26日～2024（令和6）年9月30日		
調査方法	郵送による配布、郵送・WEBによる回収		
調査内容	健康状態や意識、食生活・栄養、身体活動、たばこ、飲酒、健康の自己管理、歯の健康、自殺対策、感染症予防、食品衛生、地域活動、こどもの健康、回答者自身等について		

16～19歳調査

対象者	墨田区在住の中学卒業～19歳の男女	有効回答数/標本数	117件/350人
調査期間	2024（令和6）年8月26日～2024（令和6）年9月30日		
調査方法	郵送による配布、郵送・WEBによる回収		
調査内容	食事、歯の健康、日常生活、身体活動、たばこ、飲酒、自殺対策、感染症予防、健康づくり、回答者自身等について		

中学生調査

対象者	墨田区内の区立学校に通う中学2年生の男女	有効回答数/標本数	480件/1,301人
調査期間	2024（令和6）年11月1日～2024（令和6）年11月15日		
調査方法	回答案内を配布し、WEBによる回収		
調査内容	食事、歯の健康、日常生活、たばこ、飲酒、感染症予防、健康づくり、回答者自身等について		

(3) 第4次計画の最終評価

最終評価に当たっては健康に関するデータの分析を行い、前期計画を踏まえて後期計画で新たに設定した目標値に対して行いました。評価は健康に関する区民アンケート調査で得られた結果や関係各課のデータを収集し、すみだ健康づくり総合計画策定部会作業部会で行いました。
※詳細は第2章（P.17～36）

(4) 区民参加・協創の場

① 区民ワークショップの開催

区民や関係者、区職員が集まって、計画案への意見や提案を出し合う「～地域の元気、みんなで考えよう～ 次期すみだ健康づくり総合計画策定ワークショップ」を実施しました。

図表 10 区民ワークショップ実施概要

開催日時	2025（令和7）年9月29日（月）18:00～20:00
開催場所	すみだ保健子育て総合センター 1階多目的ホール
参加者	20代～80代（区民・団体・区職員）

区民ワークショップの様子



図表 11 区民ワークショップの主な意見

テーマ1：個人で行っている健康づくりのための工夫や取り組んでいること	
運動	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツクラブや体操教室 ● 墨田区のアプリを活用しつつ歩く ● 自転車に乗る 等
食事	<ul style="list-style-type: none"> ● 野菜を食べる（冷凍野菜やコンビニのサラダなども活用する） ● アプリで食事の塩分量をチェックし、塩分を控える ● 欠食せず、3食食べる 等
モチベーション	<ul style="list-style-type: none"> ● 同じことに挑戦する仲間や、取組を通じた人とのふれあい ● 向上心や目標にしている人 ● 万歩計アプリなどによる実績 ● 取組によって調子がよくなる実感 等

テーマ2：10年後のすみだに向かって地域みんなで取り組みたいこと	
課題や理想	解決策や実現方法
<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症になっても地域で暮らせる、支えあう社会づくり ● 災害時を意識した体力づくり ● 人や社会のつながりを深くし、多世代がつながる ● 若者を巻き込む 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 勉強会を開いて学びあう ● こども食堂やボランティア活動の場など「ゆるくつながる」手段がたくさんある環境をつくる ● 様々な取組を知る ● 情報発信の媒体を工夫し、取組の情報を得やすくする 等

参加した方のコメント



② パブリックコメントの実施

本計画に対する意見を広く募集するため、パブリックコメントを実施しました。

図表 12 パブリックコメントの実施概要

意見募集期間	2025（令和7）年12月11日～2026（令和8）年1月5日
周知・公表方法	①パブリックコメントの周知 区のお知らせ(12月11日号)、区ホームページ ②公表資料の閲覧 区民情報コーナー(区役所1階) 墨田区保健所(すみだ保健子育て総合センター2階) 区ホームページ 公式LINE
結果	①意見者数 6人(個人1 企業3 団体2) ②意見数 42件 ※同趣旨の意見はまとめた

6 計画の推進

(1) 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、区民や関係者、多様な主体との連携により、誰もが健康を実現できる環境を整備し、区民一人ひとりの健康づくりを支えています。

計画の進捗状況については、区民及び区内の関連団体等で構成される「墨田区保健衛生協議会」や、庁内の検討組織である「健康づくり推進本部」でモニタリングを行い、様々な関係者等との情報交換や意見交換などを行いながら、計画を推進していきます。

自殺対策計画（第2次）の進捗状況については、医療及び地域等の関係機関で構成される「墨田区自殺対策ネットワーク会議」や、庁内の検討組織である「墨田区自殺対策庁内ネットワーク会議」でモニタリングを行います。

(2) 継続的なデータの蓄積と年度毎の見直し

本計画は、目標達成に向け各事業を着実に前進させるためにPDCAサイクルを用いて、年度毎に、各事業の計画（Plan）と実施（Do）した内容や成果を評価（Check）し、計画の見直し・改善（Act）を行います。

また、評価（Check）に当たっては、より詳細に計画の進捗を管理するために、施策の方向性毎にアウトプット（活動）指標とアウトカム（成果）指標を設定しています。指標に関するデータは継続的に蓄積し、定性・定量的な評価に基づいて必要な見直しを行います。

計画の進捗や評価、見直し等については、毎年の「墨田区健康づくり推進本部」や「墨田区保健衛生協議会」で報告します。

図表 13 PDCAサイクルによる計画の推進

科学的根拠・データ分析に基づく
基本目標の設定・施策の立案

評価結果を踏まえた
各施策の改善・拡充



基本目標の推進に向けた
各施策の実施

アウトカム・アウトプット
指標による効果測定・
評価

第2章 第4次計画の最終評価

1 第4次計画の最終評価の概要

(1) 第4次計画の最終評価の目的

第4次計画の最終評価は、計画期間中に掲げた目標がどの程度達成されたのかを検証し、その成果と課題を明らかにすることを目的としています。また、計画の実施を通じて区民の生活習慣や健康意識にどのような変化がみられたのかを把握し、新たに顕在化した健康課題や社会的な変化を整理する役割も担っています。この最終評価は単なる振り返りにとどまらず、次期計画の策定に向けて、効果的であった施策は継続・発展させ、改善が必要な取組は見直すなど、より実効性の高い健康施策へとつなげていくための指針として位置付けられています。

最終評価を行うに当たっては、『健康』に関する区民アンケート調査をはじめ、統計調査や区が実施している各種アンケート調査を用いて、第4次計画中間評価時に再設定した数値目標における2014（平成26）年度の実績値や目標値と、現状値（最終評価現在）とを比較しました。判定基準は次頁の図表のとおりです。

なお、最終評価は第4次計画の基本目標のうち、数値目標が設定されていた「基本目標1 ライフコースを意識した健康づくりの推進」の96指標、「基本目標2 包括的な親と子の健康づくりの推進」の27指標、「基本目標3 支えあい、自分らしく生きることができる地域づくり」の41指標、「基本目標4 安全・安心な保健・医療体制及び健康を支援する地域環境の整備」の26指標について実施しました。

(2) 評価区分と判断基準

より現状に即した評価を行い、新たな計画の策定に向けて適切な指標とするため、第4次計画策定時及び中間見直し時に設定した評価指標に、新たな指標を加えました。それぞれの評価指標について、策定時（ベースライン値）、中間評価時、最終評価時の数値を比較し、評価しました。評価区分は以下のとおり設定しています。

図表 14 判断基準

区分	評価内容	判断基準
S	達成	ベースライン値から現状値までの数値変化の割合（増減率）が指標の方向に対して+5%超であり、目標を達成
A	改善	ベースライン値から現状値までの数値変化の割合（増減率）が指標の方向に対して+5%超
B	不変	ベースライン値から現状値までの数値変化の割合（増減率）が指標の方向に対して±5%以内
C	悪化	ベースライン値から現状値までの数値変化の割合（増減率）が指標の方向に対して-5%超
-	評価不能	ベースラインの設定がないなど、数値変化の割合（増減率）の比較ができない等、評価が困難



2 評価結果

東京都で採用している65歳健康寿命（東京保健所長会方式）⁶について、中間評価時に引き続き、計画全体のアウトカム指標として評価しました。

男性は健康寿命が延伸しましたが、平均障害期間も延びました。女性は健康寿命が延伸し、平均障害期間は短くなりました。

図表 15 65歳健康寿命

	第4次計画策定時 2014（平成26）年		最終評価時 2023（令和5）年
男性	81.88歳（1.61歳）	男性	82.39歳（1.65歳）
女性	85.24歳（3.46歳）	女性	85.90歳（3.26歳）

（ ）は65歳平均障害期間⁷

（1）基本目標別指標数と評価結果

新たな課題や、「東京都健康推進プラン21」の中間評価で示された指標等を踏まえ、評価指標を見直し以下のとおり評価しました。

評価に用いた指標の出典は資料編第4節に掲載しました。

図表 16 基本目標別指標

基本目標	評価				
	達成	改善	不変	悪化	評価不能
I ライフコースを意識した健康づくりの推進	12	21	15	14	34
II 包括的な親と子の健康づくりの推進	0	9	5	4	9
III 支えあい、自分らしく生きることができる地域づくり	1	3	1	5	31
IV 安全・安心な保健・医療体制及び健康を支援する地域環境の整備	1	4	8	3	10

※参考指標は評価に含まない

⁶ 65歳健康寿命（東京保健所長会方式）：介護を必要とせず、健康で日常生活を支障なく送ることができる年齢のこと。65歳の人、何らかの障害のために介護保険の認定を受けるまでの状態を健康と考え、要介護（支援）認定を受ける年齢を平均的に表すもの。

⁷ 65歳平均障害期間：65歳平均余命（寿命）と65歳健康寿命（平均自立期間）の差。

(2) 基本目標別指標の詳細評価結果

【基本目標 I】ライフコースを意識した健康づくりの推進

基本目標 I は、96の指標に対し、達成 12 (12.5%)、改善 21 (21.9%)、不変 15 (15.6%)、悪化 14 (14.6%)、評価不能 34 (35.4%) という状況でした。

① 生活習慣病の発症及び重症化予防

アウトプット指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
若年区民健診受診者数	2,000人	-	1,271人	762人	-	⑩
生活習慣病予防健診受診率	増加	-	30.0%	30.9%	-	⑨
糖尿病腎症重症化予防プログラム利用数	20人	-	9人	8人	-	⑳
健康セミナーの実施数/参加者数	5回	-	4回/77人	3回/63人	-	⑩

アウトカム指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典		
適正体重である割合	20歳以上	75%	65.6%	67.3%	67.9%	B	①	
年に1回健康診査を受診する割合	20歳以上	90%	83.9%	85.0%	86.5%	B	①	
特定健診実施率	40～74歳	60%	48.8%	48.8%	47.4%(R5)	B	②	
特定保健指導実施率	40～74歳	60%	13.8%	14.2%	10.4%(R5)	C	②	
メタボ予備群の割合	40～74歳	男性	17.5%	16.9%	17.9%	16.9%(R5)	B	②
		女性	5.7%	6.1%	6.6%	6.5%(R5)	C	②
メタボ該当者の割合	40～74歳	男性	28.2%	31.9%	35.9%	36.4%(R5)	C	②
		女性	9.5%	10.3%	12.2%	13.2%(R5)	C	②
糖尿病有病者の割合	40～74歳	11.3%	17.5%	12.4%	12.2%	B	②	
脳血管疾患の年齢調整死亡率 (人口10万対)	男性	36.4	51.7	37.2	38.4(R5)	A	④	
	女性	16.3	21.7	20.2	19.0(R5)	A	④	
虚血性心疾患の年齢調整死亡率 (人口10万対)	男性	43.8	53.6	52.0	52.2(R5)	B	④	
	女性	11.0	17.0	12.5	10.6(R5)	S	②	
人工透析医療費助成認定数 (新規認定数)	減少(78件)	557件(72件)	626件(74件)	704件(80件)	C	㉑		

② がん対策の推進

アウトプット指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
がん対策イベント参加者数	増加	-	993人	387人	-	㉑

アウトカム指標

指標		目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典	
がん検診受診率	胃がん	40歳以上	50%	33.7%(H23)	33.1%(H29)	50.1%(R5)	S	⑥
	大腸がん	40歳以上	50%	42.1%(H23)	51.1%(H29)	58.0%(R5)	S	⑥
	肺がん	40歳以上	50%	45.2%(H23)	47.2%(H29)	62.1%(R5)	S	⑥
	子宮頸がん	女性 20歳以上	50%	43.1%(H23)	46.1%(H29)	55.0%(R5)	S	⑥
	乳がん	女性 40歳以上	50%	37.4%(H23)	38.9%(H29)	49.8%(R5)	A	⑤
がんの75歳未満年齢調整死亡率(全がん・人口10万対)	男性	減少	109.3(H25)	88.3(H31)	71.8(R5)	A	⑦	
	女性		71.7(H25)	60.1(H31)	44.7(R5)	A	⑦	

参考指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
がん教育アンケート回収数	-	-	2,850人	1,334人	-	㉑

③ 健康的な食環境づくり

アウトプット指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
食生活講習会実施数/参加者数	4回/90人	-	4回/86人	3回/25人	-	⑩

アウトカム指標

指標		目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典	
1日2食以上バランスのよい食事をとる割合	20歳以上	70%	41.7%	52.3%	62.3%	A	①	
野菜を使った料理を1日2食以上とる割合	20歳以上	70%	63.1%	59.2%	-	-	①	
よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある割合	20歳以上	80%	73.2%	68.6%	70.0%	B	①	
朝食をほとんど食べない割合	20歳以上	男性	12.4%	13.8%	18.8%	21.0%	C	①
		女性	8.3%	9.2%	11.7%	13.6%	C	①
栄養成分表示を気にしている人の割合	20歳以上	62.5%	-	70.1%	65.9%	-	①	
野菜摂取量350g以上の人の割合	20~50歳	男性	15%	6.2%(H28)	11.2%	24.6%	S	⑧
		女性	10%	9.0%(H28)	8.5%	20.8%	S	⑧
適正な食塩摂取量の人の割合	20~50歳	男性	20%	14.7%(H28)	17.9%	23.0%	S	⑧
		女性	45%	44.3%(H28)	44.3%	53.2%	S	⑧

指標			目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
果物の摂取量100g 未満の人の割合	20～50歳	男性	80%	88.7%(H28)	88.0%	88.0%	B	⑧
		女性	70%	83.1%(H28)	76.7%	86.1%	B	⑧

参考指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
食事相談実施数(成人のみ)	-	-	51人	66人	-	⑳
高齢者配食みまもりサービス配食件数	-	-	285,420件	286,944件	-	㉑

④ 身体活動・運動の推進

アウトプット指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
体力づくり教室参加者数	18,000人	-	14,110人	16,254人	-	㉑
すみだ花体操実施数	増加	-	453回	585回	-	㉑
すみだ1ウィーク・ウォーク参加者数	5,000人	-	1,449人	427人	-	⑩

アウトカム指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典		
1日30分以上の汗ばむ運動を週2日以上実施し、1年以上継続している割合	20歳以上	男性	36%	26.2%	21.6%	31.7%	A	①
		女性	31%	20.9%	17.3%	22.4%	A	①
通勤や通学・近所への買い物などで歩くようにしている割合	20歳以上	77%	64.5%	69.5%	67.9%	A	①	
エレベーターやエスカレーターを使わず階段を利用する割合	20歳以上	41%	34.1%	40.8%	37.6%	A	①	
歩数が1日8,000歩以上の人の割合	20歳以上	40%	-	32.7%	23.2%	-	①	

⑤ 歯・口腔の健康づくり

アウトプット指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
妊産婦歯科健診受診率	70%	-	36.6%	53.4%	-	⑨
成人歯科健診受診率	20%	-	10.3%	11.6%	-	⑨
後期高齢者歯科健診受診率	20%	-	19.2%	16.3%	-	⑨
歯と口の健康週間イベント参加者数	増加	-	1,741人	1,024人	-	⑩

アウトカム指標

指標		目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
歯や歯ぐきの健康に満足する割合	60歳以上	71%	64.5%	78.5%	82.0%	S	①
歯科健診受診率	妊婦歯科健診	70%	31.7%	36.6%	53.4%	A	⑨
	成人歯科健診	20%	8.4%	10.3%	11.6%	A	⑨
	後期高齢者歯科健診	20%	-	19.2%	16.3%	-	⑨
かかりつけ歯科医を持つ割合	20～39歳	75%	33.2%	46.9%	55.1%	A	①
	40～64歳	80%	54.1%	61.9%	68.6%	A	①
	65歳以上	85%	86.7%	76.5%	80.1%	A	①
かかりつけ歯科医で治療以外の処置を受けた割合	20歳以上	80%	69.1%	72.5%	80.3%	S	①
糖尿病が歯周病のリスクであることの認知度	20歳以上	50%	41.4%	41.7%	42.2%	B	①
8020達成者の割合	79歳	70%	-	61.7%	70.6%	-	⑨
高齢者の口腔機能低下の割合	75歳以上	9%以下	-	10.4%(R2)	10.8%(R5)	-	⑨

参考指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
歯科衛生相談実施回数／参加人数(延べ)	-	-	398回 /3,070人	170回 /726人	-	⑳

⑥ 休養・こころの健康づくり

アウトプット指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
かかりつけ医と精神科医の連携数	増加	-	127件	106件	-	㉑

アウトカム指標

指標		目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
睡眠による休養が足りている割合	20歳以上	70%	63.7%	56.7%	53.2%	C	①
不安、悩み、ストレスを解消できていない割合	20歳以上	35%	39.0%	46.5%	48.3%	C	①
悩みの相談相手がいる割合	20歳以上	90%	73.9%	78.7%	80.8%	A	①
支援が必要な程度の心理的苦痛を感じている者 ⁸	20歳以上	12%	-	16.0%	20.6%	-	①

⁸ K6 (心理的苦痛の測定尺度)合計点10点以上の割合

指標		目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
余暇活動が充実していると感じる割合	20歳以上	70%	-	54.7%	55.5%	-	①

参考指標

指標		目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
こころの健康相談利用数		-	-	52人	28人	-	⑩

⑦ たばこ・アルコール対策の推進

アウトプット指標

指標		目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
禁煙医療費補助事業利用数 (登録数/申請数)		増加	-	123件/61件 (R2)	50件/16件	-	⑳

アウトカム指標

指標		目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典	
喫煙率	20歳以上	12%	18.2%	16.0%	14.4%	A	①	
	20歳以上	男性	19%	-	28.1%	22.9%	-	①
		女性	6%	-	7.2%	8.1%	-	①
未成年がたばこを吸ったことのある割合	16～19歳	0%	5.3%	5.1%	5.1%	B	①	
COPD（慢性閉塞性肺疾患）の認知度	20歳以上	80%	26.0%	28.7%	24.9%	B	①	
未成年の受動喫煙の認知度	16～19歳	100%	89.5%	95.6%	93.2%	B	①	
受動喫煙の機会	飲食店	減少	-	45.6%	30.3%	-	①	
	職場	減少	-	23.7%	17.9%	-	①	
適正飲酒をこえている人の割合	20歳以上	男性	36%	42.2%	49.4%	46.4%	C	①
		女性	49%	57.0%	56.2%	64.6%	C	①
適度な飲酒量の認知度	20歳以上	男性	88%	80.3%	80.4%	86.0%	A	①
		女性	55%	44.2%	38.8%	41.6%	C	①
未成年がお酒を飲んだことのある割合	16～19歳	0%	22.6%	21.3%	18.8%	A	①	

参考指標

指標		目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
受動喫煙に関する通報件数		-	-	82件(R2)	17件	-	㉑

⑧ 女性の健康づくり

アウトプット指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
講演会実施数／参加者数	増加	-	2回/51人	1回/29人	-	⑩
骨密度測定実施数／受診者数	250人	-	12回/249人	6回/207人	-	㉑

アウトカム指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
健診を受けている割合 女性20歳以上	90%	81.7%	83.1%	85.9%	A	①
健康だと思う割合 女性20歳以上	90%	76.7%	78.9%	79.6%	B	①
20代女性のやせの人の割合 20代女性	15%以下	29.8%	9.3%	13.2%	S	①

参考指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
女性のためのカウンセリング&DV相談利用数	-	-	延べ600人	973件	-	㉑

⑨ フレイル⁹予防の推進

アウトプット指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
介護予防の自主グループ数	310件	-	215件	380件	-	㉑
健康状態不明者の割合	3%以下	-	3.6%	2.3%(R4)	-	⑨
通いの場等への栄養・口腔ケア講師派遣数	40回	-	-	39回	-	㉑
交流・通いの場の数	488件	-	354件	454件	-	㉑
高齢者健康体操教室参加者数	増加	-	13,663人	15,729人	-	㉑

アウトカム指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
健康だと思う割合 65歳以上	80%	73.4%	69.4%	70.1%	B	①
地域での活動への参加状況 65歳以上	45%	41.3%	35.7%	36.6%	C	①
調整済み介護認定率 (要介護2以下)の割合 65歳以上	減少	12.2%	12.3%	10.9%(R5)	A	㉑
近所の人と親しく付き合っている高齢者の割合 65歳以上	増加	23.0%(H25)	19.9%	17.9%(R4)	C	⑯

⁹ フレイル：虚弱や老衰、脆弱（ぜいじゃく）などを意味するfrailtyの日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語。身体・精神・心理・社会的などの多面的な問題をかかえやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態のこと。

参考指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
生活習慣病未治療・治療中断者の保健指導実施率	50%	-	-	34.6%	-	㉑

【基本目標Ⅱ】 包括的な親と子の健康づくりの推進

基本目標Ⅱは、27の指標に対し、達成 0 (0.0%)、改善 9 (33.3%)、不変 5 (18.5%)、悪化 4 (14.8%)、評価不能 9 (33.3%) という状況でした。

① 切れ目のない妊娠・出産・育児支援

アウトプット指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
面接実施数	2,500人	-	2,418人	2,593人	-	⑩
出産準備クラス実施数/参加者数	充実	-	57回 /835人	71回 /1,364人	-	⑩
パパのための出産準備クラス実施数/参加者数	充実	-	32回 /1,010人	30回 /1,327人	-	⑩
産後ケア事業利用数	充実	-	568人(R2)	1,722人	-	⑩
育児学級(5～6か月児)の実施数/参加者数	充実	-	33回/721人	38回/440人	-	⑩

アウトカム指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
妊娠中の喫煙率	0%	1.6%	1.6%	0.7%	A	⑪
妊娠中の飲酒率	0%	2.0%	1.5%	1.0%	A	⑪
産後、退院してからの1か月程度助産師や保健師等からの、指導・ケアを十分に受けることができた割合	90%	81.7%(H28)	84.9%	80.8%	B	⑪
こんにちは赤ちゃん訪問(生後120日以内の乳児訪問)実施率	98%	94.9%	96.5%	94.4%	B	⑬
妊娠11週以下での妊娠の届出率	増加	91.2%	94.3%	97.0%	A	⑩

参考指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
育児相談の利用数	-	-	1,513人	675人	-	⑩

② こどもの健やかな発育・発達支援

アウトプット指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
子育てひろば利用者数	充実	-	60,719人	56,979人	-	⑩
アーリーケアモデル事業実施割合	50%	-	-	92.5%	-	㉑

アウトカム指標

指標		目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
心身ともに調子がよい母親の割合	1歳6か月児の母親	77%	70.1%	70.9%	71.9%	B	⑭
1歳6か月児健診受診率(保健センター実施分)		98%	93.1%	94.2%	94.0%	B	⑩
むし歯のない割合	3歳児	98%	89.6%	94.1%	96.8%	A	⑨

参考指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
経過観察健診・心理相談の利用者数	-	-	676人	420人	-	⑩
要保護児童対策地域協議会開催数	-	-	56回	98回	-	㉑

③ 学童期・思春期からの健康づくり

アウトプット指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
SOSの出し方に関する教育実施支援校数(累計)【再掲】	35校	-	5校	44校	-	㉑

アウトカム指標

指標		目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典	
保健センターで、こころやからだの健康に関する相談ができることの認知度	中学生	50%	37.6%	31.1%	43.3%	A	①	
自分の健康に関心がある割合	中学生	60%	38.9%	50.8%	50.8%	A	①	
1日に60分以上運動をする児童・生徒の割合	小学校5年生	男子	73%	69.1%	63.3%	53.0%	C	⑮
		女子	53%	48.7%	48.6%	32.3%	C	⑮
	中学校2年生	男子	80%	78.1%	74.4%	70.4%	C	⑮
		女子	60%	58.2%	54.7%	50.2%	C	⑮
永久歯のう歯(むし歯)経験歯数(DMFT指数)	中学校1年生	0.5本	1.17本	0.94本	0.53本(R5)	A	㉒	

参考指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
生活習慣病予防に関する普及啓発実施学校数	-	-	35校	35校	-	㉑
体力向上に取り組む学校の数	-	-	35校	35校	-	㉑
「SNS相談窓口」利用件数(小学生)	-	-	1,110人(R3)	5,052人	-	㉑
「SNS相談窓口」利用件数(中学生)	-	-	658人(R3)	3,912人	-	㉑

④ 安心して子育てできる保健・医療体制の整備

アウトプット指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
新生児聴覚検査実施数	増加	-	2,018件	2,095件	-	⑩
アレルギー講演会参加者数	20人	-	8人	12人	-	㉑

アウトカム指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
すみだ平日夜間救急 子どもクリニックと墨田 区休日応急診療所どち らも知っている割合	0~12歳の 子どもがいる人 80%	62.9%	56.1%	65.2%	B	①
子どものかかりつけ 医を持つ割合	0~12歳の 子どもがいる人 90%	80.0%	77.2%	88.8%	A	①
保護が必要な子どもと その家族への支援が整 っていると感じる割合	小学生以下の 子どもの保護者等 50%	41.4%(H28)	38.1%(H30)	44.9%(R5)	A	⑫

参考指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
すみだ平日夜間救急子どもクリニック患者数	-	-	504人	319人	-	⑩

【基本目標Ⅲ】 支えあい、自分らしく生きることができる地域づくり

基本目標Ⅲは、41の指標に対し、達成 1 (2.4%)、改善 3 (7.3%)、不変 1 (2.4%)、悪化 5 (12.2%)、評価不能 31 (75.6%) という状況でした。

① 最期まで自分らしく暮らせる地域づくり

アウトプット指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
墨田区標準様式多職種連携情報シートの活用状況	25%	-	19.6%	20.2%(R4)	-	㉒
多職種連携研修実施数/参加者数	増加	-	1回/70人	1回/67人	-	㉑
区ホームページにおける「すみだで在宅療養」へのアクセス数	32,410件	-	12,410件	1,448件	-	㉑
認知症サポーター数(累計)	27,000人	-	22,950人	33,891人	-	㉒
認知症初期集中支援チームによるチーム員会議延べ回数(累計)	500回	-	179回	623回	-	㉒
在宅リハビリサポートコーディネーター登録数	増加	-	13人(R2)	23人	-	㉑

アウトカム指標

指標		目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典	
在宅療養を希望する人のうち、実現可能だと思う人の割合	65歳以上	35%以上	30.8%(H25)	31.2%	30.6%(R4)	B	⑯	
人生の最終段階に受けたい医療やケアについて周囲と話し合っている割合	65歳以上	68%	-	64.9%	57.1%(R4)	-	⑯	
自宅及び施設での死亡割合	65歳以上	自宅	30%	18.7%	19.5%	20.0%(R5)	A	④
		施設	10%	5.3%	8.4%	10.9%(R5)	S	④

参考指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
在宅リハビリテーション支援事業利用者数	-	-	21人	24人	-	⑩

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

アウトプット指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
精神障害者家族会実施数／参加者数	増加	-	11回/99人	12回/89人	-	⑩
病院との連携数(長期入院・措置入院)	70件	-	45件	40件	-	㉑
地域移行／地域定着支援利用人数	5人 (R4～7年累計)	-	1人	11人/15人	-	㉑
精神保健講演会実施数／参加者数	増加	-	6回/133人	6回/293人	-	⑩

アウトカム指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
精神科に1年以上入院している患者率(人口10万対)	65歳未満 21	-	26.1 (71人)	21.1 (59人)	-	⑰

参考指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
保健師の訪問／相談件数	-	-	787件 /7,695件	578件 /7,637件(R5)	-	⑩

③ 障害のある人(子ども)の健康づくり支援

アウトプット指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
就労移行／就労定着支援事業利用者数	91人/87人	-	99人/23人	102人/51人	-	⑱
高次脳機能障害相談支援件数(すみだ福祉保健センター)	増加	-	167件	127件	-	㉑
ひかり歯科相談室利用者数	増加	-	493人	416人	-	⑩

アウトカム指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
「働いている」と回答した障害のある人の割合	手帳保持者 50%	-	48.0%	47.8% (R4)	-	⑱
「配慮を受けられずに困ることはない」と回答した障害のある人の割合	手帳保持者 50%	-	49.1%	50.9% (R4)	-	⑱

④ 自殺対策の推進

アウトプット指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
自殺ハイリスク者支援件数	-	-	2件	8件	-	㉑
ゲートキーパー ¹⁰ 研修受講者数(累計)	2,000人	-	891人	3,944人	-	⑩
すみだみんなのカフェ実施数／参加者数	増加	-	10回/41人(R2)	12回/61人	-	⑩
すみだみんなのカフェ普及啓発講演会実施数／参加者数	増加	-	1回/15人(R2)	1回/4人	-	⑩
SOSの出し方に関する教育実施支援校数(累計)	35校	-	5校	44校	-	㉑

アウトカム指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
自殺対策は自分自身に関わることだと思う割合	20歳以上 80%	-	16.9%	30.5%	-	①
自殺死亡率(人口10万対)	13.8	19.7(H27)	14.4(R1)	16.5	A	㉓

¹⁰ ゲートキーパー：地域や職場、教育、その他様々な分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、その人の話を受けとめ、必要に応じて専門相談機関につなぐなどの役割を持つ人。

⑤ 地域・職域連携の推進

アウトプット指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
墨田区版健康経営支援事業参加企業数	100件	-	-	19件	-	㉑
健康経営優良法人認定法人数	30社	-	11社(R3)	36社	-	㉒

⑥ 特殊疾病(難病)対策の推進

参考指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
神経難病検診受診者数	-	-	46人	25人	-	⑩

⑦ すみだらしい食育の推進

アウトプット指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
食育推進リーダー登録数	100人	-	78人	88人	-	㉑
食育の取組に関わる区民、地域団体、事業者、企業などの数	190件	179件	180件	131件	C	㉑
すみだ食育フェス参加者数	1,900人	-	1,767人	2,142人	-	⑩

アウトカム指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典	
食育の認知度	20歳以上	60%	48.7%	57.8%	58.5%	A	①
食育への関心度	20歳以上	80%	72.4%	73.8%	66.3%	C	①
食育に関するボランティア活動の参加意向	20歳以上	30%	28.9%	19.5%	17.7%	C	①

⑧ 健康を支援するソーシャルキャピタルの醸成

アウトプット指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
ふれあいサロン活動地区の数	増加	-	19地区	10地区	-	㉑
小地域活動実践地区の数	増加	-	32地区	32地区	-	㉑
地域健康づくり参加者数	178人	-	157人	0人	-	㉑
出前健康講座実施数/参加者数	43回/774人	-	21回/388人	5回/79人	-	⑩

アウトカム指標

指標		目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
近所付き合いの程度 (ほとんど近所付き合いはない割合)	20歳以上	15%	16.2%	21.0%	24.4%	C	①
地域の町会、自治会等への参加の意思 (今後も参加するつもりはない割合)	20歳以上	51%	57.2%	62.2%	67.5%	C	①

【基本目標Ⅳ】安全・安心な保健・医療体制及び健康を支援する地域環境の整備

基本目標Ⅳは、26の指標に対し、達成 1 (3.8%)、改善 4 (15.4%)、不変 8 (30.8%)、悪化 3 (11.5%)、評価不能 10 (38.5%) という状況でした。

① 感染症対策の推進

アウトプット指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
肝炎ウイルス検診受診者数	増加	-	911人	927人	-	⑨
結核健診受診者数	増加	-	55,094人	60,310人	-	⑩

アウトカム指標

指標		目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
帰宅時と食事前どちら も手を洗っている割合	20歳以上	95%以上	46.3%	48.4%	56.3%	A	①
咳エチケットをいつ も心がけている割合	20歳以上	95%以上	82.6%	86.3%	93.4%	A	①
MR接種率	第Ⅰ期	99%以上	96.8%	97.2%	94.7%	B	⑳
	第Ⅱ期	99%以上	94.2%	94.1%	91.6%	B	㉑
BCG接種率		95%以上	96.1%	95.1%	95.6%	B	⑩
結核り患率 (人口10万対)		15以下	26.3	15.9	8.5	S	㉒

② 食品衛生の推進

アウトカム指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
食中毒発生件数	0件	3件	6件	2件	A	⑩

参考指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
監視指導件数	5,000件	-	5,753件	2,512件	-	⑩
収去検査実施数	200検体	-	252検体	164検体	-	⑩
食品衛生講習会実施数／参加者数	-	-	35回 /1,551人	33回 /1,481人	-	⑩
普及啓発イベント(消費者等衛生講習会)参加者数	-	-	330人	92人	-	⑩
食の安全に関する相談対応件数	-	-	3,575件	3,243件	-	⑩

③ 快適で安心できる生活環境の確保/公害対策等の推進

アウトプット指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
熱中症予防啓発物の配布数	増加	-	-	800枚	-	㉑

アウトカム指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
区内営業施設が原因で起こる感染症発生数	0件	0件	0件	0件	B	㉑
熱中症搬送人員	80人	80人	136人	165人	C	㉕

参考指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
チリダニ検査実施数	-	-	22検体	20検体	-	⑩
雨水マスへの薬剤投入数(延べ)	-	-	118,093か所	121,489か所	-	⑩
環境衛生関係営業施設の監視指導件数	-	-	379件	439件	-	⑩
家庭療養指導件数	-	-	156人	129人	-	⑩
環境調査実施件数	-	-	55件	41件	-	㉑

④ 動物の適正管理の推進

アウトプット指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
狂犬病予防注射済票交付数	増加	-	5,602件	6,068件	-	⑩
動物愛護教室参加者数	増加	-	36人	21人	-	㉑

アウトカム指標

指標		目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
狂犬病予防注射済票交付率	注射済票交付数／ 飼い犬の登録頭数	85%	77.3%	74.7%	69.7%	C	⑩
狂犬病等のペットに起因する重篤な感染症発生件数		0件	0件	0件	0件	B	⑫

参考指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
不妊去勢手術等費用助成件数	-	-	160件	75件	-	⑩

⑤ 健康危機管理体制の充実

アウトプット指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
災害対応訓練実施数／参加者数(見学者含む)	2回/550人	-	2回/494人	1回/202人	-	⑫
AEDの設置場所数	増加	-	112か所	139か所	-	⑫
安全・安心メール登録者数	25,000人	-	24,202人	27,892人	-	⑫

アウトカム指標

指標		目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
墨田区の災害医療の認知度	20歳以上	35%	-	28.5%	27.0%	-	①

参考指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
危機管理X(旧Twitter) フォロワー数	-	-	19,000件(R3)	24,000件	-	⑫

⑥ 地域の保健・医療体制の整備

アウトプット指標

指標	目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
在宅療養支援診療所の数	-	-	33か所(R2)	40か所	-	⑳

アウトカム指標

指標		目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
関係法規違反件数		0件	1件	0件	1件	B	⑫
かかりつけ医を持つ割合	20歳以上	80%	58.7%	56.8%	55.4%	C	①

指標		目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
かかりつけ歯科医を持つ割合【再掲】	20歳以上	80%	64.4%	62.2%	67.9%	A	①
かかりつけ薬剤師を持つ割合	20歳以上	60%	46.6%	46.7%	46.2%	B	①

参考指標

指標		目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
監視指導件数(医療機関/薬局)		-	-	22件/121件	72件/216件	-	⑩
苦情・相談件数(医療機関/薬局)		-	-	78件/23件	66件/18件	-	⑩
休日応急診療所患者数		-	-	4,027人	2,422人	-	⑩

⑦ 健康なまちづくりに向けた環境整備

アウトカム指標

指標		目標値	策定時 (H26)	中間評価時 (R1)	最終評価時 (R6)	評価	出典
墨田区に「ずっと住み続けたい」と思う区民の割合	18歳以上 ※計画策定時は20歳以上	52%	41.3%(H26)	39.0%(H30)	41.9%	B	⑱
墨田区の公園や水辺を日常的に利用している区民の割合	18歳以上	60%	43.9%(H27)	53.8%(R2)	56.5%(R7)	A	㉔

健康に関するデータの利活用

データヘルス改革の取組

国は、世界に例をみない速さで高齢化が進行する中で、社会保障制度の持続可能性を維持しながら国民の健康寿命を延伸するための施策の一つとして、「データヘルス改革」に取り組んでいます。2017年1月に「データヘルス改革推進本部」を設置し、「国民の健康確保のためのビッグデータ活用推進に関するデータヘルス改革推進計画」を策定しました。この計画では、個人情報を実際に保護しながら、健康・医療・介護のビッグデータを連結させ、研究者や保険者、民間企業等の利活用を促進することで、新たな治療法の研究開発や病気や介護の予防・重症化予防のための施策を推し進めていくということが定められています。

データでみる区の課題

区では、国の動向を踏まえ、区民の健康に関するデータの利活用に取り組んでいます。2024(令和6)年度の区の高齢化率は約21%で、国連の定義では、65歳以上の人口が21%をこえると「超高齢社会」と呼ばれます。区の高齢化率は今後も上昇すると予測されており、それに伴う医療・介護需要の増加は地域の生活や暮らしへ大きな影響を与えることとなります。このような社会変化の中で、地域の健康を支え、こどもから高齢者までの一人ひとりの健康寿命を延ばしていくことが課題です。

分析結果の活用

その中で、2024(令和6)年度から、区民の健診や医療、介護に関するデータを用いて区健康課題等を分析し、科学的根拠に基づいた効果的な施策の立案に役立てています。こういったデータに基づく分析結果から政策を立案する手法をEBPM(証拠に基づく政策立案)といい、経験などに頼らずに科学的根拠に基づいて政策を立案し、評価していくことが重要といわれています。

分析結果は、イラストや図表等を用いて「見える化」した『すみだ健康カルテ』としてまとめ、区ホームページ上に公開しています。すみだ健康カルテは、区民の一人ひとりが自身や身近な人たちの健康のため、また、区の健康づくりに係る人たちが区民の健康のために活用してもらうことを目的として作成しています。



EBPMの詳細は
P.77 **コラム8**へ

すみだ健康カルテの詳細は
P.131 **コラム18**へ



第3章

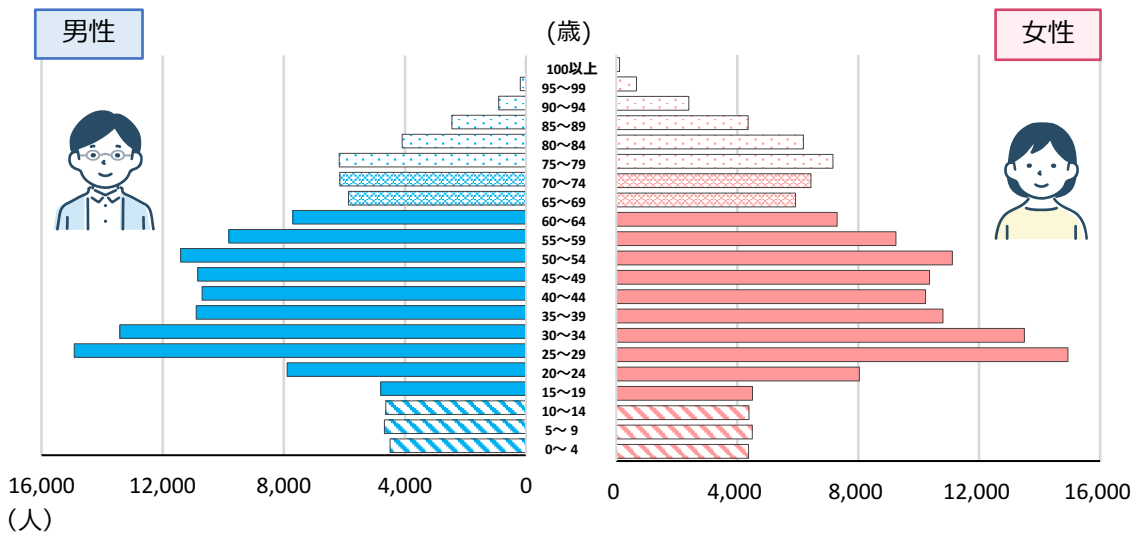
区の健康づくりを取り巻く現状

※第3章のグラフの見方についてはP.66をご参照ください。

区の概況データ

■ 5歳年齢階級別人口構成比（令和7年7月）

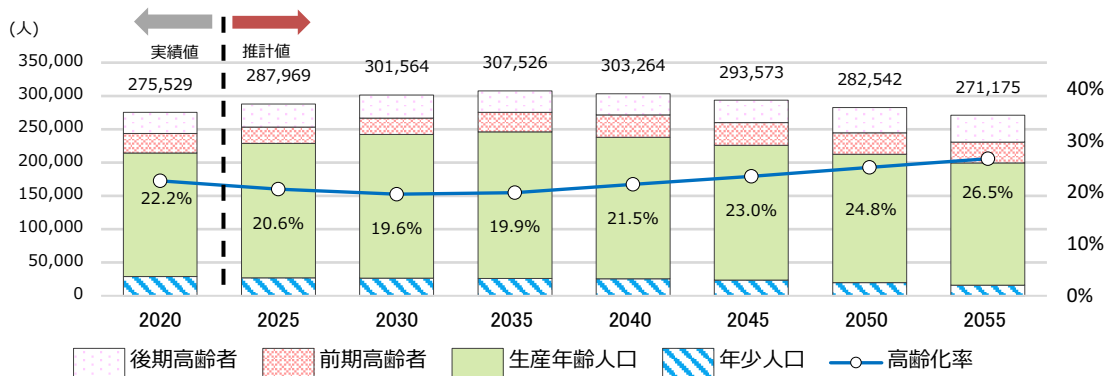
区の総人口は28.8万人です。国と比べると男女とも20代後半にピークがあり、次いで30代前半、第二次ベビーブーム世代の50代前半となっています。



出典：墨田区住民基本台帳

■ 年齢区分別人口推移と将来推計

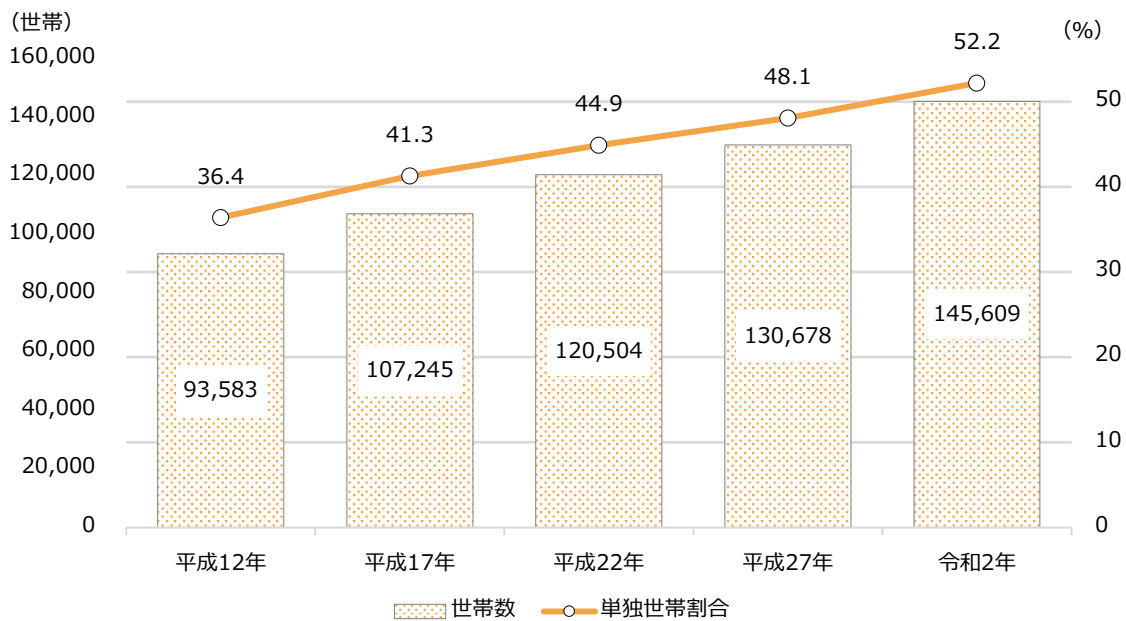
将来推計人口は微増しますが、2035（令和17）年にはピークを迎えその後減少に転じ、国内で高齢者人口が最も多くなると想定される2040（令和22）年には、高齢化率が21.5%となり、増加し続けます。また、2040（令和22）年以降は、後期高齢者（75歳以上）人口も増加し続け、2055（令和37）年には高齢化率は26.5%になると予想されています。



出典：墨田区人口ビジョン（令和4年3月）

■世帯数の推移

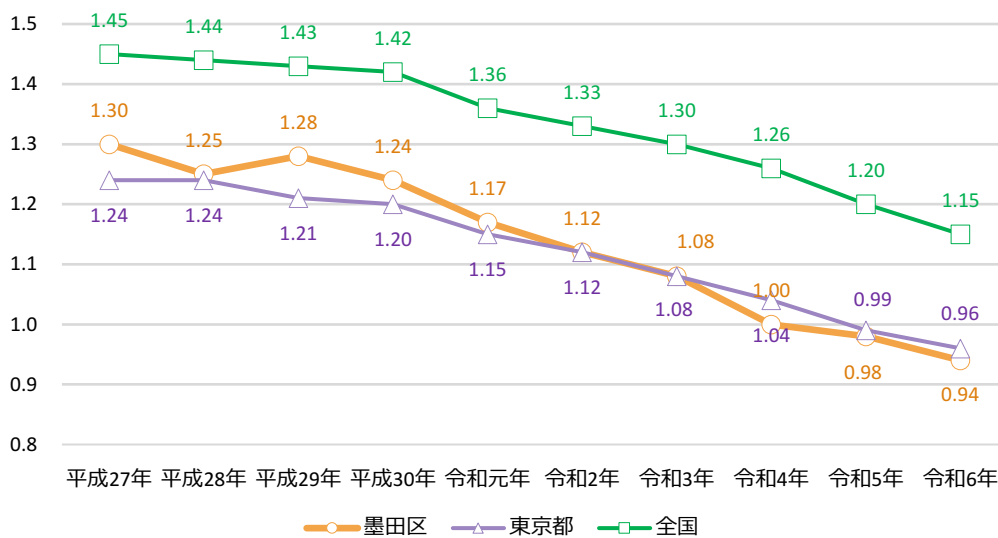
区の家帯数は、2020（令和2）年で145,609家帯となっており、年々増加傾向にあります。特に単独家帯の割合の増加が著しく、2020（令和2）年は52.2%と半数をこえています。



出典：国勢調査（総務省統計局）（各年10月1日現在）

■合計特殊出生率

区の家計特殊出生率※は、国よりも低い状態で都をやや上回る水準が続いていました。2015（平成27）年をピークに減少し続け、2020（令和2）年以降は都とほぼ同じ水準～やや低い水準で推移しています。

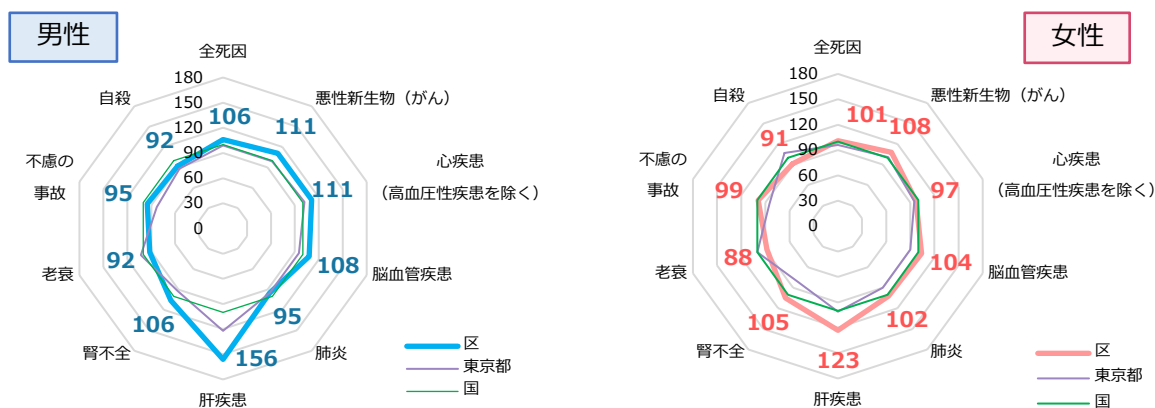


※合計特殊出生率：15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。

出典：区（令和6年） 令和7年度版行政基礎資料集（墨田区）
 区（平成27～令和5年）・都 人口動態統計（東京都保健医療局）
 国 人口動態統計（厚生労働省）

■疾患別SMR（標準化死亡比）※（平成30年～令和4年）

疾患別SMRをみると、悪性新生物（がん）、脳血管疾患、肝疾患、腎不全について、男女とも国及び東京都平均よりも高くなっています。

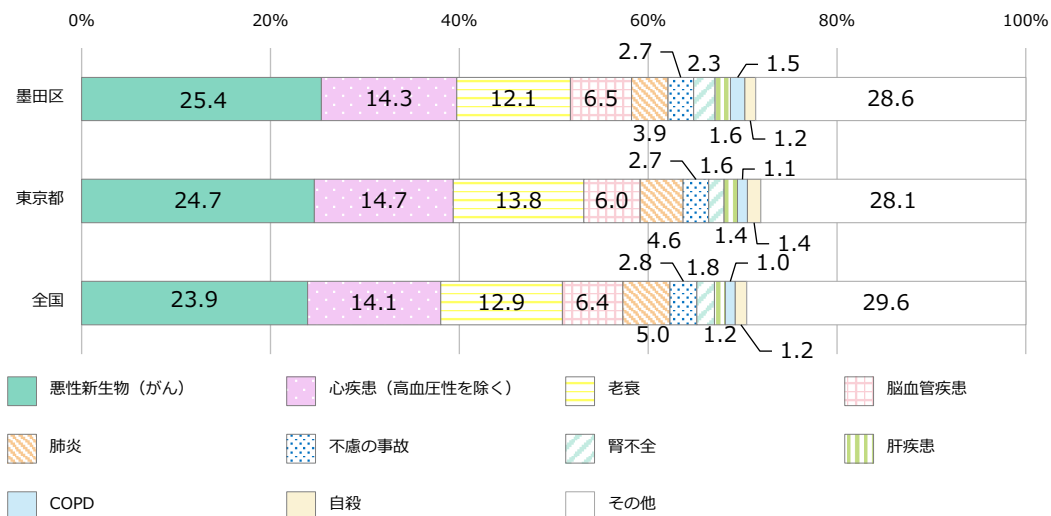


出典：国立保健医療科学院

※SMR（標準化死亡比）：年齢構成が異なる地域間において、死亡状況を比較するための指標で、実際の死亡数と期待（予測）される死亡数の比を示す。国の平均を100としており、数字が多い地域は死亡率が高いと判断される。

■主要死因の割合（令和6年）

三大疾病といわれる「がん」、「心疾患」、「脳血管疾患」による死亡者は、総死亡者数の半数近くを占めており、国、都、区のいずれにおいても同じような傾向となっています。三大疾病の中でも、最も割合が高い「がん」は、次いで割合が高い「心疾患」と比べ、1.7～1.8倍となっています。



出典：区 令和7年度版行政基礎資料集（墨田区）
都 人口動態統計（東京都保健医療局）
国 人口動態統計（厚生労働省）

■年齢別主要死因（令和2年～令和6年 合計）

10代・20代・30代の死因の第1位は自殺となっています。また、40代以降の第1位は悪性新生物です。

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
0～9歳	悪性新生物 周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害 その他分類されないもの			敗血症 循環器系の先天奇形	
10代	自殺	その他分類されないもの	悪性新生物 COPD その他の外因		
20代	自殺	悪性新生物 不慮の事故 その他分類されないもの			脳血管疾患
30代	自殺	悪性新生物	心疾患 脳血管疾患		肝疾患
40代	悪性新生物	心疾患 脳血管疾患		自殺	肝疾患
50代	悪性新生物	心疾患	肝疾患	その他分類されないもの	脳血管疾患
60代	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	その他分類されないもの	肝疾患
70代	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	その他の呼吸器系の疾患	その他分類されないもの
80代以上	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	その他の呼吸器系の疾患

出典：人口動態統計より区独自に算出

基本目標 I の関連データ

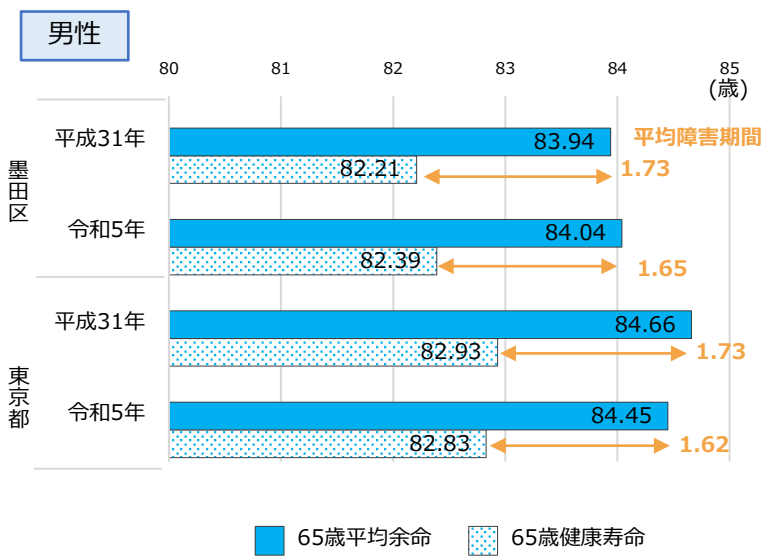
■ I 65歳健康寿命（要介護2）と65歳の平均余命の比較／平均寿命

区の2023（令和5）年の65歳健康寿命は、男性82.39歳（23区中15位）、女性85.90歳（23区中16位）で、2019（平成31）年と比べて男女ともに延伸しており、平均障害期間は、男性で0.08歳、女性で0.34歳短くなっています。

また、2020（令和2）年の平均寿命は、男性80.7歳（23区中19位）、女性87.2歳（23区中20位）となっています。

65歳健康寿命（要介護2）と65歳平均余命の比較

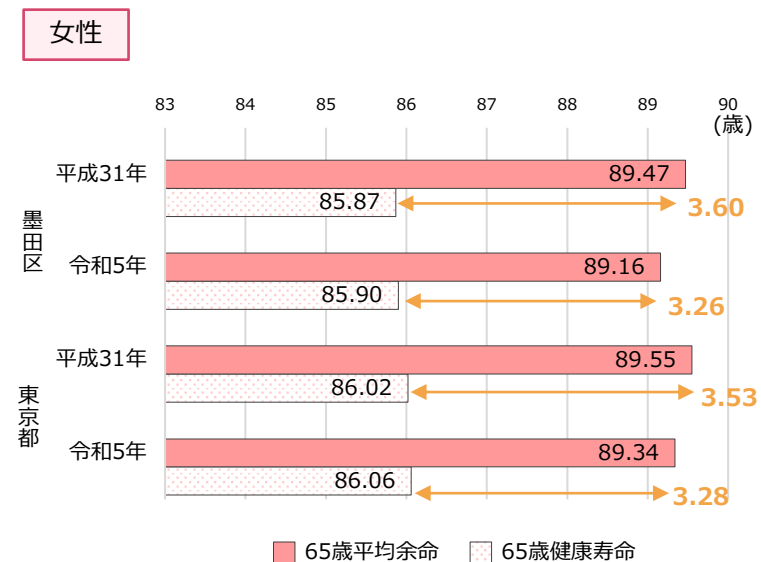
平均寿命（令和2年）



男性の平均寿命

80.7歳
(東京都81.8歳)

23区中19位



女性の平均寿命

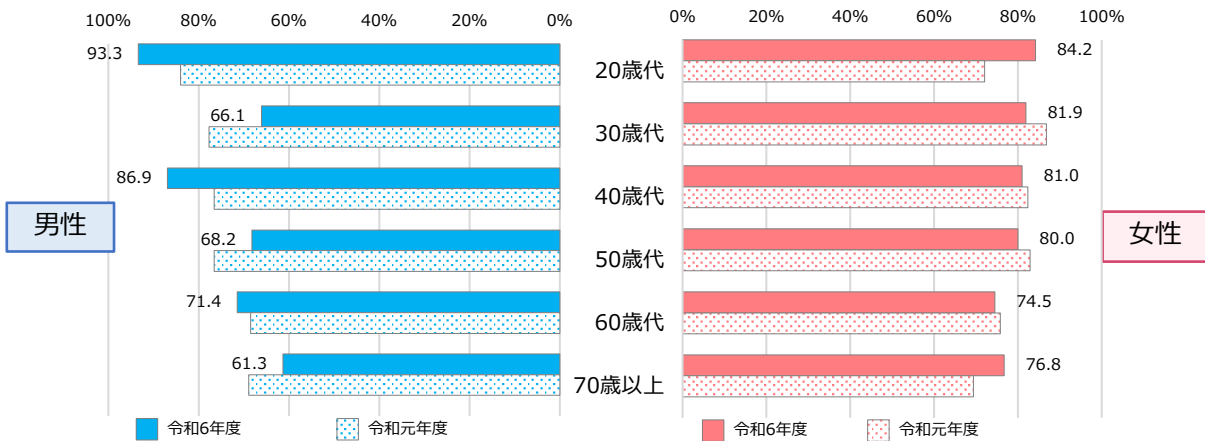
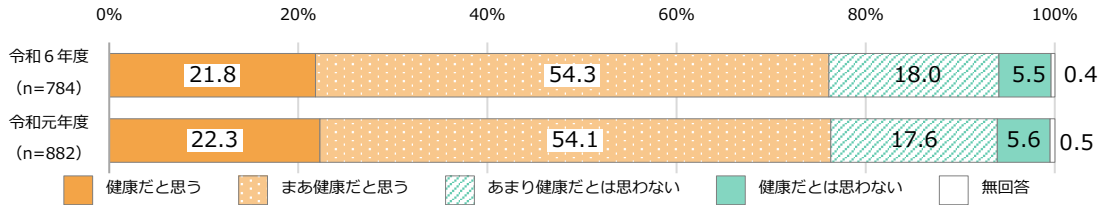
87.2歳
(東京都87.9歳)

23区中20位

出典：(健康寿命) 都内各区市町村の65歳健康寿命（各年）（東京都保健医療局）
(平均寿命) 市区町村別生命表（厚生労働省ホームページ）

■ I 主観的健康観

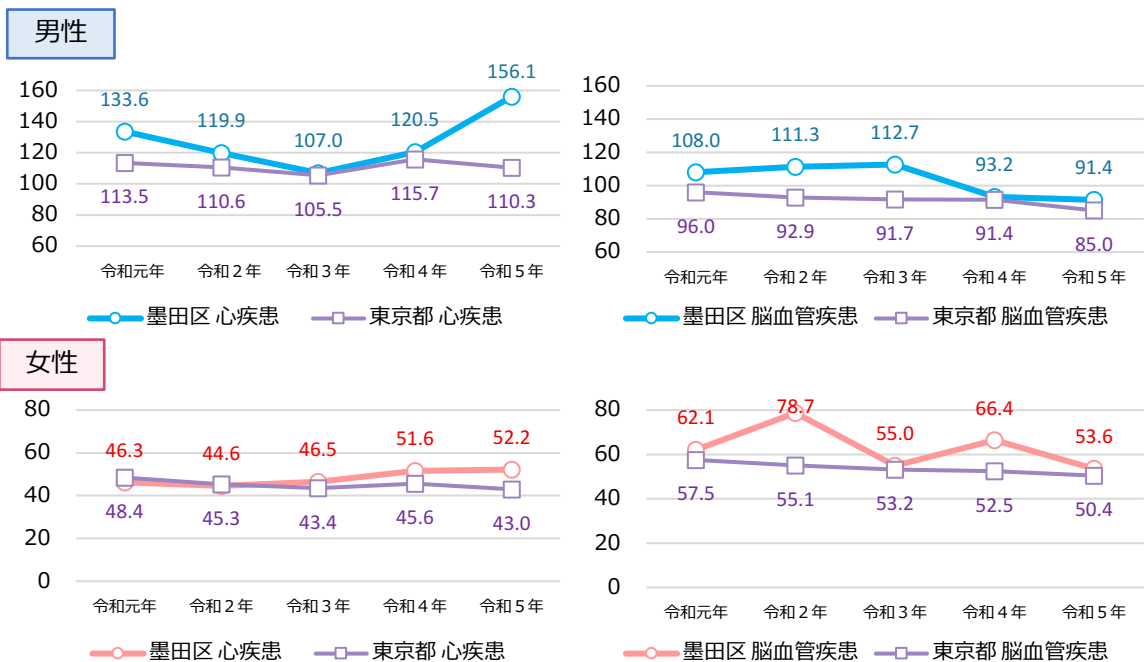
健康だと思う区民の割合は21.8%で、まあ健康だと思う割合（54.3%）とあわせると76.1%が健康だと思っています。2019（令和元）年度と比べて大きな変化はみられません。



出典：「健康」に関する区民アンケート調査

■ I-① 虚血性心疾患・脳血管疾患年齢調整死亡率（人口10万対）

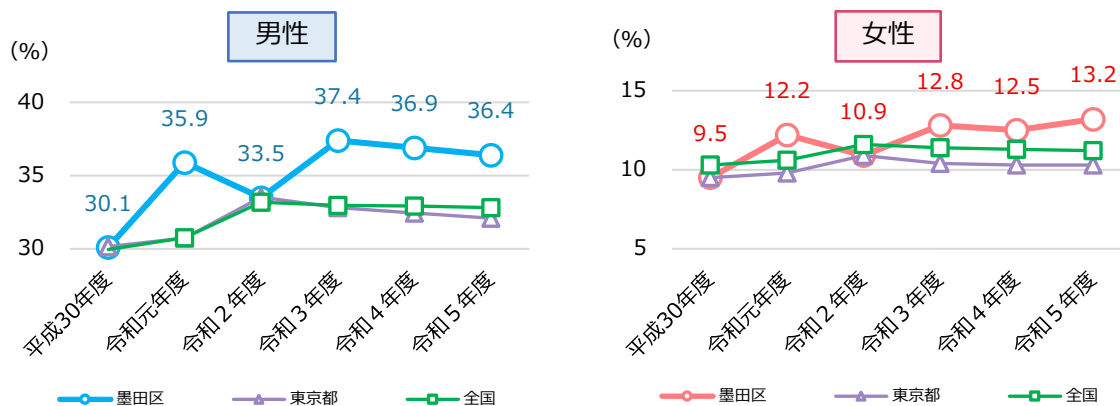
虚血性心疾患・脳血管疾患の死亡率は、都を上回る状態が続いています。特に、令和5年の男性の心疾患については都より大幅に高くなっています。



出典：人口動態統計より区独自に算出

■ I-① メタボリックシンドローム該当者（40歳以上74歳以下）の推移

メタボリックシンドローム該当者の割合は年々増加しており、国・都と比べても男女ともに高い状況です。



出典：区 特定健康診査等の実施状況に関する結果報告（厚生労働省）
都・国 特定健康診査・特定保健指導に関するデータ（厚生労働省）

■ I-① 人工透析医療費助成認定患者数

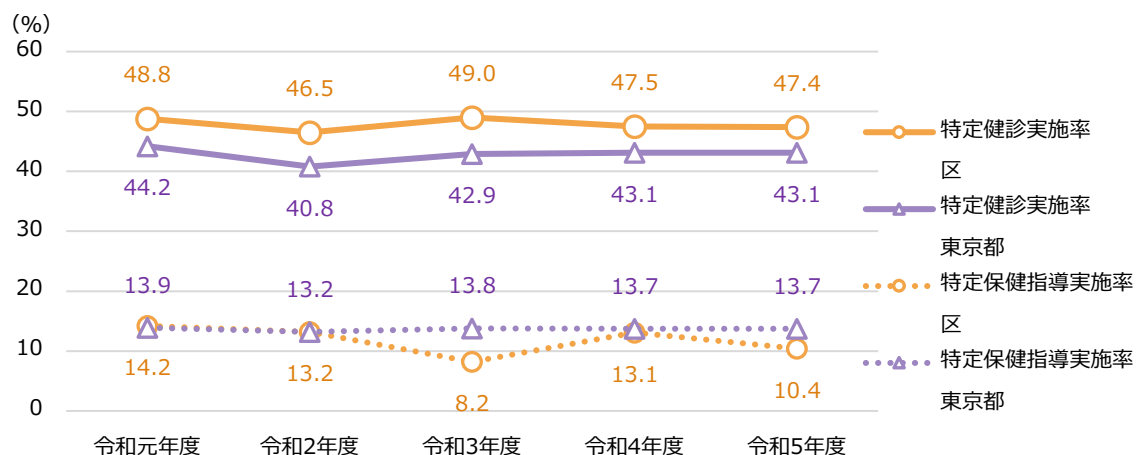
人工透析を必要とする区民は、年々増加傾向にあります。



出典：福祉・衛生統計年報（東京都保健医療局）

■ I-① 特定健診・特定保健指導の実施状況

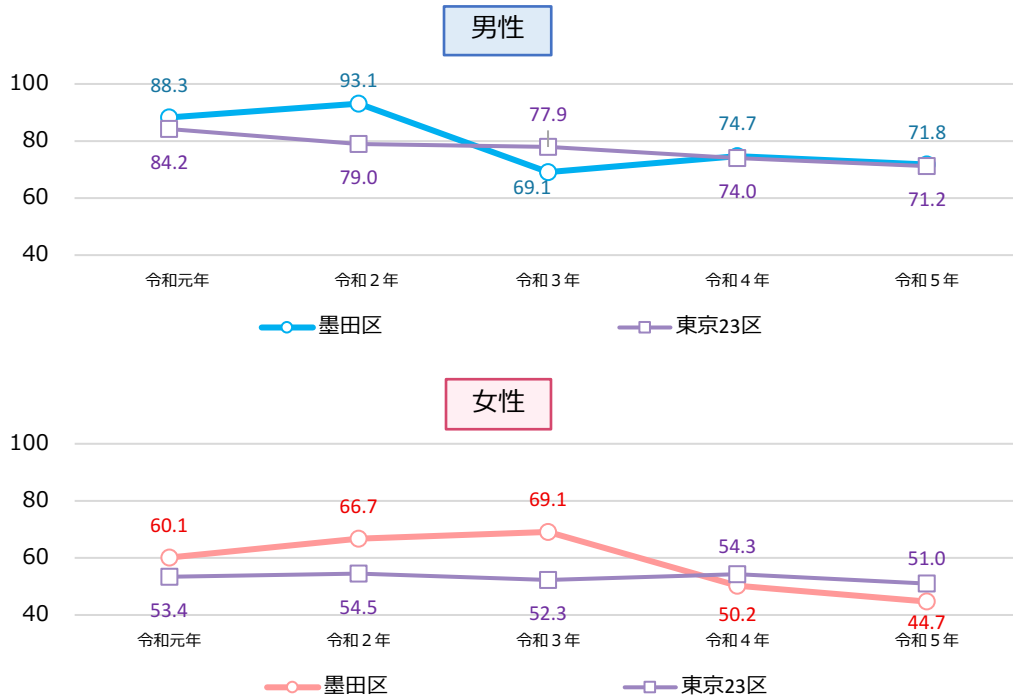
特定健診受診率は都と比べると高くなっていますが、特定保健指導の実施率は令和4年以降都を下回って推移しています。



出典：特定健康診査等の実施状況に関する結果報告（厚生労働省）

■ I-② 全がん75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対）

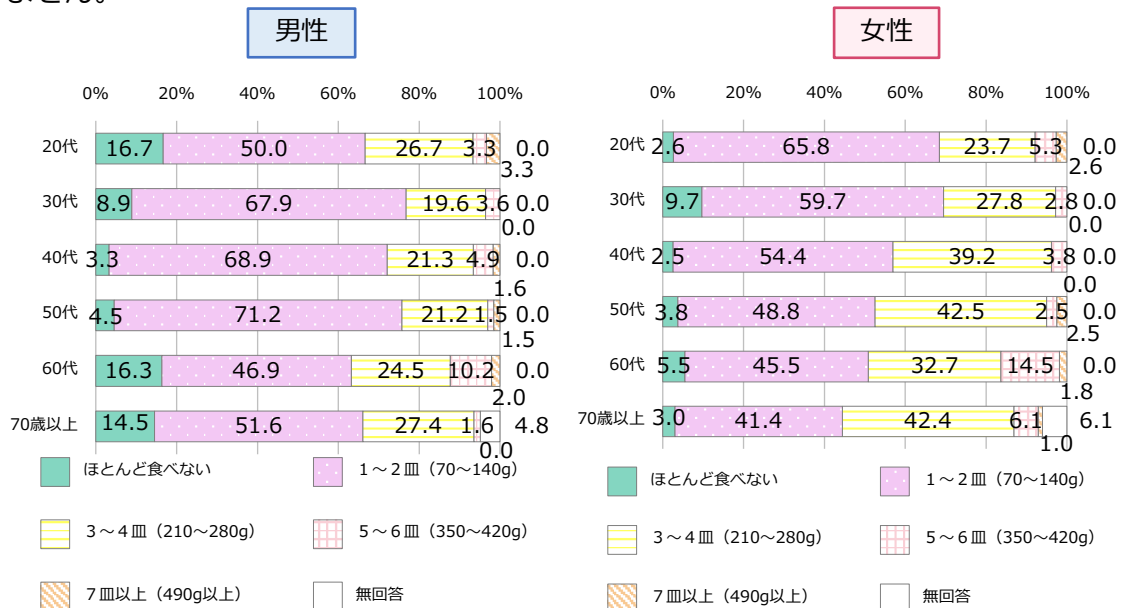
2022（令和4）年及び2023（令和5）年の、がんの75歳未満年齢調整死亡率は、男性では東京23区と同程度であり、女性では東京23区を下回っています。



出典：東京都ホームページ「受けよう！がん検診」

■ I-③ 1日の野菜摂取量（令和6年度）

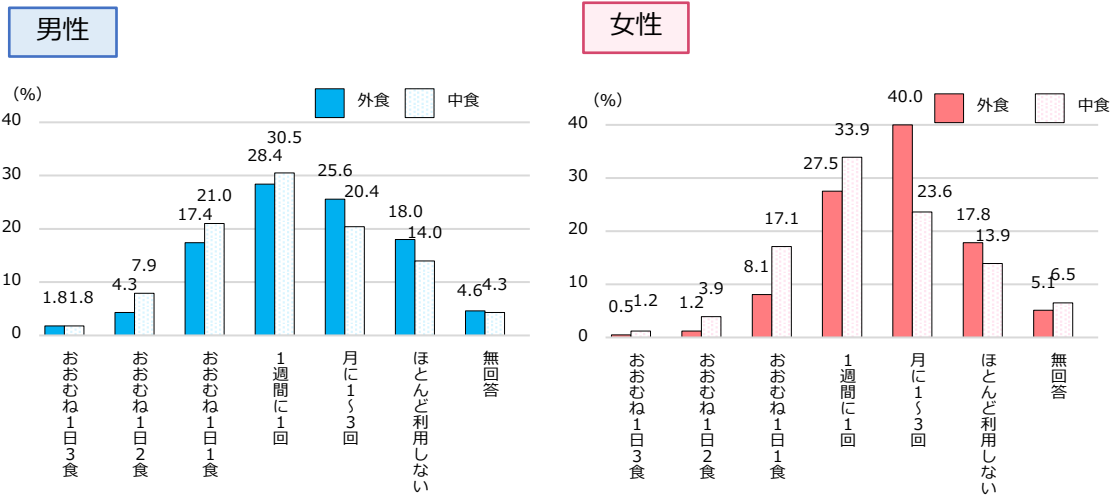
1日の野菜摂取量を皿数で考えた場合、男性はどの年代も1～2皿（70～140g）が多く、女性は20代～60代は1～2皿（70～140g）、70歳以上は3～4皿（210～280g）の割合が多くなっています。いずれの年代も国の推奨量（350g）に達していません。



出典：「健康」に関する区民アンケート調査

■ I-③ 外食や中食の利用頻度（令和6年度）

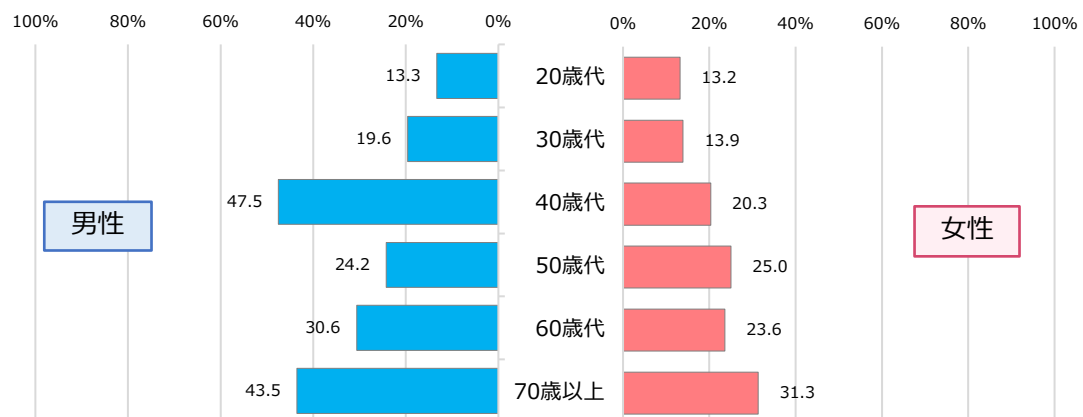
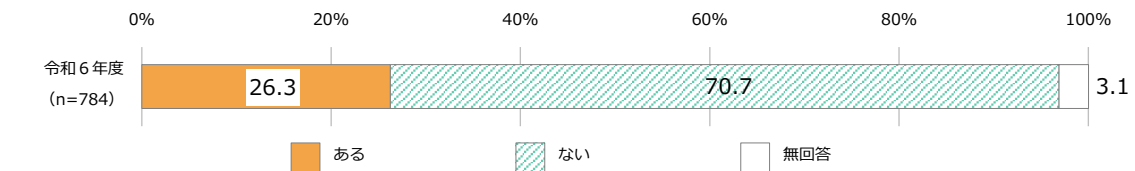
外食や中食（総菜や弁当）の利用頻度をみると、男性では外食・中食とも1週間に1回が高く、女性では月に1～3回の外食、1週間に1回の中食が高くなっています。



出典：「健康」に関する区民アンケート調査

■ I-④ 運動習慣のある割合（令和6年度）

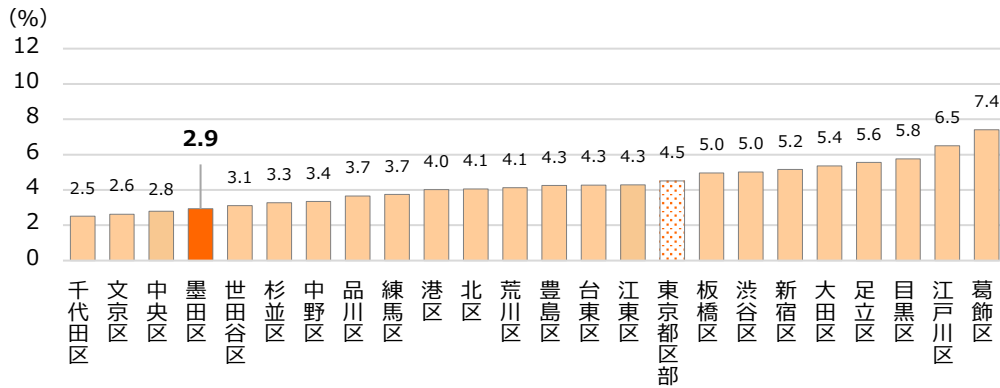
運動習慣のある区民の割合は26.3%、運動習慣のない区民の割合は70.7%となっています。運動習慣のある区民の割合は女性より男性で高く、概ね高齢層ほど高くなっています。



出典：「健康」に関する区民のアンケート調査

■ I-⑤ 3歳児のう歯（むし歯）のある割合（令和5年度）

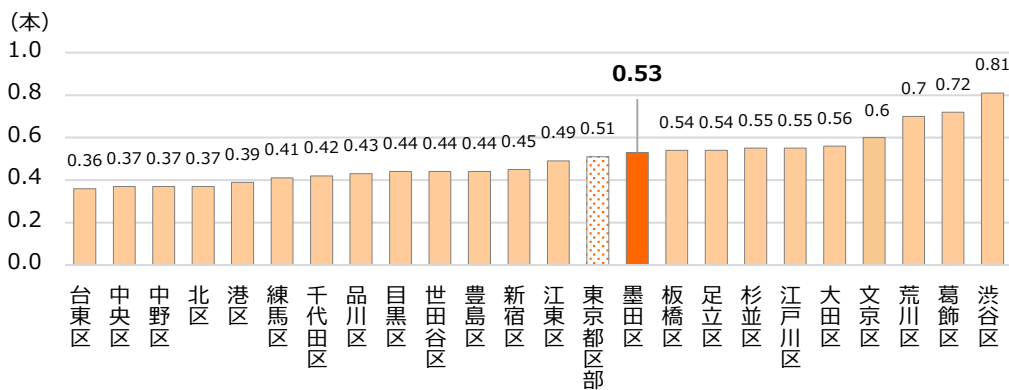
3歳児のう歯（むし歯）のある割合は2.9%で、23区のうち4番目に少なくなっています。



出典：東京の歯科保健

■ I-⑥ 中学1年生の永久歯のう歯（むし歯）経験歯数（DMFT指数）（令和5年度）

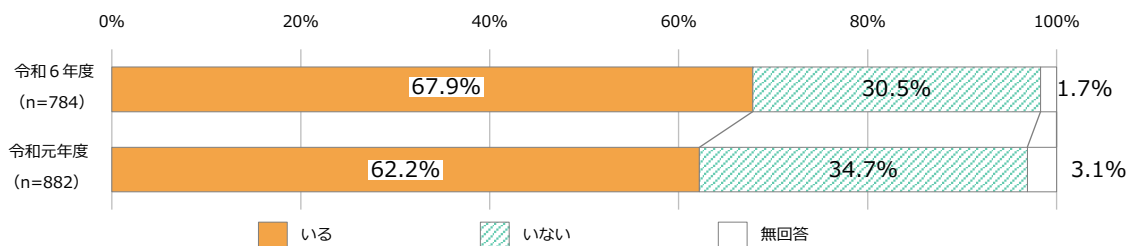
中学1年生のう歯（むし歯）の経験歯数は0.53本で、23区平均（0.51本）より多くなっています。



出典：東京の歯科保健

■ I-⑦ かかりつけ歯科を持っている割合

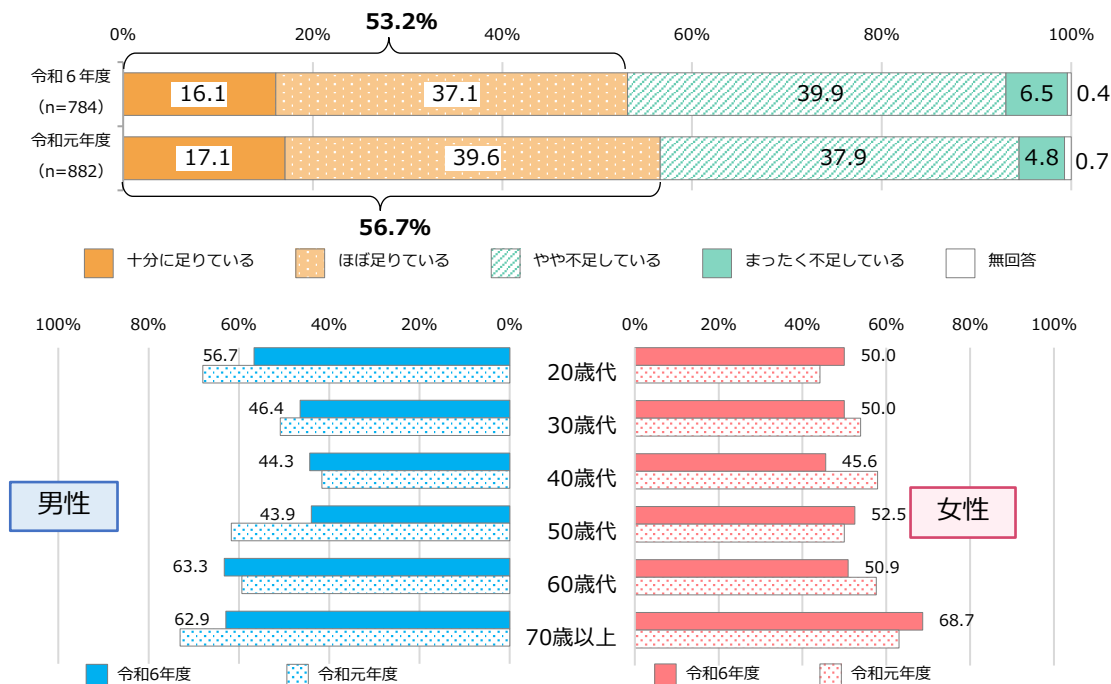
かかりつけ歯科を持っている割合は、2024（令和6）年度は67.9%、2019（令和元）年度は62.2%で、5.7ポイント増えています。



出典：「健康」に関する区民アンケート調査

■ I-⑥ 睡眠が足りている割合

睡眠が十分足りている区民の割合は16.1%で、これに睡眠がほぼ足りている区民の割合37.1%をあわせた「睡眠が足りている割合」は53.2%となっています。

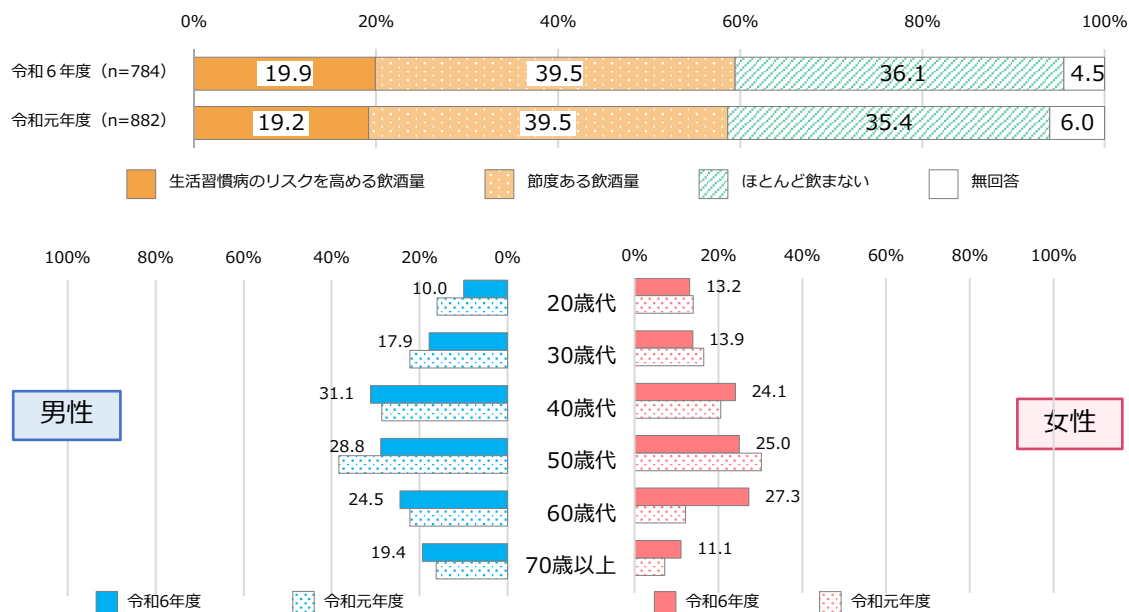


出典：「健康」に関する区民アンケート調査

■ I-⑦ 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合

生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している区民の割合は19.9%、節度ある飲酒量の区民の割合は39.5%、ほとんど飲まない区民の割合は36.1%となっています。

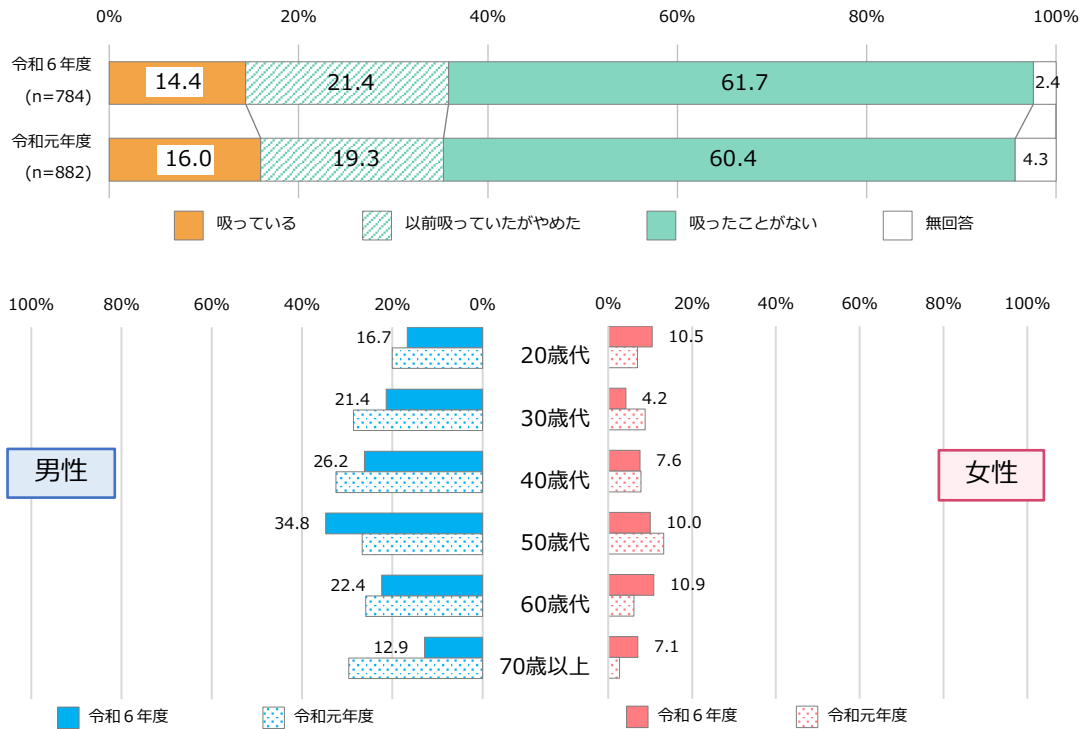
※「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者」とは、1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g、女性20g以上の者として算出している。



出典：「健康」に関する区民アンケート調査

■ I-⑦ たばこを吸っている割合

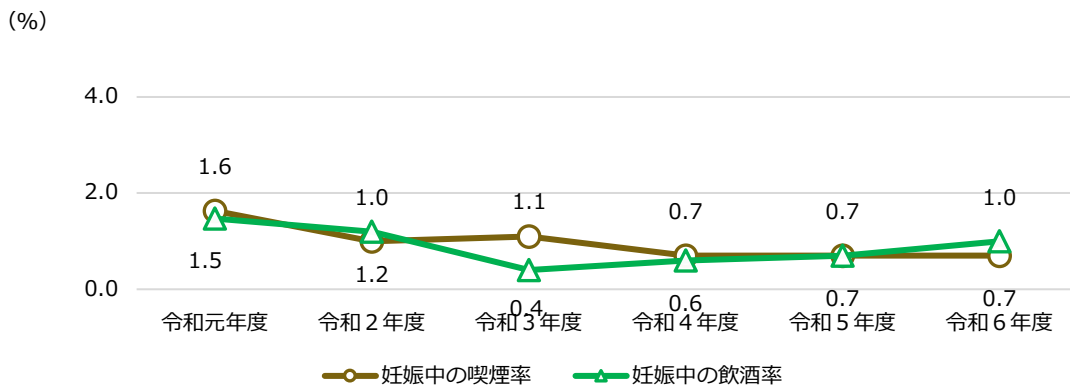
たばこを吸っている割合は、2024（令和6）年度14.4%と2019（令和元）年度の16.0%より1.6ポイント低下しています。性別年齢階層別にみると2019（令和元）年度に比べ男性では50歳代を除き減少しており、女性はどの年代も男性と比べて割合が低くなっています。



出典：「健康」に関する区民アンケート調査

■ I-⑧ 妊娠中の喫煙率/飲酒率

妊娠中の喫煙率は低下傾向にあります。妊娠中の飲酒率は2021（令和3）年度まで低下傾向にありましたが、2022（令和4）年度以降ほぼ横ばいです。

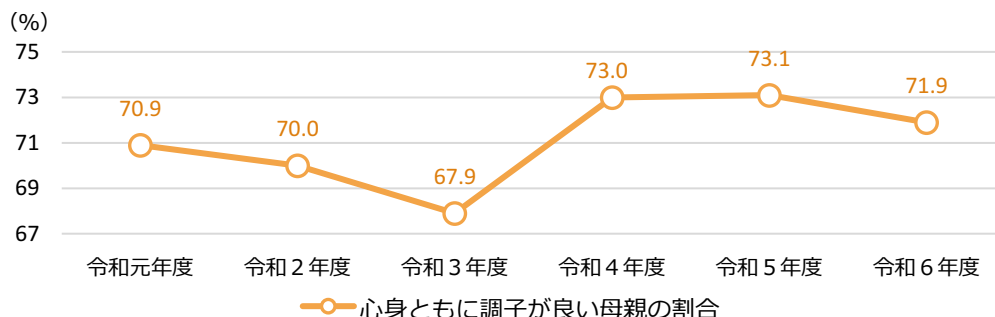


出典：乳児検診アンケート

基本目標Ⅱの関連データ

■Ⅱ 心身ともに調子がよい母親の割合

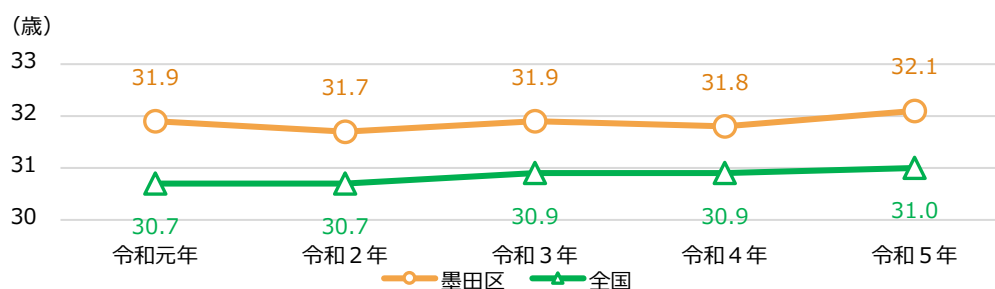
心身ともに調子がよい母親の割合は、70%前後で推移しています。



出典：1歳6か月健診アンケート

■Ⅱ-①-1 平均出産時年齢

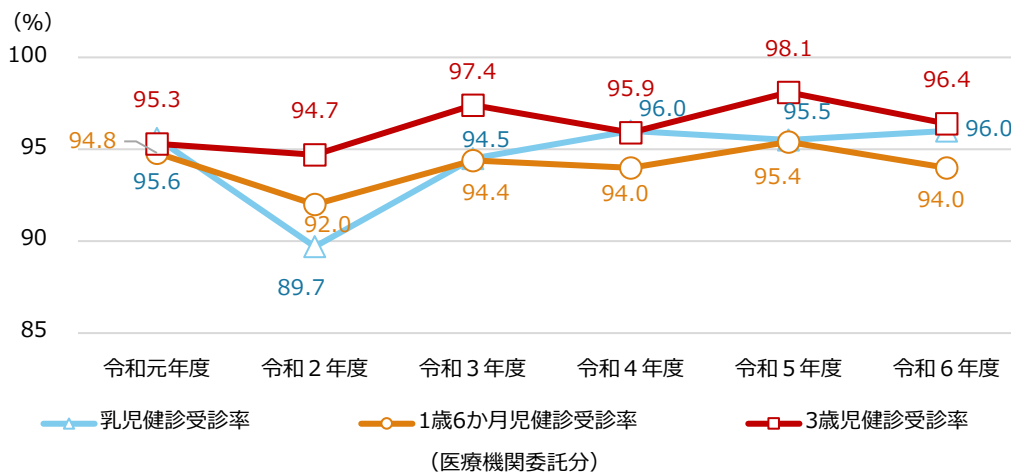
女性の初産年齢は年々上昇しています。



出典：区 健康情報システム
国 人口動態統計（厚生労働省）

■Ⅱ-①-2 乳児、1歳6か月児、3歳児健診受診率

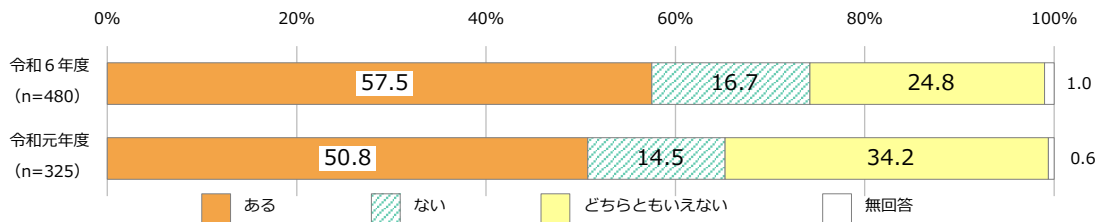
乳幼児健診受診率は2021（令和3）年度以降、横ばい傾向がみられ、2024（令和6）年度は、乳児健診96.0%、1歳6か月児健診94.0%、3歳児健診96.4%となっています。



出典：墨田区の福祉・保健

■ II-①-3 自分の健康に関心のある中学生の割合

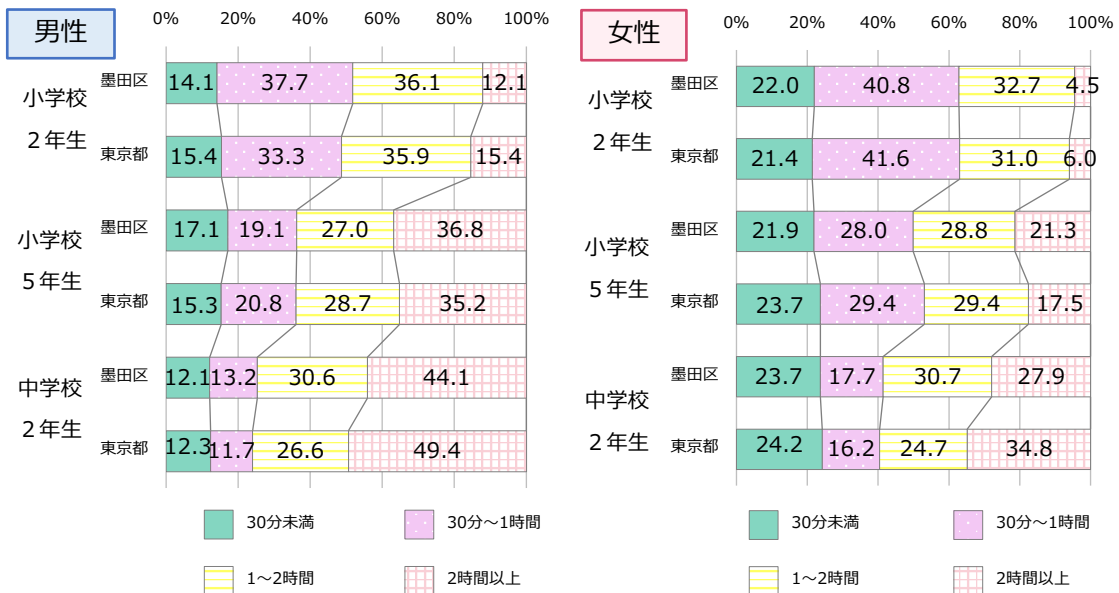
2024（令和6）年度の自分の健康に関心のある中学生の割合は57.5%で、2019（令和元）年度と比べて、6.7ポイント増えています。



出典：「健康」に関する区民アンケート調査

■ II-①-3 運動する児童・生徒の割合（令和6年度）

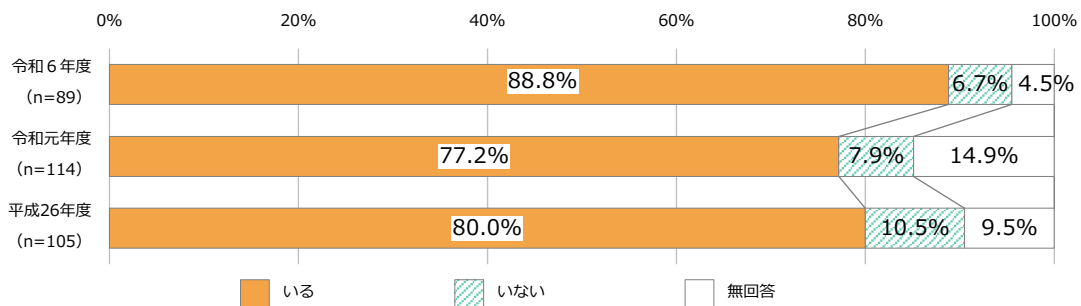
60分以上運動をする児童・生徒の割合は、男女ともに都の平均よりも低くなっています。



出典：東京都教育委員会 児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査

■ II-①-4 かかりつけ医を持つこどもの割合

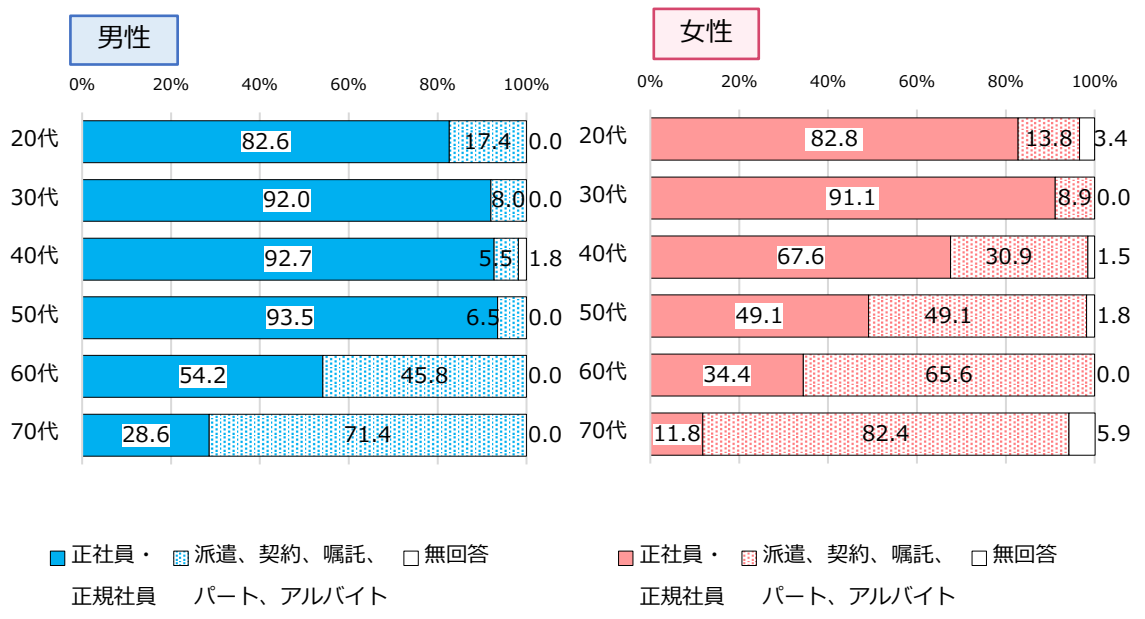
令和6年度のかかりつけ医がいるこどもの割合は88.8%で、かかりつけ医がいる割合は増えています。



出典：「健康」に関する区民アンケート調査

■ II-② 働く女性の正規・非正規雇用の状況（令和6年度）

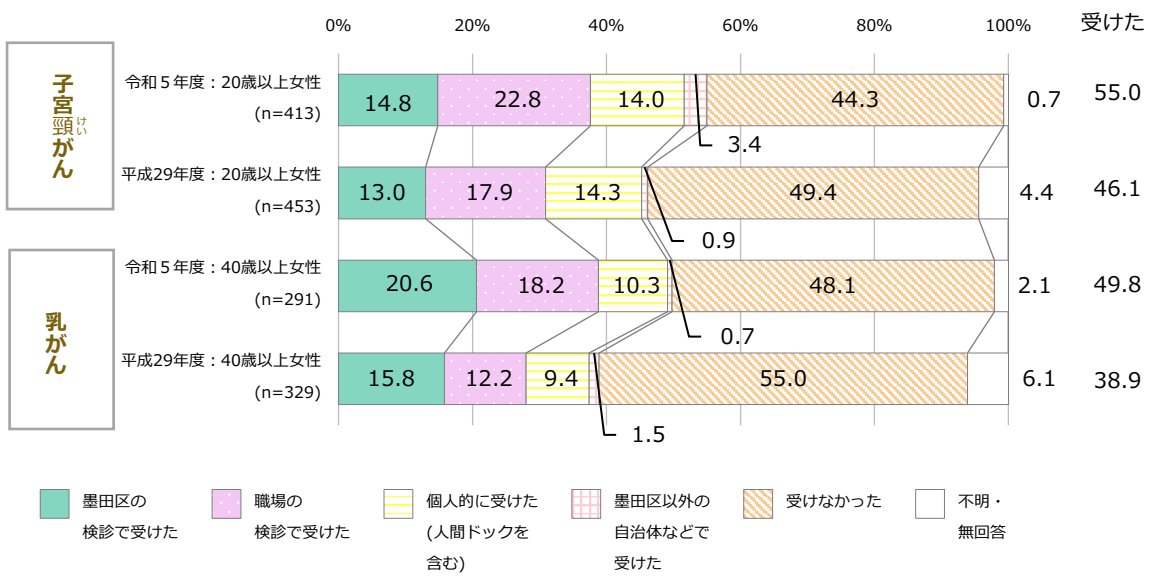
男性に比べて女性は非正規雇用の割合が概ね高くなっています。



出典：「健康」に関する区民アンケート調査

■ II-② 子宮頸がん・乳がん検診受診率

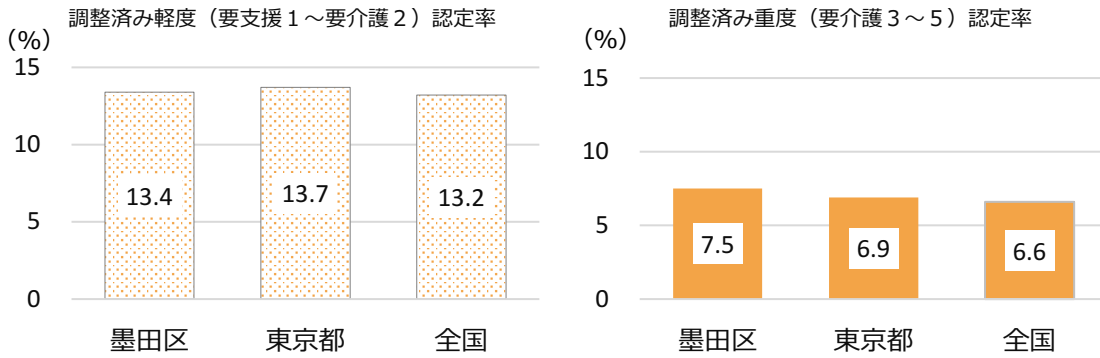
2023（令和5）年度では、子宮頸がん検診を受けた割合は50%をこえており、平成29年度と比べて高くなっています。また、乳がん検診についても、2017（平成29）年度と比べて10ポイント以上高くなっています。



出典：がんに関する区民意識調査

■ II-㉔ 調整済み要介護認定率（令和6年度）

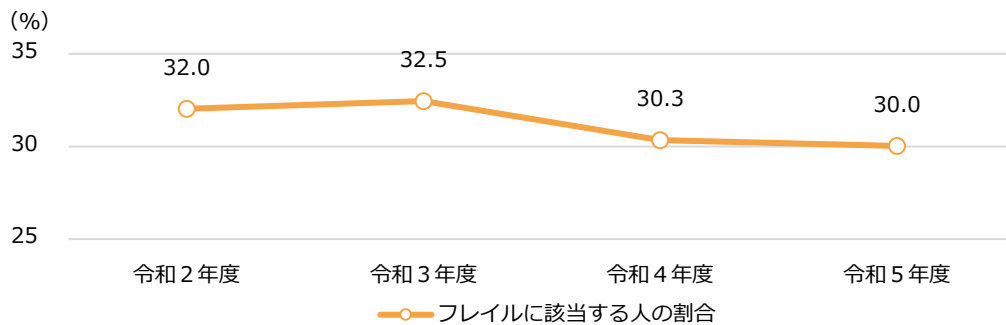
区の調整済み認定率（全国平均の性別・年齢構成を標準的な人口構成として調整を行ったもの）は、軽度認定者で13.4%、重度認定者で7.5%となっており、両者とも国を上回っており、特に重度認定者で国を0.9ポイント上回っています。



出典：地域包括ケア「見える化」システム

■ II-㉕ 75歳以上のフレイルの割合

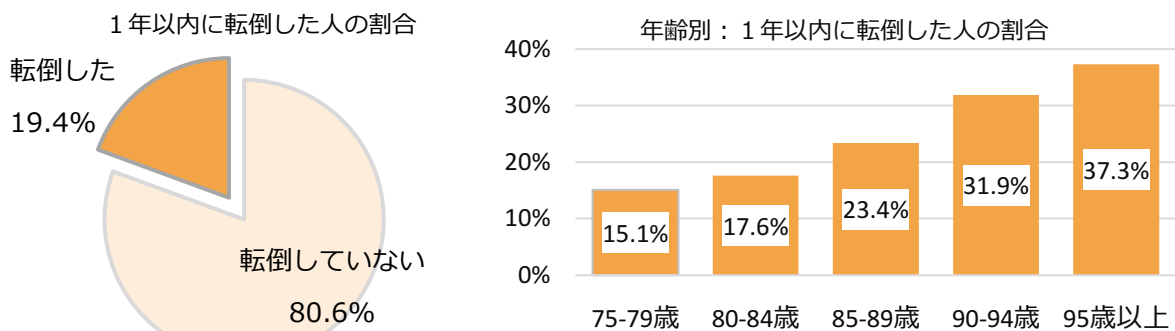
後期高齢者健診を受診した区民のうちフレイルに該当する人の割合は、2023（令和5）年度で30.0%でした。直近4年間の推移から、わずかに下降傾向がみられます。



出典：墨田区所管データ

■ II-㉖ 1年以内に転倒した人の割合（75歳以上）（令和5年度）

1年以内に転倒したことの75歳以上の人は5人に1人の割合となっており、年齢を重ねるほど割合が高くなる傾向がみられます。

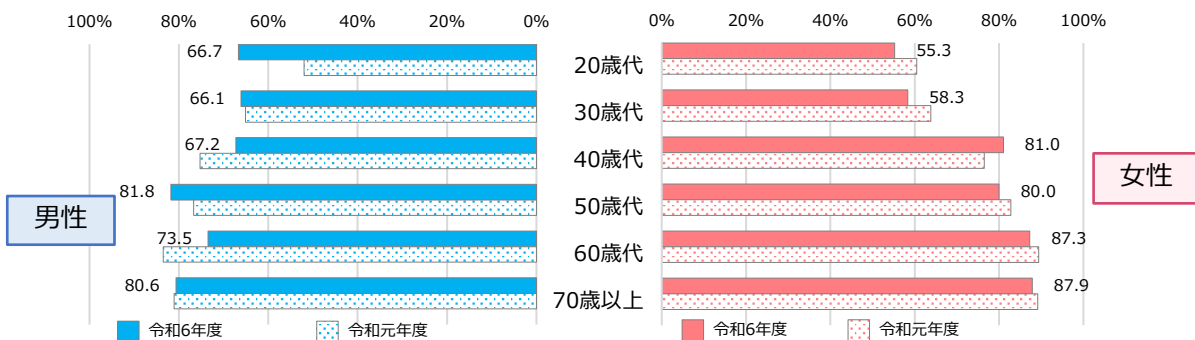
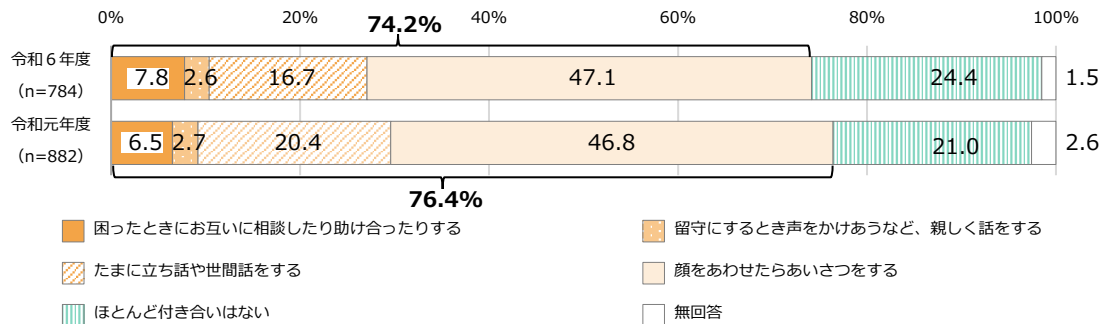


出典：墨田区後期高齢者の質問票データ

基本目標Ⅲの関連データ

■Ⅲ 近所付き合いのある人の割合

近所付き合いのある人の割合は、年代が上がるにつれて高くなる傾向があります。

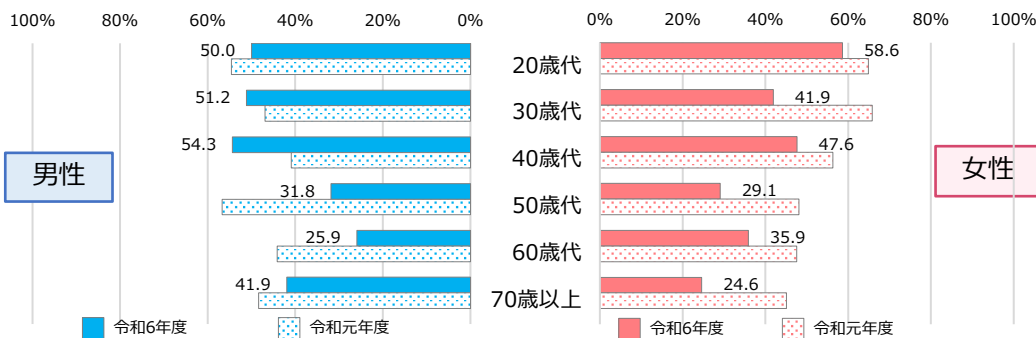
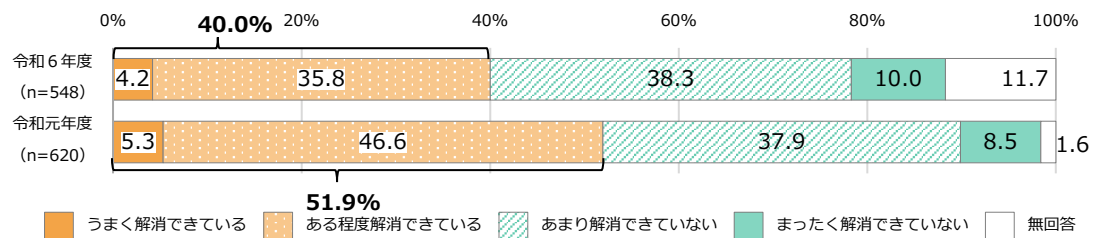


※「困ったときお互いに相談したり助け合ったりする」「留守にするとき声をかけあうなど、親しく話をする」「たまに立ち話や世間話をする」「顔をあわせたらあいさつをする」、を合わせた、近所付き合いのある人の割合。

出典：「健康」に関する区民アンケート調査

■Ⅲ 不安やストレスを解消できている人の割合

不安やストレスを解消できている人の割合は、2024（令和6）年度は2019（令和元）年度に比べ11.9ポイント低くなっています。

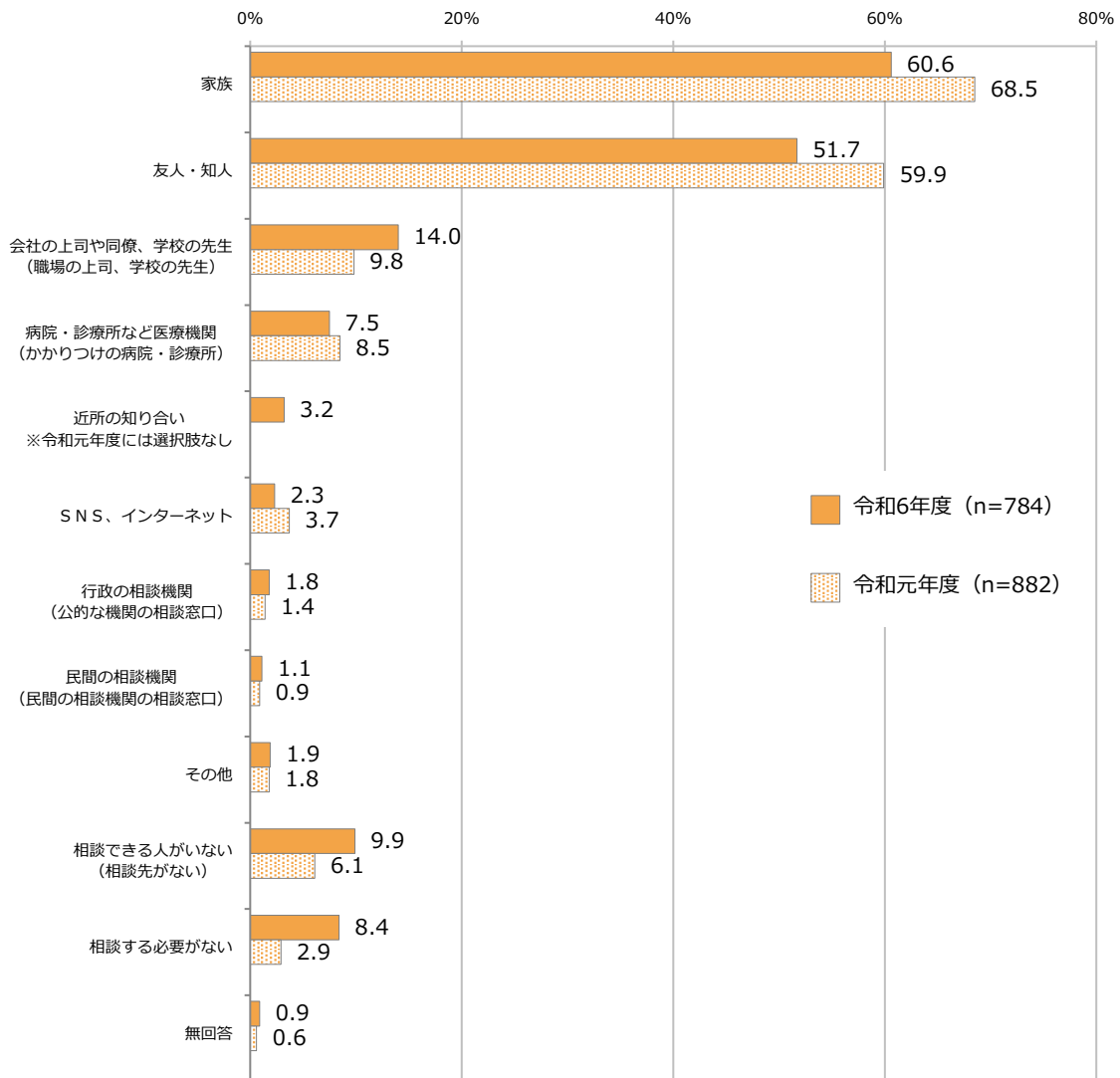


出典：「健康」に関する区民アンケート調査

■ Ⅲ-① 悩みの相談相手

悩みを話したり相談したりする相手は、「家族」が60.6%で最も高く、「友人・知人」が51.7%、会社の上司や同僚、学校の先生が14.0%となっています。

2024（令和6）年度の悩みを相談できる人がいない割合は9.9%で、2019（令和元）年度の6.1%と比べて3.8ポイント増えています。

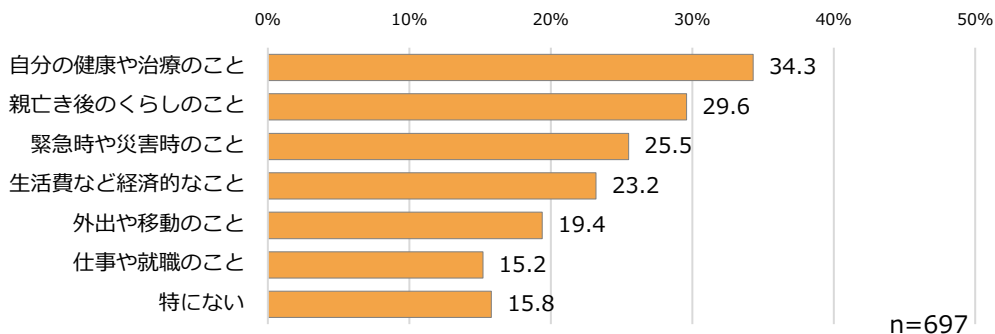


※括弧は令和元年度調査時の選択肢

出典：「健康」に関する区民アンケート調査

■ Ⅲ-① 障害者の悩んでいること、相談したいこと（令和4年度）

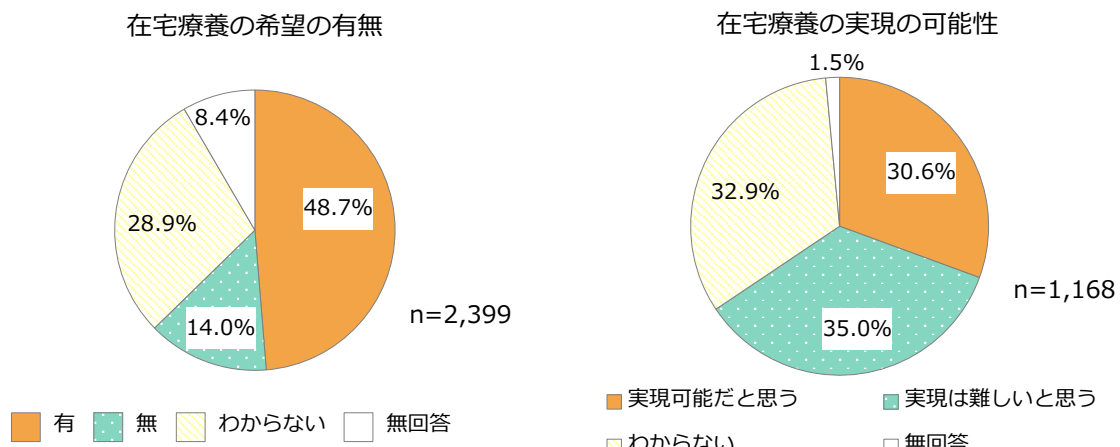
「自分の健康や治療のこと」が34.3%と最も高くなっています。



出典：「第6期墨田区障害者行動計画」「【第7期】墨田区障害福祉計画・【第3期】墨田区障害児福祉計画」策定のためのアンケート調査

■ Ⅲ-② 在宅療養の希望の有無（令和4年度）

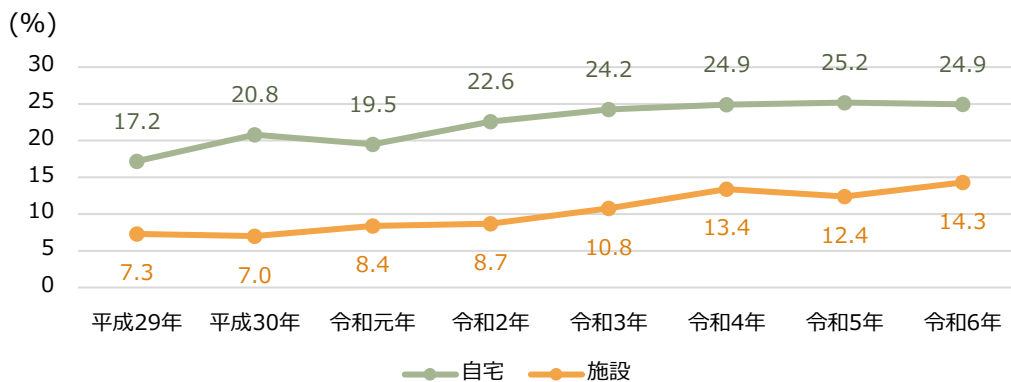
長期療養が必要になった時、「在宅での生活を希望する」人は48.7%となっていますが、在宅療養の実現が可能だと思う割合は30.6%となっています。



出典：墨田区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

■ Ⅲ-② 死亡場所（65歳以上）

高齢者の死亡場所をみると、自宅や施設で亡くなる方が少しずつ増えています。



出典：人口動態統計（東京都保健医療局）

■ Ⅲ-⑤ 精神科長期入院患者数

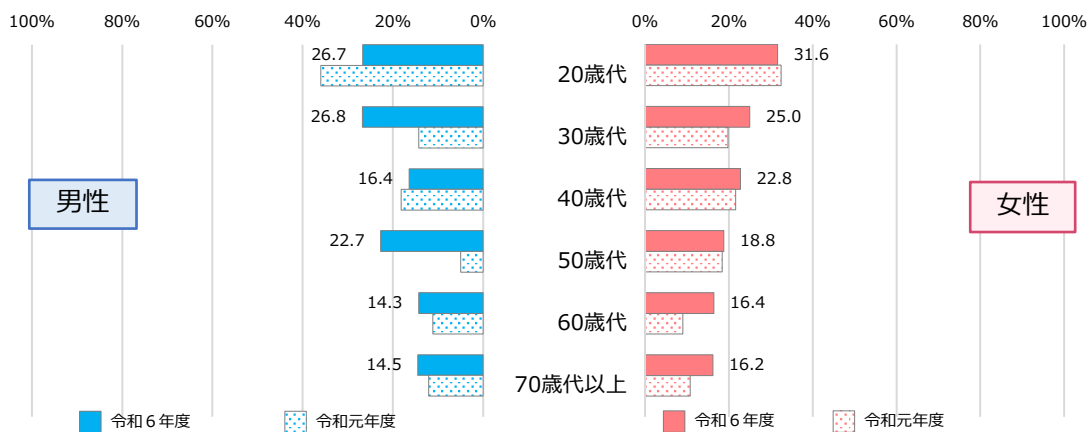
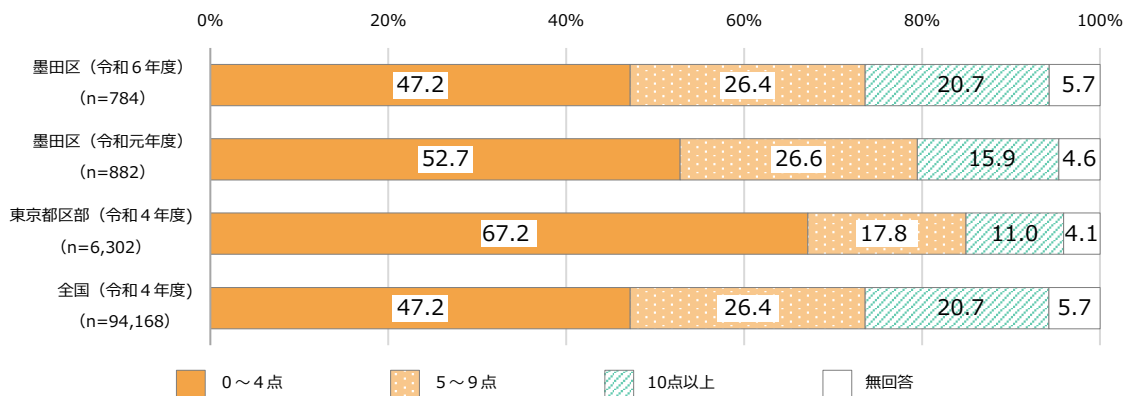
精神科に1年以上長期入院している患者の割合は、令和元年に比べ減っています。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
精神科に入院している患者数(人)		275	269	279	238	231
精神科に1年以上入院している患者数(人)		158	153	142	123	136
入院患者数(65歳未満)	患者数(人)	71	64	60	51	59
	人口10万対	26.1	23.3	21.8	18.5	21.1
入院患者数(65歳以上)	患者数(人)	87	89	82	72	77
	人口10万対	32.0	32.4	29.7	26.1	27.5

出典：地域精神保健医療福祉社会支援分析データベース (ReMHRAD) (令和5年6月30日現在)

■ Ⅲ-⑥ 心理的苦痛を感じている割合 (K6合計点10点以上の割合)

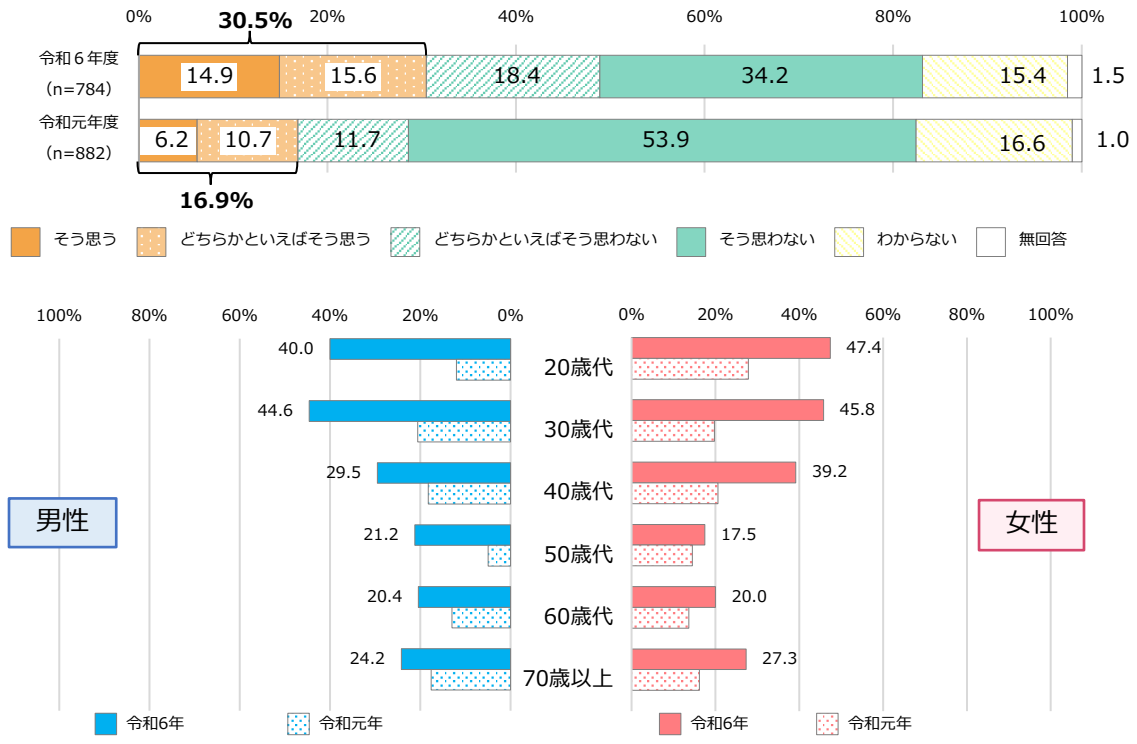
2024(令和6)年度のK6の尺度で「支援が必要な程度の心理的苦痛を感じている」と判断される区民の割合は20.7%であり、2019(令和元)年度の15.9%と比べて高くなっています。特に若年女性において高い傾向がみられます。



出典：「健康」に関する区民アンケート調査

■ Ⅲ-④ 自殺対策は自分自身に関わることだと思割合

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた、自殺対策を自分自身に関わることだと思割合は、2019（令和元）年度に比べて13.6ポイント高くなりました。

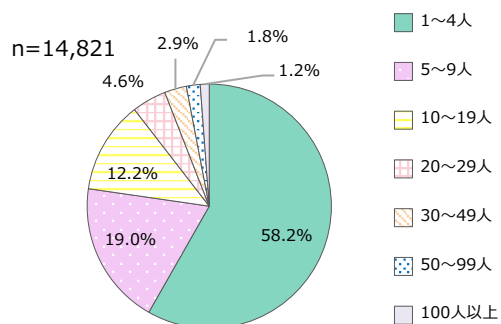


出典：「健康」に関する区民アンケート調査

■ Ⅲ-⑤ 区内民営事業所数・区民の働き先従業員数

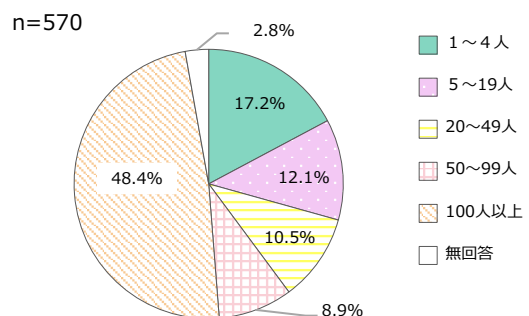
出向・派遣従業者のみの事業所を除く14,821の民営事業所（令和3年度）のうち、従業員10人未満の事業所の割合が77.2%を占めています。一方で、区民の48.4%が100人以上の事業所で働いています。

従業員規模別の事業所数割合（令和3年度）



出典：経済センサス（基準日：令和3年6月1日）

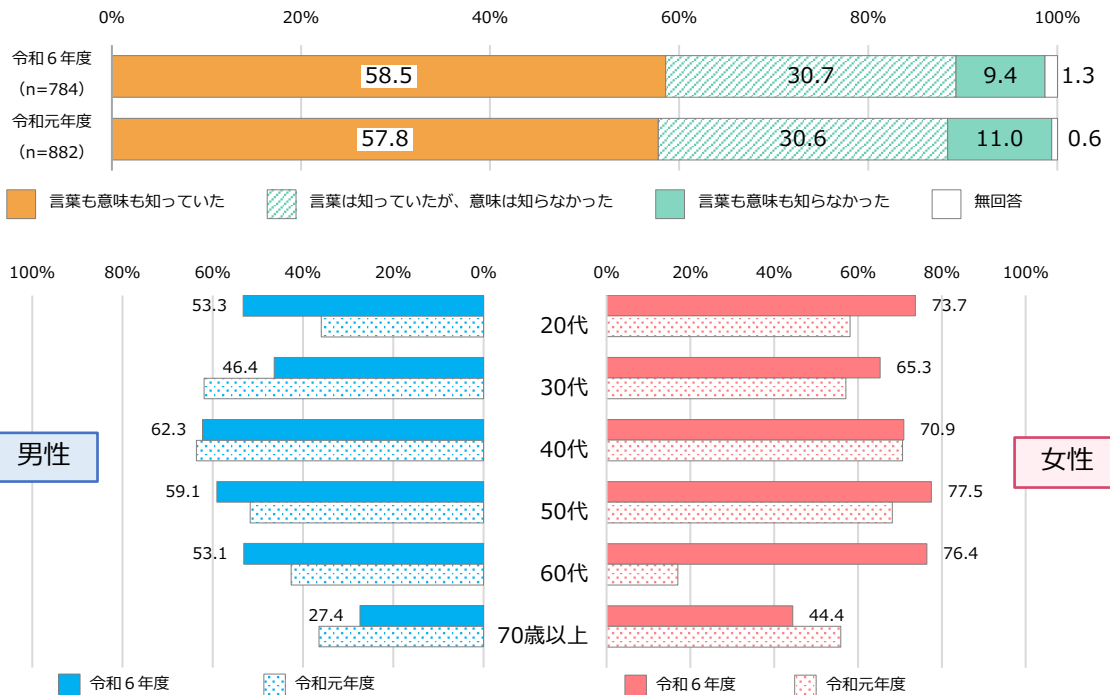
働いている事業所の規模（令和6年度）



出典：「健康」に関する区民アンケート調査

■ III-⑦ 食育という言葉も意味も知っていた割合

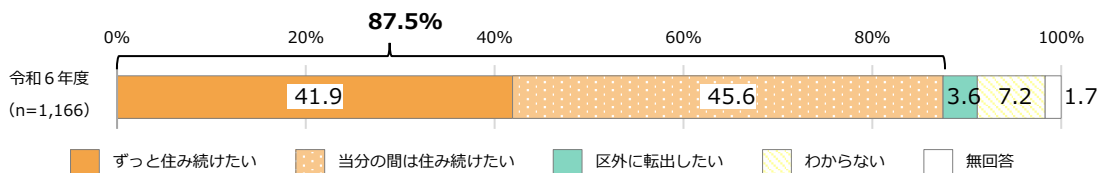
「言葉も意味も知っていた」割合は58.5%で、女性の割合が高く、男性は40代が最も高くなっています。



出典：「健康」に関する区民アンケート調査

■ III-⑧ これからも区に住み続けたいと思う割合

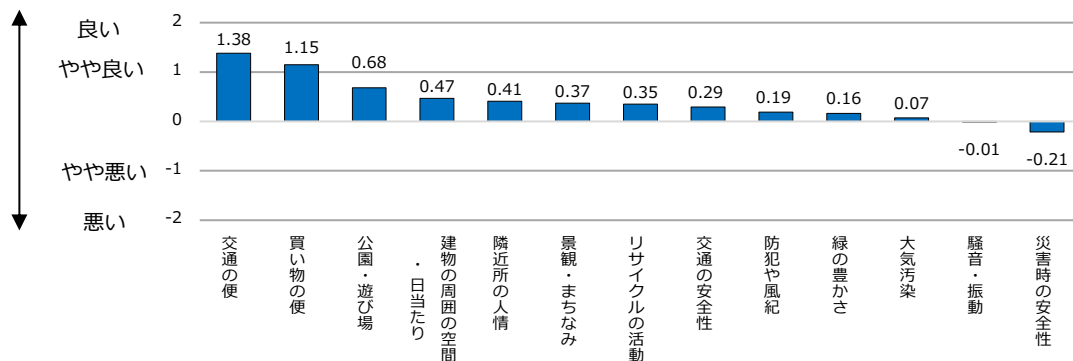
区に住み続けたいと思っている区民の割合は87.5%となっています。



出典：墨田区住民意識調査

■ III-⑨ 生活環境評価（令和6年度）

区の生活環境評価としては、「交通の便」や「買い物の便」に次いで、「公園・遊び場」の評価が高くなっています。

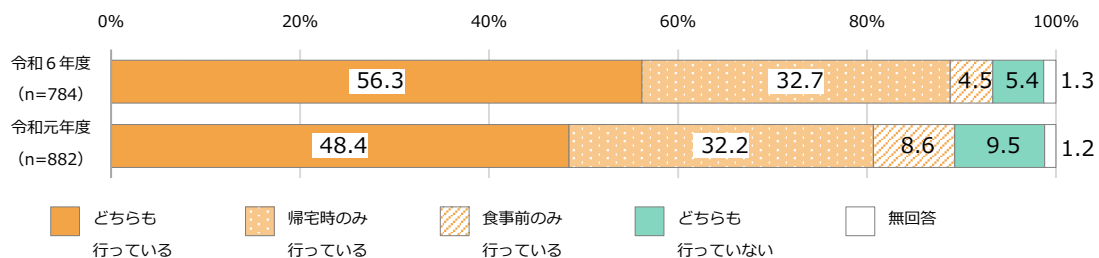


出典：墨田区住民意識調査

基本目標Ⅳの関連データ

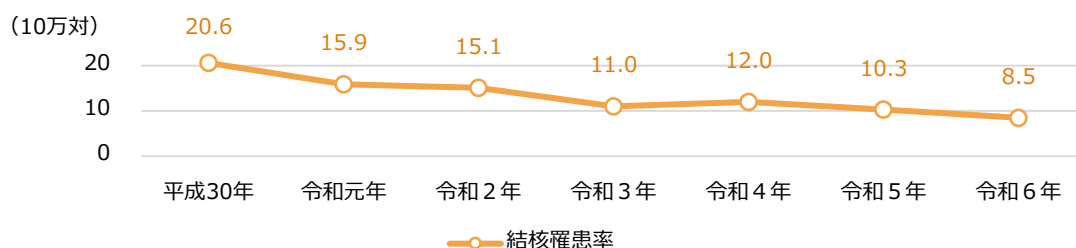
■Ⅳ-① 帰宅時と食事前どちらも手を洗っている割合

帰宅時と食事前どちらも手を洗っている区民の割合は56.3%となっており、2019（令和元）年度より7.9ポイント高くなっています。



■Ⅳ-① 結核り患率（人口10万対）

結核り患率は減少傾向にあります。



■Ⅳ-② 食中毒発生件数

食中毒の発生件数は、低い水準に抑えられています。

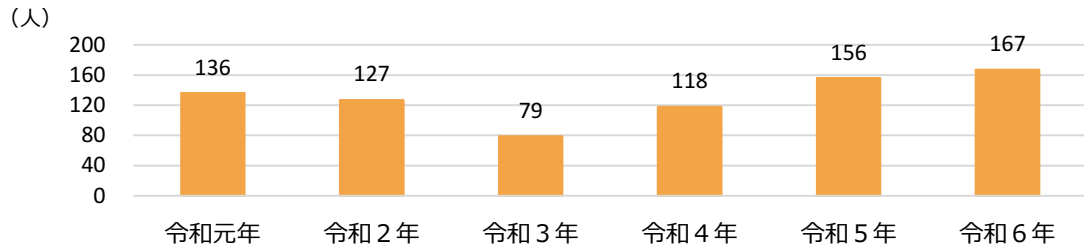
	発生件数	内訳	
		区内施設	原因施設不明
令和元年度	6	4	2
令和2年度	※5	5	0
令和3年度	2	2	0
令和4年度	0	0	0
令和5年度	3	3	0
令和6年度	2	2	0

※食品衛生法違反行為が認められず、行政処置がなかった1件を含む。

出典：墨田区の福祉・保健

■ IV-⑤ 熱中症搬送人員

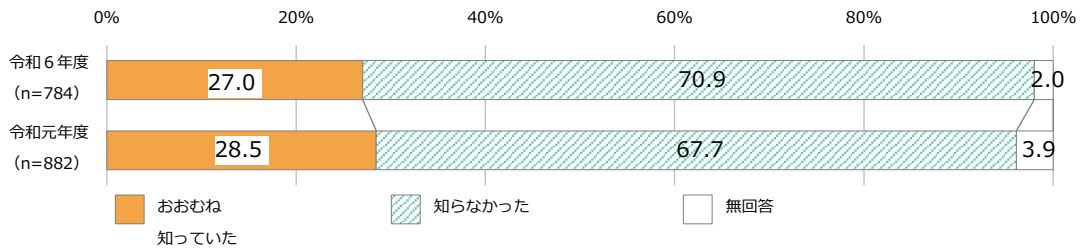
熱中症の搬送人員はやや減少傾向にありましたが、2022（令和4）年以降は増加しています。



出典：東京消防庁 救急活動の現状

■ IV-⑤ 区の災害医療の認知度

区の災害時の医療救護活動※について「おおむね知っていた」割合は27.0%に対し、「知らなかった」割合は70.9%となっています。

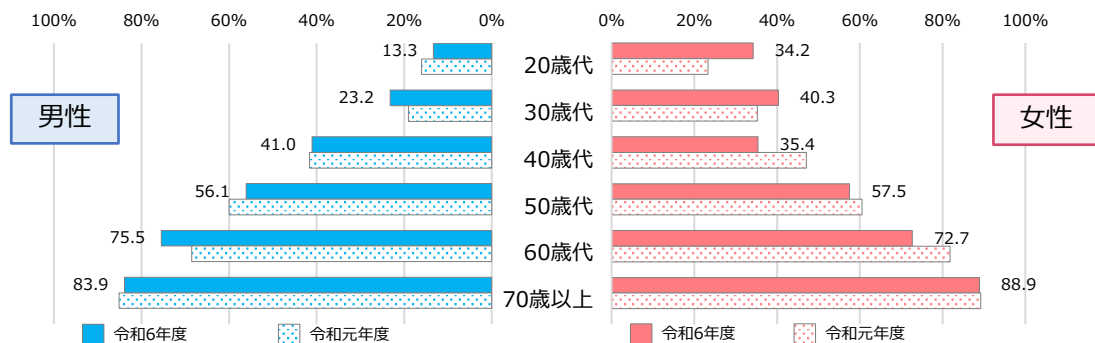
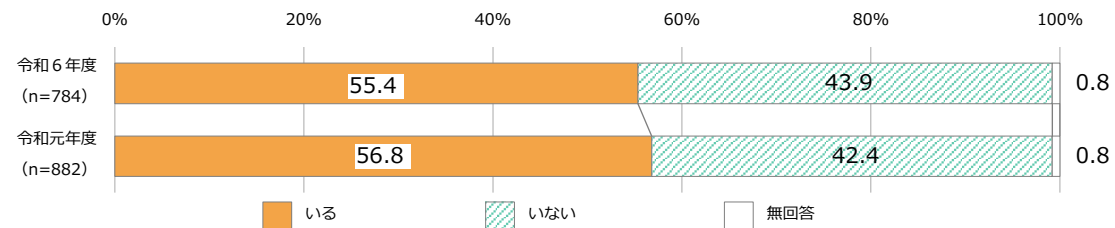


出典：「健康」に関する区民アンケート

※区の災害時の医療救護活動：大地震時の災害が発生した場合、災害直後から72時間までの「超急性期」は、区内の救急指定病院に「緊急医療救護所」を開設し、負傷の程度で傷病者を振り分け（トリアージ）、重病者や中等症患者は病院の中で、軽症者は近隣地の公共施設等に開設する医療救護所で応急手当を行います。

■ IV-⑥ かかりつけ医を持つ割合

2024（令和6）年度は2019（令和元）年度に比べて大きな変化はみられません。また、かかりつけ医を持つ割合は、年齢が上がるにつれ高くなっています。

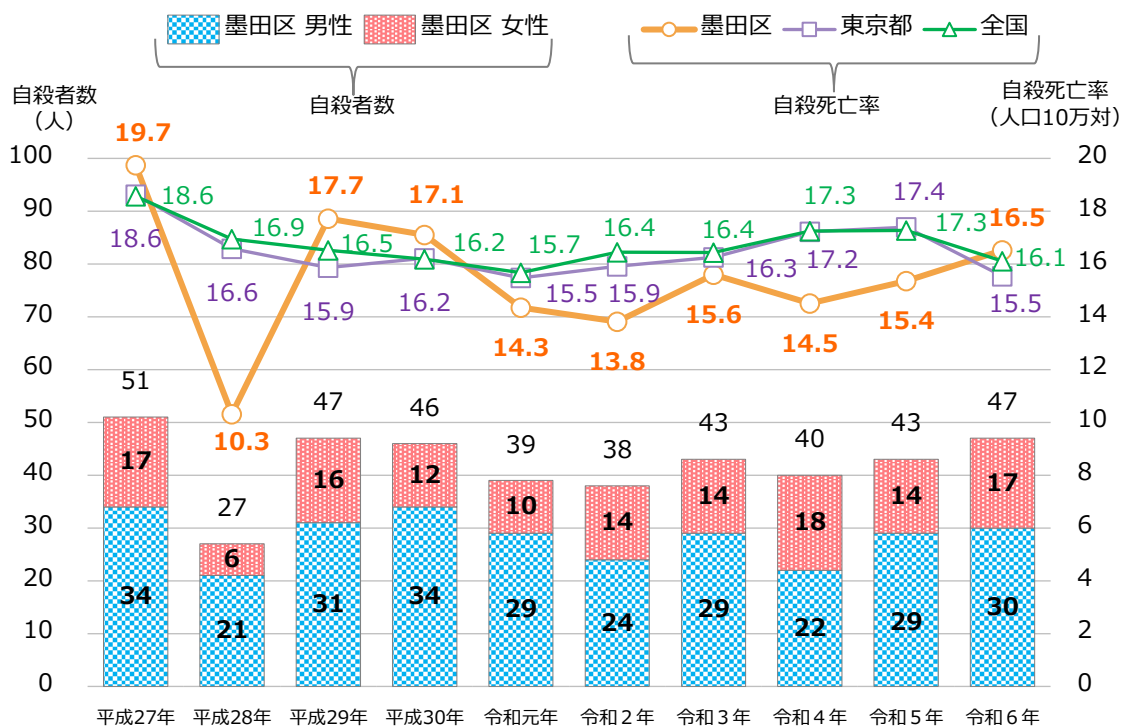


出典：「健康」に関する区民アンケート調査

自殺対策の関連データ

■自殺対策① 自殺者数及び自殺死亡率の推移

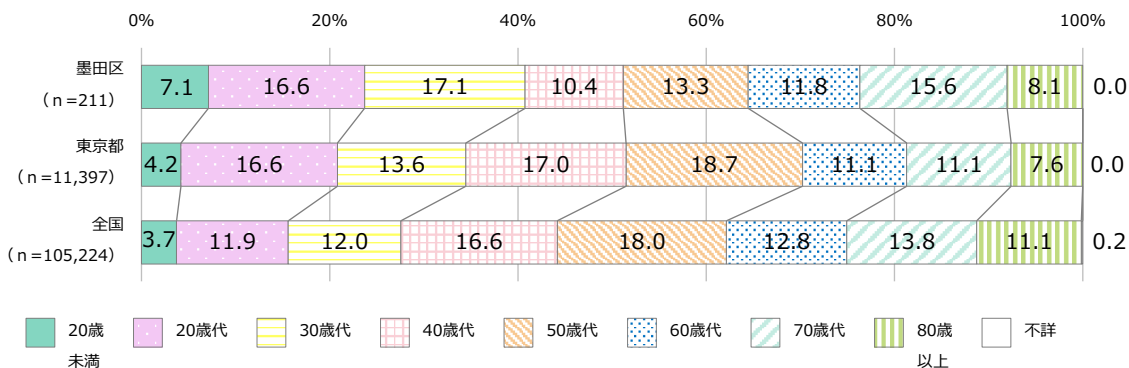
区の過去10年間の自殺者数の推移をみると、2024（令和6）年に47人と、過去10年間においても2番目に高い水準となっています。男女別でみると、男性が女性に比べ多い傾向にありますが、女性の割合が最近5年間は4割弱にまで高まっています。



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・居住地）

■自殺対策② 自殺者の年齢構成（令和2年～令和6年合計）

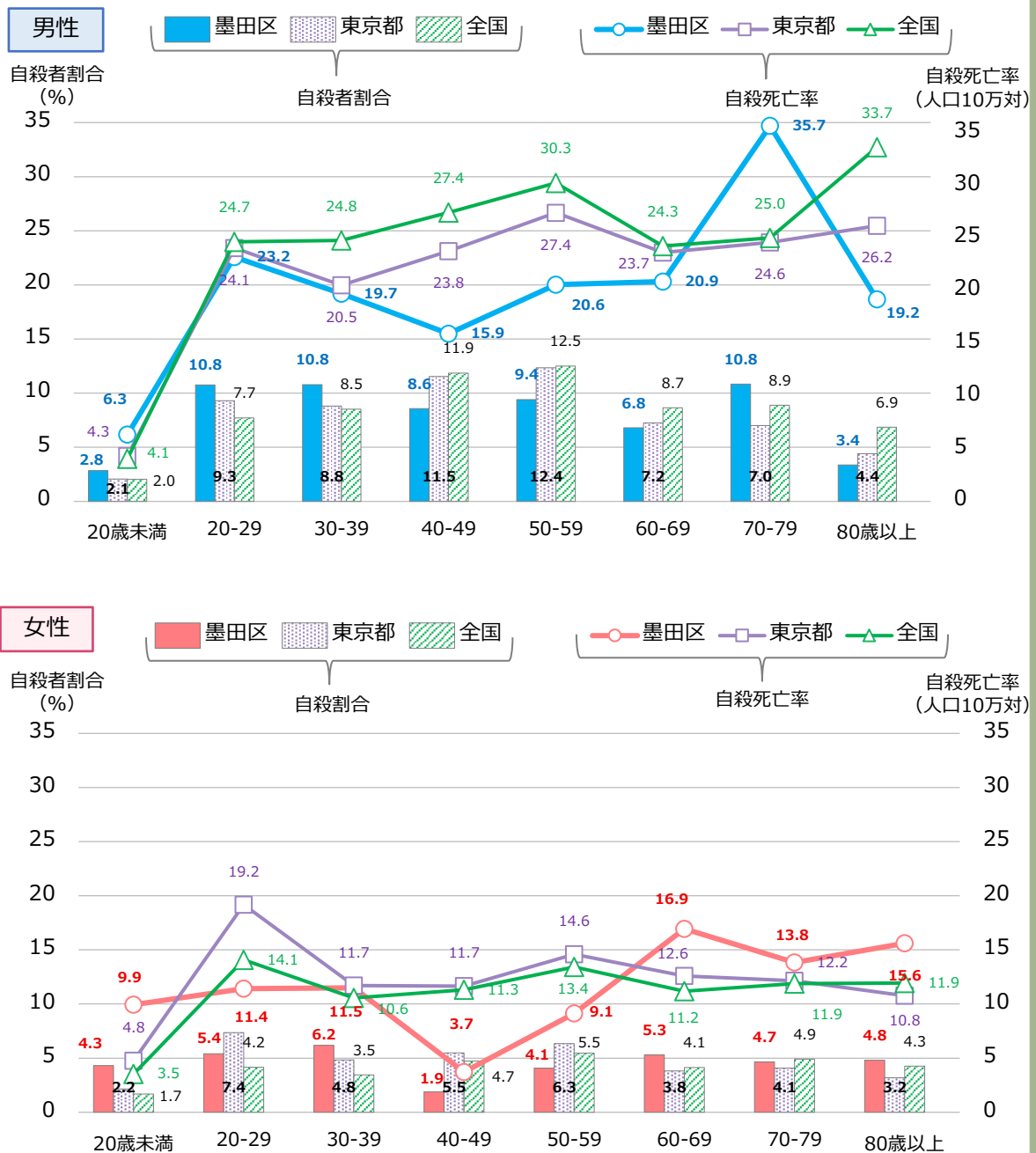
区における自殺者の年齢構成（割合）は、40歳未満の占める割合が40.8%となっており、都の34.4%及び国の27.6%と比較して高くなっています。



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・居住地）

■自殺対策③ 性・年代別自殺者割合及び自殺死亡率（令和2年～令和6年平均）

区の過去5年間平均における自殺者の性・年代別の割合をみると、20歳代男性、30歳代男性、70歳代男性がそれぞれ10.8%となっています。自殺死亡率をみると、男性は20歳未満及び70歳代、女性は20歳未満及び60歳代以上で都・国よりも高くなっています。特に、20歳未満の女性の自殺死亡率は9.9となっており、都の4.8、国の3.5よりも2倍以上高くなっています。

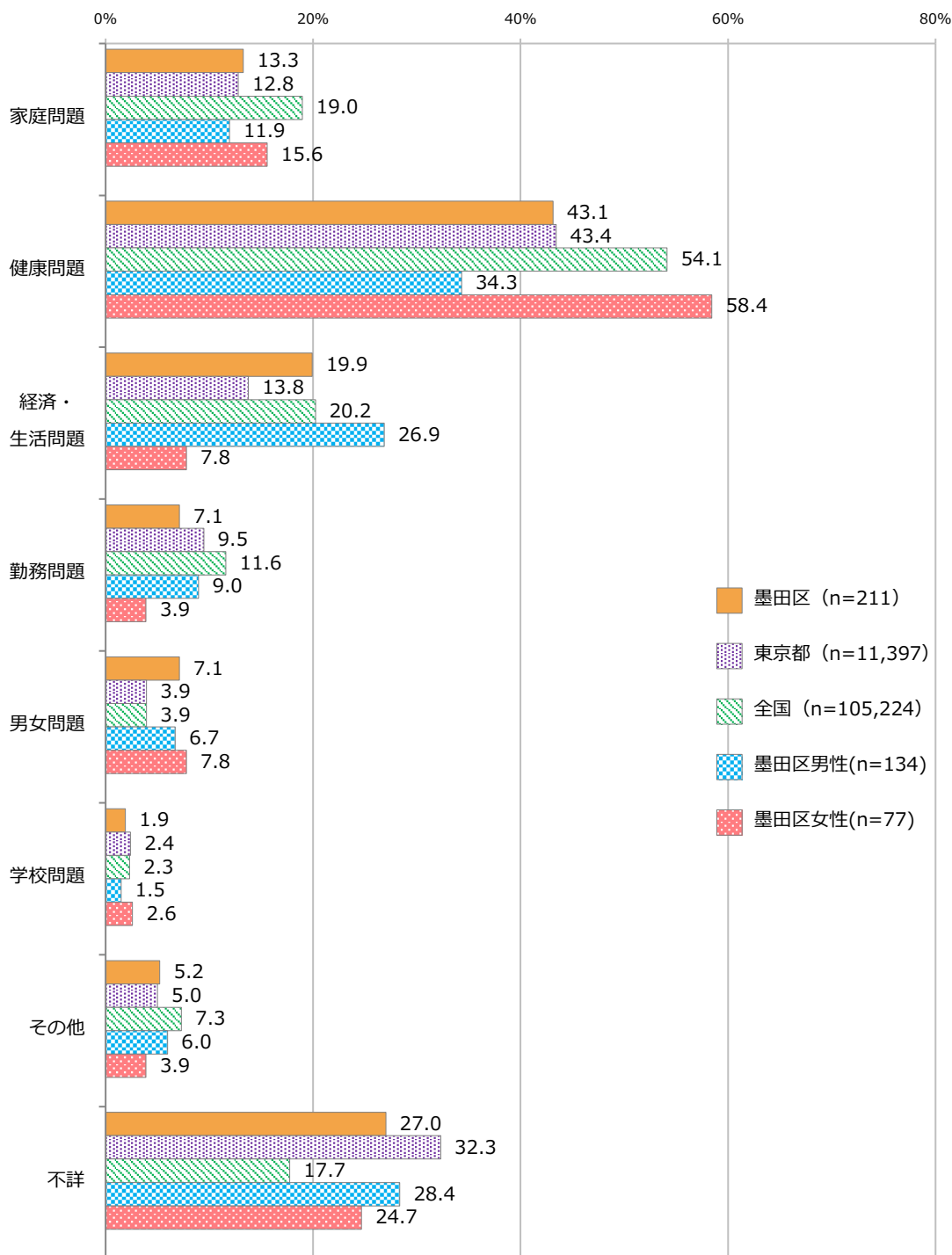


※自殺者割合は、全自殺者に占める割合

出典：年代別自殺死亡者数 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・居住地）
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

■自殺対策④ 自殺者の原因・動機別構成（令和2年～令和6年合計）

区における自殺者の原因・動機別構成（割合）は、健康問題が43.1%で最も高く、経済・生活問題が19.9%、家庭問題が13.3%と続いています。



※原因・動機の計上方法について

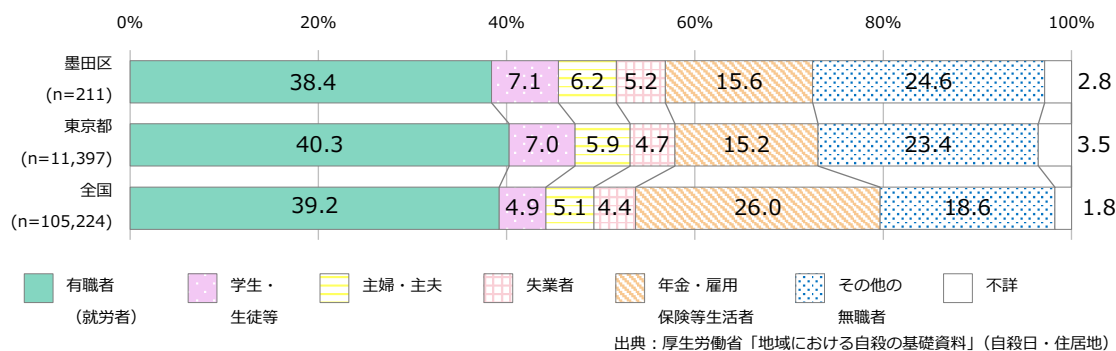
（令和2年～令和3年）遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に限り、自殺者一人につき最大3つまで計上

（令和4年～令和6年）遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に加え、家族等の証言から考え得る場合も含め、自殺者一人につき最大4つまで計上

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・居住地）

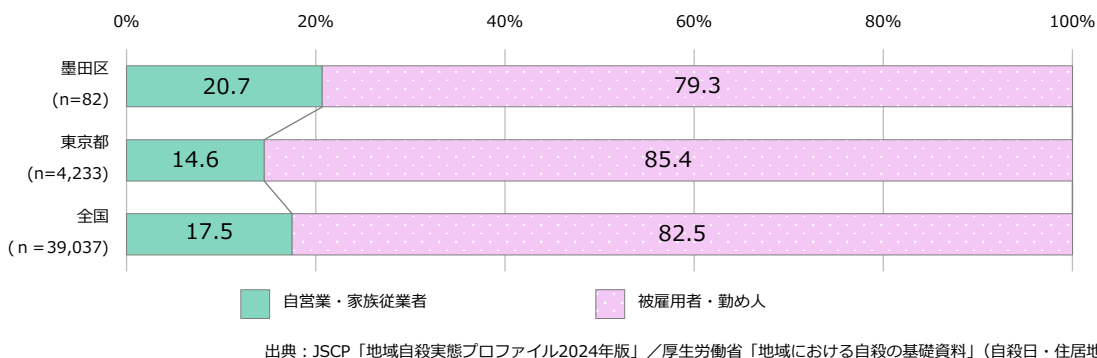
■自殺対策⑤ 自殺者の職業別構成（令和2年～令和6年合計）

区の自殺者の職業別構成は、学生・生徒等の7.1%、主婦・主夫の6.2%、失業者の5.2%において都及び国より高くなっています。



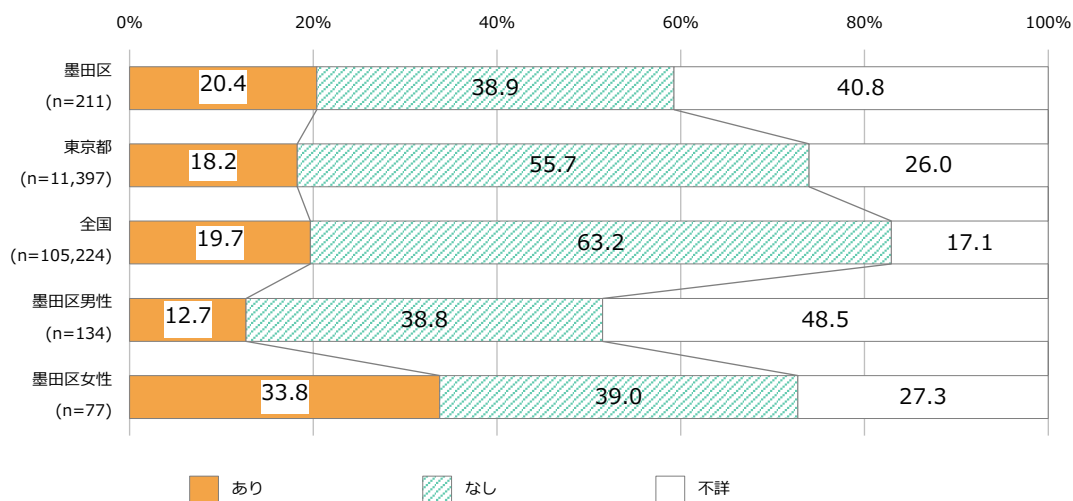
■自殺対策⑥ 有職者の自殺の内訳（平成29年～令和3年合計）

有職者の自殺の内訳をみると、区では国よりも自営業・家族従業者の割合が高くなっています。



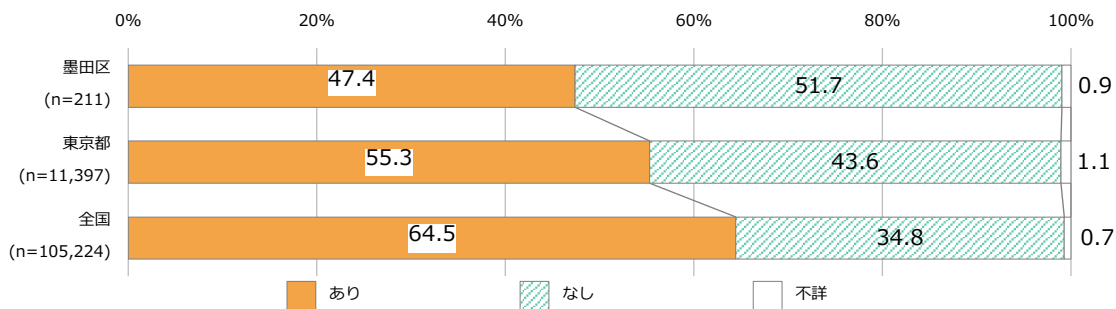
■自殺対策⑦ 自殺者の自殺未遂歴の有無割合（令和2年～令和6年合計）

区における自殺者の自殺未遂歴の有無割合を性別にみると、自殺未遂歴「あり」は女性が33.8%と男性の12.7%より高くなっています。



■自殺対策⑧ 自殺者の同居人の有無割合（令和2年～令和6年合計）

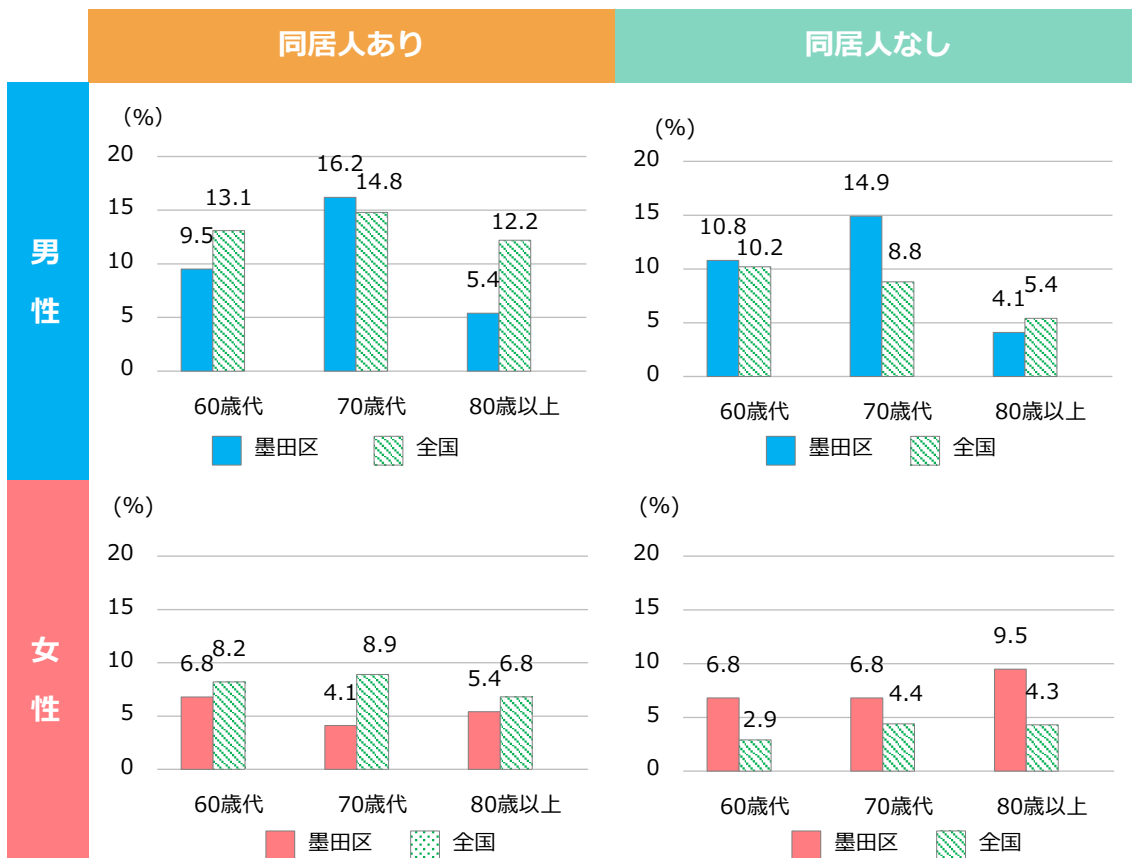
区における自殺者の同居人の有無割合は、同居人「なし」が都及び国より高くなっています。



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・居住地）

■自殺対策⑨ 60歳以上性・年代別自殺者の同居人の有無割合（令和元年～令和5年合計）

60歳以上の自殺者のうち、同居人「なし」の占める割合が国の36.0%と比較して区は52.9%と高くなっています。国ではいずれの性・年代においても同居人「あり」の占める割合が高いですが、区では、60歳代男性、70歳代女性、80歳以上女性において同居人「なし」の占める割合が高くなっています。



※60歳以上の全自殺者に占める割合

出典：JSCP「地域自殺実態プロファイル2024年版」

自殺の統計：「人口動態統計」と「自殺統計」の違い

自殺に関する統計には、主に厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」の2種類があります。2つの統計には以下のような違いがあります。

厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」について

	警察庁「自殺統計」	厚生労働省「人口動態統計」
調査対象	総人口（日本における外国人も含む）を対象としています。	日本における日本人（外国人は含まない）を対象としています。
調査時点	発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上しています。	住所地を基に死亡時点で計上しています。
自殺者数の計上方法	捜査等により自殺であると判明した時点で計上しています。	自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理しており、死亡診断書等について自殺の旨の訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。
特徴	男女別の実数が分かります。	住所地別の総数として報告され、男女別の数は公表されません。また、全国的な統計確定後に最終報告されるため、確定値が出るまで1年半程度かかります。

統計からみる自殺の現状の分析においては、警察庁の自殺統計を基に厚生労働省の自殺対策推進室が再集計した「地域における自殺の基礎資料」、JSCP（いのち支える自殺対策推進センター）が墨田区の自殺の実態を詳細に分析した「地域自殺実態プロファイル2024年版」も使用しています。

第3章のグラフの見方について

- ・「n」は、標本数を表す。
- ・回答比率(%)は小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示している。そのため、単数選択（回答）であっても、合計が100.0%にならない場合がある。
- ・複数選択（回答）の場合は、合計が100.0%をこえる場合がある。
- ・表やグラフでは、表示の都合上、文言を簡略化しているものもある。
- ・属性別のクロス集計結果は、回答者の属性が無回答な場合は除外して表示しているため、属性別の人数の合計が回答者の総数と必ずしも一致しない。
- ・区で算出している虚血性心疾患・脳血管疾患年齢調整死亡率の基準人口は平成27年モデル人口を用いている。全がん75歳未満年齢調整死亡率では経年・他自治体との比較を考慮し、出典元のまま昭和60年モデル人口を用いている。

1 区がめざす健康づくりの全体像

(1) 区がめざす健康づくり

平均寿命が延び、100年近く生きることが現実的になったことで、より長く健康に暮らしていくことが重要になっています。同時に、人々の価値観やライフスタイルが多様化しており、かかえる健康課題も複雑化しています。例えば、生活習慣病、こころの健康、介護予防、働き方に伴うストレス対策など、必要とされる支援が画一的ではなくなっています。

その中で、「誰一人取り残さない社会」に向けて、全ての人が自分に合った形で健康的な生活を送れるよう支援を強化することが求められています。さらに、今後も一層取組が進んでいく、健康に関するデータを利活用した施策を発展させていくことも重要です。データに基づいて個人や地域単位の健康や生活習慣に関する傾向を把握することで、科学的根拠に基づいた健康づくりの推進が可能になります。また、それらを区民や医療機関、企業等、地域や区民の健康づくりに密接に関わる主体と共有・連携することで、地域の健康づくりを切れ目なく推進していけるようになります。

このような観点から、区がめざす健康づくりは、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、地域の人とひととのつながりを大切にしながら健康格差の解消と健康寿命の延伸に取り組むこととし、区がめざす健康づくりの姿を「人生100年時代、誰もが健やかで心豊かに生活できる『健康長寿日本一のまち』」と決めました。

図表 17 区がめざす健康づくりの姿

人生100年時代、誰もが健やかで心豊かに生活できる
「健康長寿日本一のまち」

2 計画の全体像

(1) 計画の体系

区がめざす健康づくりの姿を実現するための理念を3つの基本理念とし、理念に基づいて施策を推進していくための方針を3つの基本方針として決めました。さらにそれらを具体的な4つの基本目標に落とし込み、区の各施策の総合的な実施によって達成すべき目標として設定しました（図表18）。

図表 18 計画の体系

墨田区がめざす健康づくりの姿

人生100年時代、誰もが健やかで心豊かに生活できる「健康長寿日本一のまち」

基本理念

個人の特性とライフコース
アプローチを踏まえた区民
の主体的な
健康づくり

健康づくりを支える
地域づくり

自然に健康になれる
環境づくり

基本方針

科学的知見に基づく疾病
予防・管理を推進する

ヘルスリテラシー¹¹を高
める情報発信、ICTの活
用を推進する

多様な知を集結し、健康
課題を解消する、新しい
社会環境を整備する

基本目標

I
個人の特性を
踏まえた健康づくり

II
ライフコースに
応じた健康づくり

III
地域共生・多様な
主体による
健康づくり

IV
安全・安心な
保健・医療体制

¹¹ ヘルスリテラシー：読み書き能力という意味の「literacy」から派生した言葉で、「健康情報を入力し、理解し、評価し、活用する能力」のこと。

(2) 基本理念

区がめざす健康づくりの姿の実現に向けて、基本とすべき価値観・判断基準を「個人の特性とライフコースアプローチ（P.98 コラム14）を踏まえた区民の主体的な健康づくり」、「健康づくりを支える地域づくり」、「自然に健康になれる環境づくり」の3つとしました。

① 個人の特性とライフコースアプローチを踏まえた区民の主体的な健康づくり

人生100年時代を迎え、誰一人取り残さない健康づくりを推進するには、健康づくりを個人の人々の努力のみに依存するのではなく、必要十分な保健医療へのアクセスを提供する必要があります。そして、区民が個人の特性と各ライフステージに応じて自らの健康の向上に主体的に取り組めるようになることが重要です。

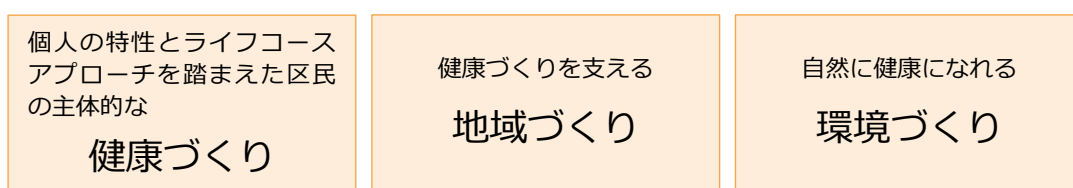
② 健康づくりを支える地域づくり

健康づくりには、人や社会とのつながりが不可欠です。人とひととのつながりの中で、誰もが尊重され、個人個人の主体的な選択による健康づくりを支え合うことができる地域をつくっていくことが必要です。また、自治会・町内会等の地域団体や医療機関、学校、企業等、多様な主体が協働して、地域全体の健康づくりに取り組むことも求められます。

③ 自然に健康になれる環境づくり

健康格差が顕在化する中で、社会から取りこぼされる区民を健康づくりの取組によって減らしていくことを区の役割とし、健康に関連する個人の特性や取り巻く様々な環境の違いも包摂して区民の健康を支えるために、誰もが生活の中で自然に健康になれる環境をつくっていくことが必要です。

図表 19 基本理念



(3) 基本方針

区がめざす健康づくりの姿を実現していくために、基本理念の価値観・判断基準に基づいて施策を実施していくに当たって重視すべき方向性を基本方針として決めました。

① 科学的知見に基づく、疾病予防・管理を推進する

健康・医療・介護などに関するデータの利活用が進むことで、PHRを活用した個人による健康管理や、事業主への分析情報の提供が展開されます。区においても、大学や研究機関、民間企業と連携し、DXの推進を通じて、こうしたデータを引き続き効果的に活用します。これにより、疾病予防や重症化防止に資する仕組みを強化し、より効率的かつ持続可能な健康づくりを推進していきます。

② ヘルスリテラシーを高める情報発信、ICTの活用を推進する

区民が自らの健康状態を理解し、適切な行動を選択できるよう、分かりやすく正確な健康情報を発信することを重視しています。広報誌や講座に加え、ICTやアプリによる健康管理支援、SNSでの情報提供、高齢者のデジタルデバインド¹²解消など、多様な手段を通じて健康に関する知識を身近に届けます。これにより、区民が健康課題を知り、誰もが主体的に健康づくりに取り組める環境を整え、区民全体の健康につなげます。

③ 多様な知を集結し、健康課題を解消する、新しい社会環境を整備する

区内には、優れた技術や独創的なアイデアを持つ人材や企業が数多く存在しています。一見すると健康とは直接関係のないように見える技術であっても、健康を阻害する要因を解決する可能性があります。様々な機関や企業と連携し、多様な知の連携と相乗効果を生かし、「自然に健康になれる環境づくり」という新たな社会環境の実現をめざします。

図表 20 基本方針

科学的知見に基づく疾病
予防・管理を推進する

ヘルスリテラシーを高め
る情報発信、ICTの活用
を推進する

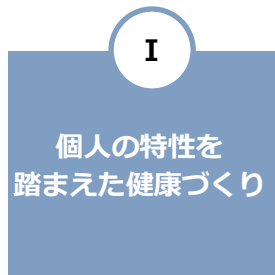
多様な知を集結し、健康
課題を解消する、新しい
社会環境を整備する

¹² デジタルデバインド：パソコンやインターネットを駆使できる人と、できない人との間に生じる格差のこと。

(4) 基本目標

区がめざす健康づくりの姿の実現に向けて、基本理念と基本方針に基づいて達成すべき具体的な目標を「Ⅰ. 個人の特性を踏まえた健康づくり」「Ⅱ. ライフコースに応じた健康づくり」「Ⅲ. 地域共生・多様な主体による健康づくり」及び「Ⅳ. 安全・安心な保健・医療体制」と定め、これら4つの目標に沿って区民の総合的な健康づくりを推進していきます。

図表 21 墨田区健康づくりの基本目標



年齢、性別、生活習慣、健康状態など一人ひとりの特性に応じて、継続できる取組を推進するものです。運動、食事、休養、余暇活動などを組み合わせた多面的な支援を行い、生活習慣病の発症予防・重症化予防を行うことで、誰もが自分に合った方法で主体的に健康を維持・増進できる社会をめざします。



人生の各段階に応じた健康課題や発達特性を踏まえて、切れ目のない支援を行う取組です。乳幼児期の生活習慣づくり、学齢期の体力向上、女性の健康、高齢期の介護予防やフレイル対策など、ライフステージにあわせた施策を体系的に推進し、生涯を通じて健康で安心して暮らせる地域社会をめざします。



地域住民、医療・福祉機関、学校、企業、NPOなど多様な主体が連携して、互いに支え合いながら心身の健康づくりを進める取組です。地域のつながりを活かし、世代や立場をこえて協力することで、孤立を防ぎ、安心して暮らせる環境を整えます。区民一人ひとりが主体的に関わることで、心豊かな生活の実現をめざします。



区民が必要な時に適切な医療や支援を受けられる体制を整えます。地域の医療機関や保健所、介護・福祉サービスとの連携を強化し、救急・災害時にも迅速に対応できる仕組みを構築します。また、感染症対策や予防接種、食品衛生、環境衛生、在宅医療の推進なども含め、誰もが安心して暮らせる地域包括的な医療・保健サービスの提供をめざします。

(5) 健康格差の解消に向けて

健康は遺伝子や生活習慣だけで決まるものではなく、地域環境や経済状況、教育、労働条件など、私たちを取り巻く社会的要因によっても大きく左右されます。その結果として生じる健康状態の違いは「健康格差」と呼ばれます。個人の行動は社会環境に影響されやすく、また、地域社会への参加を通じて築かれるソーシャルキャピタル（信頼やつながり、互いに助け合う関係）は、住民の健康を守り育む大きな基盤となります。

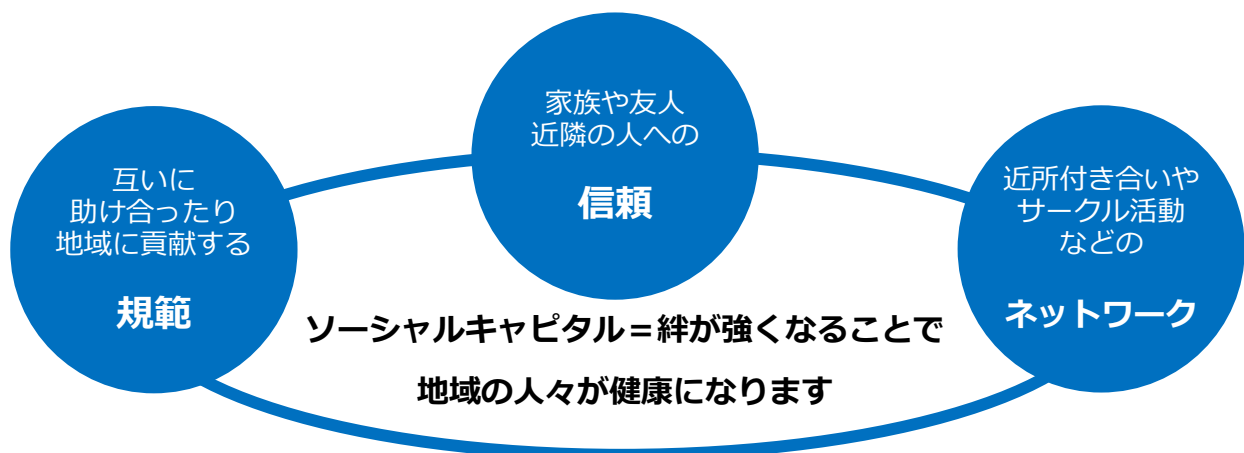
WHOは、健康に影響する社会背景を「健康の社会的決定要因」として位置付けています。区においても、「健康づくりは自己責任」ではなく、健康課題に結びつく社会的な背景を明らかにし、個人の努力だけに頼らず、環境面から健康を後押しする「ゼロ次予防」（P.10 コラム2）の仕組みづくりを行う必要があります。

健康の社会的決定要因

コラム
5

WHOは、「健康の社会的決定要因」を人々が生まれ、育ち、暮らし、働き、そして老いる環境や、人々の権力、お金、資源へのアクセスなど、広義に定義されるもので、国内外で見られる健康状態の、不公平で避けることが可能な違い（健康格差）に大きな影響を与えているとしています。WHOはこれらが健康格差を生み出す主要因であり、医療へのアクセスだけでは十分に健康を改善できないとしています。

コミュニティの結びつきが強いほど、健康情報の共有や予防行動の促進が期待でき、また、孤立の少ない社会では、メンタルヘルスや生活習慣改善への支援が得やすいことなどから、ソーシャルキャピタルは健康格差の緩和に寄与します。ソーシャルキャピタルは、「健康の社会的決定要因」の議論においては重要な社会的資源です。



図の出典：Smart Wellness City 首長研究会（43 都道府県 134 区市町村参加）より改編

ウェルビーイング

「ウェルビーイング (Well-being)」とは、「個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念」です。これは、単に病気がないというだけでなく、自分らしく生きることができ、心身ともに満たされた状態を指します。

区では、健康増進や疾病予防とともに、誰もが尊重され、生きがいを持ち、安心して暮らせる地域づくりを通じて、区民一人ひとりのウェルビーイングの向上をめざしています。

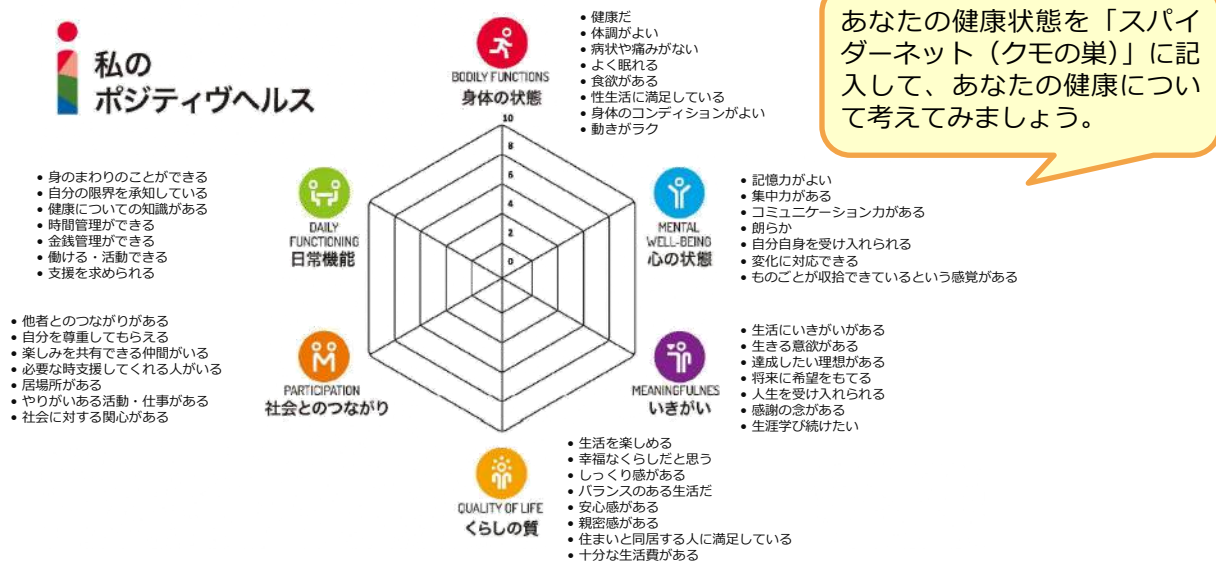


ポジティブヘルス

これまでの健康は、WHOが定義した「健康とは、病気がない状態、かつ身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態である」という考え方が基本でした。しかし高齢化が進む今、単に病気がないということが健康というわけではなく、多くの人が病気をかかえながらも自分らしく生活しています。こうした中で注目されているのが、「ポジティブヘルス」という新しい健康観です。

ポジティブヘルスは、「社会的、身体的、感情的な問題に直面した時に適応し、本人主導で管理する能力としての健康」をコンセプトとしています。身体の状態だけでなく、こころの状態、いきがい、くらしの質、社会とのつながり、日常機能の6つの視点から健康を広くとらえ、一人ひとりの自分らしい健康を支えていこうという考え方は、

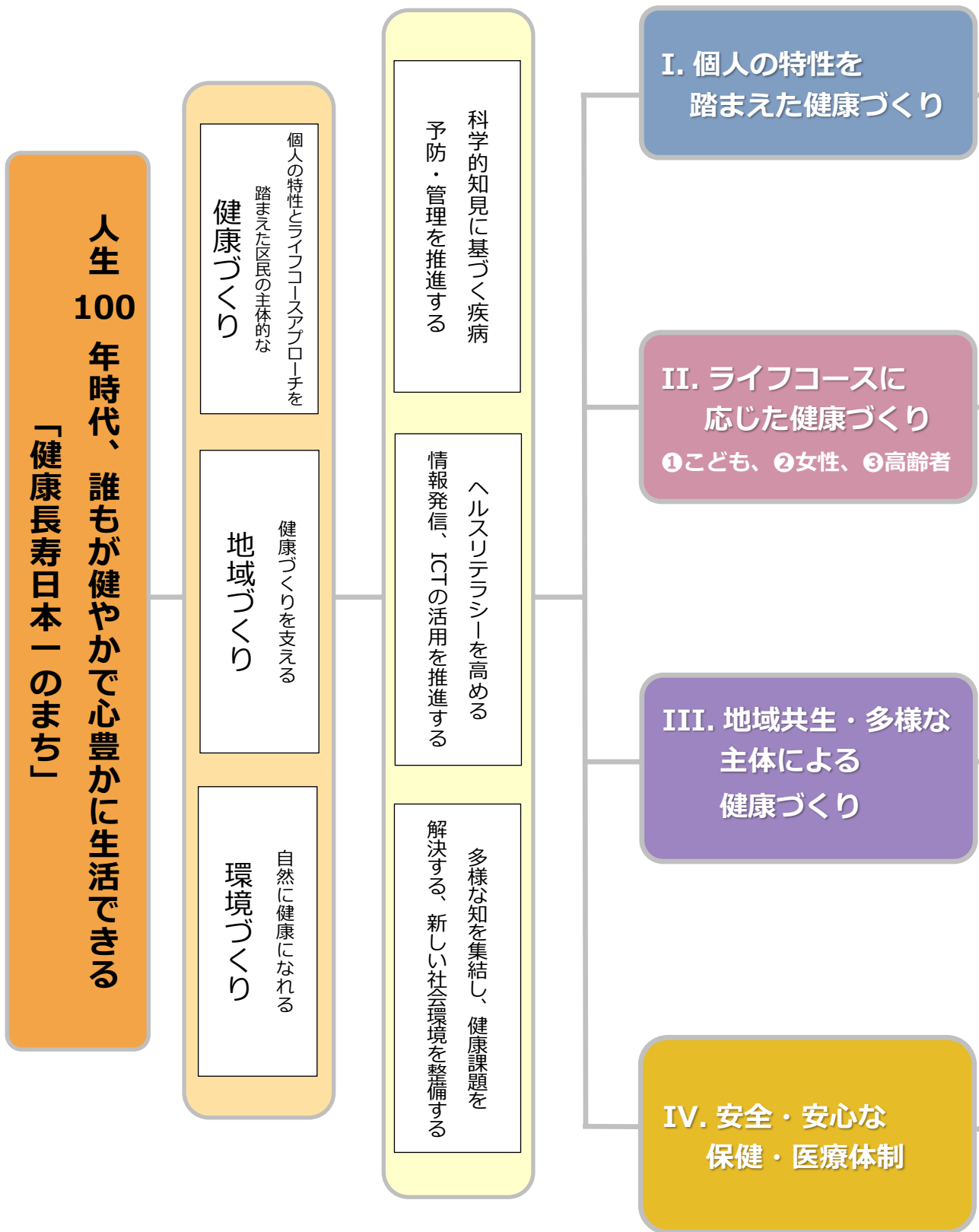
あなたの健康状態を「スパイダーネット (クモの巣)」に記入して、あなたの健康について考えてみましょう。



図の出典：Positive Health International (<https://positivehealth-international.com/dialogue-tools>)

(6) すみだ健康づくり総合計画の体系

[めざす姿] [基本理念] [基本方針] [基本目標]



[施策の方向性]

- ① 生活習慣病の発症と重症化予防
- ② がん対策の推進
- ③ 健康的な食環境づくり
- ④ 身体活動・運動の推進
- ⑤ 歯・口腔の健康づくり
- ⑥ 健康づくりのための休養・睡眠
- ⑦ たばこ・アルコール対策の推進

- ①-1 切れ目のない妊娠・出産・育児支援
- ①-2 こどもの健やかな発育・発達支援
- ①-3 学童期・思春期からの健康づくり支援
- ①-4 安心して子育てできる保健・医療体制の整備
- ② 女性の健康づくり
- ③ 高齢者の健康づくり

- ① 誰もが安心して暮らせる地域づくり
- ② 最期まで自分らしく暮らせる地域づくり
- ③ こころの健康を支える地域づくり
- ④ 自殺対策の推進
- ⑤ 地域・職域連携の推進
- ⑥ 特殊疾病（難病）対策の推進
- ⑦ すみだらしい食育の推進
- ⑧ 健康を支援するソーシャルキャピタルの醸成
- ⑨ 健康なまちづくりに向けた環境整備

- ① 感染症対策の推進
- ② 食品衛生の推進
- ③ 衛生的な生活環境の確保／公害対策
- ④ 動物の適正管理の推進
- ⑤ 健康危機管理体制の充実
- ⑥ 地域の保健・医療体制の整備

[取組の方向性一覧]

基本目標I

個人の特性を
踏まえた健康
づくり

- I-① 健康診査受診率の向上／健康相談・保健指導の充実／生活習慣病予防に係る地域連携の推進／生活習慣病予防に関する普及啓発の実施
- I-② がん予防 がんのリスクの減少／がん予防 がんの早期発見／がんとの共生／基盤の整備
- I-③ 食に関する普及啓発の推進／食事に関する相談支援の実施／乳幼児期からの食を通じた健康づくりの推進／健康的な食事に関する取組の推進
- I-④ スポーツの普及・促進／運動習慣のきっかけづくり／身体活動等による健康づくりの推進
- I-⑤ 成人及び後期高齢者歯科健康診査の実施／妊産婦及び乳幼児歯科健康診査の充実／歯と口の健康に関する普及啓発の推進／保育施設・学校との連携の推進
- I-⑥ 適切な休養・睡眠に関する普及啓発の推進
- I-⑦ 禁煙支援の推進／たばこによる健康影響防止対策の推進／飲酒による健康被害防止対策の推進／未成年者・妊産婦の喫煙及び飲酒の防止対策の推進

基本目標II

ライフコース
に応じた健康
づくり

- ① 子ども
- ② 女性
- ③ 高齢者

- II-①-1 妊娠期からの支援の充実／新生児期からの育児支援の推進／子育て相談の場の充実／妊娠・出産・育児を支援する情報提供の促進
- II-①-2 こどもの健康づくり支援の推進／親子の集いの場の充実／こどもの発達を支援する体制の構築／こどもの発達を支援する体制の構築／虐待防止のための啓発活動の推進／虐待防止のための支援及び連携体制の強化
- II-①-3 健康的な生活習慣の獲得の推進／悩みやストレスの相談の場の充実
- II-①-4 こどもの病気や事故予防の推進／医療を安心して受けられる環境・体制の整備／すみだ保健子育て総合センターを拠点とした支援／こどものアレルギー対策の推進
- II-② 女性の健康づくりに関する普及啓発の推進／女性の健康等に関する相談支援の充実／女性に向けたがん検診の充実／骨粗しょう症予防の推進
- II-③ フレイル予防に関する普及啓発の実施／転倒予防に関する普及啓発の実施／高齢者の特性を踏まえた保健事業の充実／介護予防事業の推進／高齢者のスポーツ推進

基本目標III

地域共生・多
様な主体によ
る健康づくり

- III-① 障害者の地域生活支援の実施／高次脳機能障害の患者・家族への支援の実施／発達障害者等への支援の実施／医療的ケア児と家族への支援体制の構築／心身障害児（者）歯科保健の推進／障害者（児）スポーツと文化芸術活動の普及と充実
- III-② 医療・介護関係者連携の推進／在宅療養等の普及啓発・相談支援の推進／地域リハビリテーション支援の充実／認知症施策の推進／ACP(人生会議)の推進
- III-③ 精神障害者地域生活支援ネットワークの強化／精神障害者・家族への支援の充実／地域生活への移行に向けた支援の推進／障害の理解の促進／横断的な連携による「社会的ひきこもり」への対応の検討・推進／こころの健康づくりの推進
- III-④ 地域におけるネットワークの強化／自殺対策を支える人材の育成／区民への啓発と周知／生きることの促進要因への支援
- III-⑤ 地域・職域連携の強化／墨田区版健康経営支援事業の推進／企業等の保有する知見の活用／データヘルスの推進
- III-⑥ 難病に関する支援体制の構築／難病患者への支援の推進
- III-⑦ 食育を推進する中核となる人材の育成・支援／食育に関する自主グループ等の育成・支援／食育に関する普及啓発の推進／保育施設、学校、児童館等と連携した食育の推進／災害時食支援ネットワークの推進／北海道芽室町との食を通じた交流
- III-⑧ 地域における支え合いの促進／地域健康づくりの推進／区民の交流・活動の場の整備・活用／町会・自治会等の活動への支援
- III-⑨ 保健衛生に係る調査・研究の推進／健康づくりを促す環境整備／データ分析に基づく健康課題の見える化／大学や企業と連携した健康づくり

基本目標IV

安全・安心な
保健・医療体制

- IV-① 感染症まん延防止対策の実施／各種感染症の予防接種・検査等の実施／結核対策の推進／感染症に関する知識の普及啓発／保健所機能の維持
- IV-② 食の安全性の確保の推進／食の安全に関する普及啓発・相談対応の推進／食品による健康被害の防止対策の強化
- IV-③ 住まいの衛生に関する相談体制の充実／施設の衛生的な環境の確保／環境に起因する健康被害対策の実施／環境監視の実施
- IV-④ 狂犬病予防の推進／動物愛護・管理に関する普及啓発の推進
- IV-⑤ 災害時の保健・医療体制の整備／健康危機管理体制の整備
- IV-⑥ 最期まで住み慣れた地域で過ごせる医療体制の充実／区民参加型の医療体制の構築／医療に関する取組の推進

(7) ロジックモデルの設定

第4次計画（後期）から「アウトカム指標」及び「アウトプット指標」を区分して新たに設けました。本計画においては、「区のめざす健康づくりの姿」の実現のため、「基本理念」と「中間成果（アウトカム）」や「施策」が論理的に結びついているか、また、施策の結果が区民にどのような社会変化を生み出しているかについて検証することを目的にロジックモデルを導入しました。

コラム

8

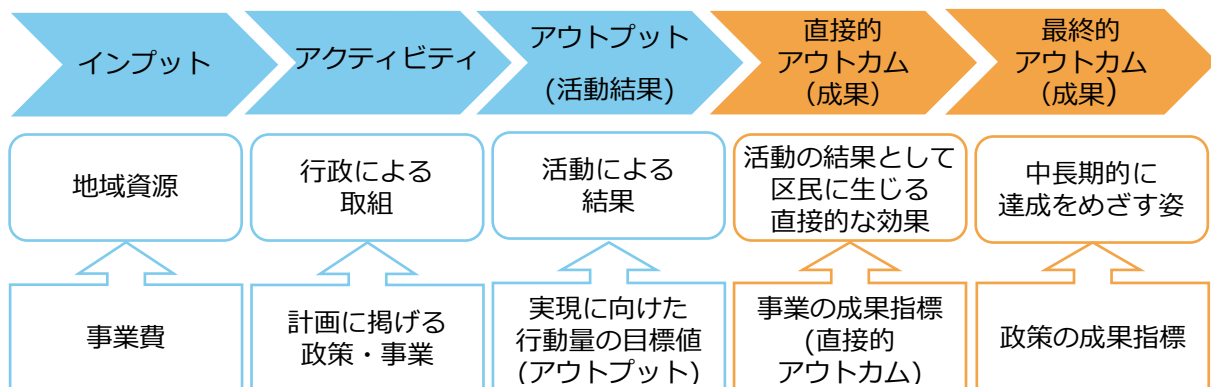
EBPMとロジックモデル

区では、EBPMを推進しています。これは、経験や直感ではなく、データや合理的根拠に基づいて施策を立案・実行していく考え方です。特に保健分野では、健診結果や医療・介護に関する様々なデータを活用し、区民一人ひとりにとって本当に必要な支援やサービスを、より効果的に届ける取組を進めています。

EBPMとは、政策目的を明確化させ、その目的のためにより効果的な行政手段は何かなど、「政策の基本的な枠組み」を証拠に基づいて明確にするための取組であり、目的達成のため政策手段と政策目的の論理的なつながりを確認する必要があります。ロジックモデルを活用することで、地域課題や地域特性におけるデータや合理的根拠に基づく政策立案を行い、実現性の高い施策の検討が可能となります。

本計画においては、過去の計画を基に、施策が目標とする成果を達成するに至るまでの論理的な関係を体系的に図式化することで、めざす姿と行政の活動との論理的な結び付きを確認しました。ロジックモデルにより区がめざす健康づくりと施策とのつながりを見える化することで関係者の意識の統一を図り、区民主体の取組を明確化します。

投入・活動・結果・成果の論理構造図（ロジックモデル）



■ すみだ健康づくり総合計画のロジックモデル

活動（アクティビティ、行政側の取組）

施策の方向性		施策分類（中分類）		主な取組のアウトプット	
基本目標Ⅰ	個人の特性を踏まえた健康づくり	I-①	生活習慣病の発症と重症化予防	●	特定健診/保健指導受診率
		I-②	がん対策の推進	●	がん検診案内パンフレットの配布数
		I-③	健康的な食環境づくり	●	食生活講習会実施/参加者数
		I-④	身体活動・運動の推進	●	体力づくり教室参加者数
		I-⑤	歯・口腔の健康づくり	●	成人歯科健診受診率
		I-⑥	健康づくりのための休養・睡眠	●	普及啓発事業実施数
		I-⑦	たばこ・アルコール対策の推進	●	禁煙医療費補助事業利用数
基本目標Ⅱ	ライフコースに応じた健康づくり	Ⅱ-①-1	切れ目のない妊娠・出産・育児支援	●	妊婦面接実施率
		Ⅱ-①-2	こどもの健やかな発育・発達支援	●	育児学級実施数/参加者数
		Ⅱ-①-3	学童期・思春期からの健康づくり	●	SOS の出し方に関する教育実施校
		Ⅱ-①-4	安心して子育てできる保健・医療体制の整備	●	小児初期救急平日夜間診療事業認知度
		Ⅱ-②	女性の健康づくり	●	講演会実施数/参加者数
		Ⅱ-③	高齢者の健康づくり	●	交流・通いの場の数
基本目標Ⅲ	地域共生・多様な主体による健康づくり	Ⅲ-①	誰もが安心して暮らせる地域づくり	●	福祉施設から一般就労への移行人数/就労定着支援事業利用者数
		Ⅲ-②	最後まで自分らしく暮らせる地域づくり	●	区標準様式多職種連携情報シートの活用状況
		Ⅲ-③	こころの健康を支える地域づくり	●	精神障害者家族の会実施数、病院との連携
		Ⅲ-④	自殺対策の推進	●	ゲートキーパー研修受講者数
		Ⅲ-⑤	地域・職域連携の推進	●	健康経営優良法人認定法人数
		Ⅲ-⑥	特殊疾病（難病）対策の推進	●	難病医療費助成
		Ⅲ-⑦	すみだらしい食育の推進	●	すみだ食育フェス参加者数
		Ⅲ-⑧	健康を支援するソーシャルキャピタルの醸成	●	地域福祉プラットフォームの設置数
		Ⅲ-⑨	健康なまちづくりに向けた環境整備	●	ウォーキングイベントの参加者数
基本目標Ⅳ	保健・医療体制 安全・安心な	Ⅳ-①	感染症対策の推進	●	
		Ⅳ-②	食品衛生の推進	●	
		Ⅳ-③	衛生的な生活環境の確保/公害対策	●	

成果（アウトカム、区民側の変化）

初期アウトカム

年に1回健康診査を受診する割合・メタボ該当者の割合
がん検診受診率
よく噛んで食べるなど食べ方に関心のある割合
運動習慣のある人の割合
かかりつけ歯科医を持つ者の割合
睡眠が足りている割合
適度な飲酒量を知っている割合
助産師等からのケアを十分に受けることができた割合
乳幼児健診受診率
こころやからだの健康に関する相談の認知度
かかりつけ医を持つこどもの割合
乳がん・子宮頸がん検診受診率
地域活動のいずれか1つ以上に参加している人の割合
配慮を受けられずに困ることがない障害のある人の割合
最終段階に受けたい医療やケアについて周囲と話している割合
地域移行支援新規申請者数
自殺に追い込まれる危機は誰にでも起こる可能性があることを理解している割合
墨田区版健康経営支援事業参加企業数
難病に関する相談件数
食育の取組に関わる区民、地域団体、事業者、企業などの数
地域の町会、自治会等への参加の意思
区の公園や水辺を日常的に利用している区民の割合

中間アウトカム

心疾患・脳血管疾患 年齢調整死亡率／糖尿病有病者割合
全がんの75歳未満年齢調整死亡率
1日2食以上バランスよい食事をとる割合
適正体重である割合
8020達成者の割合
余暇活動が充実していると感じる割合
適正飲酒の割合／喫煙率
ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある
心身ともに調子がよい母親(父親)の割合
自分の健康に関心がある割合
ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある
主観的健康観のよい女性の割合
調整済み介護認定率(要介護2以下)の割合
悩みごとの相談相手がいる割合
在宅療養が実現可能だと思う割合
1年以上精神科入院者人口10万対の患者数
自殺死亡率
健診を受けている人の割合
悩みごとの相談相手がいる割合
よく噛んで食べるなど食べ方に関心のある割合
近所付き合いの割合
区に「ずっと住み続けたい」と思う区民の割合

分野アウトカム

健康寿命の延伸
主観的健康観がよい
心身ともに調子がよい母親(父親)の割合
主観的健康観がよい
近所付き合いがありつながっている
不安やストレスを解消できている

めざす姿

人生百年時代、誰もが健やかで心豊かに生活できる「健康長寿日本」のまち

IV-4

動物の適正管理の推進

IV-5

健康危機管理体制の
充実

IV-6

地域の保健・医療体制
の整備

この章の見方

基本目標 I-②：がん対策の推進

墨田区では、全死者数の約4分の1の方が、がんで亡くなっており（P.38）、死因別死亡順位の第1位となっています。区では2024（令和6）年度に「第2期墨田区がん対策推進計画」を策定し、がん検診をはじめとするがん対策を推進しています。

(1) 区の現状・課題

がんの75歳未満年齢調整死亡率は、男性では東京都23区と同程度であり、女性では東京都23区を下回っています（P.43 図表 I-②）。一方で大腸がんと乳がんの検診受診率は、都の平均を上回っているものの、ほとんどのがん検診において目標受診率を下回っています。また、

(1) 区の現状・課題

各施策の現状・課題について紹介しています。

全ではないため、精密検査の受診動向や受診状況の把握に努めて
人はがんにかかるといわれており、がんの患者の方への相談支
辛さだけではなく、こころのつらさを和らげ療養生活の質の維持
進、ライフステージに合わせた治療と仕事の両立支援やアピアラ
ンスケアの推進等についても取り組んでいく必要があります。

(2) 取組の方向性・主な取組

がん予防	がんのリスクの減少	がんのリスクに影響を与えること で、生活習慣病予防対策との連	継続	がんの相談支援・情報提
がん予防	がんの早期発見	がんの早期発見・早期治療のため、科 すとともに、質の高いがん検診を提供す	継続	在宅緩和ケアの推進（健
がんとの共生		がんになっても自分らしく暮らせるよう、相談支援 と連携した治療と仕事の両立支援等のライフステー	継続	社会的な問題への対応・
基礎の整備		がんの予防や共生について理解を深めるため、区民 ント等による普及啓発を行っていくほか、がん登録の	継続	区民や関係団体等の参画
			継続	がん登録の利活用（健康推進課）
			継続	デジタル化の推進（健康推進課）

事業計画

- 継続：引き続き実施します。
- 充実：内容等を充実させて実施します。
- 新規：新しく実施する事業です。

(2) 取組の方向性・主な取組

各施策の取組の方向性・主な取組、担当課を表でまとめています。

※各取組の詳細は、第7章に記載しています。

(3) 主な指標

出典

指標の出典は資料編第4節に掲載しました。

アウトカム指標 (成果指標)

成果指標	目標値	現状値 (R6)	出典
がんについてごどもと話をしたことがある割合	50.5%	47.0%	①
科学的根拠に基づくがん検診の認知度	65%	54.4% (R5)	⑥
がんの75歳未満年齢調整死亡率 (全がん・人口10万対)	男性	減少	71.8 (R5)
	女性		44.7 (R5)
がん検診受診率	胃がん ¹⁶	60%	50.1% (R5)
	大腸がん	60%	58.0% (R5)
	肺がん		
	子宮がん		
	乳がん		

(3) 主な指標

各施策を評価する「アウトカム指標」及び「アウトプット指標」、関連する「参考指標」について、目標値と現状値を記載しています。

アウトプット指標 (活動指標)

活動指標
がん対策イベント参加者数
がん検診案内パンフレットの配布数

参考指標

指標	目標値	現状値 (R6)	出典
【参考】がん教育アンケート回収数	増加	1,334人	②

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の取組

- がんについて関心を持ち、自分の健康は自分で守るとともに、がんになっても自分らしく過ごせるように、正しい知識を身に付けます。
- 定期的ながん検診を受診するよう心がけます。
- 精密検査が必要な場合は、必ず受診するようにします。

関係者の取組

- 区と協力してがん検診の受診促進に取り組めます。
- がん患者やその家族に寄り添い、相談を受け、支援を行います。
- 治療と仕事の両立支援に取り組めます。

区の取組

- がんに関する正しい知識の普及啓発を行います。
- がん検診の受診率向上とともに、質の高い検診の実施に努めます。
- がん検診を受診しやすい体制づくりに努めます。
- 医療機関や患者支援団体等と連携し、がん患者の支援体制を強化します。

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の主体的な活動に加え、地域・関係機関・企業等の関係者と区が取り組む具体的な実践内容を記載しています。

¹⁶ 区の胃がん検診は、令和元年度から内視鏡検査を導入しているが、計画策定時以降の受診状況を比較するため、エックス線検査の受診率を指標としている。

すみだ花体操で消費カロリーを増加させよう

いつでもどこでも気軽にできる区民健康体操「すみだ花体操」をご存知ですか？

区民の愛唱歌「花」のメロディーにあわせて、わずか3分でできる簡単な体操です。

テンポのやや速い「さくら編」とゆったりとした「つつじ編」がありますので、年齢や体調にあわせてお選びいただけます。

家庭、職場、学校、町会、サークルなどで取り入れてみてはいかがでしょうか。

すみだ花体操
「さくら編」



すみだ花体操
「つつじ編」



	運動強度	1回の消費カロリー
さくら編	4メッツ（速歩に相当）	約 10.4 キロカロリー
つつじ編	3メッツ（普通歩行に相当）	約 9.7 キロカロリー

肺の生活習慣病：COPDを予防しよう



COPDは、「慢性閉塞性肺疾患」といい、たばこなどに含まれる有害物質を長年吸い込むことで肺の機能が徐々に蝕まれていき、肺の動きが悪くなって息がつかなくなったり、進行するとからだに酸素欠乏になったりする病気です。

COPDの患者数は500万人をこえ、年間約16,000人が亡くなっていますが、実際に治療している患者数は20万人前後と、適切な治療を受けていない方が多い状況です。



こうした現状から国は、健康日本21（第3次）において対策を講じるべき生活習慣病の一つとしてCOPDを取り上げ、認知度の向上に加え、COPDの発症予防、早期発見・治療介入、重症化予防など総合的に対策を講じていくことが必要と決めました。

区では、本計画において令和6年人口10万人当たり16.6人のCOPD年齢調整死亡率を令和17年には10.0人まで減少させることを目標として掲げています。

基本目標 I

個人の特性を踏まえた健康づくり

区民一人ひとりが持つ生活習慣や健康状態の特性を踏まえ、主体的に健康づくりへ取り組むことをめざします。生活習慣病の予防や重症化防止、がん対策、食生活や身体活動、休養や睡眠の改善など、日常生活に密着した取組を推進します。また、歯・口腔の健康保持、喫煙や飲酒対策も含め、科学的知見に基づいた実践を通じて健康リスクを軽減し、誰もが健やかに暮らせる地域社会の実現を図ります。



施策の方向性

- I-① 生活習慣病の発症と重症化予防
- I-② がん対策の推進
- I-③ 健康的な食環境づくり
- I-④ 身体活動・運動の推進
- I-⑤ 歯・口腔の健康づくり
- I-⑥ 健康づくりのための休養・睡眠
- I-⑦ たばこ・アルコール対策の推進

※各施策の詳細は、基本目標別に第7章に記載していますのでご参照ください。

重点
ターゲット

特に次のようなターゲットへ取組を強化していきます。

- ▶ 健康への関心の薄い層
- ▶ 働く世代
- ▶ 疾病の重症化リスクのある人

関連する
SDGs



基本目標 I の推進に向けた各施策の取組

基本目標 I - ① : 生活習慣病の発症と重症化予防

人生100年時代を迎え、自分らしく過ごす上で、生活習慣病を予防することや重症化させないことが重要となっています。健康寿命を延伸し、いつまでもいきいきと自分らしく暮らすことができるよう、健康づくりを推進していく必要があります。

(1) 区の現状・課題

墨田区国民健康保険特定健康診査の受診率は23区中では高くなっていますが、特定保健指導の利用率は低く、メタボリックシンドローム該当者の割合は、国や都と比べて高くなっています (P.43 図表 I - ①)。

さらに、高血圧や糖尿病等に起因する虚血性心疾患や脳血管疾患の死亡率が東京都と比べて高い (P.42 図表 I - ①) ことから、生活習慣病の発症予防とあわせて、重症化予防についても、地域の医療関係者等との連携により推進していく必要があります。データを活用した効果的なアプローチを検討することや、健康リスク¹³が高い人に対する働きかけを進めていくことが重要です。

(2) 取組の方向性・主な取組

健康診査受診率の向上

生活習慣病等の予防と早期発見のため、法定の健診に加え、健診を受ける機会のない区民が利用できる健診を設けるとともに、健診が健康づくりのきっかけとなるよう、対象者への受診勧奨を行います。

主な取組	継続	各種健康診査の実施 (国保年金課、健康推進課)
	充実	健診受診機会の創出 (国保年金課、健康推進課)

健康相談・保健指導の充実

生活習慣の改善等により、病気の発症や重症化を予防するため、健診等の結果に基づき、区が委託する事業者の専門職による特定保健指導を実施するほか、健康相談への対応や生活習慣病重症化予防に向けた取組を実施します。

主な取組	継続	健診結果に基づく保健指導の実施 (国保年金課、健康推進課)
	継続	被保護者 ¹⁴ の健康管理支援事業の実施 (生活福祉課、健康推進課)
	継続	生活習慣病重症化予防の実施 (国保年金課、健康推進課)

生活習慣病予防に係る地域連携の推進

生活習慣病の予防を、地域の医療・保健・福祉の連携により効果的に推進するための体制を整備します。

主な取組	充実	生活習慣病対策に係る地域連携検討会の実施 (国保年金課、保健計画課)
	継続	健康サポート薬局 ¹⁵ 等との連携 (保健計画課、健康推進課)

¹³ 健康リスク：人の健康に生じる障害、またはその発生頻度や重大性のこと。

¹⁴ 被保護者：生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている人。

¹⁵ 健康サポート薬局：かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え地域住民の主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局。

生活習慣病予防に関する普及啓発の実施

生活習慣の改善や生活習慣病の予防のため、広報媒体や講習会、地域の取組との連携などを通じて、普及啓発を行います。

主な取組	継続	健康セミナーの実施（健康推進課）
	充実	データ分析に基づく健康づくり等に関する普及啓発（保健計画課、健康推進課）

（３） 主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標		目標値	現状値（R6）	出典	
適正体重である割合	20歳以上	75%	67.9%	①	
年に1回健康診査を受診する割合	20歳以上	90%	86.5%	①	
メタボ予備群の割合	40～74歳	男性	17.5%	16.9%（R5）	②
		女性	5.7%	6.5%（R5）	②
メタボ該当者の割合	40～74歳	男性	28.2%	36.4%（R5）	②
		女性	9.5%	13.2%（R5）	②
糖尿病有病者の割合	40～74歳	11.3%	12.2%	③	
脳血管疾患による年齢調整死亡率(人口10万対)	男性	減少	91.4(R5)	④	
	女性	減少	53.6(R5)	④	
虚血性心疾患による年齢調整死亡率(人口10万対)	男性	減少	156.1(R5)	④	
	女性	減少	52.2(R5)	④	
人工透析医療費助成認定数（新規認定数）		減少	704件（80件）	⑫	

アウトプット指標（活動指標）

活動指標	目標値	現状値（R6）	出典	
若年区民健診受診者数	2,000人	762人	⑩	
特定健診実施率	60%	47.4%(R5)	②	
生活習慣病予防健診受診率	増加	30.9%	⑨	
糖尿病腎症重症化予防プログラム利用数	20人	8人	⑫	
健康セミナーの実施数／参加者数	5回	3回/63人	⑩	
特定保健指導実施率	40～74歳	60%	10.4%（R5）	②

（４） 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 年に1回は必ず健診を受診し、結果を自身の健康づくりに役立て、必要に応じて生活習慣を改善します。 ● 病気の治療に当たっては、かかりつけ医（服薬についてはかかりつけ薬剤師）と相談しながら管理します。 ● かかりつけ歯科医を持ち、生活習慣病（特に糖尿病や循環器疾患）と関係の深い歯周病を予防・改善します。
関係者の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で健康に関する情報の普及を行います。 ● 企業や団体は、従業員の健康管理を支援します。 ● 地域の医療や福祉の関係者は連携して患者の療養を支援します。 ● 企業の知見を活用した健康づくりを提供します。
区が取組	<ul style="list-style-type: none"> ● データ分析に基づき生活習慣病に関する知識の普及啓発を行います。 ● 健診や医療等のデータを分析し、より効果的なアプローチを検証します。 ● 健康リスクが高い人に対し、特定保健指導等の生活習慣の改善に向けた働きかけを進め行動変容を促します。 ● 健診の結果やレセプト¹⁶の状況から、適切な医療につながるよう支援するとともに、地域医療関係者等とのネットワーク構築に努めます。

¹⁶ レセプト：保険者に請求する診療報酬明細書のこと。

基本目標 I - ② : がん対策の推進

墨田区では、全死亡者数の約4分の1の方が、がんで亡くなっており（P.39）、死因別死亡順位の第1位となっています。区では2024（令和6）年度に「第2期墨田区がん対策推進計画」を策定し、がん検診をはじめとするがん対策を推進しています。

（1） 区の現状・課題

がんの75歳未満年齢調整死亡率は、男性では東京都23区と同程度であり、女性では東京都23区を下回っています（P.44 図表 I - ②）。一方で大腸がんと乳がんの検診受診率は、都の平均を上回っているものの、ほとんどのがん検診において目標受診率を下回っています。また、精密検査未受診者の把握が万全ではないため、精密検査の受診勧奨や受診状況の把握に努めていく必要があります。

さらに、日本人の2人に1人はがんにかかるといわれており、がんの患者の方への相談支援・情報提供の充実や、からだのつらさだけでなく、こころのつらさを和らげ療養生活の質の維持向上を図る在宅緩和ケアの推進、ライフステージにあわせた治療と仕事の両立支援やアピアランスケアの推進等についても取り組んでいく必要があります。

（2） 取組の方向性・主な取組

がん予防 がんのリスクの減少

がんのリスクに影響を与えることが明らかな要因（喫煙・飲酒・食生活・身体活動・感染症等）について、生活習慣病予防対策との連携を図りながら、普及啓発や健康支援等の取組を推進します。

主な取組 継続 その他のリスク要因に関する取組（健康推進課）

がん予防 がんの早期発見

がんの早期発見・早期治療のため、科学的根拠に基づくがん検診を実施します。安定的な運営をめざすとともに、質の高いがん検診を提供するための精度管理に取り組みます。

主な取組 充実 がん検診の質の向上（健康推進課）
充実 がん検診受診率の向上（健康推進課）

がんとの共生

がんになっても自分らしく暮らせるよう、相談支援・情報提供の充実や、在宅緩和ケアの推進、職域と連携した治療と仕事の両立支援等のライフステージにあわせた支援を推進します。

主な取組 継続 がんの相談支援・情報提供の充実（健康推進課）
継続 在宅緩和ケアの推進（健康推進課）
充実 社会的な問題への対応・ライフステージ別の支援（健康推進課）

基盤の整備

がんの予防や共生について理解を深めるため、区民や関係団体等と連携し、がん教育や普及啓発イベント等による普及啓発を行っていくほか、がん登録の利活用やデジタル化を推進します。

主な取組 継続 区民や関係団体等の参画・協働（健康推進課）
新規 がん登録の利活用（健康推進課）
新規 デジタル化の推進（健康推進課）

(3) 主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標		目標値	現状値（R6）	出典
がんについてこどもと話をしたことがある割合		50.5%	47.0%	①
科学的根拠に基づくがん検診の認知度		65%	54.4%（R5）	⑥
がんの75歳未満年齢調整死亡率（全がん・人口10万対）	男性	減少	71.8（R5）	⑦
	女性		44.7（R5）	⑦
がん検診受診率	胃がん ¹⁷	60%	50.1%（R5）	⑥
	大腸がん	60%	58.0%（R5）	⑥
	肺がん	60%	62.1%（R5）	⑥
	子宮頸がん	60%	55.0%（R5）	⑥
	乳がん	60%	49.8%（R5）	⑥

アウトプット指標（活動指標）

活動指標	目標値	現状値（R6）	出典
がん対策イベント参加者数	550人	387人	②
がん検診案内パンフレットの配布数	充実	95,000部	⑥

参考指標

指標	目標値	現状値（R6）	出典
がん教育アンケート回収数	増加	1,334人	②

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; background-color: #4a86e8; color: white; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: left; padding-left: 5px;">区民の
取組</div> </div> | <ul style="list-style-type: none"> ● がんについて関心を持ち、自分の健康は自分で守るとともに、がんになっても自分らしく過ごせるように、正しい知識を身に付けます。 ● 定期的にごがん検診を受診するよう心がけます。 ● 精密検査が必要な場合は、必ず受診するようにします。 |
| <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; background-color: #4a86e8; color: white; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: left; padding-left: 5px;">関係者の
取組</div> </div> | <ul style="list-style-type: none"> ● 区と協力してがん検診の受診促進に取り組めます。 ● がん患者やその家族に寄り添い、相談を受け、支援を行います。 ● 治療と仕事の両立支援に取り組めます。 |
| <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; background-color: #4a86e8; color: white; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: left; padding-left: 5px;">区
の取組</div> </div> | <ul style="list-style-type: none"> ● がんに関する正しい知識の普及啓発を行います。 ● がん検診の受診率向上とともに、質の高い検診の実施に努めます。 ● がん検診を受診しやすい体制づくりに努めます。 ● 医療機関や患者支援団体等と連携し、がん患者の支援体制を強化します。 |

¹⁷ 区の胃がん検診は、令和元年度から内視鏡検査を導入しているが、計画策定時以降の受診状況を比較するため、エックス線検査の受診率を指標としている。

基本目標 I - ③ : 健康的な食環境づくり

健康寿命を延伸し、人生100年時代を豊かに過ごす上で、栄養・食生活は最も重要な要素のひとつです。区では野菜摂取の推進等、望ましい食生活に関する普及啓発等を実施しています。今後は「自然に健康になれる持続可能な食環境づくり」の推進に向けて、さらに取り組んでいきます。

(1) 区の現状・課題

バランスのよい食事をとる割合は増えている一方で、野菜料理をとる割合は減っており、いずれも年齢が若くなるほど低くなっています (P.44 図表 I - ③)。また、令和6年度「健康」に関する区民アンケート調査によると、朝食をほとんど食べない割合は増えており、ひとり暮らしの男性の割合が特に高くなっています。

外食や中食（総菜や弁当）の利用をみると、女性は中食の利用頻度が高くなっています (P.45 図表 I - ③)。また、肥満傾向の男性は外食や中食の利用頻度が高くなっています。メタボリックシンドローム、生活習慣病による死亡、人工透析の増加等の状況を鑑みても、食べる側と提供する側の双方が、健康的な食事を心がけるよう取り組んでいく必要があります。

(2) 取組の方向性・主な取組

食に関する普及啓発の推進

健康的な食生活に関する知識の普及啓発と食生活の改善を図るため、食に関する講習や調理実習を実施します。

主な取組 継続 食に関する普及啓発（健康推進課、学務課）

食事に関する相談支援の実施

生活習慣病予防や食生活の改善のため、栄養士による食事相談を行います。

主な取組 継続 食事相談の実施（健康推進課）

乳幼児期からの食を通じた健康づくりの推進

乳幼児期からの健康づくりを推進するため、関係機関との連携体制を構築し、関係機関との連携により取り組みます。

主な取組 継続 保育施設、学校との連携による食を通じた取組の実施（健康推進課、子ども施設課、学務課）

健康的な食事に関する取組の推進

各世代の野菜摂取量を増やす取組や、区内で給食を行う施設への指導及び連携、配食事業等の機会を通じて、健康的な食事の啓発及び提供を推進します。

主な取組 充実 野菜摂取向上プロジェクトの実施（健康推進課、子ども施設課、学務課）
充実 健康的な食環境づくり（健康推進課）

(3) 主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標		目標値	現状値（R6）	出典	
1日2食以上バランスのよい食事をとる割合	20歳以上	70%	62.3%	①	
野菜を使った料理を1日5皿以上とる割合	20歳以上	70%	6.1%	①	
よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある割合	20歳以上	80%	70.0%	①	
朝食をほとんど食べない割合	20歳以上	男性	12.4%	21.0%	①
		女性	8.3%	13.6%	①
栄養成分表示を気にしている人の割合	20歳以上	62.5%	65.9%	①	
区民の1日当たりの野菜摂取量	20～50歳	男性	350g	242.2g	⑧
		女性	350g	225.3g	⑧
適正な食塩摂取量の人割合	20～50歳	男性	20%	23.0%	⑧
		女性	45%	53.2%	⑧
1日当たりの果物の摂取量	20～50歳	男性	200g	58.0g	⑧
		女性	200g	67.8g	⑧

アウトプット指標（活動指標）

活動指標	目標値	現状値（R6）	出典
食生活講習会実施数／参加者数	3回/60人	3回/25人	⑩
食事相談実施数	100人	66人	⑪

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の取組

- 毎日朝食を食べるなど、規則正しい食生活を心がけます。
- 体重を定期的に測り、適正な体重維持に努めます。
- 食塩のとりすぎや野菜不足にならないよう、1日の食事をバランスよくとります。
- 家族や仲間と一緒に食卓を囲んで、食事を楽しむ機会をできるだけ多く持つよう心がけます。

関係者の取組

- 減塩や食事バランスなどに配慮したメニューや食品を開発・提供します。
- 健康的な食生活を実践しやすい環境づくりに取り組みます。
- 健康的な食生活に関する知識の普及啓発を行います。
- 消費者が適切に食品を選択できるよう、法律に基づいた正しい栄養成分表示を行います。

区の取組

- 生活習慣病等の疾病を予防するため、食を通じた健康づくりに関する普及啓発を行います。
- 健康的な食生活を実践しやすい環境を整備します。

基本目標 I -④：身体活動・運動の推進

からだを動かすことは、生活習慣病の予防や、心身の機能の維持向上の効果があり、健康寿命の延伸につながります。区では、「身体活動向上プロジェクト」として、ウォーキングや体操等を通じた身体活動の推進に取り組んでいます。

(1) 区の現状・課題

令和6年度健康に関する区民アンケート調査によると運動習慣のある人（1日合計30分以上、週2日以上、1年以上継続）の割合は、令和元年度と比べて令和6年度は上昇しています。しかし、約7割の人は運動習慣がないと答えており（P.45 図表 I -④）、身体活動量の増加に向け、日常生活の中で負担感なく取り組める身体活動の働きかけや、身近に運動に親しめる機会づくりが引き続き求められます。

また、スマートフォンアプリやウェアラブル端末¹⁸を活用して、健康管理を行う人が増えており、全ての世代の区民や働く人が、楽しくからだを動かせる環境づくりに取り組む必要があります。

(2) 取組の方向性・主な取組

スポーツの普及・促進

区民の体力向上や健全な心身の育成を行うとともに、スポーツの楽しさを感じてもらうため、ライフスタイルに応じた各種スポーツ教室やスポーツ大会等を実施します。

主な取組

継続

各種スポーツ教室等の実施（スポーツ振興課）

継続

ホームタウン・スポーツチーム連携事業（スポーツ振興課）

運動習慣のきっかけづくり

運動習慣づくりのきっかけとなるよう、区民健康体操（すみだ花体操）¹⁹やラジオ体操等を活用した運動習慣のきっかけづくりを行います。

主な取組

継続

区民健康体操（すみだ花体操）やラジオ体操等の普及（スポーツ振興課、健康推進課）

身体活動等による健康づくりの推進

誰でも気軽にできるウォーキングの普及及び習慣化を図るほか、健康に関するセミナー等への参加を促進し、区民の健康づくりを支援する取組を検討・実施します。

主な取組

継続

すみだウォーキングマップの作成・配布（健康推進課）

新規

ICTを活用した健康づくりの推進（健康推進課）

¹⁸ ウェアラブル端末：装着もしくは着用できる、小型のコンピューター。

¹⁹ 区民健康体操（すみだ花体操）：運動習慣を身に付けるきっかけにするため作成した、いつでもどこでも気軽にできる体操。墨田区民の愛唱歌「花」のメロディーに合わせ、テンポのやや速い「さくら編」とゆったりとした「つつじ編」の2つのパターンがある（P.82 コラム9）。

(3) 主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標		目標値	現状値（R6）	出典
1日30分以上の汗ばむ運動を週2日以上実施し、1年以上継続している割合	20歳以上 男性	40%	31.7%	①
	20歳以上 女性	40%	22.4%	①
通勤や通学・近所への買い物などで歩くようにしている割合	20歳以上	77%	67.9%	①
エレベーターやエスカレーターを使わず階段を利用する割合	20歳以上	41%	37.6%	①
歩数が1日8,000歩以上の人の割合	20歳以上	40%	23.2%	①
週に1回以上運動・スポーツをしている割合	18歳以上	70%（R12）	66.7%	⑱

アウトプット指標（成果指標）

活動指標	目標値	現状値（R6）	出典
体力づくり教室参加者数	18,000人	16,254人	㉔
すみだ花体操実施数	増加	585回	㉔
区民健康スポーツデーの来場者数	2,500人	1,300人	㉔

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

- 区民の取組

 - 歩数や運動量を意識しながら、今より1日10分多くからだを動かすよう心がけます。
 - 学校や地域でのスポーツ活動や区内の運動施設等を活用し、楽しみながらからだを定期的に動かす習慣づくりに努めます。
 - 時間・仲間・場所を見つけて積極的にからだを動かすよう心がけます。
- 関係者の取組

 - 多世代が楽しく運動やスポーツを行う機会を持てるように、地域と連携した行事等を開催します。
 - 区と協力して、運動やスポーツ等の事業に取り組みます。
 - 区と保育施設、学校、地域の関係者が連携し、こどもの頃からからだを動かすことを心がけ、楽しんで実践できる取組を行います。
- 区が取組

 - 日常生活に取り入れやすい運動やからだを動かすポイント等の啓発に取り組みます。
 - 運動やスポーツに関する指導員やスポーツ団体等の活動を支援します。
 - 関係者との連携により、多世代が楽しく参加できる運動、スポーツのイベント、講座の機会を増やしていきます。
 - 保育施設や学校と連携して、こどもたちの遊びと体力づくりを推進します。
 - デジタル技術等も活用し、身体活動の向上に取り組める環境を整備します。

楽しく歩いて健康づくり！すみだウォーキングマップ



区の「すみだウォーキングマップ」では、みどころや所要時間等と一緒に、おすすめウォーキングコースを紹介しています。

コラム
11

基本目標 I - ⑤ : 歯・口腔の健康づくり

食事をよくかんで美味しく食べ、会話を楽しみ、人生を豊かに過ごすためには、歯と口の健康が欠かせません。特に、歯周病²⁰は、歯を失う原因となるほか、生活習慣病をはじめ、全身の病気と深く関連しているため、予防と早期発見、早期治療が重要です。

(1) 区の現状・課題

「健康」に関する区民アンケート調査によると、かかりつけ歯科医を持つ割合はいずれの年代でも半数をこえています (P.46 図表 I - ⑤)。一方、「なんでも噛んで食べることができる」と回答した割合は、20~40歳代で9割をこえていますが、50歳代以降は減少傾向にあります。また、自分の歯と口の健康状態に満足している割合と、糖尿病や喫煙が歯周病に及ぼす影響を知る割合は、いずれも約3割にとどまっています。

これらの課題を踏まえ、乳幼児期から歯と口の健康づくりに関する普及啓発を一層充実させるとともに、かかりつけ歯科医を持つこと及び定期的な歯科健診や歯科保健指導、予防処置を受けることを促進していく必要があります。

(2) 取組の方向性・主な取組

成人及び後期高齢者歯科健康診査の実施

むし歯や歯周病等の予防と早期発見、適切な時期での治療を推進するため、対象年齢の区民に歯科健診を実施し、かかりつけ歯科医を持つことにつなげます。

主な取組	継続	成人歯科健康診査の実施 (健康推進課)
	継続	後期高齢者歯科健康診査の実施 (国保年金課、健康推進課)
	新規	育メン歯科健康診査の実施 (健康推進課)

歯と口の健康に関する普及啓発の推進

ライフコースに応じた、口腔保健の向上に関する普及啓発を行います。また、生涯にわたり自分の歯で食べることができるよう8020 (ハチマルニイマル) 運動²¹を推進します。

主な取組	充実	歯と口の健康に関する普及啓発 (健康推進課)
------	----	------------------------

保育施設・学校との連携の推進

むし歯等を予防し、口腔の健康を保持増進するために、保育施設、学校歯科保健との連携を図ります。

主な取組	充実	学校歯科保健との連携推進 (健康推進課)
	充実	保育施設との連携推進 (健康推進課)

²⁰ 歯周病：細菌の感染によって引き起こされる炎症性疾患で、歯ぐき (歯肉) や、歯を支える骨などが溶けてしまう病気のこと。

²¹ 8020 (ハチマルニイマル) 運動：「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という目標を掲げた運動。

(3) 主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標		目標値	現状値（R6）	出典
歯や歯ぐきの健康に満足する割合	20歳以上	50%	32.0%	①
歯科健診受診率	妊婦歯科健診	70%	53.4%	⑨
	成人歯科健診	20%	11.6%	⑨
	後期高齢者歯科健診	20%	16.3%	⑨
かかりつけ歯科医を持つ割合	20～39歳	75%	55.1%	①
	40～64歳	80%	68.6%	①
	65歳以上	85%	80.1%	①
かかりつけ歯科医で治療以外の処置を受けた割合	20歳以上	90%	80.3%	①
糖尿病と喫煙が歯周病のリスクであることの認知度	20歳以上	50%	34.9%	①
永久歯のう歯（むし歯）経験歯数（DMFT指数）	中学校1年生	0.5本	0.53本（R5）	②
8020達成者の割合	79歳	75%	70.6%	⑨
高齢者の口腔機能低下の割合	75歳以上	9%以下	10.8%（R5）	⑨

アウトプット指標（活動指標）

活動指標	目標値	現状値（R6）	出典
妊産婦歯科健診受診率	70%	53.4%	⑨
育メン歯科健康診査受診率	増加	16.5%	⑨
成人歯科健診受診率	20%	11.6%	⑨
後期高齢者歯科健診受診率	20%	16.3%	⑨
歯と口の健康週間イベント参加者数	増加	1,024人	⑩

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; background-color: #a0c0ff; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: left; padding-left: 5px;">区民の
取組</div> </div> | <ul style="list-style-type: none"> ● むし歯及び歯周病予防に効果的な歯みがきを習慣化します。 ● デンタルフロスや歯間ブラシ等の補助的清掃用具を活用します。 ● かかりつけの歯科医を持ち、定期的な歯科健診や保健指導、予防処置を受けるよう努めます。 |
| <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; background-color: #a0c0ff; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: left; padding-left: 5px;">関係者の
取組</div> </div> | <ul style="list-style-type: none"> ● 区と連携し、歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識の普及啓発に努めます。 ● 食べる機能の低下を予防するとともに、いつまでも安全に楽しく食事ができるよう、多職種連携による取組を推進します。 |
| <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; background-color: #a0c0ff; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: left; padding-left: 5px;">区
の取組</div> </div> | <ul style="list-style-type: none"> ● 糖尿病と喫煙は歯周病を悪化させる要因であることなど、歯と口の健康と全身の健康との関係について、普及啓発を強化します。 ● かかりつけ歯科医を持つことを推進します。 ● 妊娠期や乳幼児期からの歯科保健に対する意識や行動が生涯の歯と口の健康にとって重要であるため、普及啓発に取り組むとともに、保育施設等と連携します。 ● 児童・生徒が、むし歯や歯肉炎を予防するための生活習慣を身に付けられるよう、学校と連携し、学校歯科保健活動を推進します。 |

基本目標 I - ⑥ : 健康づくりのための休養・睡眠

質のよい休養と睡眠は、心身の健康、生産性の向上、そして幸福感の増進につながります。日々の生活の中で、休養と睡眠を大切に作る習慣を身に付けていけるよう取り組んでいきます。

(1) 区の現状・課題

「睡眠による休養が足りている」と感じている割合は減少しており(P.47 図表 I - ⑥)、特に男性で減少幅が大きくなっています。近年は、働く時間の多様化、スマートデバイス²²の使用時間の増加等により、睡眠時間や質のよい睡眠が確保しづらくなっています。ライフステージに応じた、睡眠や休養、軽い運動を通じて疲労回復を図るアクティブレスト、余暇の充実に関する啓発等の工夫が必要です。

(2) 取組の方向性・主な取組

適切な休養・睡眠に関する普及啓発の推進

適切な休養や睡眠をとることの大切さについて、普及啓発を行います。

主な取組

充実

多様な媒体・機会を活用した適切な休養・睡眠に関する情報発信の実施
(健康推進課)

(3) 主な指標

アウトカム指標 (成果指標)

成果指標		目標値	現状値 (R6)	出典
睡眠が足りている割合	20歳以上	80%	53.2%	①
余暇活動が充実していると感じる割合	20歳以上	70%	55.5%	①

アウトプット指標 (活動指標)

活動指標	目標値	現状値 (R6)	出典
普及啓発事業実施数	6回	6回	②

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の取組

- 質のよい睡眠を確保し、休養をしっかりとるよう心がけます。
- 自分に合ったストレス解消法を持つようにします。

関係者の取組

- 働く人が休養や余暇を適切にとれるよう、取り組みます。

区の取組

- 学校や職域等と連携し、睡眠と休養の重要性について普及啓発を行います。
- 気分転換や生きがいづくりにつながるスポーツや生涯学習、ボランティア活動等の地域の取組を支援します。

²²スマートデバイス：高度な情報処理能力などを搭載した電子機器の総称。スマートデバイスにはCPUなどのコンピューター機能や通信機能が搭載されており、PCに近い働きをする。

よい睡眠のために気をつけることは？

睡眠は健康に不可欠です。睡眠不足は、日中の眠気や疲労による作業効率の低下だけでなく、肥満や高血圧、糖尿病、心疾患、脳血管疾患、うつ病などの発症リスクにもなります。心身の健康のために、質・量ともに十分な睡眠をとることが大切です。



睡眠に関する推奨事項

【高齢者】



- 寝床にいる時間は8時間以内を目安にしましょう
- 日常の食生活や運動、寝室の睡眠環境などを見直して、睡眠休養感を高めましょう
- 長い昼寝は夜間の良眠を妨げるので日中は長時間の昼寝は避け、活動的に過ごしましょう

【成人】



- 睡眠時間は6時間以上を目安に、必要な睡眠時間を確保しましょう
- 日常の食生活や運動、寝室の睡眠環境などを見直して、睡眠休養感を高めましょう
- 睡眠の不調・睡眠休養感の低下を感じる時は病気が潜んでいることもあるので注意しましょう

【こども】



- 小学生は9～12時間、中学・高校生は8～10時間を参考に睡眠時間を確保しましょう
- 朝は太陽の光を浴びて、朝食をしっかり摂り、日中は運動をして、夜更かしはほどほどにしましょう

出典：厚生労働省 健康づくりのための睡眠ガイド

基本目標 I - ⑦ : たばこ・アルコール対策の推進

日本では、たばこが原因で年間約12~13万人が死亡（超過死亡²³）しており、受動喫煙が原因で年間約15,000人が死亡しているといわれています。喫煙は、肺がんだけでなく、胃がん、食道がん、膵がん、肝がん等との関連が明らかになっており、このほか、虚血性心疾患や脳卒中などの循環器病や、COPD（P.82 コラム10）などの呼吸器疾患の原因にもなります。区では、区民の喫煙率や受動喫煙の機会の減少に取り組んでいます。

また、過剰なアルコールの摂取は、健康障害の原因であり、運動機能や集中力の低下等が生じ、飲酒後に適切ではない行動をとることによって怪我や他人とのトラブル等の社会的問題にも密接に関連します。学校教育や健診等の機会に適切な飲酒についての啓発に取り組んでいます。

（1）区の現状・課題

20歳以上の区民の喫煙状況の推移は、減少傾向にありますが(P.48 図表 I - ⑦)、国や都の平均よりも数値は高くなっており、引き続き、禁煙支援及び受動喫煙防止対策に両輪で取り組んでいく必要があります。また、COPDの普及を行う必要があります。

飲酒をする人の割合は横ばいですが、男性は、適正飲酒量をこえて飲む人の割合が増えています。(P.47 図表 I - ⑦)また、適正飲酒量について認識している割合は、特に中高年の女性で大きく減少しています²⁴。男女それぞれの適正飲酒量とアルコールの健康被害について理解し、減酒の工夫や適正な飲酒について普及する必要があります。

（2）取組の方向性・主な取組

禁煙支援の推進

禁煙を希望する人を支援するため、禁煙にかかる医療費の一部補助や薬局等と連携し禁煙をサポートします。また、特定保健指導等の機会を通じて禁煙支援を行います。

主な取組 禁煙支援の実施（健康推進課）

たばこによる健康影響防止対策の推進

たばこによる健康影響について、関係機関との協働により普及啓発を推進します。また、墨田区路上喫煙等禁止条例に基づく対策を講じ、やけど等の被害を防止します。

主な取組 たばこによる健康への影響に関する普及啓発（健康推進課）
 路上喫煙防止対策の実施（地域活動推進課）
 COPDの普及啓発（健康推進課）

未成年者・妊産婦の喫煙及び飲酒の防止対策の推進

未成年者・妊産婦の喫煙及び飲酒を防止するため、区立小中学校の保健学習、妊婦面接等の機会を通じて、たばこやアルコールの影響について理解を促し、喫煙及び飲酒を防止します。

主な取組 学校との連携による未成年者の喫煙、飲酒の防止（健康推進課、指導室）
 妊産婦の喫煙及び飲酒の防止（健康推進課）

²³ 超過死亡：たばこが原因で関連死亡がどの程度増加したかを示す推計値。

²⁴ 出典：区民の健康に関するアンケート

(3) 主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標		目標値	現状値（R6）	出典	
喫煙率	20歳以上	12%	14.4%	①	
	20歳以上	男性	19%	22.9%	①
		女性	6%	8.1%	①
未成年がたばこを吸ったことのある割合	16～19歳	0%	5.1%	①	
COPD年齢調整死亡率（人口10万対）		10.0	16.6	④	
未成年の受動喫煙の認知度	16～19歳	100%	93.2%	①	
受動喫煙の機会	飲食店	減少	30.3%	①	
	職場		17.9%	①	
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合	20歳以上	男性	10%	22.9%	①
		女性	6.4%	18.7%	①
適度な飲酒量の認知度	20歳以上	男性	88%	86.0%	①
		女性	55%	41.6%	①
未成年がお酒を飲んだことのある割合	16～19歳	0%	18.8%	①	

アウトプット指標（活動指標）

活動指標	目標値	現状値（R6）	出典
禁煙医療費補助事業利用数（登録数/申請数）	増加	50件 /16件	②

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の取組

- 喫煙者はたばこの健康への影響を理解し、禁煙にチャレンジします。
- 適度な飲酒を守り、休肝日を設けるよう努めます。
- 喫煙による健康への影響を理解し、たばこの煙から子どもを守ります。
- 受動喫煙を防止し、自分を守るための防止策を講じます。
- 未成年者には喫煙や飲酒をさせないようにします。
- 未成年者が喫煙や飲酒のリスクを学習し、健康保持に努めます。

関係者の取組

- 受動喫煙を防止するための対策に努めます。
- たばこやアルコールをやめたい人がやめられるように支援します。

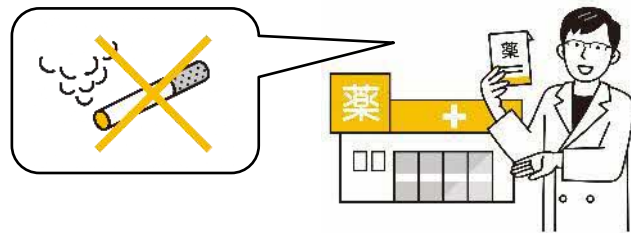
区の取組

- あらゆる機会をとらえて、喫煙のリスクや健康に及ぼす影響、改善方法についての正しい知識を啓発します。
- 個人の希望や状況に応じた禁煙支援を行うとともに、受動喫煙防止のための環境整備を進めます。
- アルコールによる健康影響や、適度な飲酒の知識について普及啓発を行います。
- 学校や地域との連携により、未成年者の喫煙及び、飲酒の防止について普及啓発を行います。
- 妊娠を希望する女性、妊婦や産婦に対して、胎児や乳児等の発育に及ぼす影響を伝え、禁煙、禁酒を勧めます。

禁煙サポート薬局で禁煙相談してみよう

禁煙には、(1) 禁煙外来を受診して治療を受ける方法と、(2) 禁煙補助薬を禁煙サポート薬局やドラッグストア等で購入し、服用する方法があります。禁煙サポート薬局では、薬の購入だけでなく、薬剤師に禁煙相談が可能です。

また、区では、禁煙を希望する区民の方を応援する「墨田区禁煙医療費補助事業」を行っています。禁煙治療の開始前または治療中の方が対象となります。ぜひご活用ください。



ライフコースアプローチ

ライフコースアプローチとは、胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的にとらえた健康づくりの考え方です。私たちの現在の健康は、これまでの生活習慣や環境の積み重ねによって形作られています。

幼少期からの生活習慣や健康状態は、成長してからの健康状態にも大きく影響を与えます。高齢期までの健康を保つためには、若年期からの取組が重要です。また、女性はライフステージ毎に女性ホルモンが劇的に変化するため、人生の各段階における健康課題の解決を図ることが重要です。

胎児期から高齢期までの人生全体を時間軸でとらえるライフコースアプローチは、誰一人取り残さない健康づくりの鍵となります。



基本目標Ⅱ

ライフコースに応じた健康づくり

妊娠・出産から育児期、学童期、思春期、成人期、高齢期に至るまで、人生の各段階に応じた切れ目のない支援を提供します。こどもの健やかな発育支援や女性の健康課題への対応、高齢者の生活機能維持などを重点に据え、ライフコースに応じた必要なサポートを整備します。これにより、生涯を通じて健やかで安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。



施策の方向性

- Ⅱ-①-1 切れ目のない妊娠・出産・育児支援
- Ⅱ-①-2 こどもの健やかな発育・発達支援
- Ⅱ-①-3 学童期・思春期からの健康づくり支援
- Ⅱ-①-4 安心して子育てできる保健・医療体制の整備
- Ⅱ-② 女性の健康づくり
- Ⅱ-③ 高齢者の健康づくり

※各施策の詳細は、基本目標別に第7章に記載していますのでご参照ください。

重点
ターゲット

特に次のようなターゲットへ取組を強化していきます。

- ▶ 子育てや育児に不安や悩みをかかえている方
- ▶ 医療的ケア児²⁵等何らかのサポートが必要な家庭
- ▶ 学童期・思春期の子ども

関連する
SDGs



²⁵ 医療的ケア児：医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

基本目標Ⅱの推進に向けた各施策の取組

基本目標Ⅱ-①-1：切れ目のない妊娠・出産・育児支援

区では、子育て支援総合センターにこども家庭センター²⁶を置いて児童福祉の支援体制を整備し、母子保健部門である健康推進課に母子保健の支援体制を置くとともに、両機能がすみだ保健子育て総合センターに集約された強みを生かした連携・協力体制のもと一体的な支援を推進します。

(1) 区の現状・課題

妊娠・出産の時期は母体の変化があり、出産や育児への多様な不安や悩みをかかえがちです。地域で相談し合える仲間をつくりやすいようサポートが必要とされています。また、女性の初産年齢は年々上昇しており（P.49 図表Ⅱ-①-1）、社会的に役割を持ちながら出産子育てする上で、個々の状況に応じた包括的な対策が欠かせません。一方、区の妊婦の喫煙率と飲酒率は、2019（令和元）年度から横ばいです（P.48 図表Ⅰ-⑦）。出産を考えている方や妊婦への支援の機会を通じて、妊婦や胎児へのリスクをわかりやすく伝えていく必要があります。

(2) 取組の方向性・主な取組

妊娠期からの支援の充実

妊娠期から子育て期にわたるまでの子育て世代への切れ目のない支援を行い、安心して妊娠・出産・育児が行えるような取組を推進します。

主な取組	充実	出産・子育て応援事業（健康推進課）
	新規	こども家庭センター すみだ子育てサポート事業（子育て支援総合センター、健康推進課）

新生児期からの育児支援の推進

産婦及び新生児の健康の保持・増進や育児不安の解消、母親の身体的回復と心理的な安定を促進します。また、虐待の未然防止・早期発見に努めます。

主な取組	充実	産後ケア事業（健康推進課）
	新規	産婦健康診査（健康推進課）

子育て相談の場の充実

地域で安心して子育てできるよう、各施設の特性を生かし、様々な時期に生じる子育てに関する相談支援をきめ細やかに行います。

主な取組	充実	育児相談・支援（健康推進課）
	継続	育児学級の実施（健康推進課）

妊娠・出産・育児を支援する情報提供の促進

地域での妊娠・出産・育児に関する有益な情報を多様な広報媒体を用いて提供します。

主な取組	継続	すみだいきいき子育てガイドブックの発行（子育て支援課）
------	----	-----------------------------

²⁶ こども家庭センター：市区町村の母子保健機能と児童福祉機能が一体的に妊産婦や子育て家庭への相談支援を行い、切れ目のない包括的で継続的な支援を実施することを目的としている。

(3) 主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標	目標値	現状値（R6）	出典
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	増加	91.1%	⑪
妊娠中の喫煙率	0%	0.7%	⑪
妊娠中の飲酒率	0%	1.0%	⑪
産後、退院してからの1か月程度助産師や保健師等からの、指導・ケアを十分に受けることができた割合	90%	80.8%	⑪
こんにちは赤ちゃん訪問（生後120日以内の乳児訪問）実施率	99%	94.4%	⑬
妊娠11週以下での妊娠の届出率	増加	97.0%	⑩

アウトプット指標（活動指標）

活動指標	目標値	現状値（R6）	出典
妊婦面接実施率	99%	98.0%	⑩
出産準備クラス実施数／参加者数	充実	71回/1,364人	⑩
パパのための出産準備クラス実施数／参加者数	充実	30回/1,327人	⑩
産後ケア事業利用数	充実	1,722人	⑩
育児学級（5～6か月児）の実施数／参加者数	充実	38回/440人	⑩

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の取組

- 妊娠・出産・育児に関する不安や悩みがある場合は、身近な人に相談したり、相談機関を利用したりします。
- 妊娠中は自身の健康状態を把握するために妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査を受診します。

関係者の取組

- 地域全体で妊産婦や育児のサポートをします。
- 事業所は、母性健康管理指導事項連絡カード²⁷を活用して妊産婦に配慮するとともに、ワーク・ライフ・バランス²⁸の向上に取り組み、性別を問わず子育てに関わることができるよう支援します。

区の実践

- 妊婦健康診査や妊産婦歯科健康診査、乳幼児健康診査等を充実させ、受診を促します。また、専門職による支援を実施します。
- 妊娠・出産・育児に関する知識の習得や互いの交流を図り、地域での孤立を防止します。
- 性別を問わず主体的に子育てに関わりやすい環境づくりを推進します。
- 妊娠から出産、子育て期にかけて、子育て世代への切れ目のない支援に取り組みます。
- 妊産婦の喫煙及び飲酒を防止するため親子健康手帳（母子健康手帳）発行時や各母子保健事業等で働きかけます。

²⁷ 母性健康管理指導事項連絡カード：主治医等が行った指導事項の内容を、妊産婦である女性労働者から事業主へ的確に伝えるためのカード。事業主はカードの記載内容に応じ、男女雇用機会均等法に基づく適切な措置を講じる義務がある。

²⁸ ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。

基本目標Ⅱ-①-2：こどもの健やかな発育・発達支援

核家族化や地域関係の希薄化などが進むなか、子育て世代の不安や悩みに寄り添い、課題に対応するには、予防的な視点での関わりの拡充が求められます。区では、家庭、地域、医療、学校等と連携し、地域全体で親子の健やかな成長を見守り、虐待の徴候を早期に発見し対応できるよう、地域に密着した総合的な対策を行い、こどもの健やかな成長を支援します。

(1) 区の現状・課題

乳幼児健診の受診率は高い水準にあります。一方で、心身ともに調子がよい母親の割合は約72%となっています（P.49 図表Ⅱ）。こどもの健やかな発育・成長を促すためには、保護者の育児不安を軽減し、親子が安心して暮らせる地域づくりを進めていく必要があります。

また、乳幼児期の発育・発達、療育の状況がその後の成長に活かされるよう、国が推進するDXへの取組等をとらえ、環境の変化にあわせた新たな子育て支援の仕組みづくりを推進します。

(2) 取組の方向性・主な取組

こどもの健康づくり支援の推進

各種健康診査等を通じて、保護者や乳幼児に適切な支援を行うとともに、発達段階の情報が将来の支援に生きるよう、関係機関との連携の仕組みづくりを行います。また、健診結果等のデータベース化を推進し、母子保健における課題解決に役立てます。

主な取組	充実	乳幼児健康診査の実施（健康推進課）
	継続	乳幼児歯科健康診査の実施（健康推進課）
	継続	乳幼児期からのデータヘルスの推進（保健計画課、健康推進課）
	新規	母子保健DX化に向けての整備（健康推進課）

親子の集いの場の充実

子育て支援の中核となる子育てひろばや児童館などをはじめ、親子が安心して集える場を提供します。

主な取組	継続	両国・文花子育てひろばの運営（子育て支援総合センター）
	継続	家庭と地域の教育力の充実（地域教育支援課）

こどもの発達を支援する体制の構築

健診における発達・発育チェック機能の充実を図り、早期対応につなげます。また、発育や発達に係る個々のデータが将来の発達支援に役立つよう、関係機関との連携体制を構築します。

主な取組	充実	5歳児健康相談の充実（健康推進課）
------	----	-------------------

(3) 主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標		目標値	現状値（R6）	出典
乳幼児健診受診率	乳児健診	98%	96.0%	⑩
	1歳6か月健診		94.0%	
	3歳児健診		96.4%	
心身ともに調子がよい母親（父親）の割合	1歳6か月児の母親・父親	77%	71.9%	⑭
むし歯のない割合	3歳児	増加	96.8%	⑨
4歳児歯科健康診査の受診率	4歳児	増加	23.2%	⑨

アウトプット指標（活動指標）

活動指標	目標値	現状値（R6）	出典
育児学級（2か月児・5～6か月児）の実施数／参加者数	充実	94回/1,047人	⑳
子育てひろば利用者数	充実	56,979人	⑩

参考指標

指標	目標値	現状値（R6）	出典
経過観察健診・心理相談の利用者数	-	420人	⑩
要保護児童対策地域協議会 ²⁹ 開催数	-	98回	㉑
育児相談の利用者数	-	675人	⑩

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の取組

- 育児に不安がある時は、ひとりで悩まず、身近な人や相談機関に相談をします。
- 乳幼児健診を受診してこどもの発育状態を把握するとともに、専門的なアドバイス等を受けます。
- こどもの規則正しい生活や歯みがきの習慣を身に付けます。
- 区内の地域子育て支援拠点等を積極的に利用するなど、ほかの親子との交流を通じて孤立を防ぎ、こどもの社会力を養います。

関係者の取組

- こどもを安全・安心に育てられるよう、地域全体で見守り、支援します。
- 保育施設、学校と連携を図り、健康的な生活習慣について啓発活動を行います。

区が取組

- 関係機関と連携し、子育て支援サービス等の情報を提供します。
- 各種健診・相談を充実させ、こどもの発育・発達を支援します。
- 国が推進するDXへの取組等をとらえ、乳幼児期や学童期の健康情報を利活用しながら、環境の変化にあわせた新たな子育て支援の仕組みづくりを推進します。
- 子育て支援総合センターを核にした虐待防止対策の取組を推進します。

²⁹ 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている子どもをはじめとした要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う場。

基本目標Ⅱ-①-3：学童期・思春期からの健康づくり支援

区では、こどもたちの望ましい生活習慣の確立や、学童期・思春期・青年期に不安や悩みをかかえ込まないように様々な取組を行ってきました。さらにこどもたちが正しい知識を持ち、健全な生活習慣を身に付け、生涯にわたり健康的な生活を送ることができるよう、地域や学校保健と連携した取組を推進します。

(1) 区の現状・課題

自分の健康に関心がある区内の中学生の割合は増えている一方で、運動をする児童・生徒の割合は都の平均よりも低くなっています（P.50 図表Ⅱ-①-3）。運動不足はバランス機能の低下や肥満につながり、生活習慣病等のリスクとなるため、学童期・思春期から運動を習慣化するなど、主体的な健康づくりを支援していく必要があります。また、心身の健康の向上には必要な知識や情報を得るとともに、健康を前向きにとらえ自ら意思決定し、行動選択する力を高める支援が求められます。

(2) 取組の方向性・主な取組

健康的な生活習慣の獲得の推進

保健学習等の中で、生活習慣病やがん予防、性感染症予防等の知識の習得を図ります。学習に当たっては、地域保健と学校保健が連携し、健康といのちを守る上で必要な知識を普及啓発します。

主な取組	新規	小・中学生向け健康に関する普及啓発の実施（健康推進課）
	新規	青少年問題協議会の運営（地域教育支援課）

悩みやストレスの相談の場の充実

こどもの自殺予防のため、相談窓口のPR活動を行うとともに、小中学校において自殺予防教育を実施します。また、こどもたちがSOSを発信しやすい環境を整えます。

主な取組	継続	SOSの出し方に関する教育の実施（保健予防課、指導室）
	継続	思春期相談の実施（健康推進課）

こどもたちのSOSを取りこぼさない

コラム
15

教育委員会では、平成30年度から、小学生5年生及び及び中学1年生を対象とした「SOSの出し方に関する教育」を保健予防課と連携して実施しています。



こどもは、信頼できる大人にSOSを出せるように



大人は、こどものSOSを受け止め、支援できるように

一人1台端末を活用した健康観察アプリやSNS匿名相談等により、こどもたちが不安や悩みをかかえ込まない環境づくりを進めています。

こどもたちのSOSにいち早く気づき適切に支援するため、教職員や保護者、地域の受容力向上に向けて、関係機関と連携して取り組んでいます。

(3) 主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標		目標値	現状値（R6）	出典	
すみだ保健子育て総合センターでこころやからだの健康に関する相談ができることの認知度	中学生	50%	43.3%	①	
自分の健康に関心がある割合	中学生	60%	50.8%	①	
1日に60分以上運動をする児童・生徒の割合	小学校 5年生	男子	73%	53.0%	⑮
		女子	53%	32.3%	⑮
	中学校 2年生	男子	80%	70.4%	⑮
		女子	60%	50.2%	⑮

アウトプット指標（活動指標）

活動指標	目標値	現状値（R6）	出典
SOSの出し方に関する教育実施校数	35校	35校	⑳

参考指標

指標	目標値	現状値（R6）	出典
生活習慣病予防に関する普及啓発実施学校数	-	35校	⑳
体力向上に取り組む学校の数	-	35校	⑳
SNS相談窓口利用件数（児童・生徒）	-	小学生5,052人 中学生3,912人	⑳

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の取組

- こころやからだの不安や悩みがある場合は、身近な人に相談するまたは相談機関を利用します。
- 学校や地域でのスポーツ活動や区内の運動施設等を活用し、楽しみながらからだを定期的に動かすよう心がけます。

関係者の取組

- 学童期・思春期の子どもたちの健康づくりをサポートします。
- 保育施設、学校等は、アレルギーを持つ子どもの給食について、除去食³⁰の提供を行います。
- 学校は、学校医や学校歯科医、保護者との連携の下、健康づくりのサポートを行っています。

区取組

- 保育施設、学校等と連携して、食育活動や歯科保健を含めた健康教育等の啓発活動を行います。
- 学校と連携して、遊びと体力づくりを推進します。
- 子どもや保護者が気軽に相談できる場づくりや情報提供を行います。

³⁰ 除去食：アレルギーとなる食品を使わないでつくる食事。

基本目標Ⅱ-①-4：安心して子育てできる保健・医療体制の整備

区では、親と子の健康づくりを進めていくため、訪問指導、子育て相談、健康診査等を通じて、疾病や虐待等の早期発見、早期対応を図るとともに、保健・医療・福祉が連携して地域の保健・医療体制を充実させてきました。

地域で安心して子育てができるよう、各関係機関との連携を深め、身近な地域で安心して医療を受けることができる保健・医療体制の拡充を図るとともに、すみだ保健子育て総合センターを拠点とした包括的な支援体制を強化していきます。

(1) 区の現状・課題

若い世代の転入者が増えていく中で、妊娠中から子育て期まで切れ目ない支援を受け続ける体制が必要です。また、親子ともに休日でも安心して診療を受けることができる施設と体制の整備とともに、区が実施する事業を知ってもらい、いざという時の備えを行うよう働きかけていく必要があります。

さらに、安心して子育てをすることができるよう、地域関係者との連携を図りながら、体制を整えていく必要があります。

(2) 取組の方向性・主な取組

こどもの病気や事故予防の推進

こどもの病気の早期発見、感染症の予防等について、その有効性や安全性を踏まえ、取組を推進します。

主な取組

継続

新生児聴覚検査の実施（健康推進課）

充実

小児予防接種の実施（保健予防課）

医療を安心して受けられる環境・体制の整備

親子が休日でも安心して医療を受けることができる施設を整備します。

主な取組

継続

すみだ平日夜間救急こどもクリニックの運営の運営（保健計画課）

すみだ保健子育て総合センターを拠点とした支援

母子保健や子育て支援の拠点として切れ目ない包括的な支援体制を強化します。また、多様化する母子保健ニーズに対応するため、地域の関係機関等との連携を推進します。

主な取組

新規

包括的な支援体制の強化（健康推進課、子育て支援総合センター、教育センター）

新規

地域の関係機関との連携推進（健康推進課、子育て支援総合センター）

こどものアレルギー対策の推進

アレルギー疾患を予防するとともに、症状悪化防止を推進します。

主な取組

継続

アレルギー健診の実施（健康推進課）

(3) 主な成果指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標		目標値	現状値（R6）	出典
こどものかかりつけ医を持つ割合	0～12歳の子どもがいる人	90%	88.8%	①
保護が必要な子どもとその家族への支援が整っていると感じる割合	小学生以下の子どもの保護者等	50%	44.9% (R5)	⑫

アウトプット指標（活動指標）

活動指標	目標値	現状値（R6）	出典
すみだ平日夜間救急こどもクリニックと墨田区休日応急診療所どちらも知っている割合小児初期救急平日夜間診療事業認知度(0～12歳の子どもがいる人)	80%	65.2%	①
新生児聴覚検査実施数	増加	2,095件	⑩
アレルギー健診(相談)利用数	48人	34人	⑩

参考指標

指標	目標値	現状値（R6）	出典
すみだ平日夜間救急こどもクリニック患者数	-	319人	⑩

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の取組

- こどものかかりつけ医を持ち、予防接種等の健康管理に努めます。
- いざという時に備えて、平日夜間や休日応急診療に対応する医療機関等について、情報収集を心がけます。

関係者の取組

- 区と連携して、医療や福祉を安心して受けられる環境を整備します。

区の取組

- すみだ保健子育て総合センターを母子保健及び子育て支援の新たな拠点と位置付け、包括的な支援体制を強化します。
- 小児予防接種やこどもの病気等の早期発見・対応に資する取組の充実を図ります。
- 平日夜間や休日応急診療を実施するとともに、対応可能な医療機関等も含めて、区内の医療体制の情報を提供します。



基本目標Ⅱ-②：女性の健康づくり

女性には特有の健康問題などがあります。女性が生涯を通じて健康で明るく充実した日々を自立して過ごすためには、生活の場（家庭、地域、職域、学校）を通じて、社会全体で総合的に支援することが重要です。区では「女性の健康づくり」に関する普及啓発や健康づくり事業に取り組んでいます（P.112 コラム16）。

（1）区の現状・課題

5年前と比べて何らかの仕事を持つ割合が増えていますが、男性に比べて非正規雇用の割合が高くなっています（P.51 図表Ⅱ-②）、雇用制度に関わらず、健康管理支援を受け続けられる体制の整備が必要です。

子宮頸がん・乳がん検診の受診率は高くなっていますが、約4割は未受診です。（P.51 図表Ⅱ-②）また、20歳から50歳の女性の半数は睡眠が足りていない状況です（P.47 図表Ⅰ-⑥）。

若い世代から性や妊娠に関する知識を身に付け、将来のライフプランに沿った健康づくりを進めるプレコンセプションケア³¹の普及啓発と相談体制の充実が求められています。

（2）取組の方向性・主な取組

女性の健康づくりに関する普及啓発の推進

女性特有の健康問題及び社会的不利益等による健康影響等やその対応等について広く普及啓発を行うとともに、女性の健康づくりに関する講演会等を実施します。

主な取組	充実	女性の健康づくりに関する普及啓発（健康推進課）
	継続	プレコンセプションケアに関する普及啓発（健康推進課）

女性の健康等に関する相談支援の充実

女性の心身の健康に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。また、女性の様々な悩みを解決するために、専門のカウンセラーによる相談支援を行います。

主な取組	充実	女性の健康等に関する相談の実施（健康推進課）
	継続	女性のためのカウンセリング&DV ³² 相談（すみだ共生社会推進センター）

女性に向けたがん検診の充実

子宮がん・乳がんの早期発見・早期治療に向けた普及啓発を行うとともに、女性に向けたがん検診を実施します。

主な取組	継続	女性のためのがん検診手帳の配布（健康推進課）
	継続	女性に向けたがん検診の充実（健康推進課）

³¹ プレコンセプションケア（プレコン）：性や妊娠に関する正しい知識を身に付け健康管理を行うよう促すことをさす。プレコンは、こどもを持ちたい人もそうでない人にも、誰にとっても若いうちからの大切な取組。

³² DV：配偶者や親密な関係にあるパートナー間での暴力のこと。ドメスティック・バイオレンス。



骨粗しょう症予防の推進

骨粗しょう症の予防及び早期対応につなげるため、食事や運動の普及啓発、骨密度測定を行います。

主な取組

継続

骨密度測定の実施（健康推進課）

継続

骨粗しょう症予防の普及啓発（健康推進課）

（3）主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標		目標値	現状値（R6）	出典
健診を受けている割合	女性20歳以上	90%	85.9%	①
健康だと思う割合	女性20歳以上	90%	79.6%	①
20代女性のやせの人の割合	20代女性	減少	13.2%	①

アウトプット指標（活動指標）

活動指標		目標値	現状値（R6）	出典
講演会実施数／参加者数		増加	1回/29人	⑩
骨密度測定実施数／受診者数		250人	6回/207人	⑫

参考指標

指標	目標値	現状値（R6）	出典
女性のためのカウンセリング&DV相談利用数	-	973件	⑫

（4）区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の
取組

- 自らの健康に目を向け、健康づくりを実践するよう心がけます。
- 性別を問わず全ての区民が女性特有の健康問題について理解し、社会や家庭等における役割を分担します。

関係者の
取組

- 区と連携して女性の健康に関する情報提供を行います。
- 職場や教育の場など、それぞれの立場で、女性の健康づくりに資する取組を推進します。

区
の取組

- 女性特有の健康問題に関する知識や効果的な健康管理方法等の情報提供を行い、女性の健康づくりを進めます。
- 女性に向けたがん検診（子宮頸がん検診、乳がん検診）、女性特有の健康問題について積極的に啓発するとともに、その実施体制を充実させます。
- 女性の様々な悩みを解決するため、相談支援体制を充実させます。
- プレコンセプションケアについて広く関心を持ってもらい、正しい知識と情報を得て認識を深めてもらうための取組を推進します。

ピンクリボン運動は、乳がんの正しい知識を広め、早期発見の啓発や患者支援などを行う運動です。10月の「ピンクリボン月間」では、様々な団体がピンクリボンマークを掲げて、啓発活動を行っています。



区のピンクリボンイメージキャラクター「すももちゃん」

基本目標Ⅱ-③：高齢者の健康づくり

年齢を重ねるにつれて、こころやからだの働きが弱くなると、やがてフレイルの状態となり、寝たきり等の要介護状態へと進んでいきます。フレイルには身体的な面（運動機能の低下や低栄養等）だけでなく、精神的な面（認知機能の低下等）、社会的な面（社会交流の減少等）が複合的に関連していますが、対策を講じることにより、改善することができます。区ではフレイルの予防に着目し、健康寿命の延伸に向けた取組を推進しています。

（１）区の現状・課題

介護予防活動等の通いの場³³は、2024（令和6）年度末現在で454か所あり、概ね毎年度増えていますが、一方で、担い手や活動場所の不足といった課題も新たに生じています。働く高齢者の増加、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、後期高齢者（75歳以上）の増加など、高齢者の生活環境は変化していることから、状況に応じた健康づくりや生きがいがづくりのための取組を充実させる必要があります。高齢者に多くみられる転倒は、骨折等の深刻なけがにつながり不健康期間を作り出してしまう大きな要因です。転倒予防は健康寿命の延伸に密接に関連しているため、転倒リスクを低減する取組を推進します。

（２）取組の方向性・主な取組

フレイル予防に関する普及啓発の実施

フレイルについて正しく理解し、プレフレイル段階での早期対応や若いうちからの予防につなげるため、区報や区ホームページ等での紹介、講習会、保健事業等での啓発を行います。

主な取組

充実

フレイル予防に関する普及啓発の実施
（高齢者福祉課、保健計画課、健康推進課）

転倒予防に関する普及啓発の実施

転倒を予防するための環境整備や運動の啓発を行います。また、関係機関が実施する取組のPR等を行います。

主な取組

充実

転倒予防に関する普及啓発（国保年金課、高齢者福祉課、保健計画課）

高齢者のスポーツ推進

高齢者のスポーツへの参加促進、健康維持・増進、生きがいがづくりの場として高齢者健康体操教室を実施します。

主な取組

継続

高齢者健康体操教室の実施（スポーツ振興課）

³³ 通いの場：高齢者の介護予防につながる活動を行う場で、住民主体で運営されているもの。

(3) 主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標		目標値	現状値（R6）	出典
健康だと思う割合	65歳以上	80%	70.1%	①
地域活動のいずれか1つ以上に参加している人の割合	65歳以上	50%	43.0%（R4）	⑯
地域での活動への参加状況	65歳以上	45%	36.6%	①
調整済み介護認定率（要介護2以下）の割合	65歳以上	減少	10.9%（R5）	⑳
近所の人と親しく付き合っている高齢者の割合	65歳以上	増加	17.9%（R4）	⑯

アウトプット指標（活動指標）

活動指標	目標値	現状値（R6）	出典
介護予防の自主グループ数	405件	380件	㉑
健康状態不明者の割合	1.5%	1.5%（R5）	⑨
通いの場等への栄養・口腔ケア講師派遣数	40回	39回	㉑
交流・通いの場の数	488件	454件	㉑
高齢者健康体操教室参加者数	増加	15,729件	㉑

参考指標

指標	目標値	現状値（R6）	出典
生活習慣病未治療・治療中断者の保健指導実施率	50%	34.6%	㉑

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の取組

- 若い時からの健康づくりが将来の健康維持につながることを認識し、取り組みます。
- できるだけ歩くように心がける等、自分に合った運動を楽しみながら継続し、習慣にします。
- バランスのよい食事を心がけ、たんぱく質やエネルギーをしっかりとるようにします。
- 地域や人とのつながりを持つようにします。
- かかりつけ歯科医を持ち、良く噛める歯と口を維持します。
- 転倒予防のため、環境整備や転ばない身体づくりに取り組みます。

関係者の取組

- 区民が身近な場所で手軽にできる自分に合った運動を見つけ、継続できるよう支援します。
- 地域のつながりを大切にし、住民の孤立を防ぎます。
- 区と連携してフレイルの普及啓発に努めます。
- 転倒予防に関する普及啓発や取組の推進を区と連携して実施します。

区が取組

- 若い世代からの健康づくりに関する普及啓発を図ります。
- 通いの場の活動支援等、生きがいづくりの活動を推進し、参加者の心身機能の維持向上に取り組めます。
- 健診・医療・介護等のデータを活用し、高齢者の健康に関する課題の分析や、集団及び個別的な支援に取り組めます。
- 転倒予防に関する普及啓発や取組を推進します。

女性の健康

女性はライフステージによってかかりやすい病気が違い、女性ホルモンの影響を大きく受けています。



現代は、妊娠・出産の機会が減少し、月経回数は昭和初期に比べて9～10倍に増加しています。そのため月経痛、PMS、子宮内膜症、子宮筋腫といった月経や女性ホルモンの分泌が多いことによる病気や症状が増えているといわれています。

更年期になると、女性ホルモンの減少による症状が多くなります。肩こり、ホットフラッシュ、動悸、睡眠障害など、多くの方が様々な不調を感じます。さらに更年期以降は、骨粗しょう症や骨折、認知症など、男性より女性がかかりやすくなる病気があります。

働く女性が増加する中で、月経関連の不調、不妊治療、妊娠・出産、更年期不調などの健康課題をどう乗り越えていくのか、社会として取り組むことが必要です。

乳幼児の健康は、育児に関わる人々の「健けんこう口づくり」から

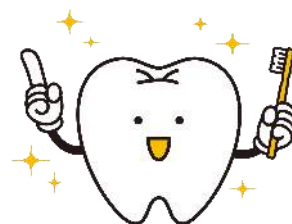
生まれたばかりの赤ちゃんの口の中には、むし歯の原因となる細菌はいません。周囲の人の唾液などを介して、赤ちゃんの口の中に入っていきます。そのことから、母親だけでなく育児に関わる全ての人が歯と口の健康づくりに取り組むことが大切です。

区では、「妊産婦歯科健康診査」と妊産婦のパートナーを対象とした「育メン歯科健康診査」、20歳からの「成人歯科健康診査」など各種歯科健康診査を実施しています。

歯科健診とケアを受け、健康な歯と口を保ちましょう！

各種歯科健康診査と対象者

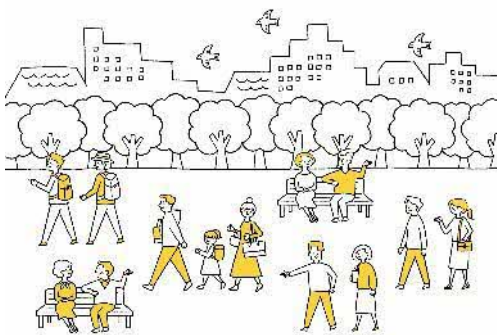
歯科健康診査	対象者
妊産婦歯科健康診査	妊娠中 産後1年未満の方
育メン歯科健康診査	妊産婦のパートナー
成人歯科健康診査	20歳、25歳、30歳、35歳、 40歳、45歳、50歳、55歳、 60歳、65歳、70歳
後期高齢者歯科健康診査	75歳、77歳、79歳、81歳、 83歳、85歳



基本目標Ⅲ

地域共生・多様な主体による健康づくり

地域住民、行政、医療機関、企業、教育機関など、多様な主体が連携し、協働で健康づくりを進めます。食育の推進やこころの健康への支援、自殺対策、難病対策など幅広い課題に取り組みながら、地域に根ざしたソーシャルキャピタルを醸成します。誰もが心豊かに暮らせる「健康なまちづくり」を進め、共生社会の実現に貢献します。



施策の方向性

- Ⅲ-① 誰もが安心して暮らせる地域づくり
- Ⅲ-② 最期まで自分らしく暮らせる地域づくり
- Ⅲ-③ こころの健康を支える地域づくり
- Ⅲ-④ 自殺対策の推進
- Ⅲ-⑤ 地域・職域連携の推進
- Ⅲ-⑥ 特殊疾病（難病）対策の推進
- Ⅲ-⑦ すみだらしい食育の推進
- Ⅲ-⑧ 健康を支援するソーシャルキャピタルの醸成
- Ⅲ-⑨ 健康なまちづくりに向けた環境整備

※各施策の詳細は、基本目標別に第7章に記載していますのでご参照ください。

重点
ターゲット

特に次のようなターゲットへ取組を強化していきます。

- ▶ 在宅での医療や介護を必要とする人
- ▶ 障害等により生きづらさを感じている人
- ▶ 働く人

関連する
SDGs



基本目標Ⅲの推進に向けた各施策の取組

基本目標Ⅲ-①：誰もが安心して暮らせる地域づくり

区では、2023（令和5）年度に障害者施策の推進を図るため「墨田区障害福祉総合計画」を策定しました。障害の有無に関わらず、ともに尊重し合いながら暮らし続けられるまちの実現に向けて、取組を推進しています。障害のある人やその家族の健康づくり、社会制度が届きにくい人への支援に視点を置き、施策を推進していきます。

（1）区の現状・課題

区内の障害のある人へのアンケートでは、「悩みや相談したいこと」として最も多かったのが、「自分の健康や治療のこと」となっています（P.55 図表Ⅲ-①）。発達障害³⁴や高次脳機能障害³⁵等「生きづらさ」を感じている人が気軽に相談できる支援体制の充実に求められています。また、障害のある人の高齢化や重度化も進んできています。障害があってもいきいきと生活を送ることができるよう、家族を含めた健康づくりや社会参加を支援する仕組みが必要です。

東京2020パラリンピック競技大会をはじめとしたパラスポーツの発展は、誰もがいきいきと活躍できる多様性を持った「ダイバーシティ³⁶」の実現につながっています。

（2）取組の方向性・主な取組

障害者の地域生活支援の実施

障害のある人が、本人の希望する地域で自立して暮らせるよう、就労支援をはじめとした様々な支援を行います。

主な取組 継続 地域生活を支えるサービスの充実（障害者福祉課、健康推進課）

高次脳機能障害の患者・家族への支援の実施

高次脳機能障害者の相談事業や、患者・家族への支援を行うとともに、高次脳機能障害について区民や企業等に理解の促進を図ります。

主な取組 継続 高次脳機能障害支援事業
（地域福祉課、保健予防課、健康推進課、すみだ福祉保健センター）

発達障害者等への支援の実施

発達障害についての普及啓発を行うとともに、庁内関係各課、関係機関との連携を推進します。

主な取組 継続 発達障害に関する相談支援機能の強化
（障害者福祉課、健康推進課）

³⁴ 発達障害：脳機能の発達に関係する障害。コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手なため、その行動や態度が「自分勝手」、「変わった人」と誤解されることも多い。また、複数の障害が重なって現れる等多様な症状がある。

³⁵ 高次脳機能障害：交通事故や脳血管障害などの病気により、脳にダメージを受けることで生じる認知や行動に現れる障害。身体的には障害が残らないことも多く、外見では分かりにくいいため、「見えない障害」ともいわれている。

³⁶ ダイバーシティ：英語の「Diversity（多様性）」と「City（都市）」の2つの言葉を1つに合わせた言葉。誰もがいきいきと生活でき、活躍できる都市のこと。

医療的ケア児と家族への支援体制の構築

医療的ケア児とその家族への支援を行うとともに、社会の受入体制を整備するため、関係機関との連携を推進します。

主な取組

継続

医療的ケア児に関する庁内連携会議及び協議会の運営
(障害者福祉課)

障害者（児）スポーツと文化芸術活動の普及と充実

障害者スポーツの普及や文化芸術活動の場の充実により、障害のある人やその家族、地域の人々が交流できる機会づくりを推進し、生きがいづくりを支援します。

主な取組

継続

障害者（児）スポーツと文化芸術活動の普及と充実
(スポーツ振興課、障害者福祉課)

(3) 主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標		目標値	現状値 (R6)	出典
日常生活を送る上で障害の状況にあった配慮を受けられず困る経験がない	区内在住の障害のある方	増加	50.9%	⑱
障害のある人が直近1年間にスポーツや運動（日常的な身体活動含む）を実施しなかった割合	障害者手帳を持っている8～79歳の方	15%(R12)	20.3%(R4)	㉑
悩みの相談相手がいる割合	20歳以上	90%	80.8%	①

アウトプット指標（活動指標）

活動指標	目標値	現状値 (R6)	出典
福祉施設から一般就労への移行人数 ³⁷ /就労定着支援事業利用者数	41人/47人 (R8)	34人/51人	⑱
高次脳機能障害相談支援件数（すみだ福祉保健センター）	増加	127件	㉑
ひかり歯科相談室利用者数	増加	416人	⑩

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の取組

- 障害の特性や多様性への理解を深めます。
- 困っている人には声をかけ、互いに助け合います。

関係者の取組

- 障害者雇用、就労定着に積極的に取り組みます。
- 多様な障害について理解し、思いやりのある地域コミュニティを築きます。
- 区と連携して、医療的ケア児とその家族への支援を行います。

区の取組

- 障害のある人が利用しやすい相談体制を整備し、関係機関との連携を図ります。
- 障害のある人の社会参加・活躍を促進する体制を整備します。
- 生きづらさや生活のしづらさを感じているにもかかわらず、社会支援制度に当てはまらない人への支援体制を整備します。
- 医療的ケア児とその保護者について、個々の状況にあわせて、地域の医療体制の調整などを行い、在宅生活の支援を行います。

37 一般就労者数：福祉施設（就労移行支援事業等）から一般就労に移行する人

基本目標Ⅲ-②：最期まで自分らしく暮らせる地域づくり

区では、高齢者が地域で安心して、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、希望する住まいを確保し、生活支援・介護予防・介護・医療が一体的に提供される包括的なシステム（地域包括ケアシステム）の構築や認知症施策を推進しています。さらに進展する高齢化社会に対応するため、すみだの地域力を生かした取組を充実させていきます。

（１） 区の現状・課題

2024（令和6）年の区の高齢化率は20.9%で、特に後期高齢者（75歳以上）人口の増加が顕著となっています（P.37）。また、高齢者の単身世帯が増加しています³⁸。

今後、地域での医療や介護を必要とする人がさらに増加すると推定されます。在宅療養の体制をさらに充実させるとともに、人生の最終段階で自らが望む医療や介護についてイメージを持つことができ、周囲の人と日頃から話し合う中で、人生の「未来設計図」を描けるよう、「ACP（人生会議）³⁹」について啓発していく必要があります。

また、区では、これまで地域力を生かして医療や介護関係者との連携を深めてきましたが、今後は新しい技術も活用したさらなる連携推進が必要です。

認知症を取り巻く環境は、2024（令和6）年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を契機として、認知症の有無に関わらず、全ての人が互いに尊重し合い、支え合って生活できる社会の実現がより一層求められています。

（２） 取組の方向性・主な取組

医療・介護関係者連携の推進

在宅で医療や介護を受けている（受けようとしている）人が、その人に合ったきめ細かいケアが受けられるように、医療・介護関係者の連携を推進します。

主な取組

継続

各種協議会（在宅医療・介護連携推進協議会、医療連携推進協議会）の開催（介護保険課、高齢者福祉課、保健計画課、健康推進課）

継続

医療・介護関係者連携推進事業（介護保険課、高齢者福祉課、保健計画課、健康推進課）

認知症施策の推進

認知症の人が安心してその人らしく暮らせる環境の整備と、地域における認知症に対する理解の促進を行います。

主な取組

継続

認知症の人が生活しやすい環境づくりと社会参加支援（高齢者福祉課）

新規

認知症検診事業の実施（高齢者福祉課）

³⁸ 出典：墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画

³⁹ ACP（人生会議）：ACPIはAdvanced Care Planningの略称。自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを、自分自身で前もって考え、周囲の信頼できる人と話し合っておくこと。

ACP(人生会議)の推進

人生の最終段階における医療・ケアにおいて十分に本人の意向が尊重されるようにACPの普及啓発を推進します。

主な取組

新規

ACPの普及啓発の実施（高齢者福祉課、保健計画課）

(3) 主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標	目標値	現状値 (R6)	出典	
在宅療養を希望する人のうち、実現可能だと思う人の割合	65歳以上	35%以上	30.6%(R4)	⑩
人生の最終段階に受けたい医療やケアについて周囲と話し合っている割合	65歳以上	68%	57.1%(R4)	⑩
自宅及び施設での死亡割合（自宅／施設）	65歳以上	30%/10%	20.0%/10.9% (R5)	④

アウトプット指標（活動指標）

活動指標	目標値	現状値 (R6)	出典
墨田区標準様式多職種連携情報シートの活用状況	25%	20.2%(R4)	⑳
多職種連携研修実施数／参加者数	増加	1回/67人	㉑
墨田区在宅療養ハンドブック累計配布数	増加	46,800部	㉑
認知症サポーター数（累計）	52,000人	33,891人	⑳
認知症初期集中支援チームによるチーム員会議延べ回数（累計）	1,100回	623回	⑳
在宅リハビリサポートコーディネーター登録数	増加	23人	㉑

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の
取組

- かかりつけ医・歯科医・薬剤師を持ち、からだのことや療養生活のことを気軽に相談します。
- ACPについて理解し、人生の「未来設計図」を、周囲の人と話し合いながら描いていきます。

関係者の
取組

- 在宅医療・介護に関わる多職種間での連携を深めます。
- 高齢者の個々の力を最大限に生かし、介護者の負担を最小化するため、専門的な技術を高めるとともに、先端技術を活用します。
- ACPを推進し、区民一人ひとりが、人生の「未来設計図」を描けるよう、支援していきます。

区
の取組

- 関係機関・団体等とのネットワークを強化します。
- 高齢者や介護者の孤立を防ぐための取組を推進し、区民が安心して在宅療養を選択できる体制を整え、普及啓発を行います。
- 連携やケアの充実に当たり、区民や関係者が、ICTやAI（人工知能）⁴⁰といった先端技術を安心して活用できるよう、仕組みづくりを行います。
- ACPの普及啓発を推進します。
- 認知症の人やその家族を支えるために、早期発見・早期対応が行える仕組みや家族介護者の負担軽減と孤立防止に関する取組を充実させます。

⁴⁰ AI（人工知能）：人が実現する様々な知覚や知性を人工的に再現するもの。

基本目標Ⅲ-③：こころの健康を支える地域づくり

こころの健康は、いきいきと自分らしく暮らすための重要な要素であり、生活の質に大きく影響するものです。区では、2019（令和元）年度に精神保健・福祉に関わる関係者による協議の場を設置し、精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として安心して暮らせる仕組み（精神障害にも対応した地域包括ケアシステム⁴¹）づくりを進めています。

（１） 区の現状・課題

精神疾患を有する患者の数は年々増加傾向にあります。精神科に1年以上入院している患者数（区民）は2019（令和元）年から減少しています（P.56 図表Ⅲ-③）。精神障害者が地域の一員として、自分らしく暮らすことを支えるための仕組みづくりを行うとともに、地域で支え合い、助け合うことができる地域コミュニティの醸成が必要です。また、不安やストレスを解消できていない割合は、男性女性とも比較的年齢の高い世代で増えています。（P.53 図表Ⅲ）。

国民生活基礎調査⁴²で用いられているK6の尺度では、「支援が必要な程度の心理的苦痛を感じている」と判断される割合は20代が最も高くなっています（P.56 図表Ⅲ-③）。一方で、身近な相談先がない男性の割合は約10%です（P.54 図表Ⅲ-①）。不安や悩みを感じている人が早めに相談できるよう、身近な相談場所についての情報提供等を充実させる必要があります。

（２） 取組の方向性・主な取組

精神障害者・家族への支援の充実

精神障害者の家族が、正しく病気を理解し交流することで、本人及びその家族が地域で安定して生活できるよう支援を行います。

主な取組	継続	精神障害者・家族への支援の実施（健康推進課）
	充実	障害者地域生活支援拠点の整備（面的整備） （障害者福祉課、保健予防課）

地域生活への移行に向けた支援の推進

退院可能な長期入院中の精神障害者や措置入院⁴³患者等が、区内にある社会資源を活用し、自立し安定した地域生活ができるよう支援します。

主な取組	継続	精神障害者地域移行支援・地域定着支援事業 （障害者福祉課、保健予防課、健康推進課）
	継続	措置入院者の退院後の医療等の継続支援（保健予防課）

⁴¹ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム：精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと。

⁴² 国民生活基礎調査：全国の世帯及び世帯員を対象に、保健、医療、福祉、年金、所得など国民生活の基礎的な事項に関して厚生労働省が実施する調査のこと。

⁴³ 措置入院：2名以上の精神保健指定医の診察により、自分を傷つけたり他人に危害を加えようとするおそれがあると判断された場合、都道府県知事の権限により入院する制度。

こころの健康づくりの推進

保健師による相談・訪問支援を行うとともに、精神科医等による相談を実施し、依存症や思春期問題、薬物問題等に対応します。また、特定健康診査等の問診結果で、うつ症状が疑われる方の早期治療に結びつけるための連携を推進します。

主な取組

継続

こころの健康相談の実施（健康推進課）

継続

かかりつけ医と精神科医の連携推進（保健予防課）

(3) 主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標		目標値	現状値（R6）	出典
地域移行支援新規申請者数		増加	10件	㉔
不安、悩み、ストレスを解消できていない割合	20歳以上	35%	48.3%	①
悩みの相談相手がいる割合	20歳以上	90%	80.8%	①
支援が必要な程度の心理的苦痛を感じている者	20歳以上	9.4%	20.6%	①
精神科に1年以上入院している人口10万対の患者割合（人数）	65歳未満	21	21.1 (59人)	⑰

アウトプット指標（活動指標）

活動指標	目標値	現状値（R6）	出典
精神障害者家族会実施数／参加者数	増加	12回/89人	⑩
地域移行／地域定着支援利用人数	増加	11人/15人	㉔
精神保健講演会実施数／参加者数	増加	6回/293人	⑩

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の
取組

- 悩みをひとりでかかえ込まず、身近な人に相談したり、相談機関等を活用したりするよう努めます。
- 病気や障害などを含む個性を理解し、誰もが地域の一員として暮らせるよう支え合います。

関係者の
取組

- 身近な人の悩みに気づき、話を聞き、必要な支援につなげ、見守ります。
- 精神障害者やその家族を地域で支えるため、ネットワークを強化していきます。

区
の取組

- 誰でも気軽に相談できる多様な相談窓口を整備するとともに、その利用に関する情報提供を行います。
- 病院等から退院または退所後、地域で安定して生活することを支える取組を拡充します。
- 精神障害者の地域生活支援の拠点等について、区における必要な機能を検証し、面的な体制整備を進めます。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの必要性について、地域全体の理解が深まるよう、普及啓発を行います。
- 生きづらさや社会的孤立の要因が複合的に絡み合っている人やその家族への支援を推進します。

基本目標Ⅲ-④：自殺対策の推進

区では、健康づくり総合計画の改定にあわせ、2018（平成30）年度に策定した墨田区自殺対策計画を改定し、「ひと・まちつながり いきるを支える墨田区自殺対策計画（第2次）」（第6章 P.147）として、「生きるための包括的な支援」である自殺対策をさらに推進し、行政をはじめ関係機関等と連携・協働して取り組んでいきます。

（1）区の現状・課題

区の自殺死亡率は、2022（令和4）年以降緩やかな上昇傾向にあります（P.61 ①）、国や都とも概ね一致しており、新型コロナウイルス感染拡大の深刻化などの社会的要因の影響が考えられます。一方で、2019（令和元）年から2023（令和5）年まで国や都よりも低い水準を維持していましたが、2024（令和6）年には国や都を上回っています。

ゲートキーパー研修受講者数は目標を大きく上回っていますが、「自殺対策は自分自身に関わることだと思う」割合は30.5%と伸び悩んでいます（P.57 図表Ⅲ-④）。

自殺は誰にでも起こり得る危機であり、その多様な要因への対策に取り組むことは、区民一人ひとりの暮らしやすさにつながります。これまでに構築してきた人々や地域、各機関のつながりを、自殺対策のための効果的なセーフティネットとして機能させることが重要な課題となっています。

（2）取組の方向性・主な取組

地域におけるネットワークの強化

区、関係機関、民間団体・企業、区民が自殺対策についての共通理解を深め、各関係者が協働して有機的な連携による自殺対策を推進します。

主な取組	継続	墨田区自殺対策ネットワーク会議・庁内ネットワーク会議の開催（保健予防課）
	新規	連携自治体事業（保健予防課）

自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難をかかえる人に対し、早期に気づき、受けとめ、適切な関係機関につなぐ、自殺対策における人や地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成していきます。

主な取組	充実	ゲートキーパー研修の実施（保健予防課）
------	----	---------------------

区民への啓発と周知

自殺は「誰にでも起こり得る危機」であること、もしも危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であることの普及啓発を行います。

主な取組	継続	自殺予防週間・自殺対策強化月間啓発事業の実施（保健予防課）
------	----	-------------------------------

生きることの促進要因への支援

生きることを支えるため、悩みの相談窓口の提供や悩みをかかえる人への個別支援を行います。

主な取組	充実	自殺未遂者への支援（保健予防課）
------	----	------------------

(3) 主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標	目標値	現状値（R6）	出典
自殺死亡率（人口10万対）	13.8	16.5	㉓
自殺者数	43人	47人	㉓
自殺に追い込まれる危機は、誰にでも起こる可能性があることを理解している割合	20歳以上 60%	-	①

アウトプット指標（活動指標）

活動指標	目標値	現状値（R6）	出典
ゲートキーパー研修受講者数（累計）	10,000人	3,944人	⑩

参考指標

活動指標	目標値	現状値（R6）	出典
自殺ハイリスク者支援件数	-	8件	㉑

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の
取組

関係者の
取組

区
の取組

- 自分に合ったストレス解消法を実践します。
- 質のよい睡眠や休息を十分にとります。
- 悩んだり困ったりした時は、誰かの助けを得ることをためらわず、相談等行動します。
- 自殺の危機は誰にでも起こる可能性があることを理解し、身近な人の悩みに気づき、寄り添い、必要に応じて支援につなげるゲートキーパーの役割ができるようになります。
- ゲートキーパー研修を受講し、困難に直面している人に対し、地域及び各関係機関のネットワークを活かし、連携して必要な支援を行います。
- 事業所等は長時間労働やハラスメント及びメンタルヘルス対策等の自殺リスクの低減に向けた取組を推進します。
- 生きる支援に関連する様々な取組を総動員し、生きることの包括的な支援として自殺対策を推進します。
- 関係機関・団体等と連携し、自殺対策に取り組むネットワークを強化します。
- 様々な悩みや困難に「気づき・受けとめ・つなぐ」ゲートキーパーを養成します。
- 様々な広報媒体を活用して、自殺対策関連事業の普及啓発を行います。
- 自分に合った相談方法が選択できるよう、SNS等相談窓口を拡充します。

基本目標Ⅲ-⑤：地域・職域連携の推進

青壮年期を対象とした健康診査等の保健事業は、複数の制度に基づいて行われています。しかし、制度間のつながりが十分ではないため、保健事業の継続性が途絶えてしまい、地域全体の課題が把握できない状況にあります。

(1) 区の現状・課題

区は、多種多様な業種の企業が集積する中小企業のまちです（P.57 図表Ⅲ-⑤）。継続的かつ包括的な保健事業を展開するためには、地域保健と職域保健が連携して区の特성에合わせた体制を構築する必要があります。中小企業の多くは、人材確保の問題もあり、健康診断や保健指導等の職域保健業務が負担となっているとされています⁴⁴。また、生活習慣病等の予防には若いうちからの予防・健康づくりが重要です。そのため、各保険者と連携して様々な規模の事業者における健康経営を支援し、働く世代の健康増進に向けた取組が必要とされています。

また、企業が保有する知見や専門職人員、サービス等の共有を進め、保険者間の連携を強化するとともに、各保険者が持つ加入者の健診等のデータ分析に基づいて保健活動を実施するデータヘルスを推進し、区全体の青壮年世代に適した予防・健康管理・重症化予防に取り組んでいくことが求められます。

(2) 取組の方向性・主な取組

地域・職域連携の強化

区内在住・在勤者が生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るために、自治体、事業者及び医療保険者等の関係者が相互に情報交換等を行う地域・職域連携推進ネットワークを構築します。

主な取組 継続 地域・職域連携推進ネットワークの構築（保健計画課）

墨田区版健康経営支援事業の推進

企業における健康経営⁴⁵を支援し、労働者・家族の健康づくり、安全衛生の確保を目的に取組を推進します。

主な取組 継続 墨田区版健康経営支援事業（保健計画課）

企業等の保有する知見の活用

企業等が保有する専門的知見を活用し健康に関する施策の質の向上を図ります。

主な取組 新規 専門的な知見の活用（保健計画課）

データヘルスの推進

保険者毎に分析されている健診結果や医療費情報等の分析を行い、分析結果に基づいた保健事業を関係者と連携し推進します。

主な取組 充実 データヘルス改革への対応（国保年金課、保健計画課、健康推進課）

⁴⁴ 出典：令和6年1月25日 第2回 労働安全衛生法に基づく一般健康診断項目等に関する検討会「中小企業における従業員の健康増進に関する現状と課題（一般健康診断の項目見直しに当たって）」<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001196250.pdf>

⁴⁵ 健康経営：従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上等につながると期待される。

(3) 主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標	目標値	現状値（R6）	出典
墨田区版健康経営支援事業参加企業数	100件	19件	⑳

アウトプット指標（活動指標）

活動指標	目標値	現状値（R6）	出典
健康経営優良法人認定法人数	59社	36社	㉑

(4) 関係者・区が取り組む実践アクション

区民の
取組

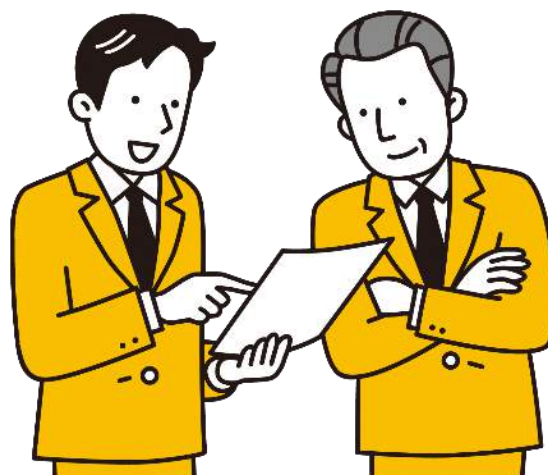
- 企業等の実施する健康に関する取組に積極的に参加します。

関係者の
取組

- 地域全体の健康課題を共有し、連携しながら働く世代の健康づくりに努めます。
- 企業における健康経営を推進します。
- 保有する様々な知見を活用して健康づくりに役立てます。

区
の取組

- 地域・職域連携推進に向けた課題の共通理解と現場レベルでの連携を促進します。
- 企業における健康経営を支援するための情報提供や仕組みづくりを行います。
- データ連携等に速やかに対応し、地域特性にあわせた効果的な事業展開に向けたデータ活用を推進します。
- 企業等が保有する様々な知見を活用して区民に質の高い施策を展開します。



基本目標Ⅲ-⑥：特殊疾病（難病）対策の推進

難病は、発病の原因が明らかでなく、かつ治療方法が確立されていない希少な疾病で、その疾病にかかることで、長期にわたって療養が必要となります。2025（令和7）年4月現在、医療費助成の対象となる国の指定難病は348疾病、都単独疾病は8疾病となっています。

（1）区の現状・課題

区では、2024（令和6）年度末現在で3,230人が、難病医療費助成制度の認定を受けています。できる限り早期に正しい診断ができる体制や、状態が安定している場合には身近な医療機関で適切な医療を受けることができる医療提供体制が整えられてきています。また、難病は希少であるとともに症状が多様なため、周囲の理解が得られにくいといった特性があります。難病患者等が安心して生活を継続できるよう、様々な支援機関が情報共有を図り、地域で適切な支援を切れ目なく行うことが求められます。

（2）取組の方向性・主な取組

難病に関する支援体制の構築

難病に関する制度等の普及啓発を行うとともに、医師会や専門医療機関等と協力し、相談支援を実施します。また、関係機関による協議の場を設置し、地域での課題解決を図ります。

主な取組

継続

神経難病検診の支援（健康推進課）

新規

難病対策のための協議の場の設置（保健予防課）

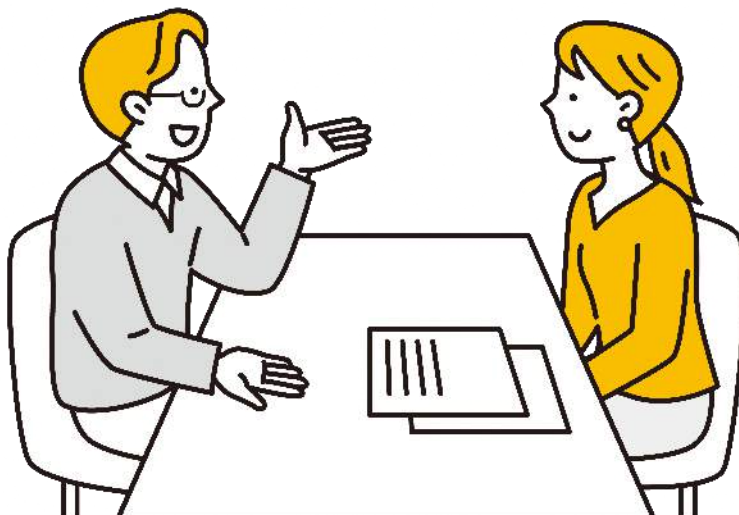
難病患者への支援の推進

公費負担制度に基づき、対象者の把握、相談等を行います。また、難病患者・家族等の自主グループ活動への支援を行います。

主な取組

継続

難病患者への支援（健康推進課）



(3) 主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標	目標値	現状値（R6）	出典
難病に関する相談件数	充実	127回	㉑

アウトプット指標（活動指標）

活動指標	目標値	現状値（R6）	出典
難病医療費助成	-	3,230件	㉑

参考指標

指標	目標値	現状値（R6）	出典
神経難病検診受診者数	25人	25人	⑩

(4) 関係者・区が取り組む実践アクション

区民の 取組

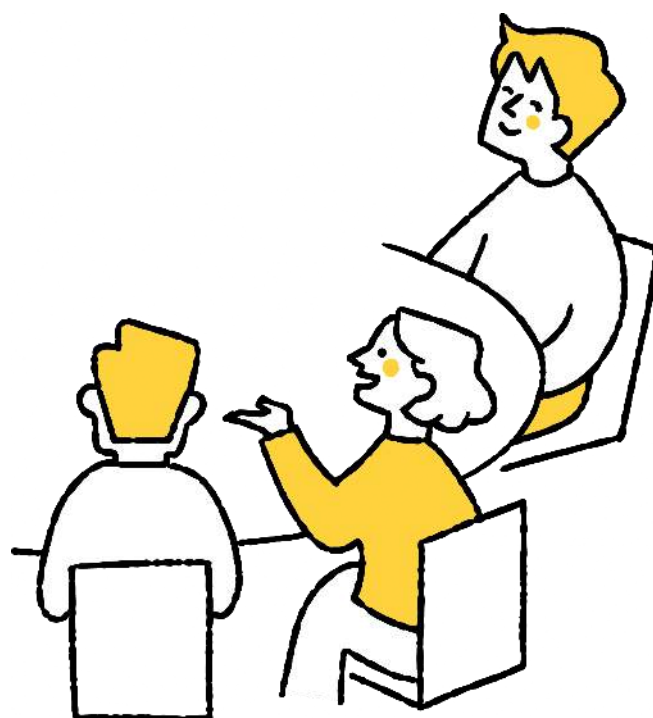
- かかりつけ医を持ち、身体の変化に気づき早期に受診します。

関係者の 取組

- 難病患者の在宅療養支援やリハビリの提供など、関係者が連携して切れ目のない支援を実施します。

区 の取組

- 関係機関の連携を進めるため、協議の場を設けます。
- 専門医療と地域医療の連携を図り、患者ニーズと地域の実情に応じた支援体制を構築します。
- 難病患者及びその家族の支援に関わる人材の育成を図ります。



基本目標Ⅲ-⑦：すみだらしい食育の推進

「すみだの食育」は、「夢をカタチに！手間かけて みんながつくる すみだの食育 ～食を通じて育む区民一人ひとりの豊かな人生～」を基本理念に、区民、地域団体、NPO、事業者、企業、大学等と区の協働で推進してきました。今後も墨田区食育推進計画に基づき、すみだらしい食育を推進していきます。

(1) 区の現状・課題

食育という言葉やその意味について「言葉も意味も知っていた」割合は増加しており、区民に着実に浸透していると思われます（P.58 図表Ⅲ-⑦）。一方で、食育の取組に関わる区民等の数や、食育を推進する活動への参加意向は減少しています。このことから、食育に関心を持つ区民が、次の活動の担い手になるイメージを持っていないと推察されます。そうしたことから持続可能な食育を推進するためには、さらなる普及啓発や支援等を充実させる必要があります。

(2) 取組の方向性・主な取組

食育を推進する中核となる人材の育成・支援

世代や分野、地域をこえて多様な主体が協働で食育活動を実践し、コーディネートを行う人材を育成・支援します。

主な取組 **充実** すみだ食育推進リーダーの育成（健康推進課）

食育に関する自主グループ等の育成・支援

区民、地域団体、NPO、事業者、企業、大学、区等のネットワークによる協働の食育を推進します。

主な取組 **継続** 食育推進団体（すみだ食育goodネット等）への支援（健康推進課）

食育に関する普及啓発の推進

区民・地域団体・NPO・事業者・企業・大学等と区の協働による食育活動を地域に広めていきます。

主な取組 **継続** 食育に関する普及啓発（健康推進課）

保育施設、学校、児童館等と連携した食育の推進

乳幼児期からの食育を推進するため、関係機関の連携を図ります。

主な取組 **充実** 保育施設、学校、児童館等と連携した食育の推進（健康推進課、子ども施設課、学務課）

災害時食支援ネットワークの推進

災害時等に食事に配慮が必要な人への食支援を行うため、平時の食育推進ネットワークを活かした仕組みを構築し、自助、共助の視点から具体的な食支援の取組を進めます。

主な取組 **継続** 災害時食支援ネットワークの推進（健康推進課、子ども施設課、防災課、学務課）

北海道芽室町との食を通じた交流

特別区全国連携プロジェクトをきっかけに、すみだ食育goodネットを中心につなげた北海道芽室町と、食を通じた交流事業を展開します。

主な取組 **新規** 北海道芽室町との食を通じた交流（健康推進課）

(3) 主な指標⁴⁶

アウトカム指標（成果指標）

成果指標		目標値	現状値（R6）	出典
食育の認知度	20歳以上	60%	58.5%	①
食育への関心度	20歳以上	80%	66.3%	①
食育に関するボランティア活動の参加意向	20歳以上	30%	17.7%	①
食育の取組に関わる区民、地域団体、事業者、企業などの数		190件	131件	②

アウトプット指標（活動指標）

活動指標	目標値	現状値（R6）	出典
食育推進リーダー登録数	100人	88人	②
食育の取組に関わる区民、地域団体、事業者、企業などの数	190件	131件	②
すみだ食育フェス参加者数	2,150人	2,142人	⑩

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の取組

- 食や食育に関する知識等を学ぶよう心がけます。
- 世代をこえて、食を通じたつながりを育みます。
- 食育の取組に関わります。
- 食育を推進する活動へ参加します。

関係者の取組

- 食に関する取組を区と協働して行います。
- 保育施設、学校、児童館等と連携して、健康な食について啓発活動を行います。

区の取組

- すみだらしい食育文化を育む取組を、官民協働で進めます。
- 持続可能な食育を推進するため、次世代の担い手を育み、支援していきます。
- 食育を通して地域コミュニティを育み、協創の食育を推進します。
- 災害対応力のある食環境をつくります。

⁴⁶ 墨田区食育推進計画では「定量的な評価」、「定性的な評価」及び「特徴的な活動事例の評価」の3つの視点から評価を行っている。

基本目標Ⅲ-⑧：健康を支援するソーシャルキャピタルの醸成

地域住民の健康とソーシャルキャピタル⁴⁷は、密接な関わりがあります。地域内のつながりや活動が豊かなほど、身体的な健康だけでなく、精神的、社会的にも健康度が高いといわれています。区では、地域力向上のための人づくり・場づくり・仕組みづくりを推進しており、地域の交流と支え合いが、地域全体の健康度を高めることにつながります。

(1) 区の現状・課題

近所付き合いの程度について、「ほとんど近所付き合いはない」割合は、年齢が若いほど高い傾向があります。サークル活動やボランティア活動などの地域活動の参加状況についても、「今後も参加するつもりはない」割合が高くなっています⁴⁸。一方で、「これからも墨田区に住み続けたいと思う」人の割合は、87.5%となっています（P.58 図表Ⅲ-⑧）。

地域とのつながりが薄れているように感じられますが、地域で活躍する区民の育成も進んでおり、ICTを活用したコミュニティづくりなど時代に合った方法も取り入れながら活動を活性化させていくことが重要です。

(2) 取組の方向性・主な取組

地域における支え合いの促進

多様な主体による支え合いの充実により、高齢者や生活に困難をかかえる方への支援を行います。また、地域の特性に応じた支え合いや助け合いを行う活動を推進します。

主な取組

継続

生活支援体制整備事業（高齢者福祉課）

継続

包括的支援体制整備事業（地域福祉課）

地域健康づくりの推進

区民全体の健康意識の向上を目的に、地域の要望に応じ専門職等が地域に出向いて健康に関する講座や相談等を行います。

主な取組

継続

地域健康づくりの実施（保健計画課、生活衛生課、保健予防課、健康推進課）

区民の交流・活動の場の整備・活用

区民の交流・活動の場として活用可能な地域集会所や地域プラザ⁴⁹等の設備の貸し出しを行います。

主な取組

継続

地域集会所及び地域プラザの活用（地域活動推進課）

町会・自治会等の活動への支援

町会や自治会等が地域活動の向上のための取組や活動場所の整備を行う場合等に補助を行います。

主な取組

継続

町会・自治会活動支援事業（地域活動推進課）

⁴⁷ ソーシャルキャピタル：地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等。

⁴⁸ 出典：健康に関する区民アンケート

⁴⁹ 地域プラザ：協治（ガバナンス）を担う区民等が地域における交流及びコミュニティ活動を行う拠点。

(3) 主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標		目標値	現状値（R6）	出典
近所付き合いの程度 （「ほとんど近所付き合いはない」割合）	20歳以上	15%	24.4%	①
地域の町会、自治会等への参加の意思（「今後も参加するつもりはない」割合）	20歳以上	51%	67.5%	①

アウトプット指標（活動指標）

活動指標	目標値	現状値（R6）	出典
地域福祉プラットフォームの設置数	7か所	5か所	②
ふれあいサロン活動地区の数	増加	10地区	②
小地域活動実践地区の数	増加	32地区	②
出前健康講座実施数／参加者数	10回/150人	5回/79人	⑩

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の 取組

- 地域のイベントやボランティア活動に参加する等、地域とのつながりを持つよう心がけます。
- 町会・自治会の活動に関心を持ち、できるだけ参加・協力します。

関係者の 取組

- 地域活動への協力を通じ、地域のつながりを醸成します。
- 地域住民とのコミュニケーションを図り、地域の活性化に貢献します。

区が取組

- 地域のつながりと健康状態が関係することについて普及啓発を行います。
- 地域での健康づくり活動を支援します。
- 地域の支え合いを促す人材育成に努めます。
- 健康に関する講演会や出前講座等への参加を促し、健康に関する情報提供や啓発を行います。



基本目標Ⅲ-⑨：健康なまちづくりに向けた環境整備

区では、区民の健康を保持増進するため、様々な取組を行っていますが、個々の事情や社会背景等により健康格差が生まれてしまいます。区がめざす人生100年時代、誰もが健やかで心豊かに生活できる「健康長寿日本一のまち」の実現を推進していく環境整備に地域全体が連携して取り組む必要があります。

(1) 区の現状・課題

健康なまちづくりとは、住民自らが健康になれるような環境や仕組みをまち全体で整備する取組です。区の生活環境の評価としては、交通や買い物の便の評価が高くなっています(P.58図表Ⅲ-⑨)。公園や歩きやすい歩道など健康づくりに役立つ空間づくりを進める環境整備に加え、健康を維持・増進するための活動や健康づくりに関心のある仲間とつながるための機会を提供する仕組みの両面の構築が必要とされています。

大学や企業等の研究機関との連携により、区民の健康に関するデータの活用や、区民が健康的で豊かな生活を送れるような通いの場の地域づくりを推進するなど、区民や関係機関、社会課題解決型企業⁵⁰、区がそれぞれの強みを生かして課題解決に向けて取り組む環境を促進します。

(2) 取組の方向性・主な取組

健康づくりを促す環境整備

水辺に囲まれた区の地形や空間を活用し、全ての区民が気軽に安心して利用できる施設を整備・運営するとともに、区民が自然に健康づくりに取り組める「ゼロ次予防」の視点やコミュニティ創出等をまちづくりの中に取り入れていきます。

主な取組

新規

「通いの場」健康プログラムの実施（行政経営担当、高齢者福祉課）

充実

ゼロ次予防を意識した都市デザインの推進(行政経営担当)

データ分析に基づく健康課題の見える化

可視化された健康課題をまとめた「すみだ健康カルテ」の啓発を行い、区民の健康づくりを促進します。

主な取組

新規

「すみだ健康カルテ」の啓発
(国保年金課、高齢者福祉課、保健計画課、健康推進課)

大学や企業と連携した健康づくり

大学や企業の持つ知識や技術を活用し、新たな健康づくりの取組を実践します。

主な取組

新規

大学や企業の知見を活用した取組（保健計画課、健康推進課）

⁵⁰ 社会課題解決型企業：社会的課題やニーズを市場としてとらえ、それを解決するための取組を持続的な事業活動として展開する企業。

(3) 主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標		目標値	現状値（R6）	出典
墨田区に「ずっと住み続けたい」と思う区民の割合	18歳以上	52%	41.9%	⑱
墨田区の公園や水辺を日常的に利用している区民の割合	18歳以上	60%	56.5%（R7）	㉔

アウトプット指標（活動指標）

活動指標	目標値	現状値（R6）	出典
ウォーキングイベントの参加者数	3,000人	427人	⑩

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の取組

- 日頃から保健・医療に対する関心を持ち、必要な情報を把握することで、医療が必要になった時には適切な行動をとれるようにします。

関係者の取組

- 区民が健康に暮らせるよう、それぞれの社会的な責務を最大限に果たします。

区が取組

- 区民や地域等がそれぞれの目的に応じて、必要な保健・医療に関する情報を取得し活用できるよう、健康に関するデータを活用した分析評価や見える化ができる環境整備を進めます。
- 多様な「知」を集結し、区民が健康に暮らせるまちづくりに取り組みます。

すみだ健康カルテとは？

すみだ健康カルテ



すみだ健康カルテは、区民の皆様が墨田区のことを知り、今から取り組めることや、どのように暮らしていきたいかを考えるきっかけとしていただくために作成しました。ご自身の健康づくりのために、また誰もが健康に暮らす環境づくりのためにご活用ください。

区では、区の保有する健康に関するデータを使って健康課題を分析しています（P.36 コラム3）。すみだ健康カルテは、データ分析の結果をグラフやイラスト等を使って分かりやすくまとめたものです。区民、関係機関、区が健康に関する課題の解決策を一緒に考えていくことができるようつくられました。

区ホームページで公開しているほか、区民に健康について伝えたり、関係機関との連携に当たって区の状況を説明したりする際に、活用されています。

二次元コードを読み取って、ぜひご覧ください。



健康長寿日本一のまちをめざしてみんなで取り組みましょう

墨田区が今後10年間で掲げるめざす姿は、人生100年時代、誰もが健やかで心豊かに生活できる「健康長寿日本一のまち」の実現です。特に生活習慣病対策において、区民・地域・多様な主体が連携して持続可能な健康づくりに取り組む体制を強化します。

区民の生活習慣に関するデータ分析によると、以下、3つの課題があることが明らかになっています。

課題

野菜の摂取量が少ない

令和5年度の栄養（野菜）摂取量調査によると、区民の1日に食べる野菜の量は、232.8グラムでした。推奨される摂取量である1日350グラムより、100グラム以上足りないことが分かりました。

メタボの該当者が多い

令和5年度に区の特健診を受診した人のうちメタボ該当は23.1%、メタボ予備軍は10.9%となっており、国や都よりも高い状況が続いています。また、運動習慣がない人が多くなっています。

高齢者の転倒による骨折

令和5年度、75歳以上の3人に1人がフレイルでした。また、75歳以上の5人に1人が1年以内に転倒しており、転倒場所の多くが居室・寝室等の屋内でした。

健康づくりの3つのポイントに気をつけよう！



1回の食事で30g（トマト1切れ、ブロッコリー2個、キュウリ1/3）多く食べましょう。野菜を食べることで満腹感を感じ、体内の余分なナトリウムを排出し、腸内環境を整えます。



消費カロリーを増やして脱メタボをめざしましょう。自分の体調に合わせて、週2回、1日30分以上、体操や運動をしましょう。



高齢者の転倒による骨折は要介護状態の要因になります。特に屋内で転倒しないよう、段差をなくすなど生活環境を見直しましょう。転ばないために適切にたんぱく質を取り、筋トレをしましょう。

野菜、体操・運動、転倒予防

みんなで、できることから始めよう！



基本目標Ⅳ

安全・安心な保健・医療体制

感染症対策や食品衛生、生活環境の衛生確保、公害防止、動物管理などを徹底し、安全な生活基盤を守ります。また、健康危機管理体制を強化するとともに、安全・安心な保健・医療サービスを整備します。誰もが必要な時に必要な医療や支援を安心して受けられる体制を整えることで、地域住民の暮らしを守り、安心して暮らせる社会を築きます。



施策の方向性

- Ⅳ-① 感染症対策の推進
- Ⅳ-② 食品衛生の推進
- Ⅳ-③ 衛生的な生活環境の確保／公害対策
- Ⅳ-④ 動物の適正管理の推進
- Ⅳ-⑤ 健康危機管理体制の充実
- Ⅳ-⑥ 地域の保健・医療体制の整備

※各施策の詳細は、基本目標別に第7章に記載していますのでご参照ください。

重点
ターゲット

特に次のようなターゲットへ取組を強化していきます。

- ▶ すべての区民
- ▶ 在勤・在学者

関連する
SDGs



基本目標Ⅳの推進に向けた各施策の取組

基本目標Ⅳ-①：感染症対策の推進

新興・再興感染症⁵¹等、生命や健康に重大な影響を及ぼす感染症に対し、その発症を予防する体制づくりを推進しています。また、感染症が疑われる事象が発生した場合にはその規模を把握し、速やかに情報提供を行うとともに、医療機関と協力の上、原因の究明、感染の拡大防止、患者の医療の確保を行っています。

(1) 区の現状・課題

2019（令和元）年度以降世界的に流行した新型コロナウイルス感染症への対応から得た、多くの経験を踏まえ、2024（令和6）年3月に墨田区感染症予防計画、健康危機対処計画を策定しました。

本計画を基に、平時における感染症サーベイランス⁵²等により感染症対策を引き続き行っていくとともに、新興感染症発生時においては、関係機関との連携や保健所体制の強化等を行う必要があります。

また、結核患者の服薬支援等の対策を行ってきたことにより、結核の発症者数は減ってきており、2024（令和6）年の結核罹患率は8.5（人口10万対）の低まん延状態となりました（P.59 図表Ⅳ-①）。今後も、医療機関との連携や服薬支援の強化、接触者検診・管理検診の確実な実施等を行い、結核対策を推進していきます。

(2) 取組の方向性・主な取組

感染症まん延防止対策の実施

感染症対策について、日頃から感染症サーベイランスを活用し、探知した際には、国や都、区内医療機関等と緊密に連携し、区民への的確な情報提供を行うとともに、発生時には状況に応じた対策を講じ、感染拡大の防止に努めます。

主な取組	充実	新型インフルエンザ等対策の実施 （保健計画課、保健予防課、安全支援課）
	継続	感染症発生時のまん延防止対策の実施（保健予防課）

各種感染症の予防接種・検査等の実施

予防接種法に基づく各種予防接種及び区独自の任意予防接種の費用助成を行います。

主な取組	充実	予防接種の実施（保健予防課）
------	----	----------------

⁵¹ 新興・再興感染症：新興感染症とは、最近新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。再興感染症とは、公衆衛生上ほとんど問題とならない程度まで患者が減少した後、再び患者数が増加した、又は将来的に再び問題となる可能性がある感染症。

⁵² 感染症サーベイランス：感染症の流行を早期発見するため、感染症の発生状況を把握するとともに、得られた情報を解析し、国民が疾病に罹患しないよう還元・活用するもの。

感染症に関する知識の普及啓発

様々な感染症についての正しい知識や薬剤耐性対策等について、区民に情報提供するとともに、ハイリスク者が利用される高齢者施設や乳幼児利用施設に対して講習会の開催や指導を行います。

主な取組

充実

感染症についての普及啓発（保健予防課）

充実

ハイリスク者利用施設への感染症対策の実施（生活衛生課、保健予防課）

保健所機能の維持

感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に保健所機能が維持できるようIHEAT（アイヒート）⁵³の運用を行います。

主な取組

新規

IHEATの運用（保健計画課、保健予防課）

（3）主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標		目標値	現状値（R6）	出典
帰宅時と食事前どちらも手を洗っている割合	20歳以上	95%以上	56.3%	①
咳エチケットをいつも心がけている割合	20歳以上	95%以上	93.4%	①
MR接種率	第Ⅰ期	99%以上	94.7%	⑳
	第Ⅱ期	99%以上	91.6%	㉑
BCG接種率		95%以上	95.6%	⑩
結核り患率（人口10万対）		15以下	8.5	㉗

アウトプット指標（活動指標）

活動指標	目標値	現状値（R6）	出典
結核健診受診者数	増加	60,310人	⑩

（4）区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の取組

- 日頃から規則正しい生活習慣を心がけ、免疫力を高めます。
- 日々の生活の中で、手洗い、うがい、咳エチケットを行うとともに、感染症流行期には、その徹底を心がけます。
- 予防接種について正しく理解し、適切に予防接種を受けます。
- 感染症発生時には、患者や関係者に対し偏見を抱いたり、差別したりすることのないよう感染症について正しく理解し行動するよう努めます。

関係者の取組

- 区と連携して感染症対策の普及啓発に取り組みます。
- 感染症発生時には区や関係機関等と連携して、感染拡大防止に取り組みます。

区の取組

- 感染症対策に関する情報の周知・浸透を図ります。
- 日頃から感染症流行の早期探知を行うとともに、感染症発生時には拡大防止策を講じます。
- 感染症の発生や流行に関するデータを収集・分析し、予防やまん延防止に役立てます。
- 区民が安心して予防接種を受けられるよう、接種体制の確保や速やかな情報提供を行います。
- 感染症まん延時にも保健所の機能を維持します。

⁵³ IHEAT（アイヒート）：感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。

基本目標Ⅳ-②：食品衛生の推進

区民が毎日、口にする食品の安全と区民の健康を守るため、食品等事業者に対し監視指導や自主的な衛生管理活動の支援を行うとともに、区民への普及啓発を行うことにより、食品衛生を推進しています。また、食中毒が疑われる事件発生時にはその原因と規模を把握するための調査・措置を実施し、被害の拡大と再発防止に努めています。

(1) 区の現状・課題

食への嗜好や考え方の変化により、食材の種類や取扱方法も変化し、発生する食中毒等の食品事故の態様も変化しています。また、食品衛生法改正に基づき、2021（令和3）年6月から原則全ての食品等事業者がHACCP（危害分析及び重要管理点）⁵⁴に沿った衛生管理が義務付けられています。2024（令和6）年度に区で発生した食中毒の件数は2件でした（P.59 IV-②）。食品等事業者は食品による事故発生防止のための対応に取り組み、区は食を提供する食品等事業者が適切に導入し、定着できるよう支援する必要があります。

さらに、区民一人ひとりが自ら正しい情報に基づいて食の安全を確保する行動がとれるよう、情報提供や適正表示の推進等、安心して食品を購入できる取組が必要です。

(2) 取組の方向性・主な取組

食の安全性の確保の推進

食中毒や違反食品の発生事件を未然に防ぐため、監視指導や収去検査⁵⁵に基づく指導、食品等事業者の自主的な衛生管理活動の支援等を行います。

主な取組

継続

食品関係施設の監視指導及び自主管理の推進（生活衛生課）

新規

食品衛生に関する申請手続のDX化（生活衛生課）

食の安全に関する普及啓発・相談対応の推進

食中毒予防及び食品衛生の最新情報を提供するため、衛生講習会や、区の食品衛生キャラクターを活用した普及啓発を実施します。また、食品の安全性の確保のため、事業者からの食品表示の相談対応や普及啓発を行います。

主な取組

継続

食品衛生に関する普及啓発（生活衛生課）

継続

食品表示に関する相談・指導、普及啓発（生活衛生課）

食品による健康被害の防止対策の強化

食中毒が疑われる事件発生時には、事件の原因と規模を把握するための調査・措置を行います。大規模食中毒の発生に備え、検査体制やマニュアル、国や都との連携体制を整備します。

主な取組

継続

大規模食中毒等対策の実施（生活衛生課）

継続

食品衛生検査における危機管理体制の整備（生活衛生課）

⁵⁴ HACCP（危害分析及び重要管理点）：略称の読み方は「ハサップ」。食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握したうえで、原材料の入荷から製品の出荷に至る工程の中で、危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保するという衛生管理手法のこと。

⁵⁵ 収去検査：食品衛生法に基づき食品等の安全性を確認するため、食品衛生監視員が製造所や販売店舗等から検査に必要な最少量の食品等を採取し検査すること。

(3) 主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標	目標値	現状値（R6）	出典
食中毒発生件数	0件	2件	⑩

参考指標

指標	目標値	現状値（R6）	出典
監視指導件数	3,000件	2,512件	⑩
収去検査実施数	200検体	164検体	⑩
食品衛生講習会実施数／参加者数	-	33回/1,481人	⑩
普及啓発イベント（消費者等衛生講習会）参加者数	-	92人	⑩

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の取組

- 食の安全について理解し衛生的な食品や適切に調理したものを食します。
- 食事や調理の前には手を洗うなど、手指の衛生を心がけます。

関係者の取組

- 墨田区食品衛生協会⁵⁶等は、区と連携し、食の安全・安心についての正しい知識の普及に努めます。
- 食品等事業者は、HACCPに沿った衛生管理を推進するなど自主管理に努めます。

区の取組

- 区の広報紙や各種媒体を通して食の安全・安心についての啓発を行います。
- 食品等事業者にはHACCPに沿った衛生管理導入の支援や監視を行います。
- 区民のいのちと健康を守るため、食中毒が疑われる場合は速やかに調査・対応を行います。

コラム
20

食中毒対策：たくさん泡をつけて手洗いしよう！



☆HACCP取組中ステッカー☆

取組が確認できた施設にお渡ししています！
お店選びの参考にしましょう。

【墨田区保健所食品衛生キャラクター】

名前	すみだこ	
名前の由来	たこが「墨」を吐くこと。 すみだ（墨田）＋たこ＝すみだこ	
経歴	墨田区内の飲食店に勤務。平成25年ごろ、食品衛生責任者の資格を取得。	
使命	後輩に指導していく中で手洗いの普及啓発に目覚め、墨田区全体に手洗いを普及しようと日々活動している。	
特徴	手足が8本あるため、人間より使える手の数が多い分、手洗いに気を使っている。	
肩書き	手洗いアンバサダー（自称）	

二次元コードから「すみだこの部屋」にお越しください！
すみだこの活動や食中毒情報など掲載しています。



⁵⁶ 墨田区食品衛生協会：一般社団法人東京都食品衛生協会の会員として、飲食等に起因する危害の発生を防止し、進んで食品衛生の向上・普及を図ることを目的とした団体。

基本目標Ⅳ-③：衛生的な生活環境の確保／公害対策

各関係法規に基づき、住環境や多くの人々が利用する施設等の衛生の確保に取り組んでいます。また、区民の健康及び快適な生活を守るため、環境保全の取組を推進しています。

(1) 区の現状・課題

区民の健康を維持する上で、安全な飲み水、衛生的な住環境を維持・確保するとともに、多くの人々が利用する施設の衛生を確保し、健康被害を未然に防ぐ必要があります。近年は気候変動による影響のため猛暑にさらされる人々が増え、熱中症搬送人員が年々増えてきています（P.60 Ⅳ-③）。

大気汚染などのこれまで行ってきた公害対策に加え、新たな公害(音環境⁵⁷、マイクロプラスチック⁵⁸等)についても継続的な対策を講じる必要があります。これらについて区民に正しい理解を促すとともに、生活環境等の衛生や健康被害に対する相談体制を強化する必要があります。

(2) 取組の方向性・主な取組

住まいの衛生に関する相談体制の充実

住宅の換気不足に起因する健康被害の懸念や、貯水槽水道を利用した飲料水の衛生的な管理、ねずみや衛生害虫等の防除に関する相談に対応します。

主な取組 継続 住まいと飲料水に関する衛生相談の実施（生活衛生課）

施設の衛生的な環境の確保

環境衛生関係営業施設⁵⁹の監視指導を行い、施設利用による健康被害の発生を防止します。

主な取組 継続 環境衛生関係営業施設に対する監視指導の実施（生活衛生課）

環境に起因する健康被害対策の実施

生活環境に関する苦情相談への対応や公害防止指導を実施するとともに、大気汚染による健康被害者への補償や家庭療養指導を行います。また、熱中症が増加しているため、普及啓発や注意喚起等を行います。

主な取組 継続 公害健康被害者救済事業の実施（保健予防課）
 充実 熱中症対策の推進（高齢者福祉課、健康推進課、環境保全課）

環境監視⁶⁰の実施

区民の健康で安全な生活環境を確保するため、大気や水質等の区内の環境を調査し、公表します。

主な取組 継続 環境監視の実施（環境保全課）

⁵⁷ 音環境：生活環境に存在する音、全般のこと。

⁵⁸ マイクロプラスチック：微細なプラスチックごみの総称で、5ミリメートル以下のもの。

⁵⁹ 環境衛生関係営業施設：理容所・美容所・クリーニング所・興行場・旅館業・公衆浴場・プール等の施設。営業するためには、それぞれの業種毎に定められた法律に基づき許認可を受ける必要がある。

⁶⁰ 環境監視：大気汚染、水質汚濁及び騒音等の状況を把握し公害対策の基礎資料とするため、測定・調査し、環境基本法に基づく環境基準の達成状況を確認する取組。

(3) 主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標	目標値	現状値（R6）	出典
熱中症搬送人員	減少	165人	㉕

アウトプット指標（活動指標）

活動指標	目標値	現状値（R6）	出典
熱中症予防啓発物の配布数	増加	800枚	㉑

参考指標

指標	目標値	現状値（R6）	出典
雨水マスへの薬剤投入数（延べ）	-	121,489か所	⑩
環境衛生関係営業施設の監視指導件数	-	439件	⑩
家庭療養指導件数	-	129人	⑩
環境調査実施件数	-	41件	㉑

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の
取組

関係者の
取組

区
の取組

- 住居における環境衛生上の特徴や衛生管理の方法を正しく理解して、住まいを適切に管理します。
- 暑さ指数や熱中症警戒アラート等を参考にしながら、自分の体調の変化に気をつけて行動するよう心がけます。
- 環境衛生関係事業者は、法令等を遵守した衛生管理を推進するなど自主管理に努めます。
- 環境衛生関係事業者は、地域と連携して快適で安心できる生活環境づくりに努めます。
- 住まいの衛生的環境の確保や生活衛生の啓発、相談支援を行います。
- 環境衛生関係営業施設への適切な助言・指導により住みやすい環境の整備をめざします。
- 環境に起因する健康障害への予防的な取組を行い、被害が生じた場合の補償などを適切に実施します。
- 熱中症に関する普及啓発や注意喚起等を行います。



地球温暖化と熱中症対策

コラム
21

日本の平均気温は、変動しながらも長期的には100年当たり1.4℃の割合で上昇しています。地球温暖化は、私たちの生命や生活にも大きな影響を与えます。

地球温暖化に対する取組として、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と自然や人間社会のあり方を調整する「適応策」があります。熱中症対策は、「適応策」の1つです。身近な影響に適応していくためには、熱中症対策として暑さを避ける・こまめに水分をとる、のような適切な知識を一人ひとりが身に付け、行動することが大切です。

基本目標Ⅳ-④：動物の適正管理の推進

動物愛護の普及啓発を行うとともに、動物による人の生命・身体及び財産に対する侵害を防止し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現をめざしています。あわせて、狂犬病予防法に基づき、狂犬病予防対策を進めるほか、動物由来感染症に関する知識の普及啓発を行っています。

(1) 区の現状・課題

近年、犬をはじめとするペットと一緒に暮らす区民が増えています⁶¹。しかし、動物愛護の精神だけでなく、動物の習性や周囲への影響、動物由来感染症などを正しく理解して飼育・管理を行わないと、思わぬトラブルが生じることがあります。

ペットを飼っている人も飼っていない人も、動物の愛護と適正な管理について正しく理解し、地域で快適に暮らしていける環境を整備していく必要があります。

(2) 取組の方向性・主な取組

狂犬病予防の推進

狂犬病予防法に基づき、犬の登録⁶²を行います。また、狂犬病の発生を予防、撲滅するために予防注射の実施率を向上させます。

主な取組

継続

狂犬病予防事業の実施（生活衛生課）

新規

狂犬病予防注射済票の交付など手続きの電子化（生活衛生課）

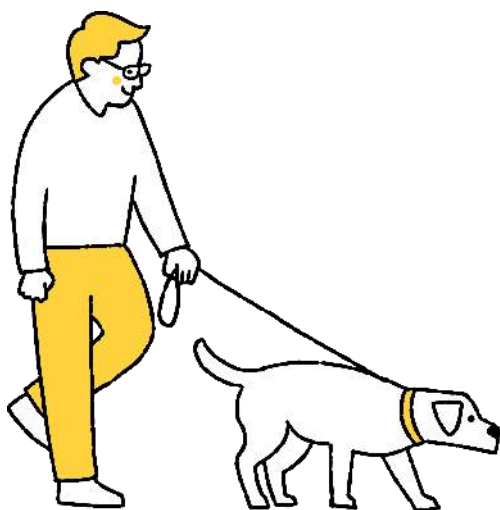
動物愛護・管理に関する普及啓発の推進

動物由来感染症予防の観点から動物の適正飼育に関する普及啓発を行います。

主な取組

継続

動物由来感染症に関する普及啓発の実施（生活衛生課）



⁶¹ 出典：墨田区の福祉・保健

⁶² 犬の登録：犬の飼い主は区に犬の登録手続をして犬鑑札の交付を受けるか、犬に装着されたマイクロチップ情報を環境大臣指定登録機関に登録することが義務付けられている。

(3) 主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標		目標値	現状値（R6）	出典
狂犬病予防注射済票交付率	注射済票交付数／飼い犬の登録頭数	85%	69.7%	⑩

アウトプット指標（活動指標）

活動指標	目標値	現状値（R6）	出典
狂犬病予防注射済票交付数	増加	6,068件	⑩

参考指標

指標	目標値	現状値（R6）	出典
犬の登録頭数	-	8,706頭	⑩

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の
取組

- 動物を飼育する場合には法令等に従うのはもちろんのこと、周囲に迷惑をかけないようにマナーを守り、適正に管理します。

関係者の
取組

- 動物を取り扱う事業者は、法令等を遵守した事業活動を行い、利用者・区民等への動物適正管理の普及啓発を行うなど、地域と連携して快適で安心できる生活環境づくりに努めます。

区
の取組

- 動物愛護思想や適正管理の普及啓発を行います。
- 犬の登録と狂犬病予防注射の徹底を図り、狂犬病予防対策と動物由来感染症に関する知識の普及啓発を図ります。

狂犬病は昔の病気ではありません

コラム
22

世界では、毎年5万人以上が狂犬病により亡くなっています。狂犬病は発症すればほぼ100%死に至る、現代医学でも治療方法のない、恐ろしい動物由来感染症です。

国内では昭和32年以降発生していませんが、近年でも、海外で犬にかまれ、日本入国後に狂犬病を発症して亡くなったケースがあります。海外との交流の盛んな現代では、狂犬病ウイルスが国内に侵入する危険性も高まっています。

国内に狂犬病ウイルスが侵入した場合でも、犬に予防注射をしていれば、感染の拡大を防ぐことができます。狂犬病からあなたと愛犬を守るため、狂犬病予防法で定められている犬の登録と狂犬病予防注射を必ず行ってください。



犬のマナー啓発ポスターより

基本目標Ⅳ-⑤：健康危機管理体制の充実

大規模災害や、健康及び生命の安全に重大な影響を及ぼす事態（感染症、公害、薬害等）に対し、健康危機の発生を未然に防止する体制づくりを行うとともに、健康危機が発生した場合にはその規模を把握し、医療機関等との連携の下、健康被害の拡大防止、患者の医療の確保を行うなどの危機管理体制を充実させていきます。

（１） 区の現状・課題

近年、毎年のように大規模な災害が全国各地で起こっています。また、新型コロナウイルス感染症など、健康を脅かす事象が増えています。これまでも災害時の医療体制の整備等を行っていますが、2024（令和6）年度の災害医療の認知度は27.0%にとどまっています（P.60 Ⅳ-⑤）。いざという時に機能するよう区民や関係機関が災害時の区の医療救護活動を理解し、連携を強化して、健康危機に備える必要があります。

（２） 取組の方向性・主な取組

災害時の保健・医療体制の整備

災害時の医療救護活動拠点として機能し、医療救護所を速やかに設置運営するための体制を整備し、医療救護活動を円滑に行うための連携を強化します。また、二次被害⁶³を最小化するための保健活動体制を整備します。

主な取組

継続

災害時医療救護活動の強化（保健計画課）

充実

要配慮者に対する医療体制の構築（障害者福祉課、介護保険課、高齢者福祉課、保健計画課、健康推進課、防災課）

健康危機管理体制の整備

健康被害の発生のおそれがある事象の発生予防や拡大防止を図るとともに、対応を円滑に行うためのマニュアル等を整備します。また、区民がいち早く情報をキャッチできる体制を整備します。

主な取組

充実

健康危機管理体制の充実（保健計画課、安全支援課）

継続

情報提供体制の整備（広報広聴担当、防災課、安全支援課）

災害時こそ大切です！ 歯と口のケア

コラム

23

災害時は、水不足により、口やのどの粘膜が乾燥して感染しやすくなります。口の中を清潔に保つことができない場合、口内炎や歯ぐきの痛みで思うように食べられず、体力と免疫力が低下することで、インフルエンザなどの感染症や誤嚥性肺炎のリスクが高まります。また、これまでの大震災の災害関連死は、肺炎を含む呼吸器の病気の割合が高いことが分かっています。

**ぜひ、避難用具に歯ブラシの備えを！
災害時こそ口を清潔に保ち、命を守りましょう！**



⁶³ 二次被害：事件・事故・災害が起こった際に、それに派生して起こる災害のこと。

(3) 主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標		目標値	現状値（R6）	出典
墨田区の災害医療の認知度	20歳以上	35%	27.0%	①

アウトプット指標（活動指標）

活動指標	目標値	現状値（R6）	出典
災害対応訓練参加者数（見学者含む）	300人	202人	②
AEDの設置場所数	増加	139か所	②
安全・安心メール登録者数	28,000人	27,892人	②

参考指標

指標	目標値	現状値（R6）	出典
危機管理X（旧Twitter）フォロワー数	-	24,000件	②

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の取組

- 行政機関が発信する情報を積極的に入手し、健康危機に対して、落ち着いて予防行動をとります。
- 自然災害等に備えて日頃から防災対策を行います。

関係者の取組

- 医療機関等と連携し、災害や感染症等の危機管理体制の充実を図ります。
- 対策マニュアルやBCP（事業継続計画）⁶⁴を整備するなど、平時から健康危機に備えます。

区が取組

- 区民等に、いのちと健康を守るために必要な情報をわかりやすく周知するとともに、情報リテラシー⁶⁵を高める取組を推進します。
- 危機管理マニュアルや関連計画を整備し、有事に備えた訓練や研修を実施します。
- 災害拠点病院⁶⁶や災害拠点連携病院⁶⁷、東京都や二次保健医療圏等との体系的な連携体制を整備します。
- 健康危機が発生した時または探知した時には、速やかに危機管理体制をとり、関係機関との連携の下、対応します。
- 東京都や関係機関と連携し、要配慮者の医療体制を構築します。

⁶⁴ BCP（事業継続計画）：企業が自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための方法や手段などを取り決めておく計画のこと。

⁶⁵ 情報リテラシー：「情報技術を使いこなす能力」又は「情報を読み解き活用する能力」のこと。

⁶⁶ 災害拠点病院：災害発生時に通常の医療体制では被災者に対する適切な医療を確保することが困難な状況となった場合に、傷病者の受け入れや災害医療チームの派遣等を行う病院のこと。主に重症者の収容・治療を行う。

⁶⁷ 災害拠点連携病院：災害時において主に中等症者や容態の安定した重症者の治療等を行う病院のこと。

基本目標Ⅳ-⑥：地域の保健・医療体制の整備

区では、日頃から身近なところで健康管理を行えるよう、かかりつけを持つことを推奨しています。また、関係機関との連携により、できる限り地域の中で医療が享受できる仕組みづくりに取り組んでいます。さらに、区民に安全・安心な医療・医薬品が提供されるよう、指導管理に努めています。

(1) 区の現状・課題

かかりつけ医を持つ20歳以上の区民の割合は55.4%となっており、年齢が上がるにつれ高くなっています（P.60 Ⅳ-⑥）。後期高齢者人口が増加するなか、住み慣れた地域で必要な医療が受けられる在宅療養体制の構築とそれを支える医療関係者の人材確保が課題となっています。

さらに、医薬品等による健康被害を未然に防止し、安全な医薬品等の供給を確保するために、効果的に監視指導を実施していくとともに、診療所における医療安全確保、薬局等における自主管理の徹底が求められています。

(2) 取組の方向性・主な取組

最期まで住み慣れた地域で過ごせる医療体制の充実

2040年を見据え、地域完結型の医療体制の構築と医療関係者の人材不足に備え中高生への医療に関するお仕事体験を実施します。

主な取組

新規

在宅医療24時間体制構築・DX化の支援（保健計画課）

新規

医療人材の確保（保健計画課）

区民参加型の医療体制の構築

健康の保持増進、疾病の早期発見、人生最後の医療を自分らしく選択できるよう医療関係者が連携し取組を進めます。

主な取組

継続

かかりつけ医・歯科医・薬剤師の普及推進（保健計画課、健康推進課）

医療に関する取組の推進

インフルエンザや新興感染症等の爆発的発生時に対応できる体制整備と区民への分かりやすい情報発信を進めます。

主な取組

充実

休日応急診療所の充実（保健計画課）

充実

ITを活用した医療情報の提供（保健計画課）

(3) 主な指標

アウトカム指標（成果指標）

成果指標		目標値	現状値（R6）	出典
かかりつけ医を持つ割合	40歳以上	80%	69.4%	①
かかりつけ歯科医を持つ割合	40歳以上	80%	74.3%	①
かかりつけ薬剤師を持つ割合	40歳以上	80%	59.5%	①

アウトプット指標（活動指標）

活動指標	目標値	現状値（R6）	出典
在宅療養支援診療所の数	増加	40か所	東京都

参考指標

指標	目標値	現状値（R6）	出典
監視指導件数（医療機関／薬局）	-	72件/216件	⑩
苦情・相談件数（医療機関／薬局）	-	66件/18件	⑩
休日応急診療所患者数	-	2,422人	⑩
関係法規違反件数（医療機関／薬局）	-	0件／1件	⑪

(4) 区民・関係者・区が取り組む実践アクション

区民の取組

- 日頃から保健・医療について関心を持つとともに、かかりつけ医・歯科医・薬剤師等相談先を持つようにします。

関係者の取組

- 区民が安心して地域で療養できるよう、関係機関の連携を強化します。
- 医薬品等による健康被害を未然に防止するために、診療所、薬局等は、医療安全確保、自主管理の徹底に努めます。

区の取組

- 休日等における軽症の急病患者に対応する初期救急の体制を整備し、疾病への早期対応を図ります。
- 可能な限り地域で適切な医療が享受でき、安心して療養できる医療体制をめざし、地域関係機関と連携し、区民の療養を支える体制整備を行います。
- 医薬品等による健康被害を未然に防止し、安全な医薬品等の供給を確保するため、効果的に監視指導を実施します。



ひと・まちつながり いきるを支える 墨田区自殺対策計画（第2次）

1 計画の基本的な考え方

（1）基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、誰にでも起こり得る危機です。さらに自殺は、その背景にある様々な要因に適切に取り組むことで防ぐことができる社会的な問題です。

自殺を防ぐためには、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという区民一人ひとりの「つながり」と支えあいが重要です。さらに、地域の関係機関が連携し自殺の多様な背景に包括的に対応することで、誰一人取り残すことなく安心して生きられる環境を整えることができますようになります。

このことから区では、人と地域のつながりが自殺に対するセーフティネットであり、生きることの支援である自殺対策の基盤になると考えています。

国の目標である「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて、区では、「みんなで支えあい その人らしく生きられるまちの実現」という基本理念を定めました。この理念のもと、多様な背景をかかえる一人ひとりが尊重され、誰もが生きることには希望を持ち、生きづらさをかかえることなく生きていける社会をめざします。

— 基本理念 —

みんなで支えあい その人らしく生きられるまちの実現

(2) 自殺対策の基本方針

2023（令和4）年10月に閣議決定された国の自殺総合対策大綱を踏まえ、区では引き続き以下の5点を、自殺対策における基本方針とします。

① 自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進する

自殺対策では、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」を減らす取組と、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やす取組の双方を推進することで、自殺リスク全体を低下させることが重要です。よって、自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、生きる支援に関連する取組を総動員し、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、区民一人ひとりの生活を守るという姿勢で自殺対策を推進します。

② 関連施策との有機的な連携による総合的な対策を展開する

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であり、様々な分野の生きる支援に関する施策の連携を強化する必要があります。また、連携の効果をさらに高めるため、各関係機関や支援に当たる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、協力体制を組んで支援することが重要です。

地域共生社会の実現に向けた取組、孤独・孤立対策やこども・若者などの各施策との連動性を高め、誰もが安心して生活できる地域づくりを推進します。

③ 対応の段階に応じた対策を効果的に連動させる

自殺対策は、自殺のリスクをかかえた個人等に問題解決に向けた支援を行う「対人支援」、支援者や関係機関が連携して包括的に支援する「地域連携」、支援制度の整備や見直しを行う「社会制度」に分けて考えることができます。また、それぞれにおいて、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じた場合における「事後対応」の段階別に施策を講じる必要があります。

社会全体の自殺リスクを低下させるため、関係者の理解と協力を得ながら、レベルや段階に応じた取組を、強力かつ連動させて総合的に推進します。

④ 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機に陥った人の心情や背景への理解を深めることと同時に、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行います。また、全ての区民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、専門家等につなぎ、協力して見守っていくことができるように、広報活動、教育活動等に取り組んでいきます。

⑤ 関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するために、区、関係機関、医療機関、学校、民間団体・企業、地域住民等が、それぞれの役割に応じた取組を推進し、連携・協働しながら区全体で自殺対策を推進します。

また、2025（令和7）年6月の自殺対策基本法の一部を改正する法律の制定を受けて、こどもの自殺防止に向けて、こどもや教育に関連する部署及び機関とより一層の連携と協力を図ります。さらに、こどもに係る自殺発生回避のための体制整備及び自殺未遂者等の支援の実施に当たる協議会については、国が示すガイドライン等を踏まえ設置を検討する方針です。



2 評価指標

区は2018（平成30）年度に策定した前計画において、自殺総合対策大綱（第3次）にあわせて、2026（令和8）年までに自殺死亡率を2015（平成27）年に比べて30%以上減少させることを目標として自殺対策に取り組んできました。2024（令和6）年の自殺死亡率は2015（平成27）年に比べて減少しています。

国は、自殺総合対策大綱（第4次）においても、引き続き自殺死亡率を2026（令和8）年までに、2015（平成27）年比で30%以上減少させることを目標としています。都の「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～(第2次)」も、国の目標に準じています。

このような背景から、本計画では、2035（令和17）年までに自殺死亡率を2015（平成27）年と比べて30%以上減少させることを、当面の目標として継続します。

なお、目標を達成できた場合、国の自殺総合対策大綱を踏まえ、見直しを検討します。

評価指標

指標	基準値 2015(平成27)年	目標値 2035(令和17)年	現状値 2024(令和6)年
自殺死亡率 (人口10万対)	19.7	13.8	16.5
自殺者数	51人	43人	47人

アウトカム指標（成果指標）

基本施策 指標		目標値 2035(令和17)年	現状値 2024(令和6)年
自殺に追い込まれる危機は、誰にでも起こる可能性があることを理解している割合	20歳以上	60%	—
重点施策 指標		目標値 2035(令和17)年	現状値 2024(令和6)年
自殺死亡率 (人口10万対)	40歳未満	減少	14.0 (R2～R6平均)
	女性	減少	10.9 (R2～R6平均)
	70歳以上 ⁶⁸	減少	21.0 (R2～R6平均)
自殺者の原因・動機における勤務問題の割合		減少	7.1% (R2～R6合計)
自殺者の原因・動機における経済生活問題の割合		減少	19.9% (R2～R6合計)

⁶⁸ 70歳以上：一般的には65歳以上を高齢者とするが、5歳刻みのデータが入手困難なため、70歳以上を対象としている。

自殺対策基本法の改正

2025（令和7）年6月に自殺対策基本法の一部を改正する法律が成立し、2025（令和7）年12月1日に一部施行されました。

自殺対策基本法は2006（平成18）年に制定され、2016（平成28）年に続き2回目の改正となります。約10年ぶりとなる改正の背景には、年間の自殺者数が全体としては減少傾向にあるものの、依然として2万人をこえていることに加え、特に、こどもの自殺者数の増加傾向が続き、2024（令和6）年の小中高生の年間自殺者数が529人と過去最多となるなど、極めて憂慮すべき事態が生じていることが挙げられます。今般改正された自殺対策基本法では、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことが基本理念に明記されたほか、こどもの自殺の防止等について、学校の責務を明らかにし、必要な情報の交換及び協議を行う協議会が設置できることなどが盛り込まれています。

自殺総合対策大綱

自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもので、おおむね5年を目途に見直しが行われています。

自殺総合対策大綱の沿革

- ・2007（平成19）年に最初の自殺総合対策大綱が策定されました。
- ・2012（平成24）年に初めて全体的な見直しが行われ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざす」ことが示されました。（第2次大綱）
- ・2017（平成29）年には、2016（平成28）年の自殺対策基本法の改正や国の自殺の実態を踏まえた見直しが行われ、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進することが示されました。（第3次大綱）
- ・2022（令和4）年には、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を踏まえ、こども・若者や女性の自殺対策の推進・強化などが追加されました。（第4次大綱）

3 ロジックモデルの設定

■ 墨田区自殺対策計画のロジックモデル

活動（アクティビティ、行政側の取組）

ひと・まちつながりいきるを支える墨田区自殺対策計画（第2次）

	施策の方向性	取組の方向性	施策
重点施策	(1) こども・若者への 生きる力を培う 支援	健全育成とSOSを出す力の育成 支援	第7章施策番号 37～46
		特性に合った生活環境づくりと 相談支援	第7章施策番号 47～58
	(2) ライフコースに 対応した自殺対策 の推進	働くことへの支援	第7章施策番号 59～63
		妊娠・出産・子育てへの支援	第7章施策番号 64～81
		高齢者世代への支援	第7章施策番号 82～99
	(3) 経済・生活への 不安に対する支援	生活困窮予防と支援	第7章施策番号 100～109
		経営に関する支援	第7章施策番号 110～111

基盤と

第6章

基本施策	Ⅲ-④ 自殺対策の推進	地域におけるネットワークの強化	第7章施策番号 1～4
		自殺対策を支える人材の育成	第7章施策番号 5～8
		区民への啓発と周知	第7章施策番号 9～13
		生きることの促進要因への支援	第7章施策番号 14～36
	生きる支援の関連施策		第7章施策番号 112～132

区の自殺対策は、国が全ての地方自治体で共通して取り組むべきとして示す「基本施策」、墨田区の自殺の実態を踏まえた「重点施策」、その他の生きる支援及び自殺対策に関連する事業をまとめた「生きる支援の関連施策」の3つの枠組みで推進します。

成果（アウトカム、区民側の変化）

初期アウトカム	中間アウトカム	めざす姿
<p>全てのこどもが安心して成長し、困難に直面しても適切な支援を受けられる力を身に付けている</p> <p>自分に合った相談方法や居場所を持っている</p>	「こども・若者」が自殺に至らない	<p>みんなで支えあい その人らしく生きられるまちの実現</p>
<p>心身ともに健康で、やりがいを持って働いている</p> <p>心身及び生活の変化に対し、必要なサポートを得ながら適応して生活できている</p> <p>高齢者が自分らしく生きがいを持って生活している</p>	<p>「勤務問題」に起因した自殺が減少している</p> <p>「女性」の自殺が減少している</p> <p>「高齢者」の自殺が減少している</p>	
<p>生活困窮に陥る背景に対して包括的な支援を受けることができている</p> <p>経営課題に適切に対応できている</p>	「経済・生活問題」に起因した自殺が減少している	

なる施策

<p>区や関係機関、民間団体・企業、区民が自殺対策についての共通理解を深めている</p> <p>自殺の背景やサインを理解し、適切に関係機関や専門機関につなげている</p> <p>危機に陥った際には支援を求めることができている</p> <p>自殺未遂者が相談支援につながり再び自殺に追い込まれることがなくなる</p>	自殺に追い込まれる危機は、誰にでも起こる可能性があることを理解している割合
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------

評価指標

自殺者数
自殺死亡率

生きる支援の関連施策

4 基本施策

基本施策は、生きる支援の関連施策とともに重点施策を支える、自殺対策の基盤となる施策であり、すみだ健康づくり総合計画の基本目標Ⅲ-④に位置付けて自殺対策の推進を進めていきます（第5章 P.120）。

5 重点施策

第3章で行った区の自殺の現状に関する分析と、JSCPの地域自殺実態プロファイルを受けて、地域における優先課題となり得る施策を検討し、こども・若者への生きる力を培う支援、ライフコースに対応した自殺対策の推進、経済・生活への不安に対する支援を重点施策としました。

（1）こども・若者への生きる力を培う支援

現状と課題

全国的に児童・生徒の自殺者が増加傾向にある中、区においても、自殺者の40.8%を40歳未満が占めており（P.61 ②）、中でも、男女とも20代の自殺者が増加傾向にあるという背景があります。さらに、年齢別主要死因をみると10代、20代、30代で死因の1位が自殺となっており（P.40）、こども・若者への自殺対策の強化が必要です。

施策の方向性

自殺対策は生きることの包括的な支援であり、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるようにしていくものです。こども・若者は「大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程」にあり、心身の発達と、生きる力を育む大切な時期を過ごしています。このような認識のもと、区ではこども・若者が生きづらさをかかえることなく成長していくことができるよう環境整備に取り組み、将来的な自殺予防にもつながるよう取り組んでいきます。

① 健全育成とSOSを出す力の育成支援

こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、早い段階から危機に陥った時には援助を求めることを身に付け行動できるよう対策を講じていきます。また同時に、こども・若者からのSOSを取りこぼすことのないよう環境を整備していきます。

② 特性に合った生活環境づくりと相談支援

こども・若者が、家庭、学校、地域社会などにおいて、個性や多様性が尊重され、ありのままの自分を受け入れて大切に感じることができるよう、心身の状態や個人の特性、支援ニーズに応じた適切な環境や支援が得られるよう環境の整備や支援の充実を図ります。

（2）ライフコースに対応した自殺対策の推進

現状と課題

区の自殺者のうち、有職者が占める割合は38.4%と最も多く（P.64 ⑤）、7.1%の自殺者が「勤務問題」を自殺の原因・動機の一つとしています。特に男性においては、「勤務問題」を自殺の原因・動機とする割合が9.0%と、女性の2倍以上です（P.63 ④）。区の自殺者数は男性が女性を上回っていることもあり（P.61 ①）、「勤務問題」に焦点を当てた自殺対策の推進が重要です。

次に、2015（平成27）年から2024（令和6）年の10年間の区の自殺者を5年毎に分析すると、女性の割合は前半の5年間では約3割でしたが、最近の5年間では約4割弱にまで高まってきています（P.61 ①）。また、区の自殺者の自殺未遂歴を性別に比較すると、女性の自殺未遂歴「あり」の割合は男性の2倍以上でした（P.64 ⑦）。これらのことから、女性に対する自殺対策が必要であるといえます。

国は、女性の自殺対策の重要な取組の一つとして、妊産婦への支援の充実を示しています。JSCPが2025（令和7）年にまとめた妊産婦（妊娠中+産後1年以内）の自殺の特徴、背景によると、妊産婦の自殺死亡率は7.3/10万出生であり、妊娠中では20～24歳が、産後では40～44歳が最も高くなっていました。また、自殺の原因・動機について、妊産婦以外の女性と比較して、妊娠中では交際問題が多く、産後では家庭問題が多いことが分かっています。

区の自殺者の職業別構成をみると、主婦・主夫の割合が6.2%となっており、国や都と比較してやや高くなっています（P.64 ⑤）。また、男性の11.9%、女性の15.6%が「家庭問題」が自殺の動機・原因としています（P.63 ④）。これらの状況から、区の女性に対する自殺対策として、妊娠・出産に伴う女性の心身の変化に配慮した直接的な支援に加え、妊娠・出産・子育てに関する支援の充実及びパートナー・家族へのサポートや支援の推進が必要です。

さらに、区の自殺者のうち、60歳以上の自殺死亡者は全体の35.5%を占めています（P.61 ②）。自殺死亡率については、特に男性の70歳代が35.7と、区のほかの年代及び、国や都の70歳代と比較して突出して高くなっています。女性の自殺死亡率についても60歳代以上の年代はそれぞれ区のほかの年代より高く、さらにいずれも国や都を上回っています（P.62 ③）。これらの状況から、区では高齢者の自殺対策に取り組む必要があります。

また、自殺者の同居人の有無割合をみると、区の自殺者のうち同居人なしの割合は51.7%で、国や都を大きく上回っており、孤独・孤立対策が地域の課題となっています（P.65 ⑧）。さら

に、60歳以上の自殺者の同居人の有無をみると、80歳以上男性を除く全ての性・年代において同居人「なし」の占める割合が全国を上回っています（P.65 ⑨）。このような状況を踏まえ、区の高齢者の自殺対策においては、孤独・孤立対策もあわせて進めていくことが重要です。

施策の方向性

就労や妊娠・出産・子育て、加齢など、ライフコース上にはそれぞれ特有の自殺リスクがあり、自殺が多い実態があります。

区では、ライフコースに対応した自殺対策の推進として、働くことへの支援、妊娠・出産・子育てへの支援、高齢者世代への支援に取り組みます。

① 働くことへの支援

過労自殺を含む過労死等への対策として、長時間労働の削減、職場のハラスメントの防止のほか、働き方の見直し、職場におけるメンタルヘルス対策の推進など様々な取組が推進されています。事業主は労働者が相談しやすい環境づくりを行うとともに、労働者も自身や同僚の心身の不調に気づき、周囲の人や専門家に相談するよう努めることが大切です。労働環境の多様化に対応しつつ、地域で働く人が心身ともに健康でやりがいを持って働けるよう、周知・啓発、相談支援の実施を推進します。

② 妊娠・出産・子育てへの支援

望まない妊娠や不妊など、妊娠に係る問題は女性だけの問題ではありません。また、妊娠・出産・子育てにおける悩みや家族形態の変化、心身の負担などは女性だけでなく、そのパートナー・家族にも生じます。女性とそのパートナー・家族を支える社会制度の整備や支援、周囲の理解の促進について、妊娠前から始まる、妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援を行います。さらに家庭や社会生活の場で生じる問題に対する相談支援の取組を推進します。

③ 高齢者世代への支援

高齢者は近親者との死別や離別、病気や介護等、様々な問題に直面しやすく、これらが閉じこもりや抑うつ状態、孤独・孤立につながる可能性があります。このような高齢者特有の課題に対応するため、個々の背景や価値観を考慮した身近な地域での支援が必要です。また、高齢者を介護する方への支援も重要です。

居場所づくりなど高齢者の孤立防止と、生きがいの創出など社会参加を支援する施策を推進し、行政、民間事業者、民間団体等との連携により、地域において生きることの包括的な支援を展開します。

(3) 経済・生活への不安に対する支援

現状と課題

区における自殺者の自殺の原因・動機において、「経済・生活問題」は19.9%と2番目に多く、さらに都の約1.4倍となっています（P.63 ④）。また、区の自殺者の職業別構成をみると、失業者、年金・雇用保険等生活者、その他の無職者で自殺者の45.4%を占めています（P.64 ⑤）。これらの人々は、収入の低さや不安定さによる生活苦、経済的な困難や債務問題に直面しやすい状況にあります。

また、有職者の自殺の内訳をみると、区の有職者の自殺のうち自営業・家族従業者は20.7%で、国や都を上回っています（P.64 ⑥）。このことから、自営業者への自殺対策を含めた経済・生活問題への対応が必要です。

施策の方向性

生活苦は将来の生活への不安を生じ、また、事業の不振は生活苦へと連鎖します。区は経済・生活問題に対する自殺対策としても、経営に関する問題について対策を講じていく必要があります。

① 生活困窮予防と支援

生活困窮者はその背景として多様かつ広範な問題を複合的にかかえていることが多く、社会的に排除されやすい傾向があり、自殺リスクが高い状態です。さらなる生活困窮の予防に向けた支援と自殺対策の取組を効果的に連動させ、包括的に生きる支援を推進します。

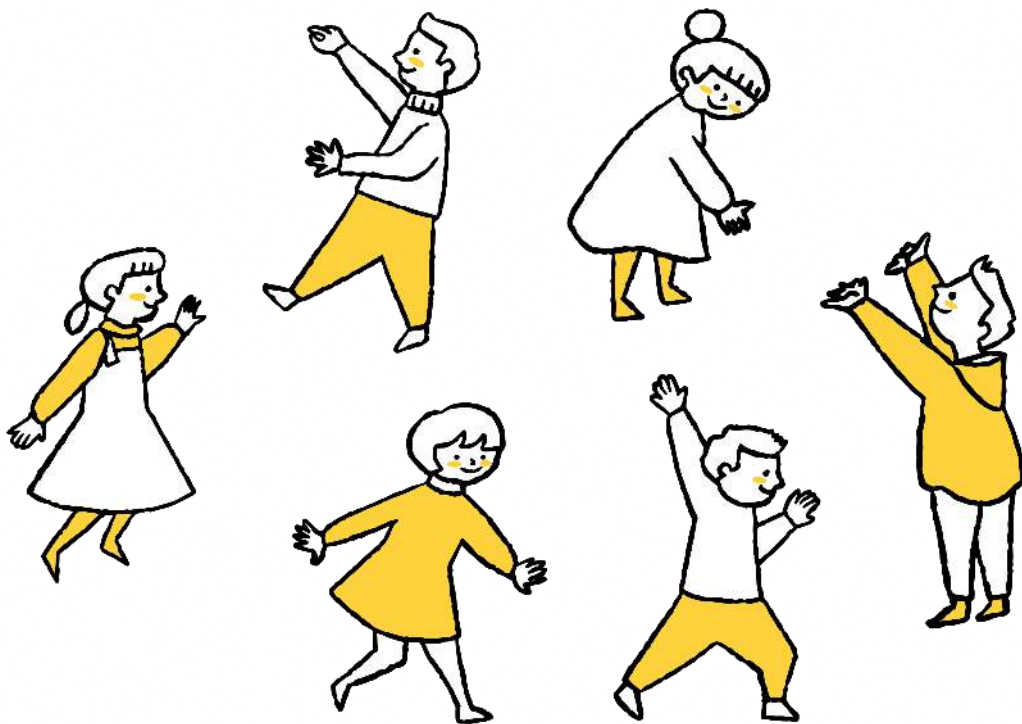
② 経営に関する支援

区内の事業所の約9割は従業員19人以下の中小企業となっています（P.57 図表Ⅲ-⑤）。中小企業の経営者は、事業の継続や雇用の維持など多くの責任を担っており、経営状況や環境の変化によって心理的な負担が高まることがあります。

区は中小企業の経営者が経営課題に適切に対応できるよう、経営力の向上や経営者のコミュニティ形成など予防的支援に取り組みます。

6 生きる支援の関連施策

区が実施している様々な事業を「生きることの包括的な支援」としての視点からとらえ直して抽出したものが生きる支援の関連施策です。関連部署と連携の上、基本施策とともに重点施策を支え、連動させて自殺対策を推進していきます。



第7章

施策の詳細

基本目標 I 個人の特性を踏まえた健康づくり

基本目標 I -①:生活習慣病の発症と重症化予防

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
健康診査 受診率の 向上	1	各種健康診査の実施 生活習慣病等の予防と早期発見のため、 ・墨田区国民健康保険特定健康診査（特定健康診査） ・75歳以上の健康診査 ・生活習慣病予防健康診査 ・若年区民健康診査 等を実施します。	国保年金課 健康推進課	継続
	2	健康診査受診勧奨の実施 特定健康診査の受診者を増やすため、はがき及び電話による受診勧奨を行います。 特定健康診査の「経年結果」を通知することで、自らの健康状態を再確認してもらうとともに、毎年の定期受診を促します。 その他の健診についても、既存事業を活用し、受診を促します。	国保年金課 健康推進課	継続
	3	健診受診機会の創出 対象者の利便性を確保し各種健診の受診者を増やすため、江東区と相互に受診できる体制を継続します。	国保年金課 健康推進課	充実
	4	「すみだ けんしんダイヤル」の運営 各種健診・がん検診の受診を促進し、健診（検診）を安定的に運用するため、健診（検診）の申込み・受診票等の再発行・問合せ対応を行う専用のコールセンター「すみだ けんしんダイヤル」を設置・運営します。	健康推進課	継続
健康相談・保健 指導の充実	5	健康相談の実施 疾病の予防・早期発見、健康の保持・増進を図るため、保健師、（管理）栄養士等による「心身の健康に関する個別の相談」を実施し、必要な指導及び助言を行います。	健康推進課	継続
	6	健診結果に基づく保健指導の実施 健診受診者から電話、来所等により個別に相談を受け、保健指導を実施します。	国保年金課 健康推進課	継続
	7	被保護者の健康管理支援事業の実施 被保護者の生活習慣病の発症予防及び重症化予防を中心とした取組を行い、医療扶助費の適正化にもつなげます。	生活福祉課 健康推進課	継続
	8	生活習慣病重症化予防の実施 健診の結果やレセプトデータから糖尿病性腎症重症化のおそれがある人を対象に重症化予防プログラムを実施します。 健診の結果から生活習慣病の重症化が疑われる人を対象に個別支援や医療機関受診勧奨を実施します。	国保年金課 健康推進課	継続
生活習慣病 予防に係る 地域連携の 推進	9	生活習慣病対策に係る地域連携検討会の実施 生活習慣病対策推進のため、地域の医療・福祉関係者と行政による検討会を設置し、健診・医療・介護等のデータに基づく課題の共有や対策の検討を行います。	国保年金課 保健計画課	充実
	10	糖尿病医療連携の実施 糖尿病患者の治療や生活改善を効果的に行えるよう、「糖尿病連携手帳を柱にした医療連携」を推進します。 推進に当たり「墨田区糖尿病連携パス」を作成し、活用します。	保健計画課	継続
	11	健康サポート薬局等との連携 健康サポート薬局を含む地域の医療・介護関係者と連携し、生活習慣病重症化予防や在宅療養を推進します。	保健計画課 健康推進課	継続

施策の詳細

第7章

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
生活習慣病 予防に 関する 普及啓発 の実施	12	健康セミナーの実施 健康に関するテーマで講演会、運動指導、栄養指導、生活習慣病予防講座等を実施し、区民の健康の保持増進を図ります。	健康推進課	継続
	13	健康教育活動の実施 地域からの依頼に基づき、講話や実習を通して、健康の保持増進を図ります。	健康推進課	継続
	14	健康づくり等に関する普及啓発 女性の健康づくりや生活習慣病予防、身体活動について、区報や区ホームページ、イベント等を活用して、普及啓発を実施します。	健康推進課	継続
	15	データ分析に基づく健康づくり等に関する普及啓発 区が保有するデータの分析結果から、健康づくりに役立つ情報を様々な機会を通じて分かりやすく発信します。	保健計画課 健康推進課	充実

基本目標 I -②:がん対策の推進

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
がん予防 がんのリスクの 減少	16	たばこ対策 がんのリスク要因である喫煙等について広報媒体やイベント、健診、成人保健事業、母子保健事業、医療関係機関との連携等による普及啓発を行うほか、受動喫煙対策や禁煙支援を実施します。	健康推進課	継続
	17	その他のリスク要因に関する取組 飲酒、食生活、身体活動、適正体重の維持などについて、広報媒体やイベント、健診、母子保健事業、医療関係機関との連携等による普及啓発を行うほか、野菜摂取や身体活動量の向上を推進します。	健康推進課	継続
	18	感染症対策 感染症に起因するがんを予防するために医療機関等で肝炎ウイルス検診やHPVワクチン接種等を実施します。	保健予防課 健康推進課	継続
がん予防 がんの 早期発見	19	科学的根拠に基づくがん検診の実施 区民の死亡原因の第1位であるがんの早期発見・早期治療につなげるため、科学的根拠に基づき、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がんについて、医療機関等で検診を実施します。	健康推進課	継続
	20	がん検診の質の向上 質の高いがん検診を実施するため、精検受診率やがん発見率等の指標に基づく評価や分析を行うとともに、医療機関等の関係機関と連携し、検診実施者への研修や実態調査、「がん検診精度管理部会」等を行います。また、「要精密検査」と判定された人への受診勧奨と結果把握を確実にし、検診体制の改善と精度の向上につなげます。	健康推進課	充実
	21	がん検診受診率の向上 「対象者全員に対する受診案内の送付」について、国が推進するシステム標準化にあわせ、検証を重ねながら、実効性のある実施体制を構築します。また、企業等でがん検診を受ける機会がある人も多いことから、職域と連携した受診率向上策を進めていきます。	健康推進課	充実
がんとの共生	22	がんの相談支援・情報提供の充実 がんになっても自分らしく暮らせるよう、がん相談支援センターや患者支援団体、各相談支援に関わる機関等と連携し、がんの人や家族の相談支援体制や情報提供の充実を図ります。	健康推進課	継続
	23	在宅緩和ケアの推進 緩和ケアに関する普及啓発、がん患者や家族の交流や相談の場づくり、専門職向けの研修会の実施によるがんに関する地域の連携体制構築を行い、がんと診断された時からの切れ目ない緩和ケアの提供を推進します。	健康推進課	継続

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
	24	社会的な問題への対応・ライフステージ別の支援 企業や事業所に対して、がん治療と仕事との両立やがんの早期発見等についての普及啓発を行うほか、がん治療等に伴う外見の変化をカバーするためのアピアランスケアの支援や、若年のがん患者が在宅で療養する際の介護サービス等の費用の助成及び高齢期のがん患者の支援における連携強化などに取り組んでいきます。	健康推進課	充実
基盤の整備	25	がん教育の実施 区内全小中学校において、がん経験者や医師等の外部講師が参画し、がん教育を実施します。	健康推進課 指導室	継続
	26	あらゆる世代に対する理解促進及び啓発の推進 がん制庄月間や乳がん月間にあわせてがん対策普及啓発イベントや区報、区ホームページ等を通じて、がんの早期発見やがんとの共生等について普及啓発等を行います。	健康推進課	継続
	27	区民や関係団体等の参画・協働 がん患者支援団体や、医師会や歯科医師会、薬剤師会、町会・自治会、区内事業者等と連携し、がん予防、がん検診、がん治療等について効果的な普及啓発を実施していきます。	健康推進課	継続
	28	がん登録の利活用 がん検診の評価指標の1つである「プロセス指標」の新たな項目として、「感度」と「特異度」が設定されたため、今後、都が管理するがん登録情報を活用し、プロセス指標の適切な算出に努めます。	健康推進課	新規
	29	デジタル化の推進 インターネットによる情報発信や相談、手続等のオンライン化、データの利活用など、デジタル化を推進します。	健康推進課	新規

基本目標 I - ③:健康的な食環境づくり

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
食に関する普及啓発の推進	30	食に関する普及啓発 健康的な食生活に関する知識の普及啓発と食生活の改善を図るため、食に関する講習や調理実習を実施します。	健康推進課 学務課	継続
食事に関する相談支援の実施	31	食事相談の実施 生活習慣病予防等や食生活の改善について、栄養士による電話や面談での食事相談を行います。	健康推進課	継続
乳幼児期からの食を通じた健康づくりの推進	32	保育施設、学校との連携による食を通じた取組の実施 乳幼児期からの健康づくりを推進するため、関係機関との連携により、取り組みます。	健康推進課 子ども施設課 学務課	継続
健康的な食事に関する取組の推進	33	野菜摂取向上プロジェクトの実施 各世代の野菜摂取量を増やすため、地域関係者、保育施設や小・中学校、大学、関係各課と連携して、知識の普及と実践的な取組を推進します。	健康推進課 子ども施設課 学務課	充実
	34	健康的な食環境づくり 地域の食関係者や団体等と食に関わる課題を共有し、区民が改善に向けた食行動を自然にとれる環境づくりに取り組みます。	健康推進課	充実
	35	特定給食施設等への支援 特定給食施設の給食内容の向上を図るため、給食管理者、栄養士、調理担当者等を対象に、栄養管理技術講習会を実施するとともに、来所指導や巡回指導を行います。最新の栄養情報の提供や従業員の健康の向上に資する講演会等を実施します。	健康推進課	継続

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
	36	栄養成分表示に関する相談・普及啓発の実施 食品に、法律に基づいた正しい栄養成分表示が行われるよう、事業所から相談を受け付けます。また、区民が栄養成分表示をみて、適切に食品を選択できるよう、講習会や区ホームページ等を通じて啓発を行います。	生活衛生課	継続
	37	高齢者配食みまもりサービス事業 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯（日中に独居状態になる高齢者を含む）で調理等が困難な方に、定期的に高齢者に配慮した栄養バランスのよい食事を配達するとともに、利用者の安否確認を行います。	高齢者福祉課	継続

基本目標 I -④:身体活動・運動の推進

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
スポーツの普及・促進	38	各種スポーツ教室等の実施 区民のスポーツ振興を図り、体力の向上と心身の健全な発育に寄与することを目的に各種スポーツ教室等を実施します。	スポーツ振興課	継続
	39	総合型地域スポーツクラブの活動支援 地域において、自主運営のもと誰もが多種にわたり楽しくスポーツに親しむことのできるスポーツクラブの活動を支援します。	スポーツ振興課	継続
	40	中学校等のスポーツ施設開放事業 中学校等のスポーツ施設に指導員を配置し、区民に無料で開放することにより区民のスポーツ振興を図るとともに、地域住民の交流を促進します。	スポーツ振興課	継続
	41	各種スポーツ大会の開催 競技スポーツの振興とともに、日頃の練習の成果を発揮する場として、各種スポーツ大会を開催します。こうした取組を通じ、さらなる区民相互の交流促進や健康増進、体力・技術の維持向上を図ります。	スポーツ振興課	継続
	42	ホームタウン・スポーツチーム連携事業 墨田区をホームタウンとするスポーツチームである「フウガドールすみだ（フットサル）」の選手が区内の小学校を訪問し、こどもたちの体力を養う出前授業を行います。	スポーツ振興課	継続
運動習慣のきっかけづくり	43	区民健康体操（すみだ花体操）等やラジオ体操等の普及 運動習慣のきっかけづくりとなるよう、誰でも気軽にできる健康体操「すみだ花体操」やラジオ体操等を普及します。また、区民普及員による活動を支援します。 普及のため、区民スポーツ祭「ラジオ体操地域大会」を実施します。	スポーツ振興課 健康推進課	継続
身体活動等による健康づくりの推進	44	すみだウォーキングマップの作成・配布 区民等が楽しく健康的にウォーキングに取り組めるよう、区内のウォーキングコースの見どころや消費カロリー、歩数等とともに掲載したウォーキングマップを作成、配布します。また、区ホームページ等でもウォーキングコースを紹介します。	健康推進課	継続
	45	ICTを活用した健康づくりの推進 スマートフォンアプリ等を活用し、ウォーキング等の身体活動や、健診、健康に関するセミナー等への参加を促進し、区民の健康づくりを支援する取組を検討・実施します。	健康推進課	新規

基本目標 I -⑤:歯・口腔の健康づくり

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
成人及び後期高齢者歯科健康診査の実施	46	成人歯科健康診査の実施 20～70歳（5歳節目）の区民を対象に歯科健診を行い、むし歯や歯周病等の予防と早期発見、適切な時期での治療を推進し、健康の保持・増進を図ります。	健康推進課	継続
	47	後期高齢者歯科健康診査の実施 75・77・79・81・83・85歳の区民を対象に歯科健診を行い、口腔機能低下の予防と歯周病等の早期発見、早期治療につなげます。	国保年金課 健康推進課	継続
	48	育メン歯科健康診査の実施 妊産婦（母親）のみならず、そのパートナーである区民が早期に必要な指導や治療等を受けることにより、歯と口を良好に保ち、健康な状態で育児できるよう支援します。また、歯科健診、歯科保健指導を通じ、歯と口の健康に関心を持ち、家族の生涯にわたる健康維持を図ります。	健康推進課	新規
妊産婦及び乳幼児歯科健康診査の充実	49	妊産婦歯科健康診査の実施 妊産婦を対象に歯科健診を行い、むし歯や歯周病等の疾患予防と早期発見、適切な時期での治療を推進し、安心な出産及び産後に備えます。	健康推進課	継続
歯と口の健康に関する普及啓発の推進	50	歯と口の健康に関する普及啓発 区民の歯と口の健康への関心を高め、区民自らが健康を築き上げていくことを支援するために、普及啓発を行います。	健康推進課	充実
	51	歯と口の健康週間普及事業の実施 6月の「歯と口の健康週間」にあわせて、向島・本所歯科医師会との共催で、歯と口の健康をテーマにしたイベント等を開催し、口腔保健の向上について普及啓発を行います。	健康推進課	継続
	52	8020（ハチマルニイマル）運動の推進 生涯にわたり自分の歯で食べることができるよう8020運動を推進します。	健康推進課	継続
保育施設・学校との連携の推進	53	学校歯科保健との連携推進 学校巡回指導等の歯科保健指導や、普及啓発を行います。 区内小・中学校を対象に、「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」を実施します。	健康推進課	充実
	54	保育施設との連携推進 保育施設等との連携を図り、園児の歯と口の健康づくりに関する普及啓発に取り組みます。	健康推進課	充実

基本目標 I -⑥:健康づくりのための休養・睡眠

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
適切な休養・睡眠に関する普及啓発の推進	55	多様な媒体・機会を活用した適切な休養・睡眠に関する情報発信の実施 適切な休養・睡眠について、ポスターやパンフレット等を用いて啓発を行います。 年齢やライフスタイルに応じた休養・睡眠を確保するための睡眠環境や生活習慣の見直し等個人にあわせた普及啓発を行います。	健康推進課	充実

基本目標 I -⑦:たばこ・アルコール対策の推進

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
禁煙支援 の推進	56	禁煙支援の実施 禁煙を希望する人を支援するため、禁煙にかかる医療費の一部を補助する「禁煙医療費補助事業」を実施するとともに、薬局での禁煙サポートの利用を促します。また、健康診査や特定保健指導等の機会を通じて禁煙支援を行います。	健康推進課	継続
	57	健康増進法等に基づく受動喫煙防止対策の実施 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例等に基づき、区内の施設、飲食店、事業所等の受動喫煙防止対策を推進します。	健康推進課	継続
たばこによる 健康影響 防止対策 の推進	58	公園等の禁煙化 「墨田区立公園条例」及び「区民広場の設置及び管理に関する要綱」に基づき、公園、児童遊園及び区民広場を原則禁煙とし、公園利用者の望まない受動喫煙を防止します。	公園課	継続
	59	たばこによる健康への影響に関する普及啓発 世界禁煙デー及び禁煙週間にあわせて、普及啓発イベントを実施します。また、各種イベントや保健事業において、関係機関（医療機関、薬局等）や企業、民間団体と協働で、喫煙や受動喫煙の健康影響等について正しい知識の普及啓発を行います。	健康推進課	継続
	60	路上喫煙防止対策の実施 路上での喫煙によるやけど等の被害の防止、たばこの吸殻の散乱防止等、マナー向上のため制定した「墨田区路上喫煙等禁止条例」に基づき、路上喫煙防止対策を推進します。	地域活動推進課	継続
	61	COPDの普及啓発 COPDと喫煙の関係について、リーフレットを配布し、イベント等の機会でも普及啓発を行います。	健康推進課	充実
飲酒による 健康被害 防止対策 の推進	62	適正飲酒についての普及啓発・保健指導の実施 区のお知らせや区ホームページ、イベント等の機会を通じて、適正飲酒についての普及啓発を行います。また、健康相談や健診結果に基づく保健指導の機会を通じて、飲酒による健康被害防止に努めます。	健康推進課	継続
未成年者・ 妊産婦の喫煙及 び飲酒 の防止対策 の推進	63	学校との連携による未成年者の喫煙、飲酒の防止 区立小・中学校の保健の授業で、たばこや飲酒の健康影響について理解を促し、未成年者の喫煙や飲酒を防止します。また、リーフレット等を配布し、啓発を推進します。	健康推進課 指導室	継続
	64	妊産婦の喫煙及び飲酒の防止 妊産婦の喫煙及び飲酒を防止するため、親子健康手帳（母子健康手帳）発行時や各母子保健事業等で働きかけます。	健康推進課	継続

基本目標Ⅱ ライフコースに応じた健康づくり

基本目標Ⅱ-①-1：切れ目のない妊娠・出産・育児支援

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
妊娠期からの支援の充実	65	出産・子育て応援事業 子育て世帯へ妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うため、「ゆりかご・すみだ事業」として専門職による妊婦への面接等を実施し、育児パッケージを配布します。支援を要する家庭については、支援プランを作成し、関係機関と連携した支援を行います。 1歳を迎えた子を養育する家庭へ子育てアンケート及び育児啓発冊子を配布し、必要に応じた支援につなげるとともに、家事・育児パッケージを提供する「パースデーサポート事業」を実施します。	健康推進課	充実
	66	こども家庭センター 一体的支援事業 支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援を、母子保健と児童福祉それぞれの専門性を活かし連携・協働して支援内容を検討し、支援計画を組み立てて一体的な支援を行います。	健康推進課 子育て支援総合センター	新規
	67	こども家庭センター すみだ子育てサポート事業 母子保健機能と児童福祉機能が一体となって妊娠期から切れ目なく相談支援を行い、子育てに困難をかかえる家庭を支援します。	子育て支援総合センター 健康推進課	新規
	68	出産準備クラスの実施 妊娠・出産・育児に関する知識習得や参加者の交流を図り、地域での孤立化を防止します。また、育児中の母親を家庭でも支える環境を整えるため、パパのための出産準備クラスを実施します。	健康推進課	継続
	69	親子健康手帳（母子健康手帳）・支援冊子等の配布 母親だけでなく父親を含む家族全体が育児に関わることを、妊娠・出産・育児の知識を得ることを目的として、親子健康手帳（母子健康手帳）や支援冊子、出産までに必要な関係書類を配布します。	健康推進課	継続
	70	妊婦健康診査の実施 妊婦の健康の保持増進、疾病の早期発見のため医療機関で妊婦健康診査、妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診、産婦健康診査を実施します。	健康推進課	継続
	71	不妊・不育症への支援 不妊・不育に関する悩みをかかえる方へ、不妊・不育症の治療や知識についての正確な情報の提供・普及啓発に努めます。	健康推進課	継続
	72	母性保護と家族計画に関する啓発 各種事業、訪問、健診等を通して、母体の回復や適切な避妊方法の知識を普及し、母体の健康を守ります。また、妊婦健康診査の結果に基づいて生活指導を行うことで、母子保健の向上を図ります。	健康推進課	継続
	73	妊婦のための支援給付事業 妊娠期から出産・子育て期にわたって、身近な地域で相談支援を行う「妊婦等包括相談支援」と経済的な支援である「妊婦のための支援給付」を一体的に実施します。	健康推進課	新規

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
新生児期からの育児支援の推進	74	新生児訪問指導（こんにちは赤ちゃん訪問）事業 産婦及び新生児の健康の保持・増進を図るため、全ての新生児に訪問指導を行います。また、発育・発達・栄養・生活環境等の育児指導を行い、育児不安の解消や虐待の未然防止・早期発見に努めます。	健康推進課	継続
	75	産後ケア事業 産後1年未満の母子等を対象に「宿泊型産後ケア」、「日帰り型産後ケア」、「外来型産後ケア」、「訪問型産後ケア」を実施し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進します。	健康推進課	充実
	76	産婦健康診査 産婦に対する健康診査の費用を助成することにより、産後初期における母子に対する支援を強化し、切れ目のない支援体制を構築します。	健康推進課	新規
子育て相談の場の充実	77	育児相談・支援 育児の不安や悩みを解消し、地域で安心して子育てできるように、保健師、栄養士、歯科衛生士による子育てに関する相談事業を実施します。	健康推進課	充実
	78	育児学級の実施 乳児を持つ母親を対象に、離乳食や口腔のケア、育児についての知識の普及を図り、育児不安の解消や母親同士の交流・情報交換の場として育児学級を実施します。	健康推進課	継続
	79	保育園での乳幼児子育て相談の実施 在宅で子育てしている親子を対象に区立保育園で電話や面接を通じて保育情報の提供や育児相談等のサポートを行います。また、子どもと一緒に遊びながら保護者が安心して子育てできるように子育て相談や給食体験を行います。	子ども施設課	継続
	80	地域子育て支援拠点事業 地域の子育て家庭支援のために、子育てひろば（両国・文花）、児童館等で、親子同士の交流や仲間づくりの場を提供するほか、育児講座等の啓発活動、子育てに関する相談を行います。	子育て政策課 子育て支援 総合センター	継続
妊娠・出産・育児を支援する情報提供の促進	81	すみだいきいき子育てガイドブックの発行 主に子育て中の保護者や出産予定の方向けに、区の子育て支援に関する制度や事業のほか、育児等に参考となる情報をわかりやすく紹介した「すみだいきいき子育てガイドブック」を配布します。	子育て支援課	継続
	82	LINE「きずなメール」の配信 区公式LINEからきずなメールを配信し、子育て世帯の保護者等が必要とする子育て支援情報を効率的に伝えるとともに、育児についてのアドバイスを個別に通知することにより、育児に対する不安感や負担感を取り除きます。	子育て支援課	充実

基本目標Ⅱ-①-2：こどもの健やかな発育・発達支援

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
こどもの健康づくり支援の推進	83	乳幼児健康診査の実施 各種健康診査を実施し、乳幼児の成長発達の支援や疾病等の早期発見・早期治療を行います。また、保護者や乳幼児に適切な支援を行うとともに、発達段階の情報が将来の支援に生きるよう、関係機関との連携の仕組みづくりを行います。	健康推進課	充実
	84	乳幼児歯科健康診査の実施 1歳6か月児歯科健診、3歳児歯科健診を通じ、むし歯の予防及び早期発見を推進し、口腔の健康の保持・増進を図ります。	健康推進課	継続
	85	4歳児歯科健康診査 4歳児の歯科健診を各歯科医院において実施し、かかりつけ歯科医を持つことを促進します。 また、永久歯が萌出する前の時期をとらえて歯科健診、歯科保健指導を行い、将来的に永久歯のう蝕予防につなげ、生涯を通じた歯と口の健康づくりを推進します。	健康推進課	新規

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
	86	歯科衛生相談等の実施 0～3歳の乳幼児を対象に、歯科健診や相談、歯みがき指導等を実施し、乳幼児の口腔の健康づくりを支援します。	健康推進課	継続
	87	乳幼児期からのデータヘルスの推進 国の健康管理システム標準化の動きを踏まえ、母子保健情報のデータ化と活用について検討を進めます。 母子保健情報を分析して健康課題等を明らかにします。	保健計画課 健康推進課	継続
	88	母子保健DX化に向けての整備 母子保健情報を迅速に共有・活用するため健診等に係る情報のデジタル化や電子母子手帳の導入に向けて整備を行います。	健康推進課	新規
親子の集いの場の充実	89	両国・文花子育てひろばの運営 子育て支援の中核となる両国・文花子育てひろばで、妊娠期・子育て中の親子同士の交流の場を提供するほか、育児講座等の啓発活動、子育てに関する相談を行います。	子育て支援 総合センター	継続
	90	家庭と地域の教育力の充実 子育てに関する意識の向上を図り心身ともに健康なこどもの育成を促すため、親等自身が学習する機会を設け、家庭教育の振興を図ります。	地域教育支援課	継続
こどもの発達を支援する体制の構築	91	5歳児健康相談の充実 5歳児健康診査の実施に向け、発達・発育チェック機能の充実を図り、就学に向けて早期対応につなげます。	健康推進課	充実
	92	療育事業・療育相談の実施 心身に障害や発達の遅れ、またはその心配がある児童に対して適切な療育を行うことで、障害の治癒または軽減を図ります。	障害者福祉課	継続
	93	経過観察健診・経過観察心理相談の実施 経過観察健診及び経過観察心理相談を実施します。	健康推進課	継続
虐待防止のための啓発活動の推進	94	児童虐待防止に向けた啓発活動の実施 地域で虐待を防止するための区民向け啓発パンフレット及び保育園、幼稚園、学校、児童館、医療機関、薬局等関係機関向けの虐待防止マニュアルを作成・配布します。	子育て支援 総合センター	継続
	95	養育家庭（里親）の普及啓発 児童相談所と協働して、養育家庭の増加をめざす取組を行います。	子育て支援 総合センター	継続
虐待防止のための支援及び連携体制の強化	96	要保護児童対策地域協議会を中心とした連携・支援の実施 各関係機関等が連携を取り合い、情報の共有化を図ることで、要保護児童等の早期発見及び迅速な支援を行います。	子育て支援 総合センター	充実
	97	養育支援訪問事業の充実 特に養育支援が必要な家庭や、様々な原因でこどもの養育が困難になっている家庭を訪問し、かかえている問題の解決、軽減を図ります。	子育て支援 総合センター	継続

基本目標Ⅱ-①-3：学童期・思春期からの健康づくり支援

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
健康的な生活習慣の獲得の推進	98	学童期からの生活習慣病予防の普及啓発 学童期からの生活習慣病予防が必要であることを、学校保健会・学校保健委員会等を通じて普及啓発します。	学務課	継続
	99	小・中学生向け健康に関する普及啓発の実施 生涯にわたって心身の健康を保持するため関係機関と連携して普及啓発を行います。	健康推進課	新規
	100	性教育の実施 区立小学校・中学校において、児童・生徒の人格形成をめざす「人間教育」の一環として、「生命の尊重」、「人格の尊重」、「人権の尊重」など人間尊重の精神に基づき性教育の指導を行います。	指導室	継続
	101	エイズ・性感染症予防に関する普及啓発 エイズ・性感染症の正しい知識の普及啓発を図るため、地域でのPR活動や冊子の配布等を行います。	保健予防課	継続

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
	102	「すみだ子どもの体力向上プラン」の推進 全ての区立幼稚園、小・中学校において、特色ある体力向上の取組『一校（園）一取組』運動を実施し、児童・生徒の体力向上を推進します。	指導室	継続
	103	青少年問題協議会の運営 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策を審議し、それらの施策を適切に実施するため、区及び青少年関係機関・団体の連絡調整を図り「青少年対策基本方針」の策定等を行います。	地域教育支援課	新規
悩みやストレスの相談の場の充実	104	SOSの出し方に関する教育の実施 区内小・中学校で授業を行い、児童・生徒が様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付け、援助希求行動をとれるようにすることで、自殺を未然に防止します。	保健予防課 指導室	継続
	105	SNS相談の実施 児童・生徒及び保護者を対象として、悩みや相談を匿名のチャット形式で報告できるアプリを活用し、思春期の児童・生徒がかかえる悩みに速やかな対応を図ります。	指導室	継続
	106	思春期相談の実施 すみだ保健子育て総合センターや学校、関係機関が連携し、不登校、ひきこもり等の思春期特有の相談の充実を図ります。	健康推進課	継続

基本目標Ⅱ-①-4：安心して子育てできる保健・医療体制の整備

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
こどもの病気や事故予防の推進	107	新生児聴覚検査の支援 新生児に聴覚検査を実施し、先天性の聴覚障害を早期に発見し、早期療育や支援につなげます。	健康推進課	継続
	108	小児予防接種の実施 定期予防接種の個別勧奨と公費負担を行うことで、接種率を上げ、感染症の予防を図ります。また、予防接種予診票の発行に当たっては、窓口・電話のほかオンラインでの受付も推進します。	保健予防課	充実
	109	事故防止に関する普及計画 新生児訪問や乳幼児健診等の機会を通じて個別相談等を実施するとともに、出産準備クラス、育児学級等において、事故に関する知識の普及啓発活動を実施します。	健康推進課	継続
医療を安心して受けられる環境・体制の整備	110	周産期ネットワークの推進 周産期医療機関と区が連携し、育児支援や虐待の発生予防等を効果的に推進します。	健康推進課	継続
	111	すみだ平日夜間救急こどもクリニックの運営 「すみだ平日夜間救急こどもクリニック」を開設し、平日夜間における小児の初期救急医療体制を確保します。	保健計画課	継続
	112	母子医療給付の実施 妊娠高血圧症候群、未熟児養育医療、自立支援医療（育成医療）、療育給付、小児慢性疾患、小児精神障害等、各種医療給付の申請の窓口となり、対象者を把握するとともに、医療給付等の支援を行います。	健康推進課	継続
	113	小児慢性疾患児日常生活用具給付事業の充実 小児慢性疾患にかかっている児童に対して、日常生活用具を給付します。	保健予防課	継続
すみだ保健子育て総合センターを拠点とした支援	114	包括的な支援体制の強化 妊娠期から子育て期まで切れ目ない一体的かつ継続的な相談に応じ必要な支援を行います。	健康推進課 子育て支援 総合センター 教育センター	新規
	115	地域の関係機関との連携推進 保健、医療、福祉、教育など複数の分野にまたがる専門職が連携し、より包括的な支援が提供できるよう連携を強化するための取組を行います。	健康推進課 子育て支援 総合センター 教育センター	新規

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
こどものアレルギー対策の推進	116	アレルギーに配慮した給食の提供 アレルギーを持つ子どもに対して、除去食を基本とした給食を提供します。	子ども施設課 学務課	継続
	117	アレルギー健診の実施 乳幼児健診においてスクリーニング（選別）を行い、アレルギー疾患に関する知識や予防法を指導することにより、その発症予防や、症状悪化防止につなげます。	健康推進課	継続

基本目標Ⅱ-②：女性の健康づくり

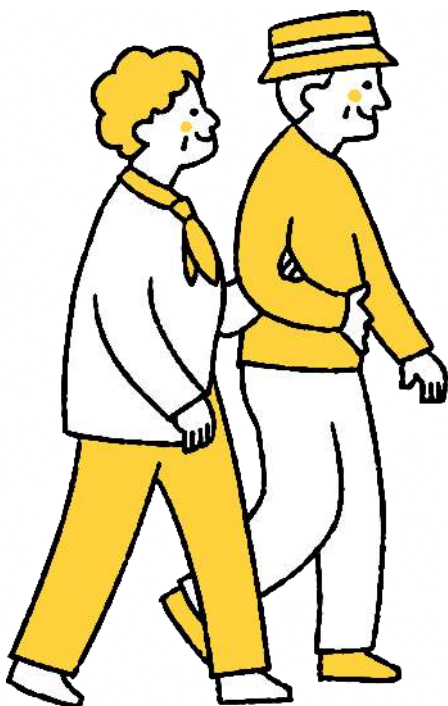
取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
女性の健康づくりに関する普及啓発の推進	118	女性の健康づくりに関する普及啓発 女性が自らの健康に関する情報を入手しやすいよう、区ホームページ等を活用して情報発信します。また、乳がん月間（10月）や女性の健康週間（3月）にあわせてイベントを開催し、女性の健康に関する普及啓発を行います。	健康推進課	充実
	119	女性の健康づくりに関する講習会等の実施 女性の健康に関する内容をテーマに、健康教室や講習会を開催します。	健康推進課	継続
	120	プレコンセプションケアに関する普及啓発 プレコンセプションケア(妊娠前からの健康づくり)について、普及啓発を行います。	健康推進課	継続
女性の健康等に関する相談支援の充実	121	女性の健康等に関する相談の実施 特定保健指導等の事業を通じ女性特有の疾病の予防、早期発見、健康の保持、増進を図るため健康相談を実施します。	健康推進課	充実
	122	女性のためのカウンセリング&DV相談 女性がかかえる様々な悩みを解決するために相談室を設けています。専門のカウンセラーが相談に応じ、また、相談者自身が問題を解決できるよう手助けしています。相談内容によってはほかの専門機関への紹介も行っています。	すみだ共生社会 推進センター	継続
女性に向けたがん検診の充実	123	女性のためのがん検診手帳の配布 子宮頸がん・乳がん検診の受診率向上と正しい知識の普及啓発のため、女性のためのがん検診手帳を配布します。	健康推進課	継続
	124	女性に向けたがん検診の充実 女性特有の子宮頸がん・乳がんの早期発見・早期治療を図るため、医療機関等で検診を実施します。また、検診の結果、要精密検査と診断された人に対するフォロー体制の充実を図ります。	健康推進課	継続
骨粗しょう症予防の推進	125	骨密度測定の実施 高齢者の寝たきりの原因のひとつである骨粗しょう症を若い頃から予防するため、骨密度測定を実施し、骨密度低下の早期発見を図ります。	健康推進課	継続
	126	骨粗しょう症予防の普及啓発 骨粗しょう症を予防するための食事や運動の啓発を行います。また、関係機関が実施する取組のPR等を行い、多くの区民に骨粗しょう症予防について学習する機会を提供します。	健康推進課	継続

基本目標Ⅱ-③：高齢者の健康づくり

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
フレイル予防に関する普及啓発の実施	127	フレイル予防に関する普及啓発の実施 フレイルについて正しく理解し、プレフレイル段階での早期対応や高齢期以前からの予防につなげるため、区報や区ホームページ等での紹介、講習会、保健事業等での啓発を行います。	高齢者福祉課 保健計画課 健康推進課	充実
転倒予防に関する普及啓発の実施	128	転倒予防に関する普及啓発 転倒を予防するための環境整備や運動の啓発を行います。また、関係機関が実施する取組のPR等を行います。	国保年金課 高齢者福祉課 保健計画課	充実
高齢者の特性を踏まえた保健事業の充実	129	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 東京都後期高齢者医療広域連合からの受託により、保健・医療・介護等のデータから地域の高齢者がかかえる健康課題を分析・評価するとともに、高齢者の通いの場等を活用した健康支援（ポピュレーションアプローチ）や後期高齢者への個別的な支援（ハイリスクアプローチ）を実施し、フレイルや疾病の重症化を予防します。	国保年金課 高齢者福祉課 保健計画課	継続
介護予防事業の推進	130	一般介護予防事業等の実施 高齢者が、自主的にフレイルや要介護状態を予防できるよう、各種教室を開催します。また、日常生活改善、維持、向上の支援に特化した介護保険サービスも実施します。	高齢者福祉課	継続
高齢者のスポーツ推進	131	高齢者健康体操教室の実施 高齢者のスポーツへの参加促進、健康維持・増進、生きがいづくりの場として「高齢者健康体操教室」を実施します。	スポーツ振興課	継続



基本目標Ⅲ 地域共生・多様な主体による健康づくり

基本目標Ⅲ-①：誰もが安心して暮らせる地域づくり

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
障害者の地域生活支援の実施	132	地域生活を支えるサービスの充実 障害のある人が、本人の希望する地域で自立して暮らしていくことができるよう、本人と介護者を支える生活支援サービスを充実させていきます。	障害者福祉課 健康推進課	継続
	133	障害者の就労等に関する支援事業の実施 就労を希望する障害者や就労している障害者等からの相談、支援を行います。また障害者雇用について企業等からの相談に応じ、情報提供等を行います。	障害者福祉課	継続
	134	災害時個別支援計画の作成 人工呼吸器使用者をはじめ、災害時に特に支援が必要な方について個別支援計画を作成し、関係機関と連携した災害時支援を進めます。	保健計画課 健康推進課 防災課	継続
高次脳機能障害の患者・家族への支援の実施	135	高次脳機能障害ネットワーク会議の実施 高次脳機能障害者の地域での自立生活を支援するため、連携体制や福祉サービスのあり方について検討します。	保健予防課	継続
	136	高次脳機能障害支援事業 高次脳機能障害に関する電話・窓口相談を行うとともに、高次脳機能障害についての啓発を行い、区民や企業等に理解の推進を図ります。	地域福祉課 保健予防課 健康推進課 すみだ福祉保健センター	継続
発達障害者等への支援の実施	137	発達障害者支援に関する連携推進 発達障害者支援マニュアルを作成し、庁内関係各課、関係機関との連携を推進します。	保健予防課	継続
	138	発達障害に関する相談支援機能の強化 乳幼児期から必要な支援が受けられるよう、児童発達支援センターの運営の充実を図ります。また、発達障害のある人やその家族の相談支援を行うとともに、相談支援体制の充実を図ります。	障害者福祉課 健康推進課	継続
医療的ケア児と家族への支援体制の構築	139	医療的ケア児に関する庁内連携会議及び協議会の運営 区の関係部署による庁内連携会議を開催し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携を推進します。 庁内連携部署と外部委員からなる協議会を開催し、医療的ケア児に対する支援の充実に努めます。	障害者福祉課	継続
	140	医療的ケア児の受入体制の整備 医療的ケア児を教育・保育施設等で安全に受け入れるため、必要な人員体制や施設環境等について調査・検討を行います。また、身近な医療機関で一時入院等ができるよう体制の整備を進めます。 お子様の状況にあわせた保育の支援ができるよう受け入れ態勢を整備し、充実を図ります。 必要に応じて、対象児在籍区立学校に看護師を配置します。	障害者福祉課 健康推進課 子育て政策課 子ども施設課 学務課	継続
心身障害児(者) 歯科保健の推進	141	心身障害児(者) 歯科相談等事業 すみだ保健子育て総合センター内「ひかり歯科相談室」において、心身に障害のある区民を対象に、歯科医師や歯科衛生士が口腔機能の維持及び改善に必要な予防処置及び歯科保健指導を行います。	健康推進課	継続
	142	通所施設等での歯科保健指導の実施 区内の通園・通所施設及び福祉作業所において、利用者、保護者、職員への定期的な歯科保健指導を実施し、障害のある区民の歯と口の健康を維持し、歯科受診へつなげるよう支援します。	健康推進課	継続
障害者(児)スポーツと文化芸術活動の普及と充実	143	障害者(児)スポーツと文化芸術活動の普及と充実 障害者スポーツの普及や文化芸術活動の場の充実により、障害のある人(こども)やその家族、地域の人々が交流できる機会づくりを推進し、生きがいづくりを支援します。	スポーツ振興課 障害者福祉課	継続

基本目標Ⅲ-②：最期まで自分らしく暮らせる地域づくり

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
医療・介護関係者連携の推進	144	各種協議会（在宅医療・介護連携推進協議会、医療連携推進協議会）の開催 在宅医療・介護の両方を必要とする区民が住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために医師・歯科医師・薬剤師・訪問看護師・医療ソーシャルワーカー・ケアマネジャー・高齢者支援総合センター職員等で構成する会議体を設置し、医療と介護の連携を進めます。	介護保険課 高齢者福祉課 保健計画課 健康推進課	継続
	145	医療・介護関係者連携推進事業 区民が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう医療と介護の関係者の連携を強化するため、在宅医療・介護関係者の研修、在宅医療体制の構築、区ホームページや紙媒体を活用した情報提供等を進めます。	介護保険課 高齢者福祉課 保健計画課 健康推進課	継続
在宅療養等の普及啓発・相談支援の推進	146	在宅療養ハンドブックの配布 地域包括ケアシステム構築に向け、在宅療養を推進するため、区民が安心して在宅療養を選択できるよう、在宅療養ハンドブックによる普及啓発を行います。	高齢者福祉課 保健計画課	継続
	147	在宅療養に関する相談支援 区民が安心して在宅療養を選択できるよう、相談支援を行うとともに、必要な医療や福祉サービスとつなげていきます。	高齢者福祉課	継続
	148	在宅高齢者訪問歯科診療の充実 通院が困難な高齢者の歯科受診の機会を確保し、口腔と全身の健康を維持するために、訪問歯科診療を実施します。	健康推進課	継続
地域リハビリテーション支援の充実	149	在宅リハビリテーション支援事業の実施 在宅でのリハビリテーションを必要とする人及びその家族が住み慣れた地域で安心していきいきとした生活ができるよう支援します。また、地域リハビリテーション連携を推進します。	地域福祉課 保健計画課	継続
認知症施策の推進	150	認知症についての普及啓発と理解の促進 地域の中で、認知症の有無に関わらず、一人ひとりが同じ社会の一員として地域をともにつくっていく意識が共有されるよう、認知症に関する正しい知識の普及啓発や理解の促進を図ります。	高齢者福祉課	継続
	151	認知症についての医療・介護の連携推進と介護者支援 認知症の人やその家族を支えるために、早期発見・早期対応が行える仕組みや家族介護者の負担軽減と孤立防止に関する取組を充実させます。	高齢者福祉課	継続
	152	認知症の人が生活しやすい環境づくりと社会参加支援 認知症の人が、外出や交流の機会を減らすことなく、これまでに築いた地域との関係を保ち、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられるよう各種の取組を進めます。	高齢者福祉課	継続
	153	認知症検診事業の実施 認知症の早期発見・早期治療につなげるため、医療機関で検診を実施します。	高齢者福祉課	新規
ACP(人生会議)の推進	154	ACPの普及啓発の実施 人生の最終段階における医療・ケアにおいて十分に本人の意向が尊重されるようにACPの普及啓発を推進します。	高齢者福祉課 保健計画課	新規

基本目標Ⅲ-③：心の健康を支える地域づくり

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
精神障害者 地域生活支援 ネットワークの 強化	155	墨田区地域自立支援協議会精神部会の開催 保健、医療及び福祉関係者による協議の場として墨田区地域自立支援協議会精神部会を開催します。	保健予防課	継続
	156	精神障害者・家族への支援の実施 回復途上にある精神障害者及び、精神保健に課題をかかえる者に対して、日常生活の支援や社会適応の促進を行い、区民の精神的健康の向上を図ります。 また、精神障害者及び精神保健に課題をかかえる者の家族が、正しく病気を理解することで、適切に本人と関わることができ、本人及びその家族が地域で安定して生活できるよう、家族会の支援等を行います。	健康推進課	継続
	157	自立支援医療制度（精神通院）・精神障害者手帳・移動支援事業 精神障害者の通院治療に必要な費用の一部公費負担及び福祉手帳を交付することで、精神障害者の適正な医療の普及及び社会復帰を促進します。また、精神障害者が単独で外出が困難な場合に、障害者等の移動を支援する者を付き添いとして派遣し自立と社会参加を支援します。	保健予防課 健康推進課	継続
精神障害者・ 家族への 支援の充実	158	障害者地域生活支援拠点の整備（面的整備） 精神障害者の地域支援を行う面的な体制整備（相談、緊急時の受け入れ、体験の場、専門人材の確保等）について、地域の実情に応じて、段階的に推進していきます。	障害者福祉課 保健予防課	充実
	159	精神障害者地域移行支援・地域定着支援事業 退院可能な長期入院中の精神障害者が区内にある社会資源を活用することで自立し安定した地域生活を送れるよう支援します。	障害者福祉課 保健予防課 健康推進課	継続
	160	措置入院者の退院後の医療等の継続支援 措置入院になった方について、退院後支援計画をたて、地域の関係者につなぎ、退院後の安定した療養生活が送れるよう支援を行います。	保健予防課	継続
地域生活 への移行に 向けた 支援の推進	161	精神保健講演会の実施 精神保健に関する正しい知識の普及と精神障害者に対する理解を深めるため、講演会を開催します。	健康推進課	継続
	162	障害者問題に関する普及啓発 区や作業所等が実施するイベントの機会を通じて障害者への理解等に関する普及啓発を行うとともに、区の広報媒体を活用し、正しい知識の普及と区民の理解促進を図ります。	広報広聴担当 障害者福祉課	継続
横断的な 連携による 「社会的ひきこ もり」への 対応の 検討・推進	163	ひきこもりサポートネット訪問相談事業 電話、家庭への訪問、来所相談により、ひきこもりで悩んでいる方やその家族からの相談を受け、必要な支援内容を検討し、関係機関へつなぎます。	健康推進課	継続
	164	ひきこもり支援推進事業 ひきこもり状態にある本人や家族からの相談を受けとめ、本人の望む解決に向けて伴走支援を行う体制を整備します。	地域福祉課	新規
	165	生活困窮者自立相談支援事業 生活や仕事の不安などをかかえる生活困窮者（生活保護受給者を除く）からの相談に対して、相談支援員が、情報提供及び助言等を行い、ほかの機関と連携しながら自立に向けた支援を行います。	地域福祉課	継続
こころの健康 づくりの推進	166	こころの健康相談の実施 すみだ保健子育て総合センターでの精神科専門医等による相談や、保健師による相談・訪問指導を実施します。また、アルコール等の依存症や思春期問題等、様々なこころの悩みや問題について、専門員等が相談に対応します。	健康推進課	継続

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
	167	かかりつけ医と精神科医の連携推進 医療機関で実施する特定健康診査の問診結果等からうつ病等が疑われる方を早期発見・早期治療につなげるために、「墨田区自殺予防のための医療関係者連携マニュアル」を活用したかかりつけ医と精神科医の連携を推進します。	保健予防課	継続
	168	依存症に関する相談の実施 アルコールやギャンブル、薬物等による依存症に関する相談を実施し、依存症の方やその家族、関係者に、治療や再発防止、社会復帰のための支援を行います。	健康推進課	継続
	169	薬物乱用防止に関する普及啓発 東京都薬物乱用防止推進墨田地区協議会及び区内小・中学校と連携し、薬物乱用防止の啓発事業を実施します。	生活衛生課	継続

基本目標Ⅲ-④：自殺対策の推進

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
地域におけるネットワークの強化	170	墨田区自殺対策ネットワーク会議・庁内ネットワーク会議の開催 医療・地域等の関係機関が連携して自殺対策を総合的に推進するため、「墨田区自殺対策ネットワーク会議」を開催します。また、区の関連組織の連携体制を強化し、「生きるための包括的支援」として総合・発展的に取組むため、「墨田区自殺対策庁内ネットワーク会議」を開催します。	保健予防課	継続
	171	連携自治体事業 特定非営利法人自殺対策支援センターとの協定によりSNS相談窓口と区の支援を連携させるつなぎ支援を行うほか全国の連携自治体とのネットワークにより自殺対策の推進及び職員の対応能力向上を図ります。	保健予防課	新規
自殺対策を支える人材の育成	172	ゲートキーパー研修の実施 様々な悩みや生活上の困難をかかえる人に対し、早期に気づき、受けとめ、適切な関係機関につなぐことができるよう、区職員・関係機関・教職員・区民等を対象に自殺対策を支える人材を育成するためのゲートキーパー研修を実施します。	保健予防課	充実
区民への啓発と周知	173	自殺予防週間・自殺対策強化月間啓発事業の実施 自殺予防週間・自殺対策強化月間について各種媒体を活用し、周知するとともに、期間にあわせて講演会や展示等啓発事業を実施します。	保健予防課	継続
生きることの促進要因への支援	174	自殺未遂者への支援 医療機関等と連携し自殺未遂者を把握し、生きることの「阻害要因」を整理し、「促進要因」を増やすことを目的に支援を行います。SOSカードやリーフレット等を活用し、必要な時につながることもできる支援を提示します。	保健予防課	充実

基本目標Ⅲ-⑤：地域・職域連携の推進

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
地域・職域連携の強化	175	地域・職域連携推進ネットワークの構築 区内在住・在勤者が生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るために、自治体、事業者及び医療保険者等の関係者が相互に情報交換等を行う地域・職域連携推進ネットワークを構築します。	保健計画課	継続

墨田区版健康経営支援事業の推進	176	墨田区版健康経営支援事業 企業における健康経営及びコラボヘルスの推進による労働者・家族の健康づくり及び安全衛生を目的とし、墨田区版健康経営支援事業を実施します。	保健計画課	継続
	177	区内給食施設との連携 食堂を持つ企業等との連携により、健康な食の提供を支援します。	健康推進課	継続
	178	ウォーキングによる身体活動向上等健康寿命の延伸 誰でも気軽にできるウォーキングの普及及び習慣化を図るほか、健康に関するセミナー等への参加を促進するよう、区民の健康づくりを支援する取組を検討・実施します。	健康推進課	継続
企業等の保有する知見の活用	179	専門的な知見の活用 企業等が保有する専門的知見を活用し健康に関する施策の質の向上を図ります。	保健計画課	新規
データヘルスの推進	180	データヘルス改革への対応 保険者毎に分析されている健診結果や医療費情報等の分析を行い、分析結果に基づいた保健事業を関係者と連携し推進します。	国保年金課 保健計画課 健康推進課	充実

基本目標Ⅲ-⑥：特殊疾病（難病）対策の推進

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
難病に関する支援体制の構築	181	神経難病検診の支援 医師会、専門医療機関等と協力し、神経難病健診を実施します。	健康推進課	継続
	182	難病に関する普及啓発 難病に関する講演会を開催し、普及啓発を行います。	健康推進課	継続
	183	難病対策のための協議の場の設置 難病患者支援のため、関係機関による協議の場を設置し、地域での課題解決を図ります。	保健予防課	新規
難病患者への支援の推進	184	難病患者への支援 公費負担制度に基づき対象者の把握、療養生活に関する相談等を行います。また、難病患者・家族等の自主グループ活動への療養支援を行います。	健康推進課	継続

基本目標Ⅲ-⑦：すみだらしい食育の推進

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
食育を推進する中核となる人材の育成・支援	185	すみだ食育推進リーダーの育成 世代や分野、地域をこえて多様な主体が協働で食育活動を実践し、コーディネーターを行う人材を育成します。	健康推進課	充実
食育に関する自主グループ等の育成・支援	186	食育推進団体（すみだ食育goodネット等）への支援 「すみだの食育」推進の中核となるすみだ食育goodネット等を支援し、区民、地域団体、NPO、事業者、企業、大学、区等によるネットワークを構築し、協働の食育を推進します。	健康推進課	継続
	187	食育に関する自主グループ等の育成・支援 食育や健康づくり・食生活に関心を持ち、講習会等で学んだことを通じて、地域社会の食育の推進に寄与することを目的とする自主グループの育成・支援を行います。	健康推進課	継続

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
食育に関する普及啓発の推進	188	食育に関する普及啓発 食育に関する普及啓発等を通じて区民・地域団体・NPO・事業者・企業・大学等と区の協働による食育活動を地域に広めていきます。	健康推進課	継続
保育施設、学校、児童館等と連携した食育の推進	189	保育施設、学校、児童館等と連携した食育の推進 関係機関の連携により幼児期からの食育を推進します。	健康推進課 子ども施設課 学務課	充実
災害時食支援ネットワークの推進	190	災害時食支援ネットワークの推進 災害時等に食事に配慮が必要な人への食支援を行うため、平時の食育推進ネットワークを活かした仕組みを構築し、自助、共助の視点から具体的な食支援の取組を進めます。	健康推進課 子ども施設課 防災課 学務課	継続
北海道芽室町との食を通じた交流	191	北海道芽室町との食を通じた交流 特別区全国連携プロジェクトをきっかけに、すみだ食育goodネットを中心につなげた北海道芽室町と、食を通じた交流事業を展開します。	健康推進課	新規

基本目標Ⅲ-⑧：健康を支援するソーシャルキャピタルの醸成

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
地域における支え合いの促進	192	生活支援体制整備事業 地域毎の特性に応じた、多様な主体（住民やNPO法人、民間企業等）による支え合いの充実や高齢者の社会参加の促進を図り、高齢者の自立した生活を支援します。	高齢者福祉課	継続
	193	小地域福祉活動の推進 町会・自治会等の顔が見える範囲で、その地域に住む全ての方を対象とした、ふれあいサロンでの交流、見守りや声かけ、戸別訪問等地域の特性に応じた支え合いや助け合いを行う小地域福祉活動を推進します。	地域福祉課 墨田区社会福祉協議会	継続
	194	民生委員・児童委員活動の支援事業 地域の中で支援を必要とする人への相談・援助や、社会福祉協議会、福祉事務所、高齢者支援総合センターなどの関係機関に対する協力活動を行う民生委員・児童委員活動を支援し、相談機能の充実を図ります。	地域福祉課	継続
	195	地域における高齢者の見守りネットワークの充実 ひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者みまもり相談室が核となり、民生委員・児童委員、住民、事業者等が連携した高齢者の見守りネットワークを構築していきます。	高齢者福祉課	継続
	196	包括的支援体制整備事業 地域共生社会の実現に向けて、これまでの分野別の支援体制では対応しきれない「複雑化・複合化した支援ニーズ」や「制度の狭間にある課題」に対応するため、重層的なセーフティネットの強化を図り、地域の支え合いによる包括的な支援体制を整備します。	地域福祉課	継続
地域健康づくりの推進	197	地域健康づくりの実施 区民全体の健康意識の向上を目的に、地域の要望に応じ専門職等が地域に出向いて健康に関する講座や相談等を行います。	保健計画課 生活衛生課 保健予防課 健康推進課	継続
区民の交流・活動の場の整備・活用	198	地域集会所及び地域プラザの活用 区民の交流・活動の場として活用可能な地域集会所や地域プラザ等の設備の貸し出しを行います。	地域活動推進課	継続

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
町会・自治会等の活動への支援	199	町会・自治会活動支援事業 町会や自治会等が行う地域の活性化や問題解決につながる事業や、地域団体が町会等と連携して行う地域力向上となる事業に対して補助を行います。	地域活動推進課	継続

基本目標Ⅲ-⑨：健康なまちづくりに向けた環境整備

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
保健衛生に係る調査・研究の推進	200	衛生統計調査の実施 国民の保健衛生の向上に資する調査（人口動態調査、国民生活基礎調査、医療施設調査、国民健康・栄養調査等）を実施します。	保健計画課 生活衛生課	継続
	201	区民の健康に関する調査・研究の実施 「すみだ健康づくり総合計画」の評価や健康課題抽出を目的に、健康に関する意識調査等を実施します。	保健計画課	継続
健康づくりを促す環境整備	202	「通いの場」健康プログラムの実施 千葉大学予防医学センターが開設した新たな研究開発・交流拠点「あつまれHUB・LABSUMIDA」を活用し、区民が主体となって介護予防や健康づくりを目的とした拠点で健康プログラムを実施します。	行政経営担当 高齢者福祉課	新規
	203	運動施設等の整備・運営 区民が気軽に利用できる運動施設や健康増進施設の整備及び管理運営を行います。	地域活動推進課 スポーツ振興課	継続
	204	多様なニーズに応えられる魅力的な公園の整備 公園の出入口や園路、トイレ等のバリアフリー化を進め、誰でも快適に使える公園をつくります。また、ボール遊び広場や健康器具等のスポーツやレクリエーションに資する施設を整備するとともに、自然とふれあえる場を創出します。	公園課	継続
	205	うるおいと安らぎのある水辺空間の整備 旧中川、北十間川、横十間川、堅川等の内部河川について、テラスや歩行空間等の整備を行う等、水辺とその周辺が一体となった魅力的な親水空間を創出します。	都市整備課	継続
	206	安全・快適な道路空間の整備 自転車専用レーン等の設置により、歩行者と自転車の双方が安全で快適に通行できる道路空間を整備するとともに、道路のバリアフリー整備を進め、高齢者・障害者の行動範囲を拡大します。また、花の咲く街路樹への植替えや、植樹ます等の設置により、明るく、美しく、住みやすいまちをつくります。	道路・橋りょう課	継続
	207	ゼロ次予防を意識した都市デザインの推進 国の健康づくり施策「健康日本21」が掲げる“自然に健康になれる環境づくり”の理念を踏まえ健康への気づきを促すサインを区内に設置し、誰もが健康になれる環境づくりを推進していきます。	行政経営担当	充実
データ分析に基づく健康課題の見える化	208	「すみだ健康カルテ」の啓発 可視化された健康課題をまとめたすみだ健康カルテの啓発を行い、区民の健康づくりを促進します。	国保年金課 高齢者福祉課 保健計画課 健康推進課	新規
大学や企業と連携した健康づくり	209	大学や企業の知見を活用した取組 大学や企業の持つ知識や技術を活用し、新たな健康づくりの取組を実践します。	保健計画課 健康推進課	新規

基本目標Ⅳ 安全・安心な保健・医療体制

基本目標Ⅳ-①：感染症対策の推進

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
感染症 まん延防止 対策の実施	210	新型インフルエンザ等対策の実施 新型インフルエンザ等対策について、平時から備えるとともに、探知した際には、国や都、区内医療機関等と緊密に連携し、区民への的確な情報提供を行い、発生時には状況に応じた対策を講じる等、感染拡大の防止に努めます。	保健計画課 保健予防課 安全支援課	充実
	211	感染症発生時のまん延防止対策の実施 感染症発生時は、感染症法等 ⁶⁹ に基づき、速やかに感染症患者に対して積極的疫学調査を行い、関係機関と連携し、感染症の拡大防止を図ります。	保健予防課	継続
	212	感染症サーベイランス事業の実施 東京都感染症発生動向調査事業実施要綱に基づき、感染症に関する情報をオンラインシステムにより東京都に報告します。	保健予防課	継続
	213	学校・保育園等感染症サーベイランス事業の実施 学校欠席者情報収集システム（保育園サーベイランスを含む）を活用し、小児の感染症等の集団感染の早期探知とまん延防止対策を実施します。	保健予防課	継続
各種感染症の予 防接種・検査等 の実施	214	予防接種の実施 ・ 予防接種法に基づく定期的予防接種の個別勧奨を実施します。 ・ MR第2期末接種者への個別勧奨を実施します。 ・ 任意予防接種：こどものMR（麻しん風しん混合）、大人のMRの予防接種を公費負担で実施します。	保健予防課	充実
	215	エイズ相談・検査の実施 エイズのまん延防止と予防の啓発のため、HIV抗体検査とあわせて相談を実施します。HIV抗体検査とあわせて梅毒検査を実施します。	保健予防課	継続
	216	感染症媒介蚊に関する検査の実施 蚊媒介感染症の発生とまん延を防止するため、区立公園で蚊を捕獲し、デングウイルスとジカウイルスの検査を実施します。	生活衛生課	継続
結核対策の推進	217	結核健康診断等の実施 結核の早期発見とまん延防止のために、健康診断と乳児へのBCG接種を実施します。	保健予防課	継続
	218	結核に対する知識の普及、相談の実施 一般区民をはじめ、患者・家族等に対して、結核に対する正しい知識の普及を図り、不安の解消と積極的な健康管理につなげるために、相談を実施します。	保健予防課	継続
	219	結核患者の療養支援、医療費公費負担制度の実施 結核患者が確実に治癒できるようにDOTS（直接服薬確認療法）として保健師等が訪問等を行い、服薬を支援します。また、適切な医療を提供するため医療費の公費負担を行います。	保健予防課	継続
	220	ハイリスク層への結核予防対策の実施 結核にかかりやすく、再発しやすい高齢者や基礎疾患を持つ人、住所不定者や日本語学校でのり患・発病を予防するため、普及啓発を行うとともに、健康診査の受診勧奨を行います。	保健予防課	継続
	221	結核発生時のまん延防止対策の実施 結核感染者や発病者の早期発見や感染源探索のため、患者家族や職場同僚等への接触者健診を実施し、結核のまん延防止を図ります。	保健予防課	継続

⁶⁹ 感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
感染症に関する知識の普及啓発	222	感染症についての普及啓発 結核、エイズ・梅毒等の性感染症、新型コロナウイルス感染症等、様々な感染症についての正しい知識や最新情報、感染予防方法、薬剤耐性対策等について、区報や区ホームページ等の情報媒体を活用して区民に情報提供します。	保健予防課	充実
	223	ハイリスク者利用施設への感染症対策の実施 抵抗力のない人に重篤な症状をもたらす感染症を予防するため、特別養護老人ホーム等の高齢者施設や保育園等の乳幼児利用施設に対して、衛生管理指導を行うとともに、施設管理者への講習会等を開催します。	生活衛生課 保健予防課	充実
保健所機能の維持	224	IHEATの運用 感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に保健所機能が維持できるようにIHEATの運用を行います。	保健計画課 保健予防課	新規

基本目標Ⅳ-②：食品衛生の推進

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
食の安全性の確保の推進	225	食品関係施設の監視指導及び自主管理の推進 食中毒や違反食品の事件発生を未然に防ぐため、食品関係施設へ立ち入り監視指導を行い、不適切な取扱等については、改善の指導及び確認を行います。また、HACCPに沿った衛生管理を推進、定着を支援することで、食品等事業者が食品事故防止に努めるよう衛生意識を高めます。	生活衛生課	継続
	226	違反・不良食品対策の徹底 食品等の収去検査を実施し、食品衛生法違反の疑いがある食品等を発見した場合は、原因を調査した上で改善を指導し、必要に応じて販売禁止命令等の措置を講じ、流通から排除します。また、再発防止のため改善の指導及び確認を行います。	生活衛生課	継続
	227	食品衛生に関する申請手続のDX化 手続における利便性を高めるため届出の一部を電子申請にて受け付けています。	生活衛生課	新規
食の安全に関する普及啓発・相談対応の推進	228	食品衛生に関する普及啓発 食品等事業者に衛生講習会を実施し、食品衛生の最新情報を提供することで、適切な事故対策、衛生管理を行えるようにします。また、消費者に食品衛生についての正しい知識の普及啓発を行うため、食中毒予防キャンペーン等を行います。	生活衛生課	継続
	229	食品表示に関する相談・指導、普及啓発 食品の安全性の確保のため、食品表示法に基づく表示が適正に行われるよう、事業者からの相談を受け付けるとともに、指導を行います。また、区民が表示をみて、適切に食品を選択できるよう、講習会や区ホームページ等を通じて啓発します。	生活衛生課	継続
食品による健康被害の防止対策の強化	230	大規模食中毒等対策の実施 食品の大規模製造化、広域流通化に伴い、大規模食中毒や毒物混入事件等に備えて平時から国や都道府県等と相互に連携や協力を行うとともに、「墨田区食中毒対策マニュアル」を随時見直し、職場内研修を行うなどして危機管理体制を整えます。	生活衛生課	継続
	231	食品衛生検査における危機管理体制の整備 保健所職員の検査技術の維持・向上を図り、大規模食中毒発生時等の危機管理体制を整備します。	生活衛生課	継続

基本目標Ⅳ-③：衛生的な生活環境の確保／公害対策

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
住まいの衛生に関する相談体制の充実	232	住まいと飲料水に関する衛生相談の実施 住宅の換気不足に起因するカビ・ダニ・結露の発生等に関する相談や、貯水槽水道を利用した飲料水の衛生的な管理等に関する相談に対応します。	生活衛生課	継続
	233	ねずみ・衛生害虫等の防除相談の実施 ねずみの除去方法やハエ、蚊等の衛生害虫の発生防止に関する相談に対応します。	生活衛生課	継続
施設の衛生的な環境の確保	234	環境衛生関係営業施設に対する監視指導の実施 理・美容所、クリーニング所、興行場、浴場、宿泊施設等の環境衛生関係営業施設の監視指導を行い、施設利用による健康被害の発生を防止します。	生活衛生課	継続
	235	公衆浴場の衛生設備改善資金の助成 区内で公衆浴場を営む人に対し、公衆浴場の衛生設備を改善するための資金の一部を助成します。	生活衛生課	継続
	236	衛生講習会の実施 環境衛生関係営業施設の営業者を対象に、公衆衛生上の最新情報を提供し、衛生水準の維持向上を図るため、衛生講習会を開催します。	生活衛生課	継続
環境に起因する健康被害対策の実施	237	公害健康被害者救済事業の実施 大気汚染による呼吸器系健康被害者に対する補償により、被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ります。また、看護師等の訪問による保健指導やぜん息児デイキャンプ、アレルギー講演会、ぜん息児水泳教室等を実施します。	保健予防課	継続
	238	生活環境に関する苦情相談対応、公害防止指導の実施 公害を未然に防止するため、工場認可時等に指導を行うほか、生活環境に関する苦情相談等に対応します。	環境保全課	継続
	239	熱中症対策の推進 熱中症予防に対する普及啓発を行います。また、区ホームページに予防対策等を紹介していきます。 熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラート発令時には速やかに区民へ情報提供します。また、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定を行い、必要な物資を提供します。このほか、各種イベントにて夏の熱中症対策・地球温暖化防止対策の一環として、クールシェアの周知を図ります。 高齢者に対し、熱中症予防啓発資料の送付、猛暑避難所「涼み処」の開設、高齢者みまもり相談室等による訪問活動時の啓発及び啓発物品の支給を実施します。	高齢者福祉課 健康推進課 環境保全課	充実
環境監視の実施	240	環境監視の実施 区民の健康で安全な生活環境を確保するため、大気や水質等の区内の環境を調査し、公表します。	環境保全課	継続

基本目標Ⅳ-④：動物の適正管理の推進

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
狂犬病予防の推進	241	狂犬病予防事業の実施 狂犬病予防法に基づき、犬の登録を行い、鑑札を交付します。また、狂犬病の発生を予防、撲滅するために予防注射の実施率を向上させます。	生活衛生課	継続
	242	狂犬病予防注射済票の交付など手続の電子化 手続の簡便化を図るため電子申請にて受け付けています。	生活衛生課	新規

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
動物愛護・管理に関する普及啓発の推進	243	動物由来感染症に関する普及啓発の実施 狂犬病以外にも、オウム病やレプトスピラ症等、動物から人に伝播する感染症が数多く存在するため、予防に向けた情報収集及び普及啓発を図ります。	生活衛生課	継続

基本目標Ⅳ-⑤：健康危機管理体制の充実

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
災害時の保健・医療体制の整備	244	災害時医療救護活動の強化 保健所は災害時の医療救護活動拠点となるとともに、医療救護所を設置するため、マニュアルや医療資器材を整備し、平時からの訓練等により体制強化を図ります。	保健計画課	継続
	245	災害時の保健医療活動連携体制の構築 災害時の医療救護活動を円滑に行うため、関係者の登録を行い、関係機関との連携会議を開催します。また、関係会議や訓練等に参画します。	保健計画課 防災課	継続
	246	災害時保健活動体制の整備 災害時の防ぎ得る死と二次健康被害等を最小限にするため、保健活動マニュアル等を整備し、平時から備えます。	保健計画課	継続
	247	要配慮者に対する医療体制の構築 災害時における医療ニーズに対応するため、医療体制の構築に向けて関係機関との協議を行います。	障害者福祉課 介護保険課 高齢者福祉課 保健計画課 健康推進課 防災課	充実
健康危機管理体制の整備	248	健康危機管理体制の充実 健康被害の発生を予防し、拡大防止を図るとともに、治療等に迅速かつ適切に対応するため、健康危機管理マニュアルを整備し、関係機関連携や訓練等への運用を図ります。	保健計画課 安全支援課	充実
	249	情報提供体制の整備 すみだ安全・安心メールや危機管理X（旧Twitter）、区公式LINE、区ホームページ、防災行政無線電話応答サービス等、危機の発生時に区民がいち早く情報を得られるよう、多様な媒体の整備運用を行います。	広報広聴担当 防災課 安全支援課	継続
	250	事業継続計画の策定・更新 事業継続計画（新型コロナウイルス感染症対応版）は、健康危機対処計画等の策定を踏まえて更新します。	防災課 安全支援課	継続
	251	AED（自動体外式除細動器）の整備 救急救命活動の充実のため、多くの区民が利用する施設にAED（自動体外式除細動器）を整備するとともに、区民・団体等が行う行事等への貸し出しを行います。	保健計画課	継続

基本目標Ⅳ-⑥：地域の保健・医療体制の整備

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
最期まで住み慣れた地域で過ごせる医療体制の充実	252	在宅医療24時間体制構築・DX化の支援 地域における24時間の在宅医療の確保に向け医療体制の構築を図ります。また、在宅医療の推進を支えるため医療DX化を支援します。	保健計画課	新規
	253	医療人材の確保 医療人材確保のため、医療職の魅力を伝えるイベント等を通し普及啓発を行います。	保健計画課	新規

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
	254	診療所等の開設届受理、監視指導の実施 適切な医療提供体制を確保させ、区民の健康の保持を図るため、診療所等の人的構成、構造設備、安全管理体制等について監視指導を実施します。また、オンライン診療実施医療機関における適切な診療の実施についても確認します。	生活衛生課	継続
	255	薬局等に対する監視指導及び医薬品等の安全確保の実施 医薬品等の品質、安全性を確保するため、薬局等の監視指導及び医薬品等の収去検査を実施します。また、オンライン服薬指導実施薬局における適切な服薬指導の実施についても確認します。	生活衛生課	継続
	256	毒物・劇物販売業者等に対する監視指導の実施 医薬用外毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締りを実施し、適正な流通及び保管管理を確保させ、事故等の未然防止を図ります。	生活衛生課	継続
	257	有害物質を含有する家庭用品の規制の実施 区民が日常使用する繊維製品やエアゾール製品等の家庭用品に含有されている化学物質による健康被害を防止するため、試買検査を実施します。	生活衛生課	継続
	258	苦情、相談等への対応の実施 区民が安心して安全な医療・医薬品の提供を受けられるよう、苦情や相談に対応します。また、区民が適切な医療を選択できるよう、医療や医薬品等に関する広告について、事業者への指導及び区民からの相談に対応します。	生活衛生課	継続
	259	医療安全に関する相互連携の推進 保健所や医師会に寄せられる診療所に係る苦情・相談について、相互に情報の共有化を図り、協力して問題解決を進めることで、良質な医療の提供と、医療に係る信頼性の向上を図ります。	保健計画課 生活衛生課	継続
区民参加型の医療体制の構築	260	医療連携推進事業の実施 東京都保健医療計画に基づき、政策的に重要な5疾病 ⁷⁰ や政策的に推進すべき6事業 ⁷¹ 、在宅医療等の医療連携体制を構築し、地域で安心して医療や福祉が受けられる体制を構築します。	保健計画課	継続
	261	かかりつけ医・歯科医・薬剤師の普及推進 健康マップ、高齢者の健康ガイド、区ホームページ等の機会を通じて周知します。	保健計画課 健康推進課	継続
医療に関する取組の推進	262	地域医療構想の実現に向けた体制整備 医療体制の整備について、関係機関との連携を推進します。	保健計画課	継続
	263	休日応急診療所の充実 休日の医療を確保するため、休日応急診療所（内科、小児科）を設置します。また、休日の歯科診療や整形外科診療については、区内医療機関の当番制により実施します。	保健計画課	充実
	264	献血の普及・推進 区役所1階で献血を実施（年3回予定）するとともに、区報や区ホームページ等を通じた周知を行い、献血の普及啓発を図ります。	保健計画課	継続
	265	移植医療の普及推進 国及び東京都の動向を踏まえ、ドナー登録の普及啓発、推進を図ります。また、骨髄等の提供を促すとともに事業周知を図ります。	保健計画課	継続
	266	ITを活用した医療情報の提供 地域の医療情報等をデジタル化し提供します。	保健計画課	充実

⁷⁰ 政策的に重要な5疾病：がん、循環器病（脳卒中・心血管疾患）、糖尿病、精神疾患のこと。

⁷¹ 政策的に推進すべき6事業：救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、新興感染症等の感染拡大時における医療のこと。

ひと・まちつながり いきるを支える墨田区自殺対策計画（第2次）

基本施策：自殺対策の推進

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
(1) 地域における ネットワークの 強化	1	墨田区自殺対策ネットワーク会議 医療・地域等の関係機関との有機的な連携がセーフティネットとして機能するよう、自殺対策を総合的に推進するため、「墨田区自殺対策ネットワーク会議」を開催します。	保健予防課	継続
	2	墨田区自殺対策庁内ネットワーク会議 自殺対策を「生きることの包括的支援」として、全庁的に総合・発展的に取組むため、「墨田区自殺対策庁内ネットワーク会議」を開催します。	保健予防課	継続
	3	連携自治体事業 特定非営利法人自殺対策支援センターとの協定によりSNS相談窓口と区の支援を連携させるつなぎ支援を行うほか全国の連携自治体とのネットワークにより自殺対策の推進及び職員の対応能力向上を図ります。	保健予防課	新規
	4	要保護児童対策地域協議会 児童虐待防止のために必要な連携体制を強化し、適切な支援をするために代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催します。	子育て支援 総合センター	継続
(2) 自殺対策を 支える人材 の育成	5	区職員への研修 日々の業務の中で自殺のリスクをかかえた区民に気づき、適切な支援につなぐ役割を担えるよう、eラーニング等の活用も検討しゲートキーパーについて学ぶ機会を設けます。また、上記に加え、職場における自殺対策を促進するために係長候補者に研修を実施します。さらに、職員報等を通じて区職員への啓発を行います。	職員課 窓口課 国保年金課 税務課 生活福祉課 介護保険課 保健予防課	充実
	6	区教職員への研修 教職員研修の機会をとらえ、こどもの自殺予防に加え、教職員自身のこころの健康づくりについても学ぶ機会を設けます。	保健予防課 指導室	継続
	7	地域の関係者・団体・支援者に向けたゲートキーパー研修の開催及び受講勧奨 様々な分野の専門家及び関係者のほか、直接区民に関わる支援者や地域のネットワークの担い手となる関係団体等に向けてゲートキーパー研修の開催の勧奨を行うとともに、受講を促進します。	地域福祉課 障害者福祉課 介護保険課 高齢者福祉課 生活衛生課 保健予防課 健康推進課 子育て支援課 子育て支援 総合センター 地域教育支援課	充実
	8	一般区民への研修 悩みへの寄り添い方や言葉のかけ方、相談先へのつなげ方など、ゲートキーパーの基本や実践編を学ぶことができ、役立てることができる講習会を開催します。	保健予防課	充実
(3) 区民への 啓発と周知	9	自殺予防週間・自殺対策強化月間における啓発事業の実施 自殺予防週間・自殺対策強化月間について区報（墨田区のお知らせ「すみだ」）や区ホームページで周知し、講演会や企画展示等啓発事業を実施します。また、相談機関の周知及び気軽に相談する経験を増やすことを目的に機会をとらえて臨時相談窓口を設置します。	広報広聴担当 保健予防課	継続
	10	図書館等での普及啓発 自殺対策強化月間等の機会をとらえ、区立図書館において啓発展示や関連本の紹介などを行います。また、学校図書館においても、長期休業前の時期をとらえて、ポスター掲示や図書を紹介を行います。	保健予防課 指導室 ひきふね図書館	継続

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
	11	各種広報紙等による啓発 墨田区のお知らせ「すみだ」、区ホームページ、SNS、ケーブルテレビ等の広報媒体を活用し、区の取組等の情報発信を行います。また、教育委員会の教育広報等にメンタルヘルス等の関連記事を掲載し、啓発を図ります。	広報広聴担当 庶務課 指導室 地域教育支援課	継続
	12	各種講演会・イベントによる啓発事業の実施 生きづらさの背景となりうる人権課題や疾病、障害への理解の促進に向けて各種講演会やイベント等で啓発を行います。	すみだ人権同和・男女共同参画事務所 高齢者福祉課 健康推進課 地域教育支援課	継続
	13	町会・自治会での啓発 町会・自治会との連携により、資料の配布やポスターの掲出を行います。また、区と町会・自治会が情報交換等を行う「コミュニティ懇談会」や「全町会長・自治会長会議」において情報提供を行います。	地域活動推進課	継続
(4) 生きることの 促進要因への 支援	14	こころと生活の相談窓口 様々な悩みに対応する相談窓口の連絡先を掲載したリーフレットを作成し、広く支援の場で活用します。	保健予防課	継続
	15	かかりつけ医と精神科医の連携事業 医療機関で実施する特定健康診査の問診結果等からうつ病等が疑われる方を早期発見・早期治療につなげるために、「墨田区自殺予防のための医療関係者連携マニュアル」を活用したかかりつけ医と精神科医の連携を推進します。	保健予防課	継続
	16	自殺未遂者への支援 医療機関等と連携し自殺未遂者を把握し、生きることの「阻害要因」を整理し、「促進要因」を増やすことを目的に支援を行います。SOSカードやリーフレット等を活用し、必要な時につなぐことができる支援を提示します。	保健予防課	充実
	17	自死遺族等の相談支援に関する情報提供 自死遺族等の各種相談先や支援に関する情報を区ホームページに掲載するとともに、適切な窓口につなぐなどの支援を行います。	保健予防課	継続
	18	措置入院者退院後支援 措置入院等による入院患者について、退院後の生活に向けた支援計画を、本人の同意と関係者の連携の下に作成し、支援を行います。	保健予防課	継続
	19	すみだ区民相談室 日常でかかえている問題や悩みごと（法律、人権、年金・労務、交通事故等）に対して、弁護士等の面談等により問題解決のアドバイスをします。	広報広聴担当	継続
	20	女性のためのカウンセリング&DV相談 女性の様々な悩みを解決するために、専門のカウンセラーが相談に応じます。	すみだ人権同和・男女共同参画事務所 すみだ共生社会推進センター	継続
	21	すみだにじいろ相談 LGBTQ+当事者やそうかもしれない人、その家族や知人の方を対象とした、多様な性・性的指向や性自認などに関する悩みや相談に応じます。	すみだ人権同和・男女共同参画事務所 すみだ共生社会推進センター	新規
	22	すみだ男性悩み相談 男性がかかえる様々な悩みに、専門のカウンセラーが相談に応じます。	すみだ人権同和・男女共同参画事務所 すみだ共生社会推進センター	新規
	23	すみだ就職相談室 ハローワーク墨田との連携により、区役所1階に就職支援窓口を設置します。また、若者や、子育て世代などの女性の就職と仕事の相談窓口を設置します。	経営支援課 ハローワークすみだ	継続
	24	消費生活相談 消費生活相談員が、契約上のトラブルや商品・サービスの疑義等各種の相談に応じます。	産業振興課 すみだ消費者センター	継続

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
	25	重層的支援体制整備事業 分野別の支援体制では対応しきれない「複雑化・複合化した支援ニーズ」や「制度の狭間にある課題」への対応、本事業の地域の拠点である地域福祉プラットフォームの機能強化など包括的な支援体制を整備します。	地域福祉課	新規
	26	ひきこもり支援推進事業 ひきこもり状態にある本人や家族からの相談を受けとめ、本人の望む解決に向けて伴走支援を行う体制を整備します。	地域福祉課	新規
	27	家庭相談員による支援 家庭相談員が、家庭生活に係る諸問題について助言・援助を行うとともに、関係機関との連携調整等、問題解決までの支援を行います。	生活福祉課	継続
	28	母子等緊急一時保護事業 緊急に対応を必要とする母子等を保護するため、施設への一時入所等により、対象者の自立を支援します。	生活福祉課	継続
	29	母子・父子自立支援 ひとり親家庭の親及び子に対し、その自立に必要な情報提供・助言・援助と職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	生活福祉課	継続
	30	女性相談 女性相談支援員が、女性に対するあらゆる暴力・買春等、女性の人権侵害や、若年層を含む女性福祉に関する相談と援助保護を行います。	生活福祉課	継続
	31	高齢者の権利擁護・虐待防止 高齢者の相談を総合的に受け付け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関、制度につなぐとともに、高齢者の権利擁護、虐待の防止のために支援を行います。	高齢者福祉課	継続
	32	保健師による家庭訪問・面接・電話相談 全ての区民を対象に健康の保持・増進や病気の予防・早期発見、健康管理について、家庭訪問・面接・電話による保健指導を行い、関係機関と連絡調整を図りながら、問題の解決につなげます。	健康推進課	継続
	33	こころの健康に関する専門相談 こころの健康や病気に関する相談に精神科専門医が対応します。また、アルコール等の依存症や思春期問題等に関する相談に専門家が対応します。	健康推進課	継続
	34	精神障害者が安定した地域生活を送るための支援 精神障害者が安定した地域生活を送るため、保健師等による随時の相談を行います。	健康推進課	継続
	35	グリーフ（悲嘆）ケアの実施 遺された方のこころやからだに生じる様々な変化に対し、保健師や精神科医等の専門家が相談に応じるとともに、相談内容に応じて適切な機関を案内します。	健康推進課	新規
	36	児童虐待に関する相談等 児童虐待に関する相談、虐待が生じた家庭に対する見守りとサポート、養育困難家庭への援助など、関係機関との連携の下、支援を行います。	子育て支援総合センター	継続

重点施策1：こども・若者への生きる力を培う支援

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
(1) 健全育成と SOSを 出す力の 育成支援	37	SOSの出し方に関する教育の推進 「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声を上げられる」ことを目標として、小学校5年生から中学校3年生までを対象に、「SOSの出し方に関する教育」を学校の教育活動として位置付けて実施します。	保健予防課 指導室	継続
	38	児童・生徒向け啓発媒体の配布 児童・生徒向けに相談窓口の連絡先等を掲載した啓発媒体を作成し、配布します。	保健予防課	継続
	39	コミュニティ会館活動 0歳～18歳の地域のこどもたちの交流活動を行うとともに、中高生の居場所づくりなどを行います。	地域活動推進課	継続
	40	児童館事業 0歳の乳児から高校生世代までの地域のこどもたちに、安全で安心して遊べる場を提供するとともに、専門員による個別的、集団的な指導を通して、こどもたちの健全な育成を図ります。	子育て政策課	継続
	41	学童クラブ 保護者が就労等により昼間適切な保護及び育成をすることができない児童を対象に、放課後等における遊びと生活の場を与え、健全な育成を図ります。	子育て政策課	継続
	42	青少年問題協議会の運営 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策を審議し、それらの施策を適切に実施するため、区及び青少年関係機関・団体の連絡調整を図り「青少年対策基本方針」の策定等を行います。	地域教育支援課	新規
	43	放課後子ども教室推進事業 放課後のこどもたちの安全・安心な居場所を確保し、PTAやそのOB、町会・自治会等、地域の参画を得ながら、学習や様々な体験・交流活動の場を提供します。	地域教育支援課	継続
	44	青少年育成委員会活動 青少年の非行防止等健全育成を図るため、各地域における青少年育成活動を実施します。	地域教育支援課	継続
	45	サブ・リーダー講習会 区内在住・在学の小学校高学年を対象に、自主性、協調性、積極性等を身に付けるための講習会を実施し、グループ活動で中心的な役割を担える人材を育成します。	地域教育支援課	継続
	46	わんぱく天国 こどもたちが自然に触れながら、自由にのびのびと創造的・冒険的な遊びができる場を、プレーリーダーの常駐のもと運営します。	地域教育支援課	継続
(2) 特性に合った 生活環境づくり と相談支援	47	思春期相談 思春期にみられる不登校・ひきこもり、拒食・過食、暴力、自傷行為、発達心の心配などの相談に、専門医や相談員が応じます。	健康推進課	継続
	48	新小・中学校1年生保護者説明会 新小・中学校1年生の保護者説明会において、新生活を迎えるに当たってのメンタルケアについて伝えます。	学務課	継続
	49	特別支援教育推進事業 支援が必要な児童・生徒のための特別支援学級（固定学級）や特別支援教室、きこえ・ことばの教室などの通級学級を設置します。また、固定学級には医師等の専門家による巡回相談を実施します。	学務課 指導室	継続
	50	スクールサポート事業 スクールソーシャルワーカーを各校に配置し、不登校や課題のある児童・生徒の学習指導や生活指導を行うとともに、保護者及び学校への支援を行います。	指導室	継続
	51	ICTを活用した健康管理と相談 小学校2年生～中学校3年生を対象に、健康観察システムを用いて、カラダとココロの記録をつけることで、教職員や児童本人が日々の心身の状態を把握し、組織的に問題の早期発見・早期対応を行います。	指導室	新規

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
	52	スクールカウンセラーの配置 区立小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校の未然防止、改善・解決及び学校の教育支援体制の充実を図ります。	指導室	継続
	53	教育心理検査 小学校2年生～中学校3年生を対象に、学校生活に関わるアンケートを行い、児童・生徒の心理状況や学級集団を客観的に把握し、学級経営の改善を図ります。	指導室	継続
	54	青少年委員活動 青少年委員は各小学校区域と少年団体から選出されており、青少年の余暇指導や青少年団体の支援を通じて青少年教育の振興を図ります。	地域教育支援課	継続
	55	PTA活動の支援 児童・生徒にとって身近なPTA活動への支援を行い、家庭の教育力向上と地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを推進します。	地域教育支援課	継続
	56	各種少年団体活動 青少年の健全な育成のために、墨田区少年団体連合会や子ども会が、子どもたちの健やかな成長を促すための様々な活動を実施します。	地域教育支援課	継続
	57	教育相談事業（教育相談） 児童・生徒の様々な悩みを解決するために、専門の相談員が、本人や保護者、学校等からの相談に応じます。また、「電話相談事業」により電話相談に応じます（いじめ相談については24時間365日対応）。	教育センター	継続
	58	教育支援センター事業 様々な理由で長期間学校を欠席している児童・生徒に対し、相談活動や学習指導の支援を行います。	教育センター	継続

重点施策2：ライフコースに対応した自殺対策の推進

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
(1) 働くことへの 支援	59	区の職場対策 区職員に対する健康診断やストレスチェックの実施のほか、産業医による相談体制の整備を通じて、区内の事業場として、メンタルヘルス不調者を出さない職場づくりを行い、自殺予防につなげます。	職員課	継続
	60	ワーク・ライフ・バランスの推進 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けての普及啓発などを行います。	すみだ人権同和・男女共同参画事務所	継続
	61	就職・仕事カウンセリングルーム 若者と子育て世代等の女性を対象としたキャリアカウンセリングを行い、就労に関わる問題や悩みをかかえる若年層などへの支援を行います。	経営支援課	継続
	62	すみだ健康チャレンジ宣言 職場のこころとからだの健康づくりに取り組む区内企業を紹介し、支援する「すみだ健康チャレンジ宣言」を実施します。この取組をきっかけに、各企業の「健康経営」の取組につなげていきます。	保健計画課	継続
	63	教職員の健康管理 学校等の教職員に対する健康診断やストレスチェックの実施のほか、健康管理医を任命し、教職員の健康管理を行い、教職員の支援を行います。	庶務課 学務課	継続

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
(2) 妊娠・出産・ 子育てへの支援	64	母子訪問指導事業 助産師等が妊産婦及び新生児に対する訪問指導を行うことにより、育児不安の解消及び虐待の防止・早期発見を図ります。	健康推進課	継続
	65	母子保健指導事業 妊娠・出産・育児に関する講座等を実施し、必要な知識の習得や情報を提供するとともに、参加者同士の交流を図り、地域での孤立化を防止します。また、乳幼児健診の場においても育児不安の解消や虐待の防止・早期発見を図ります。	健康推進課	充実
	66	出産・子育て応援事業（ゆりかご・すみだ） 妊娠中に、出産や育児に対する不安や悩みを医療専門職が聴き、適切なサービスや支援につなぐことで、出産後の生活も含めた妊産婦の心身の保持増進を図ります。	健康推進課	充実
	67	周産期ネットワーク 周産期医療を取り扱う近隣の医療機関や助産院との連携を図り、特定妊婦等への支援を行います。	健康推進課	継続
	68	産後ケア事業 産後も安心して子育てができる支援体制の充実を図ることを目的とし、産後1年未満の母子に対し、宿泊型・訪問型・外来型・日帰り型による心身のケアを行います。	健康推進課	充実
	69	こども家庭センター 一体的支援事業 支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援を、母子保健と児童福祉それぞれの専門性を活かし連携・協働して支援内容を検討し、支援計画を組み立てて一体的な支援を行います。	健康推進課 子育て支援 総合センター	新規
	70	きずなメール 区公式LINEを用いて、子育て世帯の区民に対して、妊娠期から乳幼児期までの母子の健康等に関する情報や、区の子育て支援情報を配信します。	子育て支援課	充実
	71	保育コンシェルジュ 妊娠期から保育サービス等の相談に保育専門相談員（保育コンシェルジュ）が応じ、個別の状況に合った保育サービスの情報提供を行います。	子育て支援課	継続
	72	子育てひろば事業 児童館や子育てひろばで、親子同士の交流や仲間づくりのほか、子育て講座や各種相談などを行います。また、関係機関と連携し、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組みます。	子育て政策課 子育て支援 総合センター	継続
	73	保育園等における育児等相談 公立・私立保育園や認定こども園で育児の悩みや生活全般の相談に応じます。	子ども施設課	継続
	74	子育て安心ステーション事業 在宅で保育をしている保護者の育児不安を解消するため、認可保育所等で育児相談や見学を実施するとともに、親子で安心して遊べる場所を提供します。（登録制）	子ども施設課	継続
	75	訪問型保育支援事業 保護者や子ども自身の事情で家庭での保育が一時的に困難な場合に、区が養成・認定した子育てサポーターまたは病後児サポーターが、家庭での保育を支援します。	子育て支援 総合センター	継続
	76	緊急一時保育事業 保護者の病気や離別、出産等により、緊急に保育を必要とする子どもを、緊急一時保育枠を設けた保育園等で保育します。	子育て支援 総合センター	継続
	77	子どもショートステイ 保護者の疾病や冠婚葬祭、出張等により、一時的に子どもを養育することが困難な場合、区が委託する施設及び区内の協力家庭で短期間子どもを養育します。	子育て支援 総合センター	継続
78	児童養育家庭ホームヘルプサービス 義務教育修了前の子どもを養育している家庭の保護者が、ひとり親になった時や病気、冠婚葬祭等で家事や育児等の日常生活が困難な場合に、ホームヘルパーを派遣して家事の援助を行います。	子育て支援 総合センター	継続	

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
	79	養育支援訪問事業 保健部門との連携の中で特に支援が必要と判断した家庭に対し、要保護児童対策地域協議会で協議した支援目標に基づき家庭訪問を実施し、保護者が安心して子どもを養育できるように養育支援を行います。	子育て支援総合センター	継続
	80	交流室活用事業 子育て支援の拠点である子育て支援総合センターの交流室では、お子さんと遊びながら、親同士の交流、情報交換ができる「こみかんたいむ」「おれんじたいむ」のほか、子育てに役立つ情報提供を行う「ひろばデビュー応援隊」や「子育て講座」、「個別相談」を実施することで、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを行います。	子育て支援総合センター	新規
	81	ファミリー・サポート・センター事業 区民の会員制組織による相互援助活動として、保育園や幼稚園、小学校、学童クラブの送り迎え、一時的な保育等を行います。	子育て支援総合センター 墨田区社会福祉協議会	継続
(3) 高齢者世代への 支援	82	コミュニティサロン（長寿室事業） 高齢者の孤立防止、生きがいづくりの一助として、地域集会所等において地域の高齢者が集う場を運営します。	地域活動推進課 墨田まちづくり公社	継続
	83	介護保険認定調査 介護保険認定調査の中で、高齢者本人や家族の状況に気づき、必要に応じて関係機関につなげます。	介護保険課	継続
	84	セカンドステージ支援事業 高齢者が地域で活躍するための環境づくり、生きがい事業として、「セカンドステージセミナー」、「生きがい講座」、「シニア人材バンク」等を実施します。	高齢者福祉課	継続
	85	地域介護予防活動支援事業 介護予防サポーター養成による健康づくりを兼ねたボランティア活動を推進します。また、地域の通いの場に「介護予防サポーター」を派遣し、自主的な介護予防活動を支援します。	高齢者福祉課	継続
	86	元気高齢者施設の取組 地域コミュニティの拠点として、健康増進や生きがい活動を行う「いきいきプラザ」や「ゆうゆう館」において、生きがい・居場所づくりを推進します。	高齢者福祉課	継続
	87	ふれあい給食 地域の高齢者と保育園児と一緒に食事をし、交流する機会を設けます。	高齢者福祉課	継続
	88	墨田区シルバー人材センター事業 高齢者が会員となり、働くことを通じて高齢者の生きがいと健康づくりを進めます。	高齢者福祉課 墨田区シルバー人材センター	継続
	89	高齢者支援総合センター 高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、総合相談、権利擁護、ケアマネジメント等を通じて、区内8か所の高齢者支援総合センターで高齢者を支援します。	高齢者福祉課	継続
	90	高齢者みまもり相談室 孤立しがちなひとり暮らし高齢者等を見守り、社会資源と結びつけるなどの見守りネットワークの構築を推進します。	高齢者福祉課	継続
	91	高齢者見守りネットワーク ひとり暮らしの高齢者等が孤立することなく、住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、見守り協力員が安否確認や孤独感の軽減を図ります。また、見守り協力員にゲートキーパーの視点を持つための研修等を行います。	高齢者福祉課	継続
	92	ふれあい訪問事業 墨田区高齢者相談員がひとり暮らしの高齢者等を訪問し、不安や困りごとなどを聴き取り、必要に応じて関係機関につなぎます。	高齢者福祉課	継続
	93	高齢者配食みまもりサービス事業 ひとり暮らしの高齢者等に対し、定期的に食事を配達する中で、高齢者の健康保持や安否確認を行うとともに、地域の専門機関等との連携を図ります。	高齢者福祉課	継続

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
	94	高齢者民間救急通報システム ひとり暮らしの高齢者等が、家庭内で急病等の緊急事態に陥った際に、通報ボタンを押すことで、看護師等の専門スタッフが状況を把握して、救急搬送の手続きを行います。また、スタッフによる定期的な安否確認や24時間対応の健康相談を行うことで、高齢者の不安を解消します。	高齢者福祉課	継続
	95	認知症ケア推進事業 認知症の人や、その介護者向けのカフェ事業を行い、地域住民の認知症に対する理解を深めるとともに、認知症の人や介護者に地域の中での居場所を提供し、介護負担の軽減を図ります。	高齢者福祉課	継続
	96	認知症オレンジサポート事業 認知症を正しく理解し、地域の中で認知症の高齢者を支えるために、「認知症サポーター」を養成します。	高齢者福祉課	継続
	97	家族介護等支援事業（すみだホットカフェ） 男性介護者教室・認知症家族介護者教室の開催等に加え、地域主体で介護者同士の交流や情報交換を行う「すみだホットカフェ」の運営支援を行います。	高齢者福祉課	継続
	98	シルバーピアの提供 高齢者が安心して住まう集合住宅（シルバーピア）を提供し、住み込みの生活援助員を配置することで、生活の安定を図ります。	住宅課	継続
	99	ふれあい収集 高齢者のみの世帯または障害者のみの世帯を対象に収集職員が自宅を訪問して、ごみを収集します。この収集活動が安否確認となり、高齢者みまもり相談室等と連携しながら、対象者を支援します。	すみだ清掃事務所	継続

重点施策3：経済・生活への不安に対する支援

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
(1) 生活困窮予防 と支援	100	就労支援事業 「就職支援コーナーすみだ」において、専門相談員が被保護者の就職活動を支援します。	経営支援課 ハローワーク墨田 生活福祉課	継続
	101	生活困窮者自立支援事業 生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階での自立支援を強化するため、自立相談支援、学習支援、就労準備支援、住居確保給付金の支給等の寄り添い支援を行います。	地域福祉課	継続
	102	くらし・しごと相談室 様々な理由から生活に困っている人について、相談支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	地域福祉課	継続
	103	ホームレス応急保護事業 住居をなくしたために路上生活を余儀なくされている人に対して、住居の安定が図られるまでの短期間、宿泊保護を行います。	生活福祉課	継続
	104	居住生活移行支援・被保護者自立生活支援事業 元住所不定の被保護者が、アパートに入居する際の不動産手続の補助や、安定した居宅生活を送るための支援を行います。	生活福祉課	継続
	105	被保護者社会参加促進事業 働くことに不安があり就労することが困難な被保護者に、ボランティア活動、就労体験等を通じて、就労に対する動機付けを行い、就労につなぐ支援を行います。	生活福祉課	継続
	106	生活保護に関する相談・調査・支援業務 生活に困窮している人が最低限度の生活を維持するために、生活保護法に基づく保護を実施します。申請の中で、問題解決のための相談を行い、生活の安定を支援します。	生活福祉課	継続

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
	107	区営住宅の提供 「墨田区営住宅条例」に基づき、住宅に困窮する低所得者世帯に対して、区営住宅を提供し、適正に維持管理することで、入居者の住生活の安定を図ります。	住宅課	継続
	108	住宅のあっせん 立ち退き等を求められた高齢者等に対して、不動産協会の協力により、住宅のあっせんを行い、生活の安定を支援します。	住宅課	継続
	109	すみだすまい安心ネットワーク事業 高齢者や障害者、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を要する方の居住の安定を確保するため、不動産事業者等と連携し、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。	住宅課	継続
(2) 経営に 関する支援	110	すみだビジネスサポートセンター 経営全般に関する相談を受け付けており、相談内容に応じて適切な関係機関を紹介します。	経営支援課	継続
	111	フロンティアすみだ塾（後継者ビジネススクール） 区内中小企業の後継者・若手経営者が、相互に経営に関する課題や悩み等を相談・共有できるネットワークを構築します。また、相談窓口案内リーフレットを配布するなど情報提供を行います。	経営支援課	継続

生きる支援の関連施策

取組・内容及び事業計画

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
生きる支援の 関連施策	112	地域活動支援センター I 型事業 精神障害者の日常生活支援や個別相談、地域交流活動を行い、精神障害者の社会復帰を支援します。また、若者への支援など事業所毎に特色ある事業を展開します。	保健予防課	充実
	113	高次脳機能障害相談支援事業 障害についての理解が十分に得られていない高次脳機能障害の方と家族を支えるため、本人、家族が相談できる場所をつくります。	保健予防課	継続
	114	エイズ対策 HIV及び性感染症の検査・相談を無料・匿名で実施しています。感染者に対する偏見や差別を解消し、感染予防を適切に行えるよう普及啓発を行います。	保健予防課	継続
	115	すみだタウンミーティング事業 区民が区長と直接対話できる場を設ける「すみだタウンミーティング」事業において、自殺対策の取組について情報提供等を行います。	地域活動推進課	継続
	116	コミュニティ懇談会 区と町会・自治会が情報交換等を行うコミュニティ懇談会において、自殺対策の取組等について情報提供を行います。	地域活動推進課	継続
	117	地域プラザにおける事業 専門家による「健康相談」や「子育て相談」事業等を実施することで、高齢者や子育て世代等が気軽に相談することのできる機会を設けます。	地域活動推進課	継続
	118	小災害り災者応急援護事業 災害救助法の適用に至らない災害（火災・風水害）によって被害を受けた区民に対し、応急的な援助を行います。	地域福祉課	継続
	119	ふれあいサロン 地域住民の孤立の解消などを目的に、身近な地域の交流の場づくりを行います。	地域福祉課 墨田区社会福祉協議会	継続
	120	小地域福祉活動 地域単位で、高齢者等の世帯への戸別訪問や声かけ、見守り活動、簡単な家事援助など、それぞれの地域に合った活動で支え合います。	地域福祉課 墨田区社会福祉協議会	継続

取組の方向性	施策番号	取組・内容	担当	事業計画
	121	中国残留邦人等支援事業 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づき、中国残留邦人等とその配偶者の生活を支援します。	生活福祉課	継続
	122	障害者虐待防止センター 障害者虐待に関する通報または届出の受理及び虐待を受けた障害者の相談・保護等の支援を行います。	障害者福祉課	継続
	123	理美容業組合等との連携 理美容業組合等の区民生活に近い業界団体の関係者を対象にゲートキーパー研修等を実施し、地域での自殺対策に対する理解の促進と、リスクをかかえる区民の早期発見・対応を図ります。また、啓発媒体の配布や掲出など、区民への情報提供の協力を得ます。	生活衛生課	継続
	124	在宅緩和ケア事業 緩和ケアに関して患者や家族が相談できる場所をつくるとともに、地域のがんや緩和ケアに関する関係機関の連携促進を図ります。	健康推進課	継続
	125	がんに関する相談支援体制の充実 保健所による健康相談を行うとともに、ほかの支援機関と連携した相談対応を行います。	健康推進課	継続
	126	食育推進事業 関係各課や地域関係者と協力して、食料の生産から消費に至るまでの食に関する理解を深め、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐむ機会を設けます。	健康推進課 学務課	継続
	127	避難所の運営・管理 災害関連死への対策として、「墨田区職員災害対策マニュアル」において、巡回活動・相談体制の整備を区の業務として位置付け、避難者へのメンタルケアを行います。	防災課	継続
	128	安全・安心まちづくり推進事業 住民が、生命や日常生活を脅かす犯罪の被害者になることを防ぐため、安全・安心施策を進めます。	安全支援課	継続
	129	土木施設監察 区が管理する公園や河川区域等の土木施設を良好に使用するため、定期的にパトロールを実施します。迷惑行為をしている場合は声かけをし、支援が必要な方は関係機関につなぎます。また、巡回職員に対して自殺リスクの気づきや対応方法を学ぶ機会を設けます。	土木管理課	継続
	130	公園・こども広場維持管理 公園、児童遊園及びこども広場を、安全で快適な状態に維持するために実施する清掃・除草・施設点検等を行う際、周辺状況に気を配るよう指導していきます。	公園課	継続
	131	公害防止指導 公害発生防止指導の中で、公害苦情の申出があった際には、原因者に対し指導を行うとともに、苦情の申立者の中にはこころの悩みをかかえる人も見受けられるため、適切な関連機関につないだり、相談窓口案内リーフレットを配布したりします。	環境保全課	継続
	132	すみだ教室 義務教育を修了した区内在住・在勤の知的障害者を対象に、仲間づくりや余暇を有効に利用することを目的として、グループ活動やクラブ活動のほか、宿泊研修や地元町会との交流、近隣区との合同レクリエーションを実施しています。	地域教育支援課	継続

資料編

1 計画策定に係る体制及び検討過程

(1) すみだ健康づくり総合計画基礎調査策定部会

① 基礎調査策定部会委員名簿（※敬称略）

分野	所属・役職名	氏名	
学識経験者	帝京大学大学院公衆衛生学研究科長・教授	福田 吉治	
所属・役職名			
保健衛生担当部長（墨田区保健所長）			
保健衛生担当次長			
保健計画課 （事務局）	保健計画課長	保健予防課	保健予防課長
	保健計画担当		感染症係長
	データ活用推進担当 （保健師、事務）		保健予防係長
生活衛生課	生活衛生課長	健康推進課	健康推進課長
	生活環境係長		保健衛生担当副参事 （母子健康づくり担当）
	食品衛生係長	指導室	地域保健担当 （保健師、事務）
			指導室長

② 基礎調査作業部会委員名簿

所属・役職名			
保健計画課 （事務局）	保健計画課長	保健予防課	保健予防係
	データ活用推進担当 （保健師、事務）	健康推進課	地域保健担当 （保健師、栄養士、 歯科衛生士、事務）
生活衛生課	食品衛生係		
保健予防課	感染症係	指導室	指導主事

③ 検討過程

		開催年月日	テーマ
第1回	策定部会	2024（令和6）年 5月30日	○すみだ健康づくり総合計画策定について ○すみだ健康づくり総合計画基礎調査について
	作業部会		
第2回	作業部会	2024（令和6）年 6月20日	○基礎調査内容の検討
	策定部会	2024（令和6）年 7月18日	○基礎調査内容について ○区民の健康づくり総合計画基礎調査の流れ
第3回	策定部会	2025（令和7）年 1月16日	○基礎調査結果報告 ○課題の共有

(2) すみだ健康づくり総合計画策定部会

① すみだ健康づくり総合計画策定部会委員名簿（※敬称略）

◎ = 部会長 ○ = 副部会長

分野	所属・役職名	氏名
外部関係者	帝京大学大学院公衆衛生学研究科長・教授	福田 吉治
	帝京大学大学院公衆衛生学研究科 教授	高橋 宗康
	千葉大学予防医学センター 准教授	花里 真道
	公益社団法人 墨田区医師会 会長	山室 学
	公益社団法人 東京都向島歯科医師会 理事	田村 昌平
	一般社団法人 東京都本所歯科医師会 会長	松田 浩
	一般社団法人 墨田区薬剤師会 理事	月村 庄一
	愛育クリニック周産期メンタルヘルス科 愛育産後ケア子育てステーション 副所長	齋藤 知見
	アサヒグループジャパン株式会社 Well-being推進部 健康支援センター 副所長	米澤 範治
	すみだ地域栄養ネットワーク副会長 栄養士	里見 真悟
庁内関係者	◎保健衛生部長（墨田区保健所長）	
	○保健衛生部（墨田区保健所）次長	
	保健計画課長	
	保健予防課長	
	健康推進課長	
	保健衛生部副参事（母子健康づくり担当）	
	企画経営室政策担当	
	【作業部会①】健康づくり・疾病予防部会	
	【作業部会②】親と子の健康づくり部会	
	【作業部会③】地域共生・多様な主体による健康づくり部会	
【作業部会④】安全・安心な保健・医療体制部会		

② 検討過程

回数	開催年月日	検討内容
第1回	2025（令和7）年 4月14日	○「健康づくりの動向」～「健康日本21」「東京都健康推進プラン21」を踏まえて（講義） ＜講師＞帝京大学大学院公衆衛生学研究科長・教授 福田 吉治氏 ○墨田区の健康課題について ○すみだ健康づくり総合計画策定について
第2回	2025（令和7）年 11月11日	○すみだ健康づくり総合計画（案）について
第3回	2026（令和8）年 2月10日	○パブリックコメント実施結果 ○すみだ健康づくり総合計画について

(3) すみだ健康づくり総合計画策定作業部会

① すみだ健康づくり総合計画策定部会各作業部会委員名簿

◎ = 部会長 ○ = 副部会長

■ 作業部会 I 「健康づくり・疾病予防部会」

所属・役職名	
◎健康推進課長 ○保健衛生部副参事 (母子健康づくり担当)	国保年金課 こくほ庶務係
	国保年金課 長寿医療（後期高齢者医療）資格・給付担当
	スポーツ振興課 スポーツ振興担当
	生活福祉課 医療係
	高齢者福祉課 地域支援係
	保健予防課 医務主査
	健康推進課 地域保健担当 (栄養士、歯科衛生士、事務)

■ 作業部会 II 「親と子の健康づくり部会」

所属・役職名	
◎保健衛生部副参事 (母子健康づくり担当) ○健康推進課長	健康推進課 母子健康づくり担当
	健康推進課 地域保健担当 (保健師、歯科衛生士)
	子育て支援総合センター 子育て事業担当
	子育て支援総合センター 子ども・家庭支援連携担当
	学務課 給食保健担当
	指導室 指導主事

■ 作業部会 III 「地域共生・多様な主体による健康づくり部会」

所属・役職名	
◎保健予防課長 ○健康推進課長	経営支援課 経営支援担当
	地域活動推進課 地域活動推進担当
	地域福祉課 生活支援・相談支援担当
	障害者福祉課 庶務係
	高齢者福祉課 地域支援係
	保健予防課 保健予防係
	健康推進課 地域保健担当 (保健師、事務)

■ 作業部会 IV 「安全・安心な保健・医療体制部会」

所属・役職名	
◎生活衛生課 保健衛生部(墨田区保健所)次長 (生活衛生課長事務取扱) ○保健計画課長 ○保健予防課長	保健計画課 保健計画担当
	生活衛生課 生活環境係
	生活衛生課 食品衛生係
	保健予防課 感染症係
	保健予防課 保健予防係
	防災課 防災係
	安全支援課 安全支援・空き家対策係
	道路・橋りょう課 計画調整担当
	公園課 計画調整担当
	環境保全課 環境管理担当

② 検討過程

回数	開催年月日	部会	検討内容
第1回	2025（令和7）年 5月20日	健康づくり・疾病予防部会	<ul style="list-style-type: none"> ○計画の体系、基本目標の課題・考え方 ○各事業の進捗状況とアウトプット、アウトカム指標について ○各取組の評価・課題 ○10年後のめざす姿と新たな取組 ○ロジックモデルの確認
	2025（令和7）年 5月21日	親と子の健康づくり部会	
	2025（令和7）年 5月26日	地域共生・多様な主体による健康づくり部会	
	2025（令和7）年 5月28日	安全・安心な保健・医療体制部会	
第2回	2025（令和7）年 7月16日	健康づくり・疾病予防部会	<ul style="list-style-type: none"> ○次期計画の体系案について ○新規事業について ○ロジックモデルの確認
	2025（令和7）年 7月18日	親と子の健康づくり部会	
	2025（令和7）年 7月22日	安全・安心な保健・医療体制部会	
	2025（令和7）年 7月25日	地域共生・多様な主体による健康づくり部会	

(4) 墨田区自殺対策ネットワーク会議

① 墨田区自殺対策ネットワーク会議委員名簿（※敬称略）

分野	所属・役職名	氏名
医療・保健・福祉	公益社団法人 墨田区医師会（内科医）	石橋 励
	公益社団法人 墨田区医師会（精神科医）	窪田 彰
	公益社団法人 東京都向島歯科医師会 副会長	田中 宏昌
	一般社団法人 東京都本所歯科医師会 副会長	武井 和彦
	一般社団法人 墨田区薬剤師会 理事	尾之内 基寛
	東京都立墨東病院精神科 医員	窪田 悠希
	東京都立墨東病院患者・地域支援センター	栗原 優 長谷川 園恵
	医療法人社団草思会 錦糸町クボタクリニック 地域ケア部長 錦糸町相談支援センター 所長	東 健太郎
東京都訪問看護ステーション協会 墨田支部会長	椎名 美恵子	
弁護士	東京東部法律事務所 弁護士	中村 悦子 大江 京子
商工関係者	東京商工会議所墨田支部 事務局長	清水 竜
民生・児童委員	墨田区民生委員・児童委員協議会 第二地区副会長	遠上 佐智恵
保健衛生協力員	向島保健衛生協力員会 副会長	金子 康治
	本所保健衛生協力員会 会長	杉山 達雄
関係行政機関	警視庁向島警察署生活安全課防犯係 主任	岩村 岳豪
	警視庁本所警察署生活安全課 防犯係長	金澤 勝明
	東京消防庁向島消防署警防課救急係 救急技術担当係長	岡田 知己
	東京消防庁本所消防署警防課 救急係長	時田 昌彦
	向島労働基準監督署 副署長	関和 慎一
	墨田公共職業安定所 専門援助第一部門 統括職業指導官	日比 真一
	江東児童相談所 相談援助課長	森下 喜紹
	東京都立精神保健福祉センター 所長	石黒 雅浩
	墨田区立桜堤中学校 校長	吉岡 大司
	むこうじま高齢者支援総合センター センター長	横山 和範
区職員	保健衛生部長（墨田区保健所長）	
	保健衛生部健康推進課 地域保健担当（保健師）	

② 検討過程

回数	開催年月日	検討内容
第1回	2025（令和7）年 7月23日	○墨田区の自殺の現状 ○墨田区自殺対策計画進捗状況、令和7年度の主な取組について ○墨田区自殺対策計画（第2次）の策定について ○各関係機関の取組について ○ゲートキーパー研修について
第2回	2025（令和7）年 11月12日	○墨田区自殺対策計画（第2次）（案）について ○自殺未遂者への支援について（講義） <講師> 特定非営利活動法人 メンタルケア協議会副理事長 西村 由紀氏
第3回	2026（令和8）年 2月18日	○墨田区自殺対策計画（第2次）について ○各関係機関の取組及び自殺対策に必要な取組について

(5) 墨田区自殺対策庁内ネットワーク会議

① 墨田区自殺対策庁内ネットワーク会議委員名簿

所属			
広報広聴担当	広聴・区政情報担当	生活福祉課	保護第六係
職員課	人事係	障害者福祉課	障害者相談係
すみだ人権同和・男女共同参画事務所	人権同和担当	介護保険課	資格・保険料担当
窓口課	庶務係	高齢者福祉課	地域支援係
国保年金課	こくほ保険料係	健康推進課	地域保健担当
税務課	納税係	子育て支援課	児童手当・医療助成係
経営支援課	経営支援担当	子育て支援総合センター	子ども相談担当
産業振興課	産業振興担当	指導室	指導主事
地域福祉課	地域福祉担当	地域教育支援課	地域教育支援担当
	生活支援・相談支援担当		

② 検討過程

回数	開催年月日	検討内容
第1回	2025（令和7）年 5月14日	<ul style="list-style-type: none"> ○墨田区の自殺の現状 ○墨田区自殺対策計画進捗状況について ○墨田区自殺対策計画（第2次）の策定に向けて ○各課の取り組み状況と課題について ○ゲートキーパー研修について
第2回	2025（令和7）年 7月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○自殺対策基本法改正について ○墨田区自殺対策計画（第2次）（案）の検討
第3回	2025（令和7）年 11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ○墨田区自殺対策計画（第2次）（案）について

(6) 健康づくり推進本部・幹事会

① 健康づくり推進本部名簿

◎ = 本部長 ○ = 副本部長

役職・所属名	
◎区長	保健衛生部（墨田区保健所）次長
○副区長	子ども・子育て支援部長
教育長	都市計画部長
企画経営室長	都市計画部参事（都市計画課長事務取扱）
企画経営室参事（行政経営担当課長事務取扱）	都市計画部参事（公共交通担当）（都市計画課長事務取扱）
ファシリティマネジメント担当部長	危機管理担当部長
総務部長	都市整備部長
総務部参事（総務課長事務取扱）	立体化・まちづくり推進担当部長
区民部長	資源環境部長
地域力支援部長	会計管理者
地域力支援部参事（地域活動推進課長事務取扱）	区議会事務局長
産業観光部長	選挙管理委員会事務局長
福祉部長	監査委員事務局長
福祉部参事（地域福祉課長事務取扱）	教育委員会事務局次長
保健衛生部長（墨田区保健所長）	

② 健康づくり推進本部幹事会名簿

所属・役職名	
政策担当課長	福祉部副参事（相談支援担当）
広報広聴担当課長	保健計画課長
ICT推進担当課長	生活衛生課長（保健衛生部次長事務取扱）
企画経営室副参事（公民学連携担当）	保健予防課長
財産管理課長（ファシリティマネジメント担当部長事務取扱）	健康推進課長
総務課長（総務部参事事務取扱）	保健衛生部副参事（母子健康づくり担当）
職員課長	子育て支援課長
すみだ人権同和・男女共同参画事務所長	子育て政策課長
窓口課長	子ども施設課長
国保年金課長	子育て支援総合センター館長
税務課長	都市計画課長（都市計画部参事事務取扱）
地域活動推進課長（地域力支援部参事事務取扱）	防災課長
スポーツ振興課長	安全支援課長
経営支援課長	都市整備課長
産業振興課長	道路・橋りょう課長
地域福祉課長（福祉部参事事務取扱）	公園課長
生活福祉課長	環境保全課長
障害者福祉課長	学務課長
介護保険課長	指導室長
高齢者福祉課長	地域教育支援課長
福祉部副参事（地域包括ケア推進担当）	

③ 推進本部

回数	開催年月日	検討内容
第1回	2025（令和7）年 7月20日	○すみだ健康づくり総合計画の進捗状況について ○すみだ健康づくり総合計画の策定について
第2回	2025（令和7）年 11月11日	○すみだ健康づくり総合計画（案）について
第3回	2026（令和8）年 2月4日	○パブリックコメントの実施結果 ○すみだ健康づくり総合計画について

④ 幹事会

回数	開催年月日	検討内容
第1回	2025（令和7）年 7月15日	○すみだ健康づくり総合計画の進捗状況について ○すみだ健康づくり総合計画の策定について
第2回	2025（令和7）年 11月5日	○すみだ健康づくり総合計画（案）について
第3回	2026（令和8）年 1月27日	○パブリックコメントの実施結果 ○すみだ健康づくり総合計画について

(7) 墨田区保健衛生協議会

① 墨田区保健衛生協議会委員名簿（※敬称略）

◎ = 部会長 ○ = 副部会長（令和7年12月5日現在）

役務	所属・役職名	氏名
◎	公益財団法人 東京都結核予防会 理事長	笹井 敬子
○	帝京大学大学院公衆衛生学研究科長・教授	福田 吉治
	墨田区議会議長	佐藤 篤
	公益社団法人 墨田区医師会 会長	山室 学
	公益社団法人 東京都向島歯科医師会 会長	稜川 雅彦
	一般社団法人 東京都本所歯科医師会 会長	松田 浩
	一般社団法人 墨田区薬剤師会 会長	浅尾 一夫
	東京都リハビリテーション病院 院長	新井 康久
	地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立墨東病院 院長	足立 健介
	公益社団法人 東京都獣医師会 墨田支部長	植谷 幸
	墨田区商店街連合会 会長	山田 昇
	花王株式会社 研究開発部門特命エキスパート	桂木 能久
	墨田区環境衛生協会 会長	松寿 昇
	墨田区食品衛生協会 会長	大橋 行
	墨田区精神障害者家族会 会長	三浦 八重子
	社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会 副会長	高木 恒子
	墨田区障害者団体連合会 会長	庄司 道子
	本所保健衛生協力員会 会長	杉山 達雄
	墨田区ラジオ体操連盟会長 健康運動指導士	岩田 道子
	墨田区民生委員・児童委員協議会 会長（12月5日就任）	齋藤 正樹
	墨田区民生委員・児童委員協議会 会長（12月5日退任）	鎌形 由美子
	墨田区立小学校PTA協議会 会長	橋本 亮
	向島労働基準監督署長	後藤 克巳
	東京都江東児童相談所長	栗原 博
	墨田区立菊川小学校 校長	谷澤 あゆみ
	墨田区立墨田中学校 校長	小出 和正
	本所警察署長	柴田 正
	向島消防署長	勇勢 欣一郎
	墨田区 福祉部長	浮田 康宏
	墨田区 保健衛生部長（墨田区保健所長）	渡瀬 博俊
	墨田区 子ども・子育て支援部長	高橋 義之

② 検討過程

回数	開催年月日	検討内容
第1回	2025（令和7）年 8月4日	○すみだ健康づくり総合計画・墨田区自殺対策計画の事業実績及び事業計画について ○すみだ健康づくり総合計画策定について ○その他
第2回	2025（令和7）年 12月24日	○「すみだ健康づくり総合計画」（案）について
第3回	2026（令和8）年 2月13日	○パブリックコメントの実施結果 ○すみだ健康づくり総合計画

2 墨田区健康づくり推進本部設置要綱

昭和58年5月17日
58墨保健発第162号

(設置)

第1条 区民の心身の健康を確保することによって、区民福祉の増進を図ることを目標として、区民の生涯を通じての健康づくりを総合的に推進するため、墨田区健康づくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 区民の健康づくり総合計画の作成及びその実施の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区民の健康づくりに関する施策の総合調整及びその施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を総括する。
- 3 副本部長は、副区長とし、本部長を補佐して、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、教育長及び部長（部長相当職を含む。）の職にあるものをもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、特に必要があると認めるときは、審議事項に関係のある職員に、本部会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる職にある者（以下「幹事」という。）をもって充てる。
- 3 幹事会は、本部会議の審議事項について調査検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議する。
- 4 幹事会は、効率的な運営を図るため必要と認めるときは、協議事項に関係のある幹事をもって開催することができる。

(書面及びオンラインによる審議)

第6条 前2条の規定にかかわらず、本部長が必要であると認めるときは、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）による審議（以下「書面会議」という。）及び映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による審議（以下「オンライン会議」という。）により本部会議及び幹事会を開催することができる。

- 2 本部長は、書面会議及びオンライン会議において、必要があると認めるときは、協議事項に関係のある職員を書面又はオンライン会議に参加させることにより意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 推進本部に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長のほか、必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、保健衛生部長とする。
- 4 事務局長は、本部長の命を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。
 - (1) 幹事会を招集し、これを主宰すること。
 - (2) 本部会議に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。
 - (3) その他本部長が必要と認める事項に関すること。
- 5 事務局長は、前項第2号及び第3号の事務を行うに当たって必要があると認めるときは、本部員、幹事その他当該事務に関係する職員に対して、資料の提出、報告その他必要な協力を求めることができる。
- 6 事務局長は、第4項第1号の規定により幹事会を招集するに当たって必要があると認めるときは、協議事項に関係のある職員に幹事会への出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、保健衛生部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和58年5月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表

墨田区健康づくり推進本部幹事

企画経営室 政策担当課長、広報広聴担当課長、ICT推進担当課長、企画経営室副参事（公民学連携担当）

企画経営室ファシリティマネジメント担当 財産管理課長

総務部 総務課長、職員課長、すみだ人権同和・男女共同参画事務所長

区民部 窓口課長、国保年金課長、税務課長

地域力支援部 地域活動推進課長、スポーツ振興課長

産業観光部 経営支援課長、産業振興課長

福祉部 地域福祉課長、生活福祉課長、障害者福祉課長、介護保険課長、高齢者福祉課長、福祉部副参事（地域包括ケア推進担当）、福祉部副参事（相談支援担当）

保健衛生部 保健計画課長、生活衛生課長、保健予防課長、健康推進課長、保健衛生部副参事（母子健康づくり担当）

子ども・子育て支援部 子育て支援課長、子育て政策課長、子ども施設課長、子育て支援総合センター館長

都市計画部 都市計画課長

都市計画部危機管理担当 防災課長、安全支援課長

都市整備部 都市整備課長、道路・橋りょう課長、公園課長

資源環境部 環境保全課長

教育委員会事務局 学務課長、指導室長、地域教育支援課長

3 墨田区保健衛生協議会条例

平成15年12月9日

条例第48号

墨田区保健所運営協議会条例(昭和50年墨田区条例第18号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 地域保健対策の円滑な実施及び区民の健康の増進の推進を図るため、墨田区保健衛生協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所管事項)

第2条 協議会は、次の事項を審議する。

- (1) 地域保健法(昭和22年法律第101号)第11条に規定する地域保健及び保健所の運営に関する事項
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する特定健康診査等実施計画、特定健康診査、特定保健指導及び後期高齢者医療の被保険者に係る保健事業に関する事項
- (3) 健康増進法(平成14年法律第103号)に規定する市町村健康増進計画、生活習慣相談等及び健康増進事業に関する事項
- (4) その他区長が必要と認める事項
(平18条58・平20条23・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次の者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他区長が適当と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、委嘱し、又は任命された時における前条第2項各号に掲げる身分を失ったときは、第1項の規定にかかわらず、委員の身分を失う。ただし、区長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

4 区長は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、協議会の意見を聴いて、委員を解任することができる。

(会長等)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長が定められていない場合は、区長が招集する。

(定足数及び表決)

第7条 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員(会長を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者で議事に関係があるものの会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを公開しないことができる。

(1) 墨田区情報公開条例(平成13年墨田区条例第3号)第6条各号に掲げる非公開情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(平20条23・一部改正)

(委員の守秘義務)

第10条 委員又は委員であった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(分科会)

第11条 特定の事項、専門的な事項等について調査検討するため、必要に応じて、協議会に分科会を置くことができる。

2 第3条第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず、分科会の委員の定数、任期等については、区長が別に定める。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、保健衛生部において処理する。

(令7条18・一部改正)

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成18年9月29日条例第58号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則(平成20年3月28日条例第23号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(令和7年3月28日条例第18号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

4 出典一覧

- ① 「健康」に関する区民アンケート調査
- ② 特定健康診査等実施状況に関する法定報告
- ③ 国保データベース（KDB）システム（5月集計分）
- ④ 人口動態統計により、区独自で算出
- ⑤ 福祉・衛生統計年報（東京都保健医療局）
- ⑥ がんに関する区民意識調査
- ⑦ 東京都ホームページ「受けよう！がん検診」
- ⑧ 栄養（野菜）摂取量調査
- ⑨ 区が実施する各健診・検診
- ⑩ 墨田区の福祉・保健
- ⑪ 乳児健診アンケート
- ⑫ 墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査
- ⑬ 乳児家庭全戸訪問事業実績報告
- ⑭ 1歳6か月児健診アンケート
- ⑮ 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査
- ⑯ 墨田区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- ⑰ 地域精神保健福祉資源データベース
- ⑱ 墨田区住民意識調査
- ⑲ 障害福祉総合計画
- ⑳ 高齢者福祉総合計画・介護保険事業計画
- ㉑ 所管データ
- ㉒ 東京の歯科保健
- ㉓ 警察庁自殺統計
- ㉔ 経済産業省ホームページ
- ㉕ 東京消防庁・救急活動の現況
- ㉖ 墨田区基本計画に係る区民アンケート調査
- ㉗ 東京都における結核の概況
- ㉘ 地域医療情報システム（日本医師会）

すみだ健康区宣言

わたくしたちは、だれもが、生涯にわたって心身の健康を保ち、いきいきと働き、学び、楽しく集い、憩える、明るい家庭と活気のあるまちの実現を願っています。

健康こそは、個人や家族にとっての幸せの源であり、社会を発展させる原動力です。

わたくしたちは、区民すべての健康づくりを推し進め、一人ひとりの健康と実り豊かで満足できる人生の実現をめざし、次のことを誓います。

- 1 わたくしたちは、健康な生活習慣を身につけ、自分の健康は自分で守り、自分でつくります。
- 2 わたくしたちは、病気の予防や早期発見、早期治療に努め、休息や睡眠をしっかり取り、健やかな生涯を築きます。
- 3 わたくしたちは、体力づくりに励み、生きがいづくり、文化活動に親しみ、豊かな活力を養います。
- 4 わたくしたちは、ふるさと墨田の自然環境を守り育て、美しく、住みよいまちをつくります。
- 5 わたくしたちは、家族や地域、人とのつながりを大切にし、ひとりで悩むことのない、思いやりと心のふれ合いのあるまちを、未来に引き継ぎます。

令和8年4月1日

すみだ健康づくり総合計画

ひと・まちつながり いきるを支える 墨田区自殺対策計画（第2次）

（令和8年度～令和17年度）

2026（令和8）年3月

【 発 行 】 墨田区

〒130-8628 墨田区横川五丁目7番4号

電話：03-5608-6189

【 編 集 】 墨田区保健衛生部保健計画課・保健予防課

【デザイン監修】 千葉大学デザイン・リサーチ・インスティテュート

ひと・まちつながりいきるを支える 墨田区自殺対策計画（第2次）
すみだ健康づくり総合計画

THE SUMIDA CITY COMPREHENSIVE HEALTH PROMOTION PLAN

発行
墨田区

-
編集

墨田区保健衛生部保健計画課・保健予防課

-
〒130 - 8628

東京都墨田区横川五丁目7番4号

電話
(03) 5608-6189

デザイン監修 千葉大学デザイン・リサーチ・インスティテュート

令和8年3月



ひと、つながる。
墨田区